

第百四十五回国会 衆議院 行政改革に関する特別委員会議録 第三号(その一)

平成十一年五月十九日(水曜日)

午前九時十五分開議

出席委員

委員長 高島 修君

理事 伊吹 文明君 理事 岩永 峯一君

理事 虎島 和夫君 理事 山口 俊一君

理事 小林 守君 理事 田中 慶秋君

理事 若松 謙維君 理事 中井 洽君

理事 岩下 栄一君 理事 衛藤 晟一君

大野 松茂君 金田 英行君

熊谷 市雄君 倉成 正和君

河本 三郎君 砂田 圭佑君

谷 洋一君 中野 正志君

牧野 隆守君 松本 和那君

水野 賢一君 宮腰 光寛君

宮島 大典君 宮本 一三君

山本 幸三君 渡辺 博道君

石毛 鏡子君 岩國 哲人君

中川 正春君 中桐 伸五君

平野 博文君 藤田 幸久君

石垣 一夫君 佐藤 茂樹君

並木 正芳君 榊屋 敬悟君

一川 保夫君 小池 百合子君

三沢 淳君 春名 真章君

平賀 高成君 松本 善明君

島山健治郎君 深田 肇君

出席國務大臣

(國務大臣) 太田 誠一君

出席府府委員

内閣審議官 河野 昭君

兼中央省庁等改革推進本部事務局長

内閣審議官 松田 隆利君

兼中央省庁等改革推進本部事務局長

委員外の出席者

衆議院調査局長 鈴木 明夫君
三特別調査室長

委員の異動

五月十九日

辞任

小野寺五典君

戸井田 徹君

山本 謙司君

西川太一郎君

同日

辞任

宮腰 光寛君

渡辺 博道君

石毛 鏡子君

一川 保夫君

補欠選任

宮腰 光寛君

渡辺 博道君

石毛 鏡子君

一川 保夫君

補欠選任

小野寺五典君

戸井田 徹君

山本 謙司君

西川太一郎君

本日の会議に付した案件

内閣法の一部を改正する法律案(内閣提出第九六号)

内閣府設置法案(内閣提出第九七号)

国家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出第九八号)

郵政事業庁設置法案(内閣提出第九九号)

法務省設置法案(内閣提出第一〇〇号)

外務省設置法案(内閣提出第一〇二号)

財務省設置法案(内閣提出第一〇三号)

文部科学省設置法案(内閣提出第一〇四号)

厚生労働省設置法案(内閣提出第一〇五号)

農林水産省設置法案(内閣提出第一〇六号)

経済産業省設置法案(内閣提出第一〇七号)

国土交通省設置法案(内閣提出第一〇八号)

環境省設置法案(内閣提出第一〇九号)

中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第一〇〇号) 独立行政法人通則法案(内閣提出第一〇二号) 独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出第一二二号)

○高島委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、内閣法の一部を改正する法律案、内閣府設置法案、国家行政組織法の一部を改正する法律案、総務省設置法案、郵政事業庁設置法案、法務省設置法案、外務省設置法案、財務省設置法案、文部科学省設置法案、厚生労働省設置法案、農林水産省設置法案、経済産業省設置法案、国土交通省設置法案、環境省設置法案、中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律案、独立行政法人通則法案及び独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の各案を一括して議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。太田総務庁長官。

内閣法の一部を改正する法律案

内閣府設置法案

国家行政組織法の一部を改正する法律案

郵政事業庁設置法案

法務省設置法案

外務省設置法案

財務省設置法案

文部科学省設置法案

厚生労働省設置法案

農林水産省設置法案

経済産業省設置法案

国土交通省設置法案

環境省設置法案

中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律案

独立行政法人通則法案

独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

(本号(その二)に掲載)

○太田國務大臣 ただいま議題となりました内閣法の一部を改正する法律案外十六件の中央省庁等改革関連法律案について、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

本法律案は、さきに国会で成立した中央省庁等改革基本法にのっとりて立案したものであります。

提案理由の第一は、内閣機能の強化とそれを通じた政治主導の強化であります。主権者である国民の信託に基づいて国会が指名する内閣総理大臣及び内閣総理大臣が任命する國務大臣が、それぞれ内閣全体及び行政各部を実際にリードする環境を整備するものであります。

提案理由の第二は、府省の再編成と行政の整合性の確保であります。いわゆる縦割り行政の弊害を排し、その時々々の政策課題に柔軟かつ整合的に対応できるように、権限ではなく、行政の目的である任務を基軸として、府省を大きくくり再編成することといたしております。また、新たに編成された府省間で互いの政策を協議する政策調整の制度を設けることといたしております。

提案理由の第三は、行政のスリム化であります。府省の再編成にあわせて機能を削減し、行政の事務の減量化を図ることといたしております。提案理由の第四は、行政の透明化及び効率化であります。国の機関の独立行政法人化を行うこと等により、行政の透明化及び効率化を図ることと

いたしております。

以上述べました提案理由に即して順次法律案の概要を御説明申し上げます。

提案理由の第一、内閣機能の強化に關しましては、まず、内閣法の一部を改正する法律案によりまして、主権者である国民の信託に基づき国会が内閣総理大臣を指名し、内閣総理大臣及び内閣総理大臣が任命する國務大臣をもって組織する内閣に行政権が属するという国民主権の理念ののちとつた我が国の行政のあり方を明らかにするとともに、閣議における内閣総理大臣の發議権を明記し、それを裏づけるため、内閣官房の重要政策に關する企画立案の機能を明確にし、あわせて、内閣官房副長官等に加えて新たに設置する内閣官房副長官補を内閣総理大臣の直接選任による特別職とすることとしたしております。

さらに、内閣府設置法案、国家行政組織法の一部を改正する法律案及び中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律案により、内閣官房を助ける内閣府にも重要政策に關する企画立案の機能を与えることとするともに、各府省に、政治任用となる副大臣及び政務官を設置して、大臣のリーダーシップを補佐する体制を整備し、各省等設置法案及び中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律案により、政策審議機能を有する審議会及びその委員を約六分の一に整理して、政策の決定は内閣総理大臣と國務大臣の責任で行うことを明確にすることとしたしております。

提案理由の第二、府省の再編成及び行政の整合性の確保に關しましては、内閣府設置法案により、内閣府には、政府全体の施策の統一を図る観点から、各省庁に対する総合調整を行う機能を与え、強力な調整権限を持つ特命担当大臣や重要政策に關する会議等を置くこととしたしております。あわせて、内閣府には、国家行政組織法は適用しないこととしたしております。

次に、国家行政組織法の一部改正法案により、内閣の統括のもとに行政事務をつかさどる行政機

関は、任務を基軸として、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省の十省に再編成し、各省庁は政策調整をしなければならぬこととし、政策調整を円滑に進めるための手続を定めるとともに、各省庁の政策評価機能を強化することとしたしております。また、実施庁の組織編成の弾力化を図るとともに、各省庁に局長に準ずる新たな職等を置くことができることとする。ことにより、機構を固定化することなく、内外の環境変化に対応できるようにすることとしたしております。

次に、総務省設置法外十件の各省庁設置法案により、各省庁の任務及びそれを達成するために必要な所掌事務並びに各省庁に置かれる職、機関及び外局について定めております。また、広範な裁量権限の根拠となつてゐるのではないかと疑念を抱かれる権限規定については、これを廃止してあります。

国家公安委員会、防衛庁、金融庁等の各府省の外局に關する法律については、中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律案によつて、それぞれ任務及び所掌事務等を定めてあります。

各府省の任務の概要について御説明申し上げます。

内閣府は、内閣の重要政策に關する内閣の事務を助けること、並びに皇室、榮典及び公式制度に關する事務その他の国として行うべき事務の適切な遂行、男女共同参画社会の形成の促進、消費生活及び市民活動に關する施策を中心とした国民生活の安定及び向上、沖縄の振興及び開発、北方領土問題の解決の促進、災害からの国民の保護、国の治安の確保、国の防衛を通じた国の安全の確保、金融の適切な機能の確保等を任務とすることとしたしております。

総務省は、行政の基本的な制度の管理及び運営を通じた行政の総合的かつ効率的な実施の確保、地方自治の本旨の実現及び民主政治の基盤の確

立、自立的な地域社会の形成、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡協調、情報の電磁的方式による適正かつ円滑な流通の確保及び増進、電波の公平かつ能率的な利用の確保及び増進、郵政事業の合理的かつ能率的な経営を図ること等を任務といたしております。

法務省は、基本法制の維持及び整備、法秩序の維持、国民の権利擁護を図ること等を任務といたしております。

外務省は、平和で安全な国際社会の維持に寄与するとともに、良好な国際環境の整備を図ること、調和ある対外関係を維持し発展させつつ、国際社会における日本国及び日本国民の利益の増進を図ることを任務といたしております。

財務省は、健全な財政の確保、通貨に対する信頼の維持及び外国為替の安定の確保を図ること等を任務といたしております。

文部科学省は、教育の振興等を中核とした豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成、学術、スポーツ及び文化の振興並びに科学技術の総合的な振興を図ること等を任務といたしております。

厚生労働省は、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進並びに労働条件その他の労働者の働く環境の整備及び職業の確保を図り、並びに引き揚げ援護等を行うことを任務といたしております。

農林水産省は、食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、森林生産力の増進を図ること等を任務といたしております。

経済産業省は、民間の経済活力の向上及び対外経済関係の円滑な発展を中心とする経済及び産業の発展並びにエネルギー等の安定的かつ効率的な供給の確保を図ることを任務といたしております。

国土交通省は、国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全、そのための社会資本の整合的な整備、交通政策の推進を図ること等を任務といたしております。

そして、環境省は、地球環境保全、公害防止、

自然保護等の環境の保全を図ることを任務といたしております。

このような府省の再編成を踏まえ、内閣法の一部改正法案によつて、國務大臣の数を十四人以内とし、特別に必要がある場合においては、三人を限度にその数を増加し、十七人以内とすることができるといたしております。

提案理由の第三、行政のスリム化に關しましては、内閣府設置法案、国家行政組織法の一部改正法案によつて、府省の再編成にあわせて、内閣府本府及び大臣庁の内部部局として置かれる官房及び局の数は、各省の内部部局として置かれる官房及び局の数と合わせて九十六以内とすることとしたしております。

これに加えて、既に述べた審議会の整理に伴つて、審議会の組織と運営に關する事務が削減されることとなります。

提案理由の第四、行政の透明化及び効率化に關しましては、独立行政法人通則法案及び独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に關する法律案により、国の立場から実施される必要がある事務事業であつて、民間にゆだねた場合には実施されないおそれがあるもの等であるが国がみずから主体となることを要しないものについて独立行政法人の制度を創設し、その会計は、企業会計原則によることを原則とし、その役員を業績によつては交代を行うことのできる特別職とし、その業務内容を積極的に開示するなど、民間の公開会社に準ずるような運営とすることによつて、透明性を確保し、適正さと効率性の双方の観点から、自主性を持った運営を基本としつつ、目標の設定とそれを達成する計画の管理を主務大臣が行うこととしたしております。

また、独立行政法人の業務の実績については、各府省に設けられる独立行政法人評価委員会の評価及び勧告を受けることとしてあります。

これに加え、独立行政法人通則法案及び総務省設置法案により、総務省に設置される第三者機関に、各府省による独立行政法人の評価の仕方それ

自体を評価する機能を付与し、国民の目に行政の実態がよく見えるように、一層の透明化を図ることにいたしております。

中央省庁等改革関連法律案の施行期日は、内閣法の一部を改正する法律案にあつては別に法律で定める日とし、その他にあつては、一部の事項を除き、内閣法の一部を改正する法律案の施行の日としております。

以上が内閣法の一部を改正する法律案外十六件の中央省庁等改革関連法律案の内容であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださるようお願いいたします。

○高島委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前九時二十八分散会

平成十一年五月二十四日印刷

平成十一年五月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D

衆議院 第百四十五回国会 行政改革に関する特別委員会議録 第三号(その二)

(本号(その一)参照)

内閣法の一部を改正する法律案

内閣法の一部を改正する法律

内閣法(昭和二十二年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「内閣は」の下に「、国民主権の理念にのっとり」を加え、同条に次の一項を加える。

2 内閣は、行政権の行使について、全国民を代表する議員からなる国会に対し連帯して責任を負う。

第二条第一項中「内閣は」の下に「国会の指名に基づいて任命された」を加え、「二十人以内」を「内閣総理大臣により任命された」に、「以て」を「もつて」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の國務大臣の数は、十四人以内とする。ただし、特別に必要がある場合においては、三人を限度にその数を増加し、十七人以内とすることが出来る。

第四条第二項に後段として次のように加える。この場合において、内閣総理大臣は、内閣の重要政策に関する基本的な方針その他の案件を發議することができる。

第十二条第二項を次のように改める。

内閣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 閣議事項の整理その他内閣の庶務

二 内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務

三 閣議に係る重要事項に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務

四 行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務

五 前三号に掲げるもののほか、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務

六 内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務

第十四条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 内閣官房副長官の任免は、天皇がこれを認証する。

第十八条を第二十三条とし、第十七条を第二十二条とし、第十六条を削り、第十五条第一項中「内閣総理大臣に」を「、内閣総理大臣に」に改め、「三人」及び「各一人」を削り、同条第二項中「前項を」第一項に、「掌りをつかさどる」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の秘書官の定数は、政令で定める。第十五条を第二十条とし、同条の次に次の一条を加える。

第二十一条 内閣官房に、内閣事務官その他所要の職員を置く。

2 内閣事務官は、命を受けて内閣官房の事務を整理する。

第十四条の四を削る。

第十四条の三第一項中「三人を」を「五人」に改め、同条第四項中「前条第三項を」を「第十五条第三項」に改め、同条を第十九条とする。

第十四条の二を第十五条とし、同条の次に次の三条を加える。

第十六条 内閣官房に、内閣官房副長官補三人を置く。

2 内閣官房副長官補は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、命を受けて内閣官房の事務(第十二条第二項第一号に掲げるもの並びに内閣広報官及び内閣情報官の所

掌に属するものを除く)を掌理する。

3 前条第三項から第五項までの規定は、内閣官房副長官補について準用する。

第十七条 内閣官房に、内閣広報官一人を置く。

2 内閣広報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務について必要な広報に関するものを掌理する。

3 第十五条第三項から第五項までの規定は、内閣広報官について準用する。

第十八条 内閣官房に、内閣情報官一人を置く。

2 内閣情報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、第十二条第二項第六号に掲げる事務を掌理する。

3 第十五条第三項から第五項までの規定は、内閣情報官について準用する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、別に法律で定める日から施行する。

の改正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

内閣府設置法案

内閣府設置法

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 内閣府の設置並びに任務及び所掌事務(第二条―第四条)

第三章 組織

第一節 通則(第五条)

第二節 内閣府の長及び内閣府に置かれる特別な職(第六条―第十五条)

第三節 本府

第一款 内部部局等(第十六条・第十七条)

第二款 重要政策に関する会議

第一目 設置(第十八条)

第二目 経済財政諮問会議(第十九条―第二十五条)

第三目 総合科学技術会議(第二十六条―第三十一条)

第三款 審議会等(第三十二条・第三十三条)

第四款 施設等機関(第三十九条)

第五款 特別の機関(第四十条―第四十二条)

第六款 地方支分部局

第一目 設置(第四十三条)

第二目 沖縄総合事務局(第四十四条―第四十七条)

第四節 宮内庁(第四十八条)

第五節 委員会及び庁(第四十九条―第六十条)

第四章 雑則(第六十一条―第六十八条)

理由

中央省庁等改革の一環として、内閣が国民主権の理念にのっとりその職権を行うべき旨を明らかにするとともに、内閣機能の強化を図るため内閣総理大臣の内閣の重要政策に関する基本的な方針の發議権の明確化、國務大臣の数の見直し等所要

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、内閣府の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織に関する事項を定めることを目的とする。

第二章 内閣府の設置並びに任務及び所掌事務

(設置)

第二条 内閣に、内閣府を置く。

(任務)

第三条 内閣府は、内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。

2 前項に定めるもののほか、内閣府は、皇室、栄典及び公式制度に関する事務その他の国として行うべき事務の適切な遂行、男女共同参画社会の形成の促進、消費生活及び市民活動に関係する施策を中心とした国民生活の安定及び向上、沖縄の振興及び開発、北方領土問題の解決の促進、災害からの国民の保護、国の治安の確保、国の防衛を通じた国の安全の確保、金融の適切な機能の確保、政府の施策の実施を支援するための基盤の整備並びに経済その他の広範な分野に関係する施策に関する政府全体の見地からの関係行政機関の連携の確保を図るとともに、内閣総理大臣が政府全体の見地から管理することがふさわしい行政事務の円滑な遂行を図ることを任務とする。

3 内閣府は、第一項の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。

(所掌事務)

第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務(内閣官房が行う内閣法(昭和二十二年法律第五号)第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。)をつかさどる。

一 短期及び中長期の経済の運営に関する事項
二 財政運営の基本及び予算編成の基本方針の企画及び立案のために必要となる事項
三 経済に関する重要な政策(経済全般の見地から行う財政に関する重要な政策を含む。)に関する事項

四 科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策に関する事項
五 科学技術に関する予算、人材その他の科学技術の振興に必要な資源の配分の方針に関する事項

六 前二号に掲げるもののほか、科学技術の振興に関する事項
七 災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興(第三項第七号を除き、以下「防災」という。)に関する基本的な政策に関する事項

八 前号に掲げるもののほか、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における当該災害への対処その他の防災に関する事項
九 男女共同参画社会の形成(男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第 号)第一条第一号に規定するものをいう。以下同じ。)の促進を図るための基本的な政策に関する事項

十 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成を阻害する要因の解消その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する事項
十一 沖縄に関する諸問題に対処するための基本的な政策に関する事項

十二 前号に掲げるもののほか、沖縄の自立的な発展のための基盤の総合的な整備その他の沖縄に関する諸問題への対処に関する事項
十三 北方地域(政令で定める地域をいう。以下同じ。)に関する諸問題への対処に関する事項

十四 青少年の健全な育成に関する事項
十五 金融の円滑化を図るための環境の総合的な整備に関する事項

2 前項に定めるもののほか、内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、高齢化の進展への対処、障害者の自立と社会参加の促進、交通安全の確保並びに消費者の利益の擁護及び増進に関する政策その他の内閣の重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、当該重要政策に関し行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 内外の経済動向の分析に関すること。
二 経済に関する基本的かつ重要な政策に関する関係行政機関の施策の推進に関すること(他省の所掌に属するものを除く。)

三 市場開放問題及び政府調達に係る苦情処理に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
四 経済活動及び社会活動についての経済理論その他これに類する理論を用いた研究(大学及び大学共同利用機関におけるものを除く。)に関すること。

五 国民経済計算に関すること。
六 防災に関する施策の推進に関すること。
七 防災に関する組織(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二章に規定するものをいう。)の設置及び運営並びに防災計画(同法第二条第七号に規定するものをいう。)に関すること。

八 激甚災害(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十号)第二条第一項に規定するものをいう。)及び当該激甚災害に対し適用すべき措置の指定に関すること。
九 特定非常災害(特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第一条第一

項に規定するものをいう。)及び当該特定非常災害に対し適用すべき措置の指定に関すること。
十 被災者生活再建支援金(被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六号)第三条に規定するものをいう。)の支給に関すること。

十一 台風常襲地帯(台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法(昭和三十三年法律第七十二号)第三条第一項に規定するものをいう。)及び災害防除事業(同法第二条第一項に規定するものをいう。)の指定に関すること。

十二 避難施設緊急整備地域(活動火山対策特別措置法(昭和四十八年法律第六十一号)第二条第一項に規定するものをいう。)及び降灰防除地域(同法第十二条第一項に規定するものをいう。)の指定に関すること。

十三 大規模地震対策特別措置法(昭和五十三年法律第七十三号)に基づく地震防災対策に関すること。
十四 第六号から前号までに掲げるもののほか、防災に関する施策に関すること(他省の所掌に属するものを除く。)

十五 男女共同参画基本計画(男女共同参画社会基本法第十三条第一項に規定するものをいう。)の作成及び推進に関すること。
十六 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する事務のうち他省の所掌に属しないものの企画及び立案並びに実施に関すること。

十七 沖縄(沖縄県の区域をいう。以下同じ。)における経済の振興及び社会の開発に関する総合的な計画(以下「振興開発計画」という。)の作成及び推進に関すること。
十八 振興開発計画に基づく事業に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整及び当該事業で政令で定めるものに関する関係行政機関の経費(政令で定めるものを除く。)の配分計画に関すること(文部科学省及び環境省

の所掌に属するものを除く。

十九 前二号に掲げるもののほか、沖縄における経済の振興及び社会の開発に関する施策に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

二十 沖縄振興開発金融公庫の業務に関すること。

二十一 沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（昭和五十二年法律第四十号）の規定による駐留軍用地等以外の土地に係る各筆の土地の位置境界の明確化等に関すること。

二十二 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての国民世論の啓発に関すること。

二十三 北方地域に生活の本拠を有していた者に対する援護措置その他北方地域に関する事務（外務省の所掌に属するものを除く。）の推進に関すること。

二十四 本土（北方地域以外の地域をいう。以下同じ。）と北方地域にわたる身分関係事項その他の事実についての公の証明に関する文書の作成に関すること。

二十五 本土と北方地域との間において解決を要する事項についての連絡、あつせん及び処理に関すること。

二十六 青少年の健全な育成に関する関係行政機関の事務の連絡調整及びこれに伴い必要となる当該事務の実施の推進に関すること。

二十七 栄典制度に関する企画及び立案並びに栄典の授与及びはく奪の審査並びに伝達に関すること。

二十八 外国の勲章及び記章の受領及び着用に関すること。

二十九 内閣総理大臣の行う表彰に関すること。

三十 国民の祝日に関すること。

三十一 元号その他の公式制度に関すること。

三十二 国の儀式並びに内閣の行う儀式及び行事に関する事務に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

三十三 迎賓施設における国賓及びこれに準ずる賓客の接遇に関すること。

三十四 国民生活の安定及び向上に関する経済発展の見地からの基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

三十五 一般消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

三十六 物価に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

三十七 市民活動の促進に関すること。

三十八 官報及び法令全書の編集及び印刷並びに内閣所管の機密文書の印刷の指揮監督に関すること。

三十九 政府の重要な施策に関する広報に関すること。

四十 世論の調査に関すること。

四十一 公文書館に関する制度に関すること。

四十二 歴史資料として重要な公文書その他の記録（国が保管するものに限り、現用のものを除く。）を保存し、及び利用に供すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。

四十三 高齢社会対策の大綱（高齢社会対策基本法（平成七年法律第百二十九号）第六条に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

四十四 障害者基本計画（障害者基本法（昭和四十五年法律第百四十四号）第七条の二第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。

四十五 交通安全基本計画（交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第百十号）第二十二條第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること（国土交通省の所掌に属するものを除く。）。

四十六 原子力の研究、開発及び利用に関すること。

四十七 関係行政機関の事務の調整に関すること。

四十八 地方制度に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

四十九 選挙制度に関する重要事項に係る事務の連絡調整に関すること。

五十 国会等（国会等の移転に関する法律（平成四年法律第百九号）第一条に規定するものをいう。）の移転先の候補地の選定及びこれに関連する事項に係る事務の連絡調整に関すること。

五十一 租税制度に関する基本事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

五十二 国際平和協力業務（国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第三条第三号に規定するものをいう。）及び物資協力（同条第四号に規定するものをいう。）に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

五十三 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第 号）第二十一条に規定する調査審議に関すること。

五十四 憲政功労年金（憲政功労年金法（昭和二十九年法律第百七十四号）第一条に規定する功労年金をいう。）の支給に関すること。

五十五 所掌事務に係る国際協力に関すること。

五十六 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。

五十七 宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第二条に規定する事務

五十八 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五条第二項及び第三項に規定する事務

五十九 防衛庁設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第五条に規定する事務

六十 金融庁設置法（平成十年法律第百三十三号）第四条に規定する事務

六十一 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき内閣府に属させられた事務

六十二 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき内閣府に属させられた事務

六十三 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき内閣府に属させられた事務

六十四 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき内閣府に属させられた事務

六十五 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき内閣府に属させられた事務

六十六 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき内閣府に属させられた事務

六十七 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき内閣府に属させられた事務

六十八 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき内閣府に属させられた事務

六十九 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき内閣府に属させられた事務

七十 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき内閣府に属させられた事務

七十一 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき内閣府に属させられた事務

七十二 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき内閣府に属させられた事務

七十三 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき内閣府に属させられた事務

七十四 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき内閣府に属させられた事務

七十五 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき内閣府に属させられた事務

七十六 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき内閣府に属させられた事務

七十七 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき内閣府に属させられた事務

七十八 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき内閣府に属させられた事務

七十九 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき内閣府に属させられた事務

八十 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき内閣府に属させられた事務

八十一 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき内閣府に属させられた事務

八十二 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき内閣府に属させられた事務

八十三 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき内閣府に属させられた事務

八十四 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき内閣府に属させられた事務

八十五 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき内閣府に属させられた事務

八十六 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき内閣府に属させられた事務

八十七 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき内閣府に属させられた事務

発することができる。

6 内閣総理大臣は、内閣府の所掌事務について、命令又は示達するため、所掌の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができる。

7 内閣総理大臣は、第三条第二項の任務を遂行するため政策について行政機関相互の調整を図る必要があるときは、その必要性を明らかにした上で、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求め、並びに当該関係行政機関の政策に関し意見を述べることができる。

(内閣官房長官及び内閣官房副長官)

第八条 内閣官房長官は、内閣法に定める職務を行うほか、内閣総理大臣を助けて内閣府の事務を整理し、内閣総理大臣の命を受けて内閣府(法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている機関(以下「大臣庁等」という。を除く。))の事務(次条第一項の特命担当大臣が掌理する事務を除く。)を統括し、職員の職務について統括する。

2 内閣官房副長官は、内閣法に定める職務を行うほか、内閣官房長官の命を受け、内閣府の事務のうち特定事項に係るものに参画する。

(特命担当大臣)

第九条 内閣総理大臣は、内閣の重要政策に関して行政各部の施策の統一を図るために特に必要がある場合には、内閣府に、内閣総理大臣を助け、命を受けて第四条第一項及び第二項に規定する事務並びにこれに関連する同条第三項に規定する事務(これらの事務のうち大臣庁等の所掌に属するものを除く。)を掌理する職(以下「特命担当大臣」という。)を置くことができる。

2 特命担当大臣は、国務大臣をもって充てる。
第十条 第四条第一項第一号から第十三号まで及び第三項第十七号から第二十五号までに掲げる事務については、前条第一項の規定により特

命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

第十一条 第四条第一項第十五号及び第三項第五十九号に掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

第十二条 特命担当大臣は、その掌理する第四条第一項及び第二項に規定する事務の遂行のため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 特命担当大臣は、その掌理する第四条第一項及び第二項に規定する事務の遂行のため特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告することができる。

3 特命担当大臣は、前項の規定により関係行政機関の長に対し勧告したときは、当該関係行政機関の長に対し、その勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

4 特命担当大臣は、第二項の規定により勧告した事項に関し特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該事項について内閣法第六條の規定による措置がとられるよう意見を具申することができる。

(副大臣)

第十三条 内閣府に、副大臣三人を置く。

2 副大臣は、内閣官房長官又は特命担当大臣の命を受け、政策及び企画(大臣庁等の所掌に係るものを除く。)をつかさどり、政務(大臣庁等の所掌に係るものを除く。)を処理する。

3 各副大臣の行う前項の職務の範囲については、内閣総理大臣の定めるところによる。

4 副大臣の任免は、内閣総理大臣の申出により内閣が行い、天皇がこれを認証する。

5 副大臣は、内閣総辞職の場合においては、内閣総理大臣その他の国務大臣がすべてその地位を失ったときに、これと同時にその地位を失う。

(政務官)

第十四条 内閣府に、政務官三人を置く。

2 前項の政務官は、内閣官房長官又は特命担当大臣を助け、特定の政策及び企画(大臣庁等の所掌に係るものを除く。)に参画し、政務(大臣庁等の所掌に係るものを除く。)を処理する。

3 第一項の各政務官の行う職務の範囲については、内閣総理大臣の定めるところによる。

4 第一項の政務官の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣が行う。

5 前条第五項の規定は、第一項の政務官について準用する。

(事務次官)

第十五条 内閣府に、事務次官一人を置く。

2 前項の事務次官は、内閣官房長官及び特命担当大臣を助け、府務を整理し、内閣府(宮内庁、大臣庁等及び金融庁を除く。)の各部局及び機関の事務を監督する。

第三節 本部

第一款 内部部局等

(内閣府審議官)

第十六条 本部に、内閣府審議官一人を置く。

2 内閣府審議官は、命を受け、内閣府(宮内庁、大臣庁等及び金融庁を除く。)の所掌事務に係る重要な政策に関する事務を統括整理する。

(内部部局等)

第十七条 本部には、その所掌事務を遂行するため、官房及び局並びにこれらの所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で局長に準ずるものを置く。

2 前項の官房又は局には、特に必要がある場合においては、部を置くことができる。

3 第二項の官房及び局並びに前項の部の設置及び所掌事務の範囲は、政令で定める。

4 第一項の官房及び局並びに第二項の部には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令で定める。

5 第一項の局、第二項の部並びに前項の課及び

これに準ずる室に、それぞれ局長、部長、課長及び室長を置く。

6 第一項の官房には、長を置くことができるものとし、その設置及び職務は、政令で定める。

7 第一項の局又は第二項の部には、次長を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

8 第一項の官房若しくは局又は第二項の部に、その所掌事務の一部を統括整理する職又は第四項の課(これに準ずる室を含む。)の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、政令で定める。

9 第一項の局長に準ずる職の設置、職務及び定数は、政令で定める。

10 本部には、第一項の局長に準ずる職のつかさどる職務の全部又は一部を助ける職であつて課長に準ずるものを置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

第二款 重要政策に関する会議

第一目 設置

第十八条 本部に、内閣の重要政策に関して行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に資するため、内閣総理大臣又は内閣官房長官をその長とし、関係大臣及び学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための機関(以下「重要政策に関する会議」という。)として、次の機関を置く。

経済財政諮問会議

総合科学技術会議

2 前項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる重要政策に関する会議で本部に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律(これらに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

中央防災会議

災害対策基本法

男女共同参画会議

男女共同参画社会基本法

第二目 経済財政諮問会議

(所掌事務等)

第十九条 経済財政諮問会議(以下この目において「会議」という。)は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 内閣総理大臣の諮問に応じて経済全般の運営の基本方針、財政運営の基本、予算編成の基本方針その他の経済財政政策(第四条第一項第一号から第三号までに掲げる事項について講じられる政策をいう。以下同じ。)に関する重要事項について調査審議すること。

二 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて全国総合開発計画その他の経済財政政策に関連する重要事項について、経済全般の見地から政策の一貫性及び整合性を確保するため調査審議すること。

三 前二号に規定する重要事項に関し、それぞれ当該各号に規定する大臣に意見を述べること。

2 第九条第一項の規定により置かれた特命担当大臣で第四条第一項第一号から第三号までに掲げる事務を掌理するもの(以下「経済財政政策担当大臣」という。)は、その掌理する事務に係る前項第一号に規定する重要事項について、会議に諮問することができる。

3 前項の諮問に応じて会議が行う答申は、経済財政政策担当大臣に対し行うものとし、経済財政政策担当大臣が置かれていないときは、内閣総理大臣に対し行うものとする。

4 会議は、経済財政政策担当大臣が掌理する事務に係る第一項第一号に規定する重要事項に関し、経済財政政策担当大臣に意見を述べることができる。

(組織)

第二十条 会議は、議長及び議員十人以上をもつ

て組織する。

(議長)

第二十一条 議長は、内閣総理大臣をもって充て

る。

2 議長は、会務を総理する。

3 議長に事故があるときは、内閣官房長官が、その職務を代理する。

4 経済財政政策担当大臣が置かれている場合において議長に事故があるときは、前項の規定にかかわらず、経済財政政策担当大臣が、内閣官房長官に代わって、議長の職務を代理する。

(議員)

第二十二条 議員は、次に掲げる者をもって充て

る。

一 内閣官房長官

二 経済財政政策担当大臣

三 各省大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

四 法律で国務大臣をもってその長に充てることとされている委員会の長及び庁の長のうちから、内閣総理大臣が指定する者

五 前二号に定めるもののほか、関係する国の行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が指定する者

六 関係機関(国の行政機関を除く。)の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者

七 経済又は財政に関する政策について優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 議長は、必要があると認めるときは、第二十条及び前項の規定にかかわらず、前項第一号から第四号までに掲げる議員である国務大臣以外の国務大臣を、議案を限って、議員として、臨時に会議に参加させることができる。

3 第一項第七号に掲げる議員の数は、同項各号

に掲げる議員の総数の十分の四未満であつてはならない。

4 第一項第五号から第七号までに掲げる議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十三条 前条第一項第六号及び第七号に掲げる議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十四条 会議は、その所掌事務を遂行するため必要があるとき、関係する審議会その他の関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するため特に必要があるとき、前項に規定する者以外の方者であつて審議の対象となる事項に関し識見を有する者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十五条 第十九条から前条までに定めるもののほか、会議の組織、所掌事務及び議員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

第三目 総合科学技術会議

(所掌事務等)

第二十六条 総合科学技術会議(以下この目において「会議」という。)は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 内閣総理大臣の諮問に応じて科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策について調査審議すること。

二 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて科学技術に関する予算、人材その他の科学技術の振興に必要な資源の配分の方針その他の科学技術の振興に関する重要事項について調査審議すること。

三 科学技術に関する大規模な研究開発その他

の国家的に重要な研究開発について評価を行うこと。

四 第一号に規定する基本的な政策及び第二号に規定する重要事項に関し、それぞれ当該各号に規定する大臣に意見を述べること。

2 第九条第一項の規定により置かれた特命担当大臣で第四条第一項第四号から第六号までに掲げる事務を掌理するもの(以下「科学技術政策担当大臣」という。)は、その掌理する事務に係る前項第一号に規定する基本的な政策及び同項第二号に規定する重要事項について、会議に諮問することができる。

3 前項の諮問に応じて会議が行う答申は、科学技術政策担当大臣に対し行うものとし、科学技術政策担当大臣が置かれていないときは、内閣総理大臣に対し行うものとする。

4 会議は、科学技術政策担当大臣が掌理する事務に係る第一項第一号に規定する基本的な政策及び同項第二号に規定する重要事項に関し、科学技術政策担当大臣に意見を述べることができる。

(組織)

第二十七条 会議は、議長及び議員十四人以上をもって組織する。

(議長)

第二十八条 議長は、内閣総理大臣をもって充て

る。

2 議長は、会務を総理する。

3 議長に事故があるときは、内閣官房長官が、その職務を代理する。

4 科学技術政策担当大臣が置かれている場合において議長に事故があるときは、前項の規定にかかわらず、科学技術政策担当大臣が、内閣官房長官に代わって、議長の職務を代理する。

(議員)

第二十九条 議員は、次に掲げる者をもって充て

る。

一 内閣官房長官

二 科学技術政策担当大臣

三 各省大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

四 法律で国務大臣をもってその長に充てることとされている委員会の長及び庁の長のうちから、内閣総理大臣が指定する者

五 前二号に定めるもののほか、関係する国の行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が指定する者

六 科学又は技術に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 議長は、必要があると認めるときは、第二十七号及び前項の規定にかかわらず、前項第一号から第四号までに掲げる議員である国務大臣以外の国務大臣を、議案を限って、議員として、臨時に会議に参加させることができる。

3 第一項第六号に掲げる議員の数は、第一項に規定する議員の総数の十分の五未満であつてはならない。

4 第一項第五号及び第六号に掲げる議員は、非常勤とする。ただし、そのうち四人以内は、常勤とすることができる。

(議員の任命)

第三十条 内閣総理大臣は、前条第一項第六号に掲げる議員を任命しようとするときは、両議院の同意を得なければならない。

2 前条第一項第六号に掲げる議員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同号に掲げる議員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の承認を得なければならない。この場合においては、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその議員を罷免しなければならない。

(議員の任期)

第三十一条 第二十九条第一項第六号に掲げる議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員

の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の議員は、再任されることができる。

(議員の罷免)

第三十二条 内閣総理大臣は、第二十九条第一項第六号に掲げる議員が心身の故障のため職務の執行ができなかつたと認めるときは、同号に掲げる議員に職務上の義務違反その他議員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

(議員の服務)

第三十三条 第二十九条第一項第五号及び第六号に掲げる議員(同項第五号に掲げる議員にあつては、一般職の国家公務員であるものを除く。以下この条及び次条において同じ。)は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 第二十九条第一項第五号及び第六号に掲げる議員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 第二十九条第一項第五号及び第六号に掲げる議員で常勤のものは、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

(議員の給与)

第三十四条 第二十九条第一項第五号及び第六号に掲げる議員の給与は、別に法律で定める。

(資料提出の要求等)

第三十五条 会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者であつて審議の対象となる事項に関し、意見を有する者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十六条 第二十六号から前条までに定めるもののほか、会議の組織、所掌事務及び議員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

第三款 審議会等

(設置)

第三十七条 本府に、国民生活審議会を置く。

2 前項に定めるもののほか、本府には、第四号第三項に規定する所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する

る調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の協議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関(次項において「審議会等」という。)を置くことができる。

3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものととし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律これらに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

原子力委員会	原子力基本法(昭和三十年法律第八十六号)及び原子力委員会及び原子力安全委員会設置法(昭和三十年法律第八十八号)
原子力安全委員会	
地方制度調査会	地方制度調査会設置法(昭和二十七年法律第三十号)
選挙制度審議会	選挙制度審議会設置法(昭和三十三年法律第九十九号)
衆議院議員選挙区画定審議会	衆議院議員選挙区画定審議会設置法(平成六年法律第三号)
国会等移転審議会	国会等の移転に関する法律
情報公開審査会	行政機関の保有する情報の公開に関する法律

(国民生活審議会)

第三十八条 国民生活審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、国民生活の安定及び向上に関する経済の発展の見地からの基本的な政策、一般消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策並びに市民活動の促進に関する重要事項を調査審議すること。

二 前号に規定する重要事項に関し、内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べること。

三 国民生活安定緊急措置法(昭和四十八年法律第二十一号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2 前項に定めるもののほか、国民生活審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他国民生活審議会に関し必要な事項については、政

令で定める。

第四款 施設等機関

第三十九条 本府には、第四号第三項に規定する所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、文教研修施設(これらに類する機関及び施設を含む。)及び作業施設を置くことができる。

第五款 特別の機関

第四十条 本府に、北方対策本部及び金融危機対応会議を置く。

2 第十八条、第三十七条、前条及び前項に定めるもののほか、本府には、特に必要がある場合においては、第四号第三項に規定する所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定め

るところにより内閣府に置かれる特別の機関で
本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げる

ものとし、それぞれ同表の下欄の法律（これら
に基づく命令を含む。）の定めるところによる。

高齢社会対策会議	高齢社会対策基本法
中央交通安全対策会議	交通安全対策基本法
消費者保護会議	消費者保護基本法（昭和四十二年法律第七十八号）
国際平和協力本部	国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律

（北方対策本部）

第四十一条 北方対策本部は、第四条第一項第十
三号及び第三項第二十二号から第二十五号まで
に掲げる事務をつかさどる。

2 北方対策本部の長は、北方対策本部長とし、
第十条の特命担当大臣をもって充てる。

3 北方対策本部長は、北方対策本部の事務を統
括する。

4 北方対策本部長は、北方対策本部の所掌事務
を遂行するために必要があると認めるときは、
関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の
開陳、説明その他必要な協力を求め、又は意見
を述べることができる。

5 北方対策本部に、北方対策副本部長を置く。

6 北方対策副本部長は、北方対策本部長の職務
を助ける。

7 北方対策本部に、所要の職員を置く。

8 第二項から前項までに定めるもののほか、北
方対策本部の組織に関し必要な事項は、政令で
定める。

（金融危機対応会議）

第四十二条 金融危機対応会議（以下この条にお
いて「会議」という。）は、内閣総理大臣の諮問に
応じ、金融機関等の大規模かつ連鎖的な破綻等
の金融危機への対応に関する方針その他の重要
事項について審議し、及びこれに基づき関係行
政機関の施策の実施を推進する事務をつかさど
る。

2 会議は、議長及び第四項各号に掲げる議員を

もって組織する。

3 議長は、内閣総理大臣をもって充てる。

4 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣府府長官

二 第十一条の特命担当大臣

三 金融庁長官

四 財務大臣

五 日本銀行総裁

5 議長は、必要があると認めるときは、第二項
及び前項の規定にかかわらず、関係大臣その他の
関係機関の長を、議案を限って、議員として、
臨時に会議に参加させることができる。

6 第四項第三号及び第五号に掲げる議員は、非
常勤とする。

7 第二項から前項までに定めるもののほか、会
議の組織及び運営その他会議に関し必要な事項
は、政令で定める。

第六款 地方支分部局

第一目 設置

第四十三条 本府に、沖縄総合事務局を置く。

2 前項に定めるもののほか、本府には、第四条

第三項に規定する所掌事務を分掌させる必要が
ある場合においては、法律の定めるところによ
り、地方支分部局を置くことができる。

第二目 沖縄総合事務局

（総合事務局の所掌事務等）

第四十四条 沖縄総合事務局（以下「総合事務局
という。）は、内閣府の所掌事務のうち、第四条
第三項第十七号、第十九号及び第二十一号に掲

げる事務並びに沖縄に係る次に掲げる事務を分
掌する。

一 次に掲げる地方支分部局その他の地方行政
機関（以下「地方支分部局等」という。）におい
て所掌することとされている事務

イ 公正取引委員会の事務総局の地方事務所

ロ 財務局

ハ 地方農政局

ニ 経済産業局

ホ 地方整備局

ヘ 地方運輸局

二 農林水産省設置法（平成十二年法律第
号）第四条第三号に掲げる事務（地方農政局
の所掌に属するものを除く。）、同条第六十
号、第六十四号から第六十六号まで、第六十
八号、第七十号、第七十一号、第七十七号か
ら第七十九号まで及び第八十二号から第八十
五号までに掲げる事務並びに次に掲げる事務

イ 民有林野に係る次に掲げる事務

(1) 森林資源の確保及び総合的な利用に関
すること。

(2) 林野の造林及び治水、林道の開設及び
改良その他の森林の整備に関すること
(国営に係る森林治水事業を実施すること
を除く。)

(3) 保安林に関すること。

(4) 森林病虫害の駆除及び予防その他の森
林の保護に関すること。

(5) 林野の保全に係る地すべり防止に関す
る事業に関すること（国営に係る地すべ
り防止に関する事業の実施に関すること
を除く。)

(6) 林野の保全に係るばた山の崩壊の防止
に関する事業の助成及び監督に関するこ
と。

ロ 林業技術の改良及び発達並びに普及交換
に関すること。

ハ 持続的な養殖生産の確保に関すること。

ニ 栽培漁業の促進に関すること。

ホ 水産に関する技術の改良及び発達並びに
普及交換に関すること。

2 総合事務局は、前項の事務について、次の各
号に掲げる事務の区分に応じて、当該各号に定
める者の指揮監督を受けるものとする。

一 公正取引委員会の事務総局の地方事務所
において所掌することとされている事務 公正
取引委員会

二 財務局において所掌することとされている
事務 財務大臣（金融庁の所掌に属するもの
を除く。）については金融庁長官とし、証券取
引等監視委員会の所掌に属する事務について
は証券取引等監視委員会とする。）

三 地方農政局において所掌することとされて
いる事務及び前項第二号に掲げる事務 農林
水産大臣

四 経済産業局において所掌することとされて
いる事務 経済産業大臣

五 地方整備局及び地方運輸局において所掌す
ることとされている事務 国土交通大臣

第四十五条 沖縄に係る前条第一項第一号に掲
げる事務に関しては、政令の定めるところによ
り、総合事務局を同号の地方支分部局等と、総
合事務局の長その他の職員を同号の地方支分部
局等の長その他の職員とみなして、これらの事
務の処理に関する法令の規定を適用する。

2 前条第二項及び前項に定めるもののほか、総
合事務局において所掌する事務の処理に関し必
要な事項は、内閣総理大臣と関係行政機関の長
が協議して定める。

3 前項の協議により定められた事項で公示を必
要とするものは、当該事務を所掌する行政機関
の長が告示するものとする。

（総合事務局の位置及び組織）

第四十六条 総合事務局の位置及び組織は、政令
で定める。

（事務所及びその支所）

第四十七条 内閣総理大臣は、総合事務局の所掌

事務の一部を分掌させるため、所要の地に、総合事務局の事務所を置くことができる。

2 内閣総理大臣は、総合事務局の事務所の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、総合事務局の事務所の支所を置くことができる。

3 総合事務局の事務所及び事務所の支所の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、内閣府令で定める。

第四節 宮内庁

第四十八条 宮内庁は、内閣府に置かれるものとする。

2 宮内庁の設置、組織及び所掌事務については、宮内庁法(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

第五節 委員会及び庁

(設置)

第四十九条 内閣府には、その外局として、委員会及び庁を置くことができる。

2 法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている前項の委員会又は庁には、特に必要がある場合においては、委員会又は庁を置くことができる。

3 前二項の委員会及び庁(以下それぞれ「委員会」と「庁」という。)の設置及び廃止は、法律で定める。

(委員会及び庁の長)

第五十条 委員会の長は、委員長とし、庁の長は、長官とする。

(任務及び所掌事務)

第五十一条 委員会及び庁の任務及びこれを達成するため必要となる所掌事務の範囲は、法律で定める。

(委員会の内部部局)

第五十二条 委員会には、法律の定めるところにより、事務局を置くことができる。

2 前項の事務局には、当該事務局の事務を遂行するため、官房及び部を置くことができる。

3 第一項の事務局並びに前項の官房及び部には、課及びこれに準ずる室を置くことができる。

4 第二項の官房及び部並びに前項の課及びこれに準ずる室の設置及び所掌事務の範囲は、政令で定める。

5 委員会には、特に必要がある場合においては、法律の定めるところにより、事務局を置くことができる。

(庁の内部部局)

第五十三条 庁には、その所掌事務を遂行するため、官房及び部を置くことができる。

2 前項の規定にかかわらず、法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている庁には、官房及び部を置くことができる。

3 第一項の規定にかかわらず、法律で特命担当大臣をもってその所掌事務の全部を掌理させるものと定められている庁のうち別に法律で定めるものには、当該法律の定める数の範囲内において、官房及び部を置くことができる。

4 前二項の官房又は部には、特に必要がある場合においては、部を置くことができる。

5 第一項から第三項までの官房、第二項及び第三項の局並びに第一項及び前項の部の設置及び所掌事務の範囲は、政令で定める。

6 庁、第一項から第三項までの官房、第二項及び第三項の局並びに第一項及び第四項の部(第二項及び第三項の庁以外の庁のうちその所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第一に掲げるもの(以下「実施庁」という。)並びにこれに置かれる第一項の官房及び部を除く。)には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令で定める。

7 実施庁並びにこれに置かれる第一項の官房及び部には、政令の定める数の範囲内において、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、内閣府令で定める。

第五十四条 委員会及び庁には、法律の定める所

掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。

(施設等機関)

第五十五条 委員会及び庁には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、文教研修施設(これらに類する機関及び施設を含む。)及び作業施設を置くことができる。

(特別の機関)

第五十六条 委員会及び庁には、特に必要がある場合においては、前二条に規定するもののほか、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

(地方支分部局)

第五十七条 委員会及び庁には、その所掌事務を分掌させる必要がある場合においては、法律の定めるところにより、地方支分部局を置くことができる。

(長の権限等)

第五十八条 各委員会の委員長及び各庁の長官は、その機関の事務を統括し、職員の服務について統督する。

2 各外局の長は、その機関の所掌事務について、内閣総理大臣に対し、案をそなえて、内閣府令を発することを求めることができる。

3 外局の長以外の各委員会の委員長及び各庁の長官は、その機関の所掌事務について、法律の定めるところにより、内閣総理大臣に対し、案をそなえて、内閣府令を発することを求めることができる。

4 各委員会及び各庁の長官は、法律の定めるところにより、政令及び内閣府令以外の規則その他の特別の命令を自ら発することができる。

5 第七条第四項の規定は、前項の命令について準用する。

6 各委員会及び各庁の長官は、その機関の所掌事務について、公示を必要とする場合においては、告示を発することができる。

7 各委員会及び各庁の長官は、その機関の所掌事務について、命令又は示達するため、所掌の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができる。

8 各委員会及び各庁の長官は、その機関の任務を遂行するため政策について行政機関相互の調整を図る必要があると認めるときは、その必要性を明らかにした上で、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求め、並びに当該関係行政機関の政策に関し意見を述べるることができる。

(副長官)

第五十九条 法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている各庁に、副長官を置く。

2 副長官の定数は、別表第二の副長官の定数の欄に定めるところによる。

3 副長官は、その庁の長である長官の命を受け、政策及び企画をつかさどり、政務を処理し、並びにあらかじめその庁の長である長官の命を受けて長官不在の場合その職務を代行する。

4 副長官の任免は、その庁の長である長官の申出により内閣が行い、天皇がこれを認証する。

5 副長官は、内閣総辞職の場合においては、内閣総理大臣その他の国務大臣がすべてその地位を失ったときに、これと同時にその地位を失う。

(政務官)

第六十条 法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている各庁に、政務官を置く。

2 前項の政務官の定数は、別表第二の政務官の定数の欄に定めるところによる。

3 第一項の政務官は、その庁の長である長官を助け、特定の政策及び企画に参画し、政務を処

理する。

4 第一項の各政務官の行う職務の範囲については、その庁の長である長官の定めるところによる。

5 第一項の政務官の任免は、その庁の長である長官の申出により、内閣が行う。

6 前条第五項の規定は、第一項の政務官について準用する。

(事務次官及び庁の次長等)

第六十一条 法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている各庁に、事務次官一人を置く。

2 前項の事務次官は、その庁の長である長官を助け、庁務を整理し、各部局及び機関の事務を監督する。

3 法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている庁以外の各庁には、特に必要がある場合においては、その庁の長である長官を助け、庁務を整理する職として次長を置くことができるものとし、その設置及び定数は、政令で定める。

4 各庁には、特に必要がある場合においては、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、法律(法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている庁以外の庁にあっては、政令)で定める。

(官房及び局の所掌に属しない事務をつかさどる職等)

第六十二条 第五十三條第二項及び第三項の規定により官房又は局を置く各庁には、特に必要がある場合においては、官房及び局の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で局長に準ずるものを置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

2 第五十三條第一項の規定により官房又は局を置く各庁には、特に必要がある場合においては、官房及び局の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、政令で定める。官房、局又は部を置かない庁(実施庁を除く)にこれら

な遂行のためこれを所掌する職で部長に準ずるものを置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

3 各庁(実施庁を除く)には、特に必要がある場合においては、前二項の職のつかさどる職務の全部又は一部を助ける職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

4 実施庁には、特に必要がある場合においては、政令の定める数の範囲内において、第二項の職のつかさどる職務の全部又は一部を助ける職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、内閣府令で定める。

(内部部局の職)

第六十三条 委員会の事務局並びに第五十三條第二項及び第三項の局(以下この条において「局」という。)第五十二條第二項並びに第五十三條第一項及び第四項の部(以下この条において「部」という。)並びに第五十二條第三項並びに第五十三條第六項及び第七項の課及びこれに準ずる室(以下この条において「課及びこれに準ずる室」という。)に、それぞれ事務局局長並びに局長、部長、課長及び室長を置く。

2 第五十二條第二項及び第五十三條第一項から第三項までの官房(以下この条において「官房」という。)には、長を置くことができるものとし、その設置及び職務は、政令で定める。

3 委員会の事務局又は局若しくは部には、次長を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

4 委員会の事務局又は官房、局若しくは部(実施庁に置かれる官房及び部を除く)には、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課及びこれに準ずる室の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、政令で定める。官房、局又は部を置かない庁(実施庁を除く)にこれら

の職に相当する職を置くときも、同様とする。

5 実施庁に置かれる官房又は部には、政令の定める数の範囲内において、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課及びこれに準ずる室の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、内閣府令で定める。官房又は部を置かない

国家公安委員会		警察法
防衛庁	防衛庁設置法	
防衛施設庁	防衛施設庁設置法	
金融庁	金融庁設置法	

備考 防衛施設庁は、防衛庁に置かれるものとする。

第四章 雑則

(職員)

第六十五条 内閣府に、内閣府事務官、内閣府技官その他所要の職員を置く。

2 内閣府事務官は、命を受け、事務をつかさどる。

3 内閣府技官は、命を受け、技術をつかさどる。

(官房及び局の数)

第六十六条 第十七條第一項及び第五十三條第二項に基づき置かれる官房及び局の数は、国家行政組織法第七條第一項の規定に基づき置かれる官房及び局の数と合わせて、九十六以内とする。

(組織上の職名)

第六十七条 この法律の規定に基づく職には、職階制による職級の名称のほか、それぞれ当該組織上の名称を付するものとする。

(国会への報告等)

第六十八条 政府は、第十七條第三項、第六項、第七項若しくは第九項、第三十七條第二項、第三十九條、第五十二條第四項、第五十三條第五

実施庁にこれらの職に相当する職を置くときも、同様とする。

(内閣府に置かれる委員会及び庁)

第六十四条 別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる委員会及び庁は、次の表の上欄に掲げるものとし、この法律に定めるもののほか、それぞれ同表の下欄の法律(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

項、第五十四條、第五十五條、第六十一條第三項若しくは第四項、第六十二條第一項若しくは第二項又は第六十三條第二項若しくは第三項の規定により政令で設置される組織(第五十二條第四項の規定により設置される課及びこれに準ずる室を除く)その他これらに準ずる主要な組織につき、その新設、改正及び廃止をしたときは、その状況を次の国会に報告しなければならない。	
---	--

2 政府は、少なくとも毎年一回内閣府の組織の一覽表を官報で公示するものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)の施行の日から施行する。ただし、第四条第三項第五十二号及び第三十七條第三項の表情報公開審査会の項の規定は行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行の日又はこの法律の施行の日のいづれか遅い日から、附則第七條の規定は公布の日から施行する。

(所掌事務の特例)

第二条 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

一 沖縄の復帰に伴い政府において特別の措置を要する事項で政令で定めるものに関する施策に関すること。

二 化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約に基づく遺棄化学兵器我が国が遺棄締約国として遺棄化学兵器を特に緊急に廃棄する必要があると認められる領域締約国の領域内に存在するものに限る。の廃棄に関すること。

期	間	事
当分の間	附則第二条第一項第一号に掲げる事務	務
平成十四年六月十九日までの間	附則第二条第二項に規定する事務(防衛庁の所掌に属するものを除く。)	

(沖縄振興開発審議会)

第四条 平成十四年三月三十一日までの間、沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第百三十一号)の定めるところにより内閣府に置かれる沖縄振興開発審議会は、本府に置く。

(総合事務局の所掌事務の特例)

第五条 総合事務局は、第四十四条第一項に規定する事務のほか、内閣府の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 附則第二条第一項第一号に掲げる事務
- 二 附則第二条第二項に規定する事務(防衛庁の所掌に属するものを除く。)

(総合科学技術会議の議員の任期の特例)

第六条 この法律の施行の後最初に任命される第二十九条第一項第六号に掲げる議員の任期は、第三十一条第一項の規定にかかわらず、内閣総理大臣の指定するところにより、当該議員の総数の半数並当該議員の総数が奇数である場合には、その二分の一の数に生じた端数を切り捨て

2 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項各号及び前項各号に掲げる事務のほか、平成十四年六月十九日までの間、沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律(平成七年法律第百二二号)の規定による駐留軍用地の返還に関する事務(他省の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

(特命担当大臣の掌理する事務の特例)

第三条 第十条の特命担当大臣は、同条に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務を掌理するものとする。

防衛庁	副長官の定数	政務官の定数
一人	二人	

た数については、一年とする。

(経過措置)

第七条 第二十九条第一項第六号に掲げる議員を任命するために必要な行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

第八条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

別表第一(第五十三條關係)

防衛施設庁

別表第二(第五十九條、第六十條關係)

理由

中央省庁等改革の一環として、内閣の重要政策に關する内閣の事務を助けるとともに、皇室、栄典及び公式制度に關する事務の適切な遂行、男女共同参画社会の形成の促進、消費生活及び市民活

動に關係する施策を中心とした国民生活の安定及び向上、沖縄の振興及び開発、北方領土問題の解決の促進、災害からの国民の保護、国の治安の確保、国の防衛を通じての国の安全の確保、金融の適切な機能の確保等を図るため、内閣府を新たに設置することとし、その任務及び所掌事務並びに組織に關する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国家行政組織法の一部を改正する法律案

国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)

第一条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(目的)」を付し、同条中「行政機関の下に」を「内閣府以外のもの(以下「国の行政機関」という。))」を加える。

第二条に見出しとして「(組織の構成)」を付し、同条第一項中「明確な範囲の所掌事務と権限を」を「内閣府の組織とともに、任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務」に改め、同条第二項中「もとに、行政機関を」を「下に、その政策について、自ら評価し、企画及び立案を行い、並びに国の行政機関相互の調整を図るとともに、その」に改め、同項に後段として次のように加える。

内閣府との政策についての調整及び連絡について、同様とする。

第三条の前の見出し中「所掌事務等」を「任務及び所掌事務」に改め、同条第二項中「府」を削り、同条第三項中「府及び及び府又はを削り、ただし書を削り、同条第四項中「第二項の」の下に「国」を加える。

第四条中「前条の下に」を「国」を加え、「所掌事務の範囲及び権限」を「任務及びこれを達成するため必要となる所掌事務の範囲」に改める。

第五条第一項中「総理府及び」、「内閣総理大臣及び及び(以下各大臣と総称する。))」を削る。

第七条第一項中「府及びを削り、同条第四項を

削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「部」の下に「(その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの(以下「実施庁」という。))並びにこれに置かれる官房及び部を除く。))」を加え、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 実施庁並びにこれに置かれる官房及び部には、政令の定める数の範囲内において、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、省令でこれを定める。

第七条第七項中「第三項、第五項及び前項」を「第三項から第五項まで」に改める。

第八条から第九条までの規定中「各行政機関を」を「国の行政機関」に改める。

第十条及び第十一条中「各大臣を」を「各省大臣に改める。

第十二条第一項中「各大臣を」を「各省大臣に」、「基いてを」を「(総理府令又は省令)」を「として省令」に改め、同条第二項中「各大臣を」を「各省大臣に」、「前項の命令を」を「省令」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第一項の命令を」を「省令」に改め、同条第二項中「前条第四項」を「前条第三項」に改める。

第十四条中「各大臣を」を「各省大臣」に改める。

第十五条から第十七条までを次のように改める。

第十五条 各省大臣、各委員会及び各庁の長官は、その機関の任務を遂行するため政策について行政機関相互の調整を図る必要があると認めるときは、その必要性を明らかにした上で、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求め、並びに当該関係行政機関の政策に關し意見を述べることができる。

(副大臣)

第十六条 各省に副大臣を置く。

2 副大臣の定数は、それぞれ別表第三の副大臣

財務省	二人	二人
文部科学省	二人	二人
厚生労働省	二人	二人
農林水産省	二人	二人
経済産業省	二人	二人
国土交通省	二人	三人
環境省	一人	一人

附則

この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)の施行の日から施行する。

理由

中央省庁等改革の一環として、内閣機能の強化等と併せ、内閣の統轄の下に、行政機能の一体的な發揮を図るため、国家行政組織を任務を基軸として構成し、行政機関の政策について評価及び調整を図ることとともに、副大臣及び政務官の設置、官房及び局の所掌に属しない事務をつかさどる職で局長に準ずるものの創設、実施庁の組織編成の弾力化等の所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

総務省設置法案

総務省設置法

目次

第一章 総則(第一条)	
第二章 総務省の設置並びに任務及び所掌事務等	
第一節 総務省の設置(第一条)	
第二節 総務省の任務及び所掌事務(第三条・第四条)	
第三節 総務省の長(第五条・第六条)	
第三章 本省に置かれる職及び機関	
第一節 特別な職(第七条)	
第二節 審議会等	

第一款 設置(第八条)

第二款 地方財政審議会(第九条―第十七条)

第三款 郵政審議会(第十八条)

第四款 国地方係争処理委員会(第十九条)

第五款 電波監理審議会(第二十条)

第三節 特別の機関(第二十一条―第二十三条)

第四節 地方支分部局(第二十四条―第二十九条)

第四章 外局

第一節 設置(第三十条)

第二節 公正取引委員会(第三十一条)

第三節 公害等調整委員会(第三十二条)

第四節 郵政事業庁(第三十三条)

第五節 消防庁(第三十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、総務省の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的とする。

第二章 総務省の設置並びに任務及び所掌事務等

第一節 総務省の設置

(設置)

第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三十二条第二項の規定に基づいて、総務省を設置する。

第二節 総務省の任務及び所掌事務

(任務)

第三条 総務省は、行政の基本的な制度の管理及び運営を通じて行政の総合的かつ効率的な実施の確保、地方自治の本旨の実現及び民主政治の基盤の確立、自立的な地域社会の形成、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡協

調、情報の電磁的方式による適正かつ円滑な流通の確保及び増進、電波の公平かつ能率的な利用の確保及び増進、郵政事業の合理的かつ能率的な経営、事業者間の公正かつ自由な競争の促進、公害に係る紛争の迅速かつ適正な解決、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は各種の産業との調整並びに消防を通じて国民の生命、身体及び財産の保護を図り、並びに他の行政機関の所掌に属しない行政事務及び法律(法律に基づく命令を含む。)で総務省に属せられた行政事務を遂行することを任務とする。

(所掌事務)

第四条 総務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国家公務員に関する制度の企画及び立案に關すること。

二 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)第二章に規定する中央人事行政機関たる内閣総理大臣の所掌する事務について、内閣総理大臣を補佐すること。

三 国家公務員の退職手当制度に關すること。

四 特別職の国家公務員の給与制度に關すること。

五 前各号に掲げるもののほか、国家公務員の人事行政に關すること(他の行政機関の所掌に属するものを除く)。

六 恩給制度に關する企画及び立案に關すること。

七 恩給を受ける権利の裁定並びに恩給の支給及び負担に關すること。

八 国会議員の互助年金及び互助一時金を受ける権利の裁定並びにこれらの支給及び負担に關すること。

九 行政制度一般に關する基本的事項の企画及び立案に關すること。

十 行政機関の機構、定員及び運営に關する企画及び立案並びに調整に關すること。

十一 各行政機関の機構の新設、改正及び廃止並びに定員の設置、増減及び廃止に關する審

査を行うこと。

十二 行政機関が共用する情報システムの整備及び管理に關すること。

十三 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第 号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)に關する共通の制度の企画及び立案に關すること。

十四 独立行政法人の新設、目的の変更その他当該独立行政法人に係る個別法(独立行政法人通則法第一条第一項に規定する個別法をいう。)の定める制度の改正及び廃止に關する審査を行うこと。

十五 法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人(独立行政法人を除く。)の新設、目的の変更その他当該法律の定める制度の改正及び廃止に關する審査を行うこと。

十六 政策評価(国家行政組織法第二条第二項及び内閣府設置法(平成十一年法律第 号)第五条第二項の規定による評価をいう。以下この号及び次号において同じ。)に關する基本的事項の企画及び立案並びに政策評価に關する各府省の事務の総括に關すること。

十七 各府省の政策について、統一的若しくは総合的な評価を行い、又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うこと。

十八 各行政機関の業務の実施状況の評価(当該行政機関の政策についての評価を除く。)及び監視を行うこと。

十九 第十七号の規定による評価並びに前号の規定による評価及び監視(以下これらの評価及び監視を「行政評価等」という。)に關連して、次に掲げる業務の実施状況に關し必要な調査を行うこと。

イ 独立行政法人の業務(第十七号の規定による評価に關連する場合に限る。)

- 口 第十五号に規定する法人の業務
- ハ 特別の法律により設立され、かつ、その設立に行政官庁の認可を要する法人（その資本金の二分の一以上が国からの出資による法人であつて、国の補助に係る業務を行うものに限る。）の業務
- ニ 国の委任又は補助に係る業務
- 二十 行政評価等に関連して、前号ニの規定による調査に該当するもののほか、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二十九条第一号に規定する第一号法定受託事務に該当する地方公共団体の業務（各行政機関の業務と一体として把握される必要があるものに限る。）の実施状況に調査を行うこと。
- 二十一 各行政機関の業務、第十九号に規定する業務及び前号に規定する地方公共団体の業務に関する苦情の申出についての必要なあつせんに関する事。
- 二十二 行政相談委員に関する事。
- 二十三 地方自治及び民主政治の普及徹底に関する事。
- 二十四 国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡調整に関する事。
- 二十五 地方公共団体の求めに応じて当該地方公共団体の行政及び財政に関する総合的な調査を行うこと。
- 二十六 地方自治に係る政策で地域の振興に関するものの企画及び立案並びに推進に関する事。
- 二十七 豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法昭和三十一年法律第七十三号）第二十一条第一項に規定する豪雪地帯をいう。）の雪害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事。
- 二十八 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の規定による土地開発公社及び土地の先買いに関する事務を行うこと。
- 二十九 地方自治に影響を及ぼす国の施策の企画及び立案並びに運営に関し、必要な意見を関係行政機関の長に述べること。
- 三十 地方公共団体の自主的かつ主体的な組織及び運営の合理化の推進について必要な助言その他の協力を行うこと。
- 三十一 地方自治に関する調査及び研究に関する事。
- 三十二 地方公共団体の組織及び運営に関する制度の企画及び立案に関する事。
- 三十三 市町村の合併、広域行政その他地方公共団体の機能の充実に係る政策の企画及び立案並びに推進に関する事。
- 三十四 住民基本台帳制度に関する事。
- 三十五 住居表示制度に関する事。
- 三十六 行政書士に関する事。
- 三十七 地方公務員に関する制度の企画及び立案に関する事。
- 三十八 地方公共団体の人事行政に対する協力及び技術的助言に関する事。
- 三十九 地方公務員の共済制度及び災害補償制度に関する事。
- 四十 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）及び同法の規定を準用する法律に基づく選挙に関する制度の企画及び立案に関する事。
- 四十一 最高裁判所裁判官の国民審査、一の地方公共団体のみに適用される特別法の制定のための投票、日本国憲法改正の国民の承認に係る投票及び地方公共団体の住民による各種の直接請求に基づく投票に関する制度の企画及び立案に関する事。
- 四十二 前二号に掲げる選挙、国民審査及び投票の施行の準備に関する事。
- 四十三 第四十号及び第四十一号に掲げる選挙、国民審査及び投票の普及及び宣伝に関する事。
- 四十四 政党その他の政治団体、政治資金及び政党助成に関する事。
- 四十五 地方公共団体の財政に関する制度の企画及び立案に関する事。
- 四十六 地方公共団体の負担を伴う法令案並びに国の歳入歳出及び国庫債務負担行為の見積りについて、関係各大臣に対して意見を述べること。
- 四十七 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第七条に規定する翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する事。
- 四十八 後進地域その他の特定の地域に対する国の財政上の特別措置に関する事。
- 四十九 地方交付税に関する事。
- 五十 地方債に関する事。
- 五十一 地方公共団体の財政資金の調達に関するあつせん、助言その他の協力に関する事。
- 五十二 当せん金付証券に関する事。
- 五十三 地方競馬、自転車競走及びモーターボート競走を行うことができる市町村の指定に関する事。
- 五十四 地方公共団体の経営する企業に関する事。
- 五十五 地方公共団体の財務に係るのある事務に関する資料の提出の要求、調査及び助言に関する事。
- 五十六 財政収支が著しく不均衡な状況にある地方公共団体の財政の再建に関する事。
- 五十七 第四十五号から前号までに掲げるもののほか、地方財政に関する事。
- 五十八 地方税に関する制度の企画及び立案に関する事。
- 五十九 法定外普通税及び法定外目的税の新設又は変更に係る協議及び同意に関する事。
- 六十 前二号に掲げるもののほか、地方税に関する事。
- 六十一 地方道路譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、特別とん譲与税及び航空機燃料譲与税に関する事。
- 六十二 国有資産等所在市町村交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する事。
- 六十三 符号、音響、影像その他の情報の電磁的方式による発信、伝送又は受信（以下「情報の電磁的流通」という。）のための有線又は無線の施設の設置及び使用の規律並びにこれらの施設の整備の促進に関する事。
- 六十四 国際放送その他の本邦と外国との間の情報の電磁的流通の促進に関する事。
- 六十五 前二号に掲げるもののほか、情報の電磁的流通の規律及び振興に関する事。
- 六十六 電気通信業及び放送業（有線放送業を含む。）の発達、改善及び調整に関する事。
- 六十七 日本放送協会に関する事。
- 六十八 非常事態における重要通信の確保に関する事。
- 六十九 周波数の割当て及び電波の監督管理に関する事。
- 七十 電波の監視及び電波の質の是正並びに不法に開設された無線局及び不法に設置された高周波利用設備の調査に関する事。
- 七十一 電波が無線設備その他のものに及ぼす影響による被害の防止又は軽減に関する事。
- 七十二 電波の利用の促進に関する事。
- 七十三 周波数標準値の設定、標準電波の発射及び標準時の通報に関する事。
- 七十四 有線電気通信設備及び無線設備（高周波利用設備を含む。）に関する技術上の規格に関する事。
- 七十五 情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発に関する事。
- 七十六 情報通信の高度化に関する事務のうち情報の電磁的流通に係るものに関する事。
- 七十七 宇宙の開発に関する大規模な技術開発であつて、情報の電磁的流通及び電波の利用に係るものに関する事。
- 七十八 条約又は法律（法律に基づく命令を含む。）で定める範囲内において、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する国際的取決めに協議し、及び締結すること並びに国際電気通

信連合その他の機関と連絡すること。

七十九 郵政事業として国が一体的に経営する次に掲げる事業及び業務に関する事。

イ 郵便事業

ロ 郵便貯金事業、郵便為替事業及び郵便振替事業

ハ 簡易生命保険事業

ニ イからハまでに掲げる事業に附帯する業務、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、日本放送協会、国民生活金融公庫、沖縄振興開発金融公庫又は国家公務員共済組合連合会から委託された業務及び電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)附則第五条第一項に規定する国際電信電話株式会社から委託された電報の取扱に関する業務、国民貯蓄債券の売りさばき、償還及び買上げ並びにその割増金の支払に関する業務、印紙の売りさばきに関する業務、年金及び恩給の支払その他の国庫金の受入れ払渡しに関する業務、国債、地方債又は政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券の募集の取扱い、証券の保護預り及び元利金の支払に関する業務、本邦通貨と外国通貨の両替並びに本邦通貨を対価とする旅行小切手の受託販売及び買取りに関する業務、郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律(平成十年法律第七十八号)第四条第一項の規定により同法第二十条第一項の金融機関から委託された金銭の受入れ又は払渡し等に関する業務並びに当せん金付証券法(昭和二十三年法律第四十四号)第六条第五項に規定する受託銀行等から再委託された当せん金付証券の売りさばき及び当せん金品の支払又は交付に関する業務

八十 条約又は法律(法律に基づく命令を含む。)で定める範囲内において、郵便、郵便為替及び郵便振替に関する国際的取決を協議

し、及び締結すること並びに万国郵便連合その他の機関と連絡すること。

八十一 統計及び統計制度の発達及び改善に関する基本的事項の企画及び立案に関すること。

八十二 統計を作成するための調査又は報告徴集(第八十五号において「統計調査」という。)の実施についての審査、基準の設定及び調整に関すること。

八十三 統計職員の養成の企画及び立案並びに資格の認定に関すること。

八十四 国際統計事務の統括に関すること。

八十五 国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の実施及び製表並びに国の行政機関又は地方公共団体の委託による統計調査の実施又は製表に関すること。

八十六 第八十一号から前号までに掲げるもののほか、統計技術の研究その他統計の発達及び改善に関すること(他の行政機関の所掌に属するものを除く)。

八十七 公益法人及び公益信託の監督に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

八十八 平和祈念事業特別基金に関すること。

八十九 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律(昭和四十二年法律第十四号)第三条第一項の規定による特別交付金に関すること。

九十 旧日本赤十字社救護看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦に対する慰労の事務に関すること。

九十一 一般戦災死没者(今次の大戦による本邦における空襲その他の災害のため死亡した者をいう。)に対して追悼の意を表す事務に関すること(厚生労働省の所掌に属するものを除く)。

九十二 国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律(昭和六十二年法律第九十号)第三条第一項の規定による政党事務所周辺地域の指定に関するこ

と。

九十三 科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡に関する事。

九十四 所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関する事。

九十五 所掌事務に係る国際協力に関すること。

九十六 政令で定める文教研修施設において、所掌事務に関する研修を行うほか、次に掲げる研修を行うこと。

イ 地方公務員に対する地方自治に関する高度の研修

ロ 国家公務員及び地方公務員に対する統計に関する研修

九十七 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第二十七条の二に規定する事務

九十八 公害等調整委員会設置法(昭和四十七年法律第五十二号)第四条に規定する事務

九十九 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第四条第二項に規定する事務

百 前各号に掲げるもののほか、他の行政機関の所掌に属しない事務及び法律(法律に基づく命令を含む。)で総務省に属させられた事務

第三節 総務省の長

(総務大臣)

第五節 総務省の長は、総務大臣とする。

(勅令及び調査等)

第六節 総務大臣は、総務省の所掌事務のうち、第四十条第十号、第十七号及び第十八号に掲げる事務について必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し勧告をすることができ、関係行政機関の長は、行政評価等を行うため必要な範囲において、各行政機関の長に対し資料の提出及び説明を求め、又は各行政機関の業務について実地に調査することができ、

3 総務大臣は、行政評価等に関連して、第四十条第十九号に規定する業務について、書面により又は実地に調査することができ、この場合に

において、調査を受けるものは、その調査を拒んではならない。

4 総務大臣は、行政評価等の目的を達成するために必要な最小限度において、第四十条第二十号に規定する地方公共団体の業務について、書面により又は実地に調査することができ、この場合においては、あらかじめ、関係する地方公共団体の意見を聴くものとする。

5 総務大臣は、行政評価等の実施上の必要により、公私の団体その他の関係者に対し、必要な資料の提出に関し、協力を求めることができる。

6 総務大臣は、行政評価等の結果関係行政機関の長に対し勧告をしたときは、当該行政機関の長に対し、その勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

7 総務大臣は、行政評価等の結果行政運営の改善を図るため特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該行政運営の改善について内閣法(昭和二十二年法律第五号)第六条の規定による措置がとられるよう意見を具申するものとする。

8 総務大臣は、第四十条第十八号の規定による評価又は監視の結果細紀を維持するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、これに関し意見を述べることができ、

第三章 本省に置かれる職及び機関

第一節 特別な職

(総務審議官)

第七節 総務省に、総務審議官三人を置く。

2 総務審議官は、命を受けて、総務省の所掌事務に係る重要な政策に関する事務を総括整理する。

第二節 審議会等

第一款 設置

第八節 本省に、次の審議会等を置く。

地方財政審議会

郵政審議会

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定める

ところにより総務省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。

国地方係争処理委員会

電波監理審議会

第二款 地方財政審議会

(所掌事務)

第九條 地方財政審議会は、地方公務員等共済組合法(昭和二十七年法律第五十二号)、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)、地方交付税法(昭和二十三年法律第五十八号)、自転車競技法(昭和二十三年法律第九号)、モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号)、地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)、地方財政再建促進特別措置法(昭和三十三年法律第九十五号)、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)、地方道路法(昭和二十五年法律第九十三号)、石油ガス法(昭和二十五年法律第九十三号)、石油ガスの輸送と貯蔵と税法(昭和四十六年法律第九十号)、特別とん渡り税法(昭和三十三年法律第七十七号)、航空機燃料と税法(昭和四十七年法律第十三号)及び国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律(昭和三十三年法律第二百四号)の規定によりその権限に属せられた事項を処理する。

2 地方財政審議会は、前項の規定によりその権限に属せられた事項に關し、総務大臣に対し、必要な勧告をすることが出来る。

3 地方財政審議会は、第一項の規定によりその権限に属せられた事項及びこれに影響を及ぼす制度に關し、関係機関に対し、意見を述べることが出来る。

(組織)
第十條 地方財政審議会は、委員五人をもって組織する。

第十一條 地方財政審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、地方財政審議会を代表する。

表する。

3 地方財政審議会は、あらかじめ、会長に事故があるときにその職務を代理する委員を定めておかなければならない。

(委員の任命)

第十二條 委員は、地方自治に關して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、総務大臣が任命する。

2 前項の委員のうちには、次に掲げる者を含まなければならない。

- 一 全国の都道府県知事及び都道府県議会の議長、各連合組織が共同推薦した者 一人
- 二 全国の市長及び市議会の議長、各連合組織が共同推薦した者 一人
- 三 全国の町村長及び町村議会の議長、各連合組織が共同推薦した者 一人

3 委員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため、両議院の同意を得ることができないときは、総務大臣は、第一項の規定にかかわらず、委員を任命することが出来る。

4 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、総務大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

(任期)

第十三條 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることが出来る。

(委員の罷免)

第十四條 総務大臣は、委員が心身の故障のため職務の遂行ができなると認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することが出来る。ただし、第十二條第二項の委員については、あらかじめ、それぞれ当該委員を推薦した地方公共団

体の長及び議会の議長、各連合組織の意見を聴かなければならない。

(委員の兼職等の制限)

第十五條 地方財政審議会の委員は、在任中、総務大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

(委員の給与)

第十六條 委員の給与は、別に法律で定める。

(政令への委任)

第十七條 第九條から前条までに規定するもののほか、地方財政審議会の組織、所掌事務、職員その他地方財政審議会に關し必要な事項については、政令で定める。

第三款 郵政審議会

第十八條 郵政審議会は、郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)、お年玉付郵便葉書等に関する法律(昭和二十四年法律第二百四十四号)、郵便貯金法(昭和二十二年法律第四十四号)、郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律(平成二年法律第七十二号)、郵便為替法(昭和二十三年法律第五十九号)、郵便振替法(昭和二十三年法律第六十号)、郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律(平成八年法律第七十二号)、簡易生命保険法の積立金の運用に関する法律(昭和二十七年法律第二百十号)及び大蔵省預金部等の債権の条件変更等に関する法律(昭和二十二年法律第二百九十九号)の規定によりその権限に属せられた事項を処理する。

2 前項及び簡易生命保険法第三章に定めるもののほか、郵政審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他郵政審議会に關し必要な事項については、政令で定める。

第四款 国地方係争処理委員会

第十九條 国地方係争処理委員会については、地方自治法(これに基づく命令を含む。)の定める

ところによる。

第五款 電波監理審議会

第二十條 電波監理審議会については、電波法(昭和二十五年法律第三十一号)、放送法(昭和二十五年法律第三十二号)、有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第四十四号)及び有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和二十六年法律第三十五号)並びにこれらに基づく命令の定めるところによる。

第三節 特別の機関

(設置)

第二十一條 本省に、中央選挙管理会を置く。

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより総務省に置かれる特別の機関で本省に置かれるものは、日本学術会議とする。

(中央選挙管理会)

第二十二條 中央選挙管理会の権限、組織、委員の任命その他の事項については、公職選挙法、最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第三十六号)及び政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(平成六年法律第六十六号)並びにこれらに基づく命令の定めるところによる。

(日本学術会議)

第二十三條 日本学術会議については、日本学術会議法(昭和二十三年法律第二十一号)これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

第四節 地方支分部局

(設置)

第二十四條 本省に、次の地方支分部局を置く。

管区行政評価局

総合通信局

2 前項に定めるもののほか、当分の間、本省に、次の地方支分部局を置く。

沖繩行政評価事務所

沖繩総合通信事務所

(管区行政評価局等)

第二十五條 管区行政評価局及び沖繩行政評価事務所は、総務省の所掌事務のうち第四條第十六

号から第二十二号までに掲げる事務を分掌し、並びに環境省の所掌事務に関する調査、資料の収集及び整理並びに相談に関する事務を分掌する。

2 総務大臣は、前項に定める事務のほか、管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所、総務省の所掌事務のうち、第四号第九号から第十五号まで、第八十一号から第八十四号まで及び第八十六号に掲げる事務(同号に掲げる事務にあつては、統計技術の研究に関するものを除く。)に関する調査並びに資料の収集及び整理に関する事務並びに行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第 号)第三十八条第二項の案内所に関する事務を分掌させることができる。

3 管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所は、第一項の事務のうち環境省の所掌事務に関する調査、資料の収集及び整理並びに相談に関する事務については、環境大臣の指揮監督を受けるものとする。

4 管区行政評価局の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、政令で定める。

5 沖縄行政評価事務所の位置及び管轄区域は、政令で定める。

6 沖縄行政評価事務所の内部組織は、総務省令で定める。

(行政評価支局)
第二十六条 管区行政評価局の所掌事務を分掌させるため、所要の地に、行政評価支局を置く。

2 行政評価支局の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

3 行政評価支局の内部組織は、総務省令で定める。

(行政評価事務所)
第二十七条 管区行政評価局及び行政評価支局の所掌事務を分掌させるため、所要の地に、行政評価事務所を置く。

3 行政評価事務所の内部組織は、総務省令で定める。

(総合通信局等)
第二十八条 総合通信局及び沖縄総合通信事務所は、総務省の所掌事務のうち、第四号第六十三号から第七十二号まで、第七十四号から第七十六号まで、第九十四号及び第九百号に掲げる事務を分掌する。

2 沖縄総合通信事務所は、前項に定める事務のほか、郵政事業庁の所掌事務のうち地方郵政監察局及び地方郵政局において所掌することとされている事務を分掌する。

3 沖縄総合通信事務所は、前項に定める事務については、郵政事業庁長官の指揮監督を受けるものとする。

4 総合通信局の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、政令で定める。

5 沖縄総合通信事務所の位置、管轄区域及び所掌事務は、政令で定める。

6 沖縄総合通信事務所の内部組織は、総務省令で定める。

7 沖縄総合通信事務所の管轄区域に係る郵政業務(郵政事業の実施に関する業務をいう。)の監察を行わせるため、沖縄総合通信事務所に郵政監察官十人以上を置く。

8 郵政事業庁設置法(平成十一年法律第 号)第四章(同法第十三条第一項を除く。)の規定は、沖縄総合通信事務所に置かれる郵政監察官について適用する。この場合において、同条第三項中「郵政事業庁」とあるのは「沖縄総合通信事務所」と、「郵政事業庁長官」とあるのは「総務大臣」とする。

(総合通信局等の出張所)
第二十九条 総務大臣は、総合通信局又は沖縄総合通信事務所の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、総合通信局又は沖縄総合通信事務所の出張所を置くことができる。

2 総合通信局又は沖縄総合通信事務所の出張所の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、総務省令で定める。

組織は、総務省令で定める。

第四節 外局
第一節 設置
第三十条 国家行政組織法第三十二条第二項の規定に基づいて総務省に置かれる外局は、次のとおりとする。

公正取引委員会
公害等調整委員会
郵政事業庁
消防庁

第二節 公正取引委員会
第三十一条 公正取引委員会については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

第三節 公害等調整委員会
第三十二条 公害等調整委員会については、公害等調整委員会設置法の定めるところによる。

第四節 郵政事業庁
第三十三条 郵政事業庁については、郵政事業庁設置法(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

第五節 消防庁
第三十四条 消防庁については、消防組織法(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)の施行の日から施行する。ただし、第二十五条第二項(行政機関の保有する情報の公開に関する法律第三十八条第二項の案内所に関する事務に係る部分に限る。)の規定は、同法の施行の日又はこの法律の施行の日いずれか遅い日から施行する。

(所掌事務の特例)
第二条 総務省は、第三条の任務を達成するため、第四号各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地方特例交付金に関すること。
二 交通安全対策特別交付金の交付に関すること。

三 地方公共団体に交付すべき今次の大戦による不発弾その他の火薬類で陸上にあるものの処理に関する事業に係る交付金に関すること。

2 総務省は、第三条の任務を達成するため、第四号各号及び前項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期 限	事 務
平成十四年三月三十一日	特殊土壌地帯(特殊土じょう)地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)第二条第一項に規定する特殊土じょう地帯をいう。)の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
平成十五年三月三十一日	地域改善対策特定事業(地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和六十二年法律第二十一号)第二条第一項に規定する地域改善対策特定事業をいう。以下同じ。)に関する関係行政機関の事務の調整に関することその他地域改善対策特定事業に関すること(他省の所掌に属するものを除く。)
平成十六年三月三十一日	離島振興対策実施地域(離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域をいう。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
平成十六年三月三十一日	奄美群島(奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十

平成十七年三月三十一日	九号)第一条に規定する奄美群島をいう。の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
振興山村(山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七條第一項に規定する振興山村をいう。の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。	半島振興対策実施地域(半島振興法(昭和六十一年法律第六十三号)第二條第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

(総務審議官の設置期間の特例)

第三条 第七條第一項の総務審議官のうち一人は、当分の間、置かれるものとする。

(公務員制度調査会)

第四条 平成十四年三月三十一日までの間、本省に、公務員制度調査会を置く。

2 公務員制度調査会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 内閣総理大臣又は総務大臣の諮問に応じ、国家公務員に関する制度に関する重要事項を調査審議すること。

二 前号に規定する重要事項に関し、内閣総理大臣又は総務大臣に意見を述べる。

3 公務員制度調査会の委員その他の職員で政令で定めるものは、内閣総理大臣が任命する。

4 前三項に定めるもののほか、公務員制度調査会の組織及び委員その他の職員その他公務員制度調査会に関し必要な事項については、政令で定める。

(地方財政審議会の所掌事務の特例)

第五条 地方財政審議会は、第九條に定める事務をつかさどるほか、当分の間、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成十一年法律第十七号)、当せん金付証券法及び道路交通法(昭和三十五年法律第五号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

この場合においては、同条第二項及び第三項の規定を準用する。

(郵政審議会の所掌事務の特例)

第六条 郵政審議会の所掌事務については、第十八條第一項及び同条第二項に基づく政令に規定

第一類第七号

行政改革に関する特別委員会議録第三号(その二) 平成十一年五月十九日

するもののほか、簡易生命保険法の一部を改正する法律(平成二年法律第五十号)附則第六條第六項の定めるところによる。

理由

中央省庁等改革の一環として、行政の基本的な制度の管理及び運営を通じて行政の総合的かつ効率的な実施の確保、地方自治の本旨の実現及び民主政治の基盤の確立、自主的な地域社会の形成、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡協調、情報の電磁的方式による適正かつ円滑な流通の確保及び増進、電波の公平かつ能率的な利用の確保及び増進、郵政事業の合理的かつ能率的な経営、事業者間の公正かつ自由な競争の促進、公害に係る紛争の迅速かつ適正な解決、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は各種の産業との調整並びに消防を通じて国民の生命、身体及び財産の保護を図り、並びに他の行政機関の所掌に属しない行政事務及び法律又は法律に基づく命令で総務省に属させられた行政事務を遂行するため、総務省を新たに設置することとし、その任務及び所掌事務並びに組織を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

郵政事業庁設置法案
郵政事業庁設置法
目次

- 第一章 総則(第一条)
- 第二章 郵政事業庁の設置並びに任務及び所掌事務
- 第一節 郵政事業庁の設置(第一条)

第二節 郵政事業庁の任務及び所掌事務(第三條・第四條)

第三章 地方支分部局(第五條・第十二條)
第四章 郵政監察官(第十三條・第十五條)
附則
第一章 総則

(目的)
第一条 この法律は、郵政事業庁の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的とする。

第二章 郵政事業庁の設置並びに任務及び所掌事務

第一節 郵政事業庁の設置

第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三條第二項の規定に基づいて、総務省の外局として、郵政事業庁を設置する。

2 郵政事業庁の長は、郵政事業庁長官とする。

第二節 郵政事業庁の任務及び所掌事務(任務)

第三条 郵政事業庁は、郵政事業を合理的かつ能率的に運営することを任務とする。

第四条 郵政事業庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 郵政事業(総務省設置法(平成十一年法律第四號)第四條第七十九号に規定する郵政事業をいう。以下同じ。)の実施に関すること。

二 前号に掲げる事務に係る国際協力に関すること。

三 政令で定める文教研修施設において第一号に掲げる事務に関する研修を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき、郵政事業庁に属させられた事務

(設置)
第五条 郵政事業庁に、次の地方支分部局を置く。

地方郵政監察局
地方郵政局
郵便局

(地方郵政監察局)

第六条 地方郵政監察局は、郵政事業庁の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一 郵政業務(郵政事業の実施に関する業務をいう。以下同じ。)に関する犯罪、非違及び事故を調査し、及び処理すること。

二 前号の犯罪、非違又は事故により発生した損害を賠償し、又は損害の賠償を受けること。

三 郵政業務の考査をすること。

2 地方郵政監察局の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

3 地方郵政監察局に、政令で定める数の範囲内において、総務省令で定めるところにより、部を置くことができる。

4 前項に定めるもののほか、地方郵政監察局の内部組織は、総務省令で定める。

(地区郵政監察室)
第七条 地方郵政監察局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、政令で定める数の範囲内において、地区郵政監察室を置く。

2 地区郵政監察室の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、総務省令で定める。

(地方郵政局)
第八条 地方郵政局は、郵政事業庁の所掌事務のうち、現業事務の管理に関する事務の全部又は一部を分掌する。

2 地方郵政局の名称、位置、管轄区域及び所掌事務は、政令で定める。

3 地方郵政局に、政令で定めるところにより、次長を置くことができる。

4 地方郵政局に、政令で定める数の範囲内において、総務省令で定めるところにより、部を置くことができる。

5 前二項に定めるもののほか、地方郵政局の内
部組織は、総務省令で定める。

(事務センター及びその出張所)

第九條 地方郵政局の所掌事務の一部を分掌さ
せるため、所要の地に、事務センターを置く。

2 事務センターの名称、位置、管轄区域、所掌
事務及び内部組織は、総務省令で定める。

3 総務大臣は、事務センターの所掌事務の一部
を分掌させるため、所要の地に、事務センター
の出張所を置くことができる。

4 事務センターの出張所の名称、位置、管轄区
域、所掌事務及び内部組織は、総務省令で定め
る。

(地方郵政局の出張所)

第十條 総務大臣は、事務センターのほか、地方
郵政局の所掌事務の一部を分掌させるため、所
要の地に、地方郵政局の出張所を置くことがで
きる。

2 地方郵政局の出張所の名称、位置、管轄区
域、所掌事務及び内部組織は、総務省令で定め
る。

(郵便局)

第十一條 郵便局は、郵政事業庁の所掌事務のう
ち、現業事務の全部又は一部を分掌する。

2 郵便局の名称、位置、管轄区域、所掌事務及
び内部組織は、総務省令で定める。

(郵便局の出張所)

第十二條 総務大臣は、郵便局の所掌事務の一部
を分掌させるため、所要の地に、郵便局の出張
所を置くことができる。

2 郵便局の出張所の名称、位置、管轄区域、所
掌事務及び内部組織は、総務省令で定める。

第四章 郵政監察官

(郵政監察官)

第十三條 郵政業務の監察を行わせるため、郵政
事業庁に、本庁、地方郵政監察局及び地区郵政
監察室を通じて、郵政監察官七百人(総務省設
置法第二十八條第七項の規定により沖縄総合通
信事務所に置かれる郵政監察官があるときは、

七百人から当該郵政監察官の人数を減じて得た
人数以内を置く。

2 郵政監察官は、郵政業務の運行に関するすべ
ての事項の調査に当たり、その実情及び改善す
べき事項についての意見を郵政事業庁長官に提
出し、並びに犯罪の嫌疑があるときは、捜査
し、その内容を郵政事業庁長官に報告し、及び
必要がある場合には、犯罪の訴追に協力するこ
とについて、郵政事業庁長官から特命を受けた
ものとする。

3 郵政監察官は、郵政事業庁の職員の中から、
郵政事業庁長官が命じ、その指定する地におい
て勤務しなければならない。

(司法警察官としての職務)

第十四條 郵政監察官は、郵政業務に対する犯罪
につき、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三
十一号)に規定する司法警察官の職務を行う。

2 郵政監察官は、被疑者の逮捕を必要とする場
合は、警察官である司法警察職員に、これを逮
捕させなければならない。

3 警察官である司法警察職員は、前項の規定に
より逮捕した被疑者を、郵政監察官に引致しな
ければならない。

4 郵政監察官は、前項の被疑者を受け取った場
合又は自ら現行犯人を逮捕した場合において、
留置の必要があると判断するときは、これを最
寄りの警察署に留置することができる。

第十五條 郵政監察官は、前条に規定する職務を
行うに当たっては、その身分を証明する証票を
携帯し、関係人の請求があるときは、これを示
さなければならない。

附則

1 この法律は、内閣法の一部を改正する法律
(平成十一年法律第 号)の施行の日から施
行する。

2 郵政事業庁は、中央省庁等改革基本法(平成
十年法律第百三十三号)第三十三條第一項に規定す
る郵政公社が設立された時に、廃止されるもの
とする。

理由

中央省庁等改革の一環として、郵政事業を合理
的かつ能率的に運営するため、総務省の外局とし
て郵政事業庁を新たに設置することとし、その任
務及び所掌事務並びに組織を定める必要がある。
これが、この法律案を提出する理由である。

法務省設置法案
法務省設置法

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 法務省の設置並びに任務及び所掌事務
第一節 法務省の設置(第二条)

第二節 法務省の任務及び所掌事務(第三
条・第四条)

第三章 本省に置かれる機関
第一節 審議会等(第五条・第七条)

第二節 施設等機関(第八条・第十三条)

第三節 特別の機関(第十四条)

第四節 地方支分部局(第十五条・第二十五
条)

第四章 外局

第一節 設置(第二十六條)

第二節 司法試験管理委員会(第二十七條)

第三節 公安審査委員会(第二十八條)

第四節 公安調査庁(第二十九條)

附則

第一章 総則

(目的)
第一条 この法律は、法務省の設置並びに任務及
びこれを達成するため必要となる明確な範囲の
所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政
事務を能率的に遂行するため必要な組織を定め
ることを目的とする。

第二章 法務省の設置並びに任務及び所掌
事務

第一節 法務省の設置
(設置)
第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百

二十号)第三条第二項の規定に基づいて、法務
省を設置する。

2 法務省の長は、法務大臣とする。

第二節 法務省の任務及び所掌事務
(任務)

第三条 法務省は、基本法制の維持及び整備、法
秩序の維持、国民の権利擁護、国の利害に関係
のある争訟の統一かつ適正な処理並びに出入
国の公正な管理を図ることを任務とする。
(所掌事務)

第四条 法務省は、前条の任務を達成するため、
次に掲げる事務をつかさどる。

一 民事法制に関する企画及び立案に関するこ
と。

二 刑事法制に関する企画及び立案に関するこ
と。

三 司法制度に関する企画及び立案に関するこ
と。

四 司法試験に関すること。

五 内外の法令及び法務に関する資料の整備及
び編纂を行うこと。

六 法務に関する調査及び研究に関すること。

七 検察に関すること。

八 司法警察職員の教養訓練に関すること。

九 犯罪人の引渡し、国際捜査共助その他の刑
事に関する国際間の共助に関すること。

十 犯罪の予防に関すること。

十一 第二号及び第七号から前号までに掲げる
もののほか、刑事に関すること。

十二 刑及び拘留、少年院に送致する保護処分
及び少年鑑別所に送致する観護の措置、補導
処分並びに監護の執行その他の矯正に
関すること。

十三 恩赦に関すること。

十四 仮出獄、仮出場、仮退院、不定期刑の終
了及び退院に関すること。

十五 保護観察、更生緊急保護及び監獄、少年
院又は婦人補導院に収容中の者の環境調整に
関すること。

- 十六 保護司に関すること。
- 十七 更生保護事業の助長及び監督に関すること。
- 十八 第十号及び第十四号から前号までに掲げるもののほか、更生保護に関すること。
- 十九 破壊活動防止法(昭和二十七年法律第二百四十号)の規定による破壊的団体の規制に関すること。
- 二十 国籍、戸籍、登記、供託及び公証に関すること。
- 二十一 司法書士及び土地家屋調査士に関すること。
- 二十二 第一号及び前二号に掲げるもののほか、民事に関すること。
- 二十三 外国法事務弁護士に関すること。
- 二十四 債権管理回収業の監督に関すること。
- 二十五 人権侵害事件に係る調査並びに被害の救済及び予防に関すること。
- 二十六 人権啓発及び民間における人権擁護運動の助長に関すること。
- 二十七 人権擁護委員に関すること。
- 二十八 人権相談に関すること。
- 二十九 法律扶助に関すること。
- 三十 国の利害に係る争訟に関すること。
- 三十一 日本人の出国及び帰国並びに外国人の入国及び出国の管理に関すること。
- 三十二 本邦における外国人の在留に関すること。
- 三十三 難民の認定に関すること。
- 三十四 外国人の登録に関すること。
- 三十五 国際連合と日本国との間に締結される、犯罪の防止及び犯罪者の処遇並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に関する研究、研究及び調査を行うことを目的とする研究所を日本国に設置することに關する条約に基づき、国際連合に協力して行う研究、研究及び調査に関すること。
- 三十六 所掌事務に係る国際協力に関すること。

- 三十七 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。
- 三十八 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき法務省に属させられた事務
- 第三章 本省に置かれる機関
- 第一節 審議会等
- (設置)
- 第五條 別に法律で定めるところにより法務省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。
- 檢察官適格審査会
- 中央更生保護審査会
- (檢察官適格審査会)
- 第六條 檢察官適格審査会については、檢察庁法(昭和二十二年法律第六十一号。これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。
- (中央更生保護審査会)
- 第七條 中央更生保護審査会については、犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第四十二号。これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。
- 第二節 施設等機関
- (設置)
- 第八條 本省に、次の施設等機関を置く。
- 刑務所、少年刑務所及び拘留所
- 少年院
- 少年鑑別所
- 婦人補導院
- 入国者収容所
- 2 前項の刑務所、少年刑務所及び拘留所は、監獄法(明治四十一年法律第二十八号)の規定による監獄として置かれるものとする。
- (刑務所、少年刑務所及び拘留所)
- 第九條 刑務所、少年刑務所及び拘留所は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 懲役、禁錮又は拘留の刑の執行のため拘留される者、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第一百三十一号)の規定により勾留される者及び

- 死刑の言渡しを受けて拘留される者を収容し、これらの者に対し必要な処遇を行うこと。
- 二 前号に規定する者のほか、法令の規定により監獄その他これに附設する施設に収容すべきこととされる者及び収容することができることとされる者を収容すること。
- 2 法務大臣は、刑務所、少年刑務所又は拘留所の所掌事務を分掌させるため、所要の地に、刑務所、少年刑務所又は拘留所の支所を設けることができる。
- 3 刑務所、少年刑務所及び拘留所並びにそれらの支所の名称、位置及び内部組織は、法務省令で定める。
- (少年院)
- 第十條 少年院は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 家庭裁判所から保護処分として送致された者を収容し、これに矯正教育を授けること。
- 二 前号に規定する者のほか、法令の規定により少年院に収容することができるとされる者を収容すること。
- 2 法務大臣は、少年院の所掌事務を分掌させるため、所要の地に、少年院の分院を設けることができる。
- 3 少年院及びその分院の名称、位置及び内部組織は、法務省令で定める。
- (少年鑑別所)
- 第十一條 少年鑑別所は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 少年法(昭和二十三年法律第六十八号)第十七条第一項第二号の規定により送致された者を収容するとともに、家庭裁判所の行う少年に対する調査及び審判並びに保護処分の執行に資するため、少年の資質の鑑別を行うこと。
- 二 家庭裁判所、少年院の長、地方更生保護委員会及び保護観察所の長以外の者からの求めによる少年の資質の鑑別を行うこと。

- 三 第一号に規定する者のほか、法令の規定により少年鑑別所に収容すべきこととされる者及び収容することができるとされる者を収容すること。
- 2 法務大臣は、少年鑑別所の所掌事務を分掌させるため、所要の地に、少年鑑別所の分所を設けることができる。
- 3 少年鑑別所及びその分所の名称、位置及び内部組織は、法務省令で定める。
- (婦人補導院)
- 第十二條 婦人補導院は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 売春防止法(昭和三十一年法律第十八号)第十七条の規定により補導処分付された者を収容し、その更生のために必要な補導を行うこと。
- 二 前号に規定する者のほか、法令の規定により婦人補導院に収容することができるとされる者を収容すること。
- 2 法務大臣は、婦人補導院の所掌事務を分掌させるため、所要の地に、婦人補導院の分院を設けることができる。
- 3 婦人補導院及びその分院の名称、位置及び内部組織は、法務省令で定める。
- (入国者収容所)
- 第十三條 入国者収容所は、本邦からの退去を強制される者を収容し、及び送還する事務をつかさどる。
- 2 入国者収容所の名称、位置及び内部組織は、法務省令で定める。
- 第三節 特別の機関
- (檢察庁)
- 第十四條 別に法律で定めるところにより法務省に置かれる特別の機関で本省に置かれるものは、檢察庁とする。
- 2 檢察庁については、檢察庁法(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。
- 第四節 地方支分部局
- (設置)
- 第十五條 本省に、次の地方支分部局を置く。

矯正管区

地方更生保護委員会

法務局及び地方法務局

地方人国管理局

保護観察所

(矯正管区)

第十六条 矯正管区は、法務省の所掌事務のうち、刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の運営の管理に関する事務を分掌する。

2 矯正管区の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、政令で定める。

(地方更生保護委員会)

第十七条 地方更生保護委員会は、犯罪者予防更生法第十二条に規定する事務をつかさどる。

2 地方更生保護委員会の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

3 前項に定めるもののほか、地方更生保護委員会については、犯罪者予防更生法(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

(法務局及び地方法務局)

第十八条 法務局及び地方法務局は、法務省の所掌事務のうち、第四条第二十号から第二十二号まで及び第二十五号から第三十号までに掲げる事務並びに法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき法務省に属させられた事務を分掌する。

2 法務局の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、政令で定める。

3 地方法務局の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

4 地方法務局の内部組織は、法務省令で定める。

5 法務大臣は、政令で定めるところにより、法務局長に、地方法務局の事務を指揮監督させることができる。

(法務局又は地方法務局の支局)

第十九条 法務大臣は、法務局又は地方法務局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、法務局又は地方法務局の支局を置くことができる。

できる。

2 法務局又は地方法務局の支局の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、法務省令で定める。

(法務局若しくは地方法務局又はその支局の出張所)

第二十條 法務大臣は、法務局若しくは地方法務局又はその支局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、法務局若しくは地方法務局又はその支局の出張所を置くことができる。

2 法務局若しくは地方法務局又はその支局の出張所の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、法務省令で定める。

(地方人国管理局)

第二十一条 地方人国管理局は、法務省の所掌事務のうち、第四条第三十一号から第三十三号までに掲げる事務を分掌する。

2 地方人国管理局の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

3 地方人国管理局に、政令で定めるところにより、次長を置くことができる。

4 前項に定めるもののほか、地方人国管理局の内部組織は、法務省令で定める。

(地方人国管理局の支局)

第二十二条 法務大臣は、地方人国管理局の所掌事務を分掌させるため、所要の地に、地方人国管理局の支局を置くことができる。

2 地方人国管理局の支局の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

3 地方人国管理局の支局の内部組織は、法務省令で定める。

(地方人国管理局又はその支局の出張所)

第二十三条 法務大臣は、地方人国管理局又はその支局の所掌事務を分掌させるため、所要の地に、地方人国管理局又はその支局の出張所を置くことができる。

(保護観察所)

第二十四条 保護観察所は、犯罪者予防更生法第十八条各号に掲げる事務をつかさどる。

2 保護観察所の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

3 保護観察所の内部組織は、法務省令で定める。

(保護観察所の支所)

第二十五条 法務大臣は、保護観察所の所掌事務を分掌させるため、所要の地に、保護観察所の支所を置くことができる。

2 保護観察所の支所の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、法務省令で定める。

第四章 外局

第一節 設置

第二十六条 国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて法務省に置かれる外局は、次のとおりとする。

司法試験管理委員会

公安審査委員会

公安調査庁

第二節 司法試験管理委員会

第二十七条 司法試験管理委員会については、司法試験法(昭和二十四年法律第百四十号。これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

第三節 公安審査委員会

第二十八条 公安審査委員会については、公安審査委員会設置法(昭和二十七年法律第百四十二号。これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

第四節 公安調査庁

第二十九条 公安調査庁については、公安調査庁設置法(昭和二十七年法律第百四十一号。これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

附則

(施行期日)

1 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)の施行の日から施行する。

行する。

(人権擁護推進審議会)

2 平成十四年三月二十四日までの間、人権擁護推進法(平成八年法律第百二十号。これに基づく命令を含む。)の定めるところにより法務省に置かれる人権擁護推進審議会は、本省に置く。

(地方人国管理局及びその支局の所掌事務の特例)

3 地方人国管理局及びその支局は、第二十一条第一項及び第二十二条第一項に規定する事務のほか、当分の間、外国人登録法(昭和二十七年法律第百二十五号)附則第九項に規定する事務を分掌する。

(職員の特例)

4 当分の間、特に必要があるときは、法務省の職員(検察庁の職員を除く。)のうち、百三十三人は、検事をもってこれに充てることができる。

理由

中央省庁等改革の一環として、基本法制の維持及び整備、法秩序の維持、国民の権利擁護、国の利害に關係のある争訟の統一的かつ適正な処理並びに出入国の公正な管理を図るため、法務省を新たに設置することとし、その任務及び所掌事務並びに組織を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

外務省設置法案

外務省設置法

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 外務省の設置並びに任務及び所掌事務

第一節 外務省の設置(第二条)

第二節 外務省の任務及び所掌事務(第三条、第四条)

第三章 外務省に置かれる職及び機関

第一節 特別な職(第五条)

第二節 特別の機関(第六條―第十二條)
第四章 名譽総領事及び名譽領事(第十三條)
附則

第一章 總則

(目的)

第一條 この法律は、外務省の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範圍の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的とする。

第二章 外務省の設置並びに任務及び所掌事務

第一節 外務省の設置

(設置)

第二條 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三條第二項の規定に基づいて、外務省を設置する。

2 外務省の長は、外務大臣とする。

第二節 外務省の任務及び所掌事務

(任務)

第三條 外務省は、平和で安全な国際社会の維持に寄与するとともに主體的かつ積極的な取組を通じて良好な国際環境の整備を図ること並びに調和ある対外関係を維持し発展させつつ、国際社会における日本国及び日本国民の利益の増進を図ることを任務とする。

(所掌事務)

第四條 外務省は、前條の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次のイからニまでに掲げる事項その他の事項に係る外交政策に関すること。

イ 日本国の安全保障

ロ 対外経済関係

ハ 経済協力

ニ 文化その他の分野における国際交流

二 日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力その他外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。)に関する政務の処理に関すること。

三 日本国政府を代表して行う国際連合その他の国際機関及び国際会議その他国際協調の枠組み(以下「国際機関等」という。)への参加並びに国際機関等との協力に関すること。
四 条約その他の国際約束の締結に関すること。

五 条約その他の国際約束及び確立された国際法規の解釈及び実施に関すること。
六 日本国政府として処理する必要がある渉外法律事項に関すること。

七 国際情勢に関する情報の収集及び分析並びに外国及び国際機関等に関する調査に関すること。

八 日本国民の海外における法律上又は経済上の利益その他の利益の保護及び増進に関すること。

九 海外における邦人の生命及び身体の保護その他の安全に関すること。

十 海外における邦人の身分関係事項に関すること。

十一 身分関係事項その他の事実について内外の公の機関が発給した文書の内外にわたる証明に関すること。

十二 旅券の発給並びに海外渡航及び海外移住に関すること。

十三 査証に関すること。

十四 本邦に在留する外国人の待遇に関する関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

十五 海外事情についての国内広報その他啓発のための措置及び日本事情についての海外広報その他啓発のための措置に関すること。

十六 外国における日本文化の紹介に関すること。

十七 外交文書の発受その他の外交上の通信に関すること。

十八 外交官及び領事官の派遣に関すること。

十九 外交官及び領事官の接受並びに国際機関の要員の受入れに関すること。

二十 外国の勲章又は記章の日本国民による受

領に關しあつせんを行うこと並びに外国人及び外国に居住する邦人に対する栄典の授与に關し推薦及びあつせんを行うこと。
二十一 前三号に掲げるもののほか、儀典その他の外交上の儀礼に関すること。

二十二 外交史料の編纂に関すること。

二十三 外地整理事務に関すること。

二十四 政府開発援助全体に共通する方針に関する関係行政機関の行う企画の調整に関すること。

二十五 政府開発援助のうち有償の資金供与による協力に関する関係行政機関の行う企画及び立案の調整に関すること。

二十六 政府開発援助のうち技術協力に関する関係行政機関の行う企画及び立案の調整に関すること。

二十七 前各号に掲げるもののほか、対外関係事務の処理及び総括を行うこと。

二十八 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。

二十九 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき外務省に属させられた事務

第三章 外務省に置かれる職及び機関

第一節 特別な職

第五條 外務省に、外務審議官一人及び儀典長一人を置く。

2 外務審議官は、命を受けて、外務省の所掌事務に係る重要な政策に関する事務を総括整理する。

3 儀典長は、命を受けて、儀典その他の外交上の儀礼に関する事務を総括整理する。

第二節 特別の機関

(設置)
第六條 外務省に、在外公館を置く。

2 在外公館の種類は、大使館、公使館、総領事館、領事館及び政府代表部とする。

3 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより外務省に置かれる在外公館は、日

本政府在外事務所とする。
(所掌事務)
第七條 次項に定める場合を除くほか、在外公館は、外国において外務省の所掌事務を行う。

2 日本政府在外事務所設置法(昭和二十五年法律第百五号。これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

(名称及び位置)
第八條 在外公館(第六條第二項に定めるものに限る。以下同じ。)の名称及び位置は、別に法律で定める。

2 特別の必要がある場合においては、政令で定めるところにより、予算の範圍内において、前項の法律で定めるもののほか、在外公館を増置することができる。

3 既に設置されている在外公館の種類を変更する必要がある場合において、特別の事情があるときは、政令で定めるところにより、当該在外公館の種類を変更することができる。

4 特別の必要がある場合においては、大使館の一部としてその分館を置くことができる。

5 前項に定める分館の名称及び位置は、第一項の法律で定める。

(在外公館長)
第九條 在外公館に、長(以下「在外公館長」という。)を置く。

2 大使館、公使館、総領事館、領事館及び政府代表部の長は、それぞれ特命全權大使、特命全權公使、総領事、領事及び特命全權大使とする。

3 在外公館長は、外務大臣の命を受けて、在外公館の事務を統括する。

4 在外公館長に事故があり、又は在外公館長が欠けた場合においては、あらかじめ外務大臣が指定する職員が、その事務を代理する。

(領事館及び領事官)
第十條 この法律(これに基づく命令を含む。以下同じ。)及び他の法令中領事官の職務に関する

規定において、「領事館」とは、法律又は政令に別段の定めがある場合を除くほか、総領事館及び領事館をいうものとする。

2 この法律及び他の法令中領事官の職務に関する規定において、「領事」又は「領事官」とは、法律又は政令に別段の定めがある場合を除くほか、領事館の長又はその職務を代理する者をいうものとする。

3 大使館若しくは第八条第四項に定めるその分館又は公使館の所在地に領事館が設置されていない場合その他に必要がある場合には、外務大臣は、領事官の職務を、当該大使館若しくは公使館の長又はその職務を代理する者に行わせることができる。

(領事官の徴収する手数料)

第十一條 領事官(前条第三項の規定により領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその職務を代理する者を含む。次条において同じ。)は、別に法律で定める場合を除くほか、その行う事務の処理のうち政令で定めるものに関し、当該事務に要する実費及び為替相場を勘案して政令で定める額の手数料を徴収することができる。

(手数料の免除及び減額)

第十二條 領事官は、当該在外公館若しくは第八条第四項に定める分館の所在地における特別の状況により、又は手数料を納付すべき者に特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、外務大臣の承認を経て、前条に定める手数料を減額し、又は免除することができる。

第四章 名譽総領事及び名譽領事

第十三條 外務大臣は、外国において外務省の所掌事務の一部を遂行するため必要と認めるときは、名譽総領事又は名譽領事を任命し、これを所要の地に置くことができる。

2 名譽総領事及び名譽領事の職務その他に關し必要な事項は、外務大臣の定めるところによる。

附則

この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)の施行の日から施行する。

理由

中央省庁等改革の一環として、平和で安全な国際社会の維持に寄与するとともに主体的かつ積極的な取組を通じて良好な国際環境の整備を図り、並びに調和ある対外関係を維持し発展させつつ、国際社会における日本国及び日本国民の利益の増進を図るため、外務省を新たに設置することとし、その任務及び所掌事務並びに組織を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

財務省設置法案

財務省設置法

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 財務省の設置並びに任務及び所掌事務

第一節 財務省の設置(第二条)

第二節 財務省の任務及び所掌事務(第三条・第四条)

第三章 本省に置かれる職及び機関

第一節 特別な職(第五条)

第二節 審議会等(第六条・第八条)

第三節 特別の機関(第九条・第十一条)

第四節 地方支分部局(第十二条・第十七条)

第四章 国税庁

第一節 設置並びに任務及び所掌事務

第一款 設置(第十八条)

第二款 任務及び所掌事務(第十九条・第二十条)

第三款 審議会等(第二十一条)

第四節 特別の機関(第二十二条)

第五節 地方支分部局(第二十三条・第二十四条)

第五章 雜則(第二十五条・第二十七条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、財務省の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的とする。

第二章 財務省の設置並びに任務及び所掌事務

第一節 財務省の設置

第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項の規定に基づいて、財務省を設置する。

2 財務省の長は、財務大臣とする。

第二節 財務省の任務及び所掌事務

(任務)

第三条 財務省は、健全な財政の確保、適正かつ公平な課税の実現、税関業務の適正な運営、国庫の適正な管理、通貨に対する信頼の維持及び外国為替の安定の確保並びに造幣事業及び印刷事業の健全な運営を図ることを任務とする。(所掌事務)

第四条 財務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国の予算、決算及び会計に関する制度の企画及び立案並びに事務処理の統一に関すること。

二 国の予算及び決算の作成に関すること。

三 国の予備費の管理に関すること。

四 決算調整資金の管理に関すること。

五 国税収納金整理資金の管理に関すること。

六 各省各庁(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十一条に規定する各省各庁をいう。以下同じ。)の予算の執行について財政及び会計に関する法令の規定により行う承認及び認証に関すること。

七 各省各庁の出納官吏及び出納員の監督に關すること。

八 国の予算の執行に關する報告の徴取、実地監査及び指示に關すること。

九 各省各庁の歳入の徴収及び収納に關する事務の一般を管理すること。

十 物品及び国の債権の管理に關する事務の總括に關すること。

十一 国の貸付金を管理すること。

十二 政府関係機関の予算、決算及び会計に關すること。

十三 国家公務員の旅費その他実費弁償の制度に關すること。

十四 国家公務員共済組合制度に關すること。

十五 国の財務の統括の立場から地方公共団体の歳入及び歳出に關する事務を行うこと。

十六 租税(関税、とん税及び特別とん税を除く。)に關する制度(外国との租税(関税、とん税及び特別とん税を除く。)に關する協定を含む。)の企画及び立案並びに租税の収入の見積りに關すること。

十七 内国税の賦課及び徴収に關すること。

十八 税理士に關すること。

十九 酒税の保全並びに酒類業の發達、改善及び調整に關すること。

二十 醸造技術の研究及び開発並びに酒類の品質及び安全性の確保に關すること。

二十一 法令の定めるところに従い、第二十七条第一項各号に掲げる犯罪に關する捜査を行い、必要な措置を採ること。

二十二 印刷の形式に關する企画及び立案に關すること並びにその模造の取締りを行うこと。

二十三 関税、とん税及び特別とん税並びに税関行政に關する制度(外国との関税及び税関行政に關する協定を含む。)の企画及び立案に關すること。

二十四 関税、とん税及び特別とん税並びに地方税法(昭和二十五年法律第三十二号)第

第二章第三節に規定する地方消費税の貨物割の賦課及び徴収に関すること。
二十五 関税に関する法令の規定による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締りに関すること。
二十六 保税制度の運営に関すること。
二十七 通関業の監督及び通関士に関すること。
二十八 通関情報処理センターの行う国際貨物業務の電子情報処理組織による処理に関すること。
二十九 国庫収支の調整その他国内資金運用の調整に関すること。
三十 国庫制度及び通貨制度の企画及び立案に関すること。
三十一 国庫金の出納、管理及び運用並びに国の保管金及び国が保管する有価証券の管理に関すること。
三十二 国債に関すること。
三十三 債券及び借入金に係る債務について国が債務を負担する保証契約に関すること。
三十四 日本銀行の国庫金及び国債の取扱事務を監督すること。
三十五 地方債に関すること。
三十六 貨幣及び紙幣の発行、回収及び取締り並びに紙幣類似証券の取締りに関すること。
三十七 日本銀行券の種類、様式及び製造発行計画を定めること。
三十八 財政投融資制度の企画及び立案に関すること。
三十九 財政投融資計画の作成並びに資金運用部資金の管理及び運用に関すること。
四十 政府関係金融機関に関すること。
四十一 地震再保険事業に関すること。
四十二 たばこ事業及び塩事業の発達、改善及び調整に関すること。
四十三 国有財産の総括に関すること。
四十四 普通財産の管理及び処分に関すること。

四十五 国家公務員の宿舍の設置(合同宿舍)については、その設置及び管理に関すること並びに国家公務員の宿舍の管理に関する事務の総括に関すること。
四十六 国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法(昭和三十一年法律第十五号)第五条に規定する特定国有財産整備計画に関すること。
四十七 外国為替に関する制度(外国との外国為替に関する協定を含む。)の企画及び立案に関すること。
四十八 外国為替相場の決定及び安定並びに外国為替資金の管理及び運営その他外貨資金の管理に関すること。
四十九 国際収支の調整に関すること並びに所掌事務に関する外国為替の取引の管理及び調整に関すること。
五十 金の政府買入れに関すること及び金の輸出入の規制に関すること。
五十一 国際通貨制度及びその安定に関すること。
五十二 国際復興開発銀行その他の国際開発金融機関に関すること。
五十三 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等及び外国投資家による同法第二百八条第二項に規定する対内直接投資等(第八条第一項第二号において「対内直接投資等」という。)の管理及び調整に関すること。
五十四 本邦からの海外投融資に関すること。
五十五 健全な財政の確保、国庫の適正な管理、通貨に対する信頼の維持及び外国為替の安定の確保の任務を遂行する観点から行う金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する企画及び立案に関すること。
五十六 預金保険機構及び農水産業協同組合貯金保険機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。

五十七 保険契約者保護機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。
五十八 投資者保護基金の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。
五十九 日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること(金融庁の所掌に属するものを除く。)
六十 準備預金制度に関すること。
六十一 金融機関の金利の調整に関すること。
六十二 貨幣、章はい、記章、極印、合金及び金属工芸品の製造、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律(昭和六十二年法律第四十二号)第十条第一項及び第三項の規定による貨幣の販売、旧貨幣及び同法第八条の規定により引き換えられた貨幣の鋳つぶし、貴金属の精製及び品位の証明並びに地金及び鉱物の分析及び試験に関すること。
六十三 日本銀行券、紙幣、国債、印紙、郵便切手、郵便はがきその他の証券及び印刷物の製造並びに官報、法令全書、白書、調査統計資料その他の政府刊行物の編集、製造及び発行並びにすき入紙の製造の取締りに関すること。
六十四 所掌事務に係る資源の有効な利用の確保に関すること。
六十五 所掌事務に係る国際協力に関すること。
六十六 政令で定める文教研修施設において、国の会計事務職員(研修及び所掌事務(財務省の地方支分部局においてつかさどる事務を含む。))に関する研修を行うこと。
六十七 前各号に掲げるもののほか、法律(法律)に基づき命令を含む。に基づき、財務省に属させられた事務
第三章 本省に置かれる職及び機関
第一節 特別な職
第五節 (財務官)
第五條 財務省に、財務官一人を置く。
財務官は、命を受けて、国の財務に関する事務

その他の財務省の所掌事務のうち、国際的に処理を要する事項に関する事務を総括整理する。
第二節 審議会等
(設置)
第六條 本省に、次の審議会等を置く。
財政制度等審議会
関税・外国為替等審議会
(財政制度等審議会)
第七條 財政制度等審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 財務大臣の諮問に応じて次に掲げる重要事項を調査審議すること。
イ 国の予算、決算及び会計の制度に関する重要事項
ロ 国家公務員共済組合の制度に関する重要事項
ハ 財政投融資制度、財政投融資計画及び資金運用部資金に関する重要事項
ニ たばこ事業及び塩事業に関する重要事項
ホ 国有財産の管理及び処分に関する基本方針その他国有財産に関する重要事項
二 前号イからホまでに掲げる重要事項に関するし、財務大臣に意見を述べること。
三 簡易生命保険の積立金の財政投融資計画に係る運用に関し、総務大臣に意見を述べること。
四 大蔵省預金部等の債権の条件変更等に関する法律(昭和二十二年法律第二百九号)、資金運用部資金法(昭和二十六年法律第九号)、たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)及び国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
2 前項に定めるもののほか、財政制度等審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他財政制度等審議会に關し必要な事項については、政令で定める。
(関税・外国為替等審議会)
第八條 関税・外国為替等審議会は、次に掲げる

事務をつかさどる。

一 財務大臣の諮問に応じて関税率の改正その他の関税に関する重要事項を調査審議すること。

二 財務大臣若しくは経済産業大臣又は財務大臣及び事業所管大臣の諮問に応じて外国為替又は対内直接投資等若しくは技術導入契約(非居住者が行う工業所有権その他の技術に関する権利の譲渡、これらに関する使用権の設定又は事業の経営に関する技術の指導に係る契約をいう。)に関する重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する重要事項に関し、それぞれ当該各号に規定する大臣に意見を述べること。

四 外国為替及び外国貿易法の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2 前項に定めるもののほか、関税・外国為替等審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他関税・外国為替等審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

第三節 特別の機関

(設置)
第九条 本省に、次の特別の機関を置く。

造幣局

印刷局

(造幣局)

第十条 造幣局は、第四条第六十二号に掲げる事務をつかさどる。

2 造幣局長は、造幣局長とする。

3 造幣局には、部及び支局を置くことができる。

4 前項の部の名称及び所掌事務は、政令で定める。

5 造幣局の位置、第三項の部の内部組織並びに同項の支局の名称、位置、所掌事務及び内部組織は、財務省令で定める。

(印刷局)

第十一条 印刷局は、第四条第六十三号に掲げる事務をつかさどる。

2 印刷局長は、印刷局長とする。

3 印刷局には、部、工場その他の機関及び出張所を置くことができる。

4 前項の部の名称及び所掌事務は、政令で定める。

5 印刷局の位置、第三項の部の内部組織並びに同項の工場その他の機関及び出張所の名称、位置、所掌事務及び内部組織は、財務省令で定める。

第四節 地方支分部局

(設置)

第十二条 本省に、次の地方支分部局を置く。

財務局

2 前項に定めるもののほか、当分の間、本省に、地方支分部局として、沖縄地区税関を置く。

(財務局)

第十三条 財務局は、財務省の所掌事務のうち第四条第一号、第三号、第六号、第八号、第十号、第十二号、第十四号、第十五号、第三十二号、第三十五号、第四十号、第四十一号、第四十二号(製造たばこの特定販売業、塩特定販売業及び特殊用塩特定販売業を営む者の監督に関するものを除く。)から第四十六号まで、第六十一号及び第六十七号に掲げる事務並びに次に掲げる事務を分掌し、並びに金融庁設置法(平成十年法律第三十号)第四条各号に掲げる事務のうち法令の規定により財務局に属させられた事務をつかさどる。

一 国の予算の作成に関すること。

二 国家公務員の旅費の制度に関すること。

三 国内資金運用の調整に関すること。

四 日本銀行の国庫金の取扱事務を監督すること。

五 貨幣及び紙幣並びに紙幣類似証券の取締りに関すること。

六 資金運用部資金の管理及び運用に関すること。

七 所掌事務に関する外国為替の取引の管理及び調整に関すること。

八 金の政府買入れに関すること。

2 財務局は、前項に規定する財務局に属させられた事務については、別に法令で定めるものを除き、金融庁長官の指揮監督を受けるものとする。

3 財務局の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、政令で定める。

(財務支局)

第十四条 財務局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、財務支局を置く。

2 前項に定めるもののほか、財務支局は、金融庁設置法第四条各号に掲げる事務のうち法令の規定により財務支局に属させられた事務をつかさどる。

3 財務支局の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

4 財務支局の所掌事務及び内部組織は、財務省令で定める。

5 前条第二項の規定は、第二項に規定する財務支局に属させられた事務について準用する。

(財務事務所及び財務局、財務支局又は財務事務所の出張所)

第十五条 財務局及び財務支局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、財務事務所を置く。

2 財務事務所の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

3 財務事務所の所掌事務及び内部組織は、財務省令で定める。

八 金の政府買入れに関すること。

2 財務局は、前項に規定する財務局に属させられた事務については、別に法令で定めるものを除き、金融庁長官の指揮監督を受けるものとする。

3 財務局の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、政令で定める。

(財務支局)

第十四条 財務局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、財務支局を置く。

2 前項に定めるもののほか、財務支局は、金融庁設置法第四条各号に掲げる事務のうち法令の規定により財務支局に属させられた事務をつかさどる。

3 財務支局の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

4 財務支局の所掌事務及び内部組織は、財務省令で定める。

5 前条第二項の規定は、第二項に規定する財務支局に属させられた事務について準用する。

(財務事務所及び財務局、財務支局又は財務事務所の出張所)

第十五条 財務局及び財務支局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、財務事務所を置く。

2 財務事務所の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

3 財務事務所の所掌事務及び内部組織は、財務省令で定める。

4 財務事務所の所掌事務及び内部組織は、財務省令で定める。

5 前条第二項の規定は、第二項に規定する財務支局に属させられた事務について準用する。

(財務事務所及び財務局、財務支局又は財務事務所の出張所)

第十五条 財務局及び財務支局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、財務事務所を置く。

2 財務事務所の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

3 財務事務所の所掌事務及び内部組織は、財務省令で定める。

4 財務事務所の所掌事務及び内部組織は、財務省令で定める。

5 前条第二項の規定は、第二項に規定する財務支局に属させられた事務について準用する。

(財務事務所及び財務局、財務支局又は財務事務所の出張所)

第十五条 財務局及び財務支局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、財務事務所を置く。

2 財務事務所の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

3 財務事務所の所掌事務及び内部組織は、財務省令で定める。

4 財務事務所の所掌事務及び内部組織は、財務省令で定める。

5 前条第二項の規定は、第二項に規定する財務支局に属させられた事務について準用する。

(財務事務所及び財務局、財務支局又は財務事務所の出張所)

第十五条 財務局及び財務支局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、財務事務所を置く。

2 財務事務所の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

3 財務事務所の所掌事務及び内部組織は、財務省令で定める。

4 財務事務所の所掌事務及び内部組織は、財務省令で定める。

5 前条第二項の規定は、第二項に規定する財務支局に属させられた事務について準用する。

(財務事務所及び財務局、財務支局又は財務事務所の出張所)

第十五条 財務局及び財務支局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、財務事務所を置く。

2 財務事務所の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

3 財務事務所の所掌事務及び内部組織は、財務省令で定める。

4 財務事務所の所掌事務及び内部組織は、財務省令で定める。

5 前条第二項の規定は、第二項に規定する財務支局に属させられた事務について準用する。

(財務事務所及び財務局、財務支局又は財務事務所の出張所)

第十五条 財務局及び財務支局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、財務事務所を置く。

号まで、第六十五号及び第六十七号に掲げる事務並びに次に掲げる事務を分掌する。

一 製造たばこの特定販売業、塩特定販売業及び特殊用塩特定販売業を営む者の監督に関すること。

二 所掌事務に関する外国為替の取引の管理及び調整に関すること。

三 金の輸出入の規制に関すること。

四 輸出入貨物に対し内国税を賦課及び徴収すること。

税関及び沖縄地区税関は、前項に定める事務のほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一 外国為替及び外国貿易法により、貨物の輸出又は輸入の取締りを行うこと。

二 輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百九十九号)により、貨物の輸出の取締りを行うこと。

3 税関及び沖縄地区税関は、前項各号に掲げる事務については、経済産業大臣の指揮監督を受けるものとする。

4 税関の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、政令で定める。

5 沖縄地区税関の位置及び管轄区域は、政令で定める。

6 沖縄地区税関の内部組織は、財務省令で定める。

(税関等の支署、出張所及び監視署)

第十七条 財務大臣は、税関又は沖縄地区税関の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、税関又は沖縄地区税関の支署、出張所又は監視署並びに支署の出張所又は監視署を置くことができる。

2 税関又は沖縄地区税関の支署、出張所及び監視署並びに支署の出張所及び監視署の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、財務省令で定める。

第四章 国税庁

第一節 設置並びに任務及び所掌事務

第一款 設置

第十八条 国家行政組織法第三条第二項の規定に

文部科学省設置法案

文部科学省設置法

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 文部科学省の設置並びに任務及び所掌事務

第一節 文部科学省の設置(第二条)

第二節 文部科学省の任務及び所掌事務(第三條・第四條)

第三章 本省に置かれる職及び機関

第一節 特別な職(第五条)

第二節 審議会等

第一款 設置(第六條)

第二款 科学技術・学術審議会(第七條)

第三款 宇宙開発委員会(第八條・第十七條)

第四款 放射線審議会(第十八條)

第五款 施設等機関(第十九條)

第四節 特別の機関(第二十二條・第二十三條)

第五節 地方支分部局(第二十四條)

第四章 文化庁

第一節 設置並びに任務及び所掌事務

第一款 設置(第二十五條)

第二款 任務及び所掌事務(第二十六條・第二十七條)

第二節 審議会等(第二十八條・第三十條)

第三節 特別の機関(第三十一條)

第五章 雑則(第三十二條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文部科学省の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的とする。

第二章 文部科学省の設置並びに任務及び所掌事務

第一節 文部科学省の設置

第一条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百

二十号)第三條第二項の規定に基づいて、文部科学省を設置する。

2 文部科学省の長は、文部科学大臣とする。

第二節 文部科学省の任務及び所掌事務(任務)

第三條 文部科学省は、教育の振興及び生涯学習の推進を中核とした豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成、学術、スポーツ及び文化の振興並びに科学技術の総合的な振興を図るとともに、宗教に関する行政事務を適切に行うことを任務とする。

(所掌事務)

第四條 文部科学省は、前條の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成のための教育改革に関すること。

二 生涯学習に係る機会の整備の推進に関すること。

三 地方教育行政に関する制度の企画及び立案並びに地方教育行政の組織及び一般の運営に関する指導、助言及び勧告に関すること。

四 地方教育費に関する企画に関すること。

五 地方公務員である教育関係職員の任免、給与その他の身分取扱いに関する制度の企画及び立案並びにこれらの制度の運営に関する指導、助言及び勧告に関すること。

六 地方公務員である教育関係職員の福利厚生に関すること。

七 初等中等教育(小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育をいう。以下同じ。)の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

八 初等中等教育のための補助に関すること。

九 初等中等教育の基準の設定に関すること。

十 教科用図書の検定に関すること。

十一 教科用図書その他の教授上用いられる図書の発行及び義務教育諸学校(小学校、中学

校、中等教育学校の前期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部をいう。)において使用する教科用図書の無償措置に関すること。

十二 学校保健(学校における保健教育及び保健管理をいう。)、学校安全(学校における安全教育及び安全管理をいう。)、学校給食及び災害共済給付(学校の管理下における児童、生徒、学生及び幼児の負傷その他の災害に関する共済給付をいう。)に関すること。

十三 教育職員の養成並びに資質の保持及び向上に関すること。

十四 海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設及び関係団体が行う教育、海外から帰国した児童及び生徒の教育並びに本邦に在留する外国人の児童及び生徒の学校生活への適応のための指導に関すること。

十五 大学及び高等専門学校における教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

十六 大学及び高等専門学校における教育のための補助に関すること。

十七 大学及び高等専門学校における教育の基準の設定に関すること。

十八 大学及び高等専門学校の設置、廃止、設置者の変更その他の事項の認可に関すること。

十九 大学の入学者の選抜及び学位の授与に関すること。

二十 学生及び生徒の奨学、厚生及び補導に関すること。

二十一 外国人留學生の受入れの連絡及び教育並びに海外への留學生の派遣に関すること。

二十二 政府開発援助のうち外国人留學生に係る技術協力に関すること(外交政策に係るものを除く。)

二十三 専修学校及び各種学校における教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助

言に関すること。

二十四 専修学校及び各種学校における教育の基準の設定に関すること。

二十五 国立学校(国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)第二條第一項に規定する国立学校をいう。以下同じ。)における教育及び研究に関すること。

二十六 私立学校に関する行政の制度の企画及び立案並びにこれらの行政の組織及び一般の運営に関する指導、助言及び勧告に関すること。

二十七 文部科学大臣が所轄庁である学校法人についての認可及び認定並びにその経営に関する指導及び助言に関すること。

二十八 私立学校教育の振興のための学校法人その他の私立学校の設置者、地方公共団体及び関係団体に対する助成に関すること。

二十九 私立学校教職員の共済制度に関すること。

三十 社会教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

三十一 社会教育のための補助に関すること。

三十二 青少年教育に関する施設において行う青少年の団体宿泊訓練に関すること。

三十三 通信教育及び視聴覚教育に関すること。

三十四 外国人に対する日本語教育に関すること(外交政策に係るものを除く。)

三十五 家庭教育の支援に関すること。

三十六 公立及び私立の文教施設の整備に関する指導及び助言に関すること。

三十七 公立の文教施設の整備のための補助に関すること。

三十八 学校施設及び教育用品の基準の設定に関すること。

三十九 学校環境の整備に関する指導及び助言に関すること。

四十 青少年の健全な育成の推進に関すること(内閣府の所掌に属するものを除く。)

四十一 体力の保持及び増進の推進に関すること。

四十二 科学技術に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

四十三 科学技術に関する研究及び開発（以下「研究開発」という。）に関する計画の作成及び推進に関すること。

四十四 科学技術に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

四十五 科学技術に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関すること。

四十六 学術の振興に関すること。

四十七 研究者の養成及び資質の向上に関すること。

四十八 技術者の養成及び資質の向上に関すること（文部科学省に置かれる試験研究機関及び文部科学大臣が所管する法人において行うものに限る。）。

四十九 技術士に関すること。

五十 研究開発に必要な施設及び設備（関係行政機関に重複して設置することが多額の経費を要するため適当でない）と認められるものに限る。）の整備（共用に供することを含む。）。

五十一 科学技術に関する研究開発に係る交流の助成に関すること。

五十二 前二号に掲げるもののほか、科学技術に関する研究開発の推進のための環境の整備に関すること。

五十三 科学技術に関する研究開発の成果の普及及び成果の活用に関すること。

五十四 発明及び実用新案の奨励並びにこれらの実施の推進に関すること。

五十五 科学技術に関する知識の普及並びに国民の関心及び理解の増進に関すること。

五十六 科学技術に関する研究開発が経済社会及び国民生活に及ぼす影響に関し、評価を行

うことその他の措置に関すること。

五十七 科学技術に関する基礎研究及び科学技術に関する共通的研究開発（二以上の府省のそれぞれの所掌に係る研究開発に共通する研究開発をいう。）に関すること。

五十八 科学技術に関する研究開発で、関係行政機関に重複して設置することが多額の経費を要するため適当でない）と認められる施設及び設備を必要とするものに関すること。

五十九 科学技術に関する研究開発で多数部門の協力を要する総合的なものに関すること（他の府省の所掌に属するものを除く。）。

六十 理化学研究所の行う科学技術に関する試験及び研究に関すること。

六十一 放射線の利用に関する研究開発に関すること。

六十二 宇宙の開発及び原子力に関する技術開発で科学技術の水準の向上を図るためのものに関すること。

六十三 宇宙の利用の推進に関すること。

六十四 放射性同位元素の利用の推進に関すること。

六十五 資源の総合的利用に関すること（他の府省の所掌に属するものを除く。）。

六十六 原子力政策のうち科学技術に関するものに関すること。

六十七 原子力に関する関係行政機関の試験及び研究に係る経費その他これに類する経費の配分計画に関すること。

六十八 原子力損害の賠償に関すること。

六十九 国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和利用の確保のための規制に関すること。

七十 試験研究の用に供する原子炉及び研究開発段階にある原子炉（発電の用に供するものを除く。）並びに核原料物質及び核燃料物質の使用に関する規制その他これらに関する安全の確保に関すること。

七十一 原子力の安全の確保のうち科学技術に

関するものに関すること。

七十二 放射線による障害の防止に関すること。

七十三 放射能水準の把握のための監視及び測定に関すること。

七十四 スポーツの振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

七十五 スポーツのための助成に関すること。

七十六 国際的又は全国的な規模において行われるスポーツ事業に関すること。

七十七 スポーツに関する競技水準の向上に関すること。

七十八 スポーツ振興投票に関すること。

七十九 文化（文化財（文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第二条第一項に規定する文化財をいう。第八十五号において同じ。）に係る事項を除く。次号及び第八十二号において同じ。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

八十 文化の振興のための助成に関すること。

八十一 劇場、音楽堂、美術館その他の文化施設に関すること。

八十二 文化に関する展示会、講習会その他の催しを主催すること。

八十三 国語の改善及びその普及に関すること。

八十四 著作者の権利、出版権及び著作権の保護及び利用に関すること。

八十五 文化財の保存及び活用に関すること。

八十六 アイヌ文化の振興に関すること。

八十七 宗教法人の規則、規則の変更、合併及び任意解散の認証並びに宗教に関する情報資料の収集及び宗教団体との連絡に関すること。

八十八 国際文化交流の振興に関すること（外交政策に係るものを除く。）。

八十九 ユネスコ活動（ユネスコ活動に関する法律（昭和二十七年法律第二百七号）第二条に規定するユネスコ活動をいう。）の振興に関する

ること（外交政策に係るものを除く。）。

九十一 文化功労者に関すること。

九十二 地方公共団体の機関、大学、高等専門学校、研究機関その他の関係機関に対し、教育、学術、スポーツ、文化及び宗教に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

九十三 教育関係職員、研究者、社会教育に関する団体、社会教育指導者、スポーツの指導者その他の関係者に対し、教育、学術、スポーツ及び文化に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

九十四 所掌事務に係る国際協力に関すること。

九十五 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。

九十六 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき文部科学省に属させられた事務

第三章 本省に置かれる職及び機関

第一節 特別な職

第五節 文部科学省に、文部科学審議官二人を置く。

2 文部科学審議官は、命を受けて、文部科学省の所掌事務に係る重要な政策に関する事務を総括整理する。

第二節 審議会等

第一款 設置

第六節 本省に、次の審議会等を置く。

科学技術・学術審議会

宇宙開発委員会

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより文部科学省に置かれる審議会等

本省に置かれるものは、放射線審議会とする。

第二款 科学技術・学術審議会

第七節 科学技術・学術審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 文部科学大臣の諮問に応じて次に掲げる重要事項を調査審議すること。

イ 科学技術の総合的な振興に関する重要事項

ロ 学術の振興に関する重要事項
二 前号イ及びロに掲げる重要事項に関し、文部科学大臣に意見を述べる。

三 文部科学大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、海洋の開発に関する総合的かつ基本的な事項を調査審議すること。

四 測地学及び政府機関における測地事業計画に関する事項を調査審議すること。

五 前二号に規定する事項に関し、文部科学大臣又は関係各大臣に意見を述べる。

六 技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)の規定によりその権限に属せられた事項を処理すること。

2 前項に定めるもののほか、科学技術・学術審議会の組織及び委員その他の職員その他科学技術・学術審議会に關し必要な事項については、政令で定める。

第三款 宇宙開発委員会
(所掌事務)
第八条 宇宙開発委員会(以下この款において「委員会」といふ)は、宇宙開発事業団法(昭和四十四年法律第五十号)の規定によりその権限に属せられた事項を処理する。

(組織)
第九条 委員会は、委員長及び委員四人をもって組織する。

2 委員のうち二人は、非常勤とする。

(委員長)
第十条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する常勤の委員が、その職務を代理する。

(委員長及び委員の任命)
第十一条 委員長及び委員は、宇宙の開発に關し優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、文部科学大臣が任命する。

2 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、文部科学大臣は、前項の規定にかかわらず、委員長又は委員を任命することができ

る。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、文部科学大臣は、直ちにその委員長又は委員を罷免しなければならない。

(委員長及び委員の任期)
第十二条 委員長及び委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員長及び委員は、再任されることができ

る。

(委員長及び委員の罷免)
第十三条 文部科学大臣は、委員長若しくは委員が心身の故障のため職務の遂行ができな

い認め、又は委員長若しくは委員に職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

(委員長及び委員の服務)
第十四条 委員長及び委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 委員長及び委員は、在任中、文部科学大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

(委員長及び委員の給与)
第十五条 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(資料提出の要求等)
第十六条 委員会は、その所掌事務を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に對し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(政令への委任)
第十七条 第八条から前条までに規定するもののほか、委員会の組織及び委員その他の職員その他委員会に關し必要な事項については、政令で定める。

第四款 放射線審議会
第十八条 放射線審議会については、放射線障害防止の技術的基準に関する法律(昭和三十三年法律第六十二号)これに基づく命令を含む。の定めるところによる。

第三節 施設等機関
(国立学校)
第十九条 別に法律で定めるところにより文部科学省に置かれる施設等機関で本省に置かれるものは、国立学校とする。

2 国立学校については、国立学校設置法(これに基づく命令を含む)の定めるところによる。

(設置)
第二十條 本省に、日本学士院を置く。

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより文部科学省に置かれる特別の機関で本省に置かれるものは、次のとおりとする。

地震調査研究推進本部
日本ユネスコ国内委員会
(日本学士院)
第二十一条 日本学士院については、日本学士院法(昭和三十一年法律第二十七号)の定めるところによる。

(地震調査研究推進本部)
第二十二条 地震調査研究推進本部については、地震防災対策特別措置法(平成七年法律第一百十一号)これに基づく命令を含む。の定めるところによる。

(日本ユネスコ国内委員会)
第二十三条 日本ユネスコ国内委員会については、ユネスコ活動に関する法律(これに基づく命令を含む)の定めるところによる。

第五節 地方支分部局
(原子力事務所)
第二十四条 文部科学省に、地方支分部局として、原子力事務所を置く。

2 原子力事務所は、文部科学省の所掌事務のうち、第四條第六十六号、第六十九号から第七十三号まで及び第九十五号に掲げる事務を分掌する。

3 原子力事務所の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

4 原子力事務所の内部組織は、文部科学省令で定める。

第四章 文化庁
第一節 設置並びに任務及び所掌事務
第一款 設置
第二十五条 国家行政組織法第三條第二項の規定に基づいて、文部科学省に、文化庁を置く。

2 文化庁の長は、文化庁長官とする。

第二款 任務及び所掌事務
(任務)
第二十六条 文化庁は、文化の振興及び国際文化交流の振興を図るとともに、宗教に関する行政事務を適切に行うことを任務とする。

(所掌事務)
第二十七条 文化庁は、前條の任務を達成するため、第四條第三号、第五号、第三十四号、第三十六号、第三十七号、第七十九号から第八十七号まで、第八十八号(学術及びスポーツの振興に係るものを除く)、第八十九号及び第九十一号から第九十五号までに掲げる事務をつかさどる。

第二節 審議会等
(設置)
第二十八条 文化庁に、文化審議会を置く。

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより文部科学省に置かれる審議会等

で、原子力事務所の内部組織は、文部科学省令で定める。

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより文部科学省に置かれる審議会等

で、原子力事務所の内部組織は、文部科学省令で定める。

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより文部科学省に置かれる審議会等

で、原子力事務所の内部組織は、文部科学省令で定める。

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより文部科学省に置かれる審議会等

で、原子力事務所の内部組織は、文部科学省令で定める。

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより文部科学省に置かれる審議会等

で、原子力事務所の内部組織は、文部科学省令で定める。

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより文部科学省に置かれる審議会等

で、原子力事務所の内部組織は、文部科学省令で定める。

文化庁に置かれるものは、宗教法人審議会とする。

(文化審議会)

第二十九條 文化審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 文部科学大臣又は文化庁長官の諮問に応じ、文化の振興及び国際文化交流の振興、學術及びスポーツの振興に係るものを除く。に關する重要事項(第三号に規定するものを除く。)を調査審議すること。

二 前号に規定する重要事項に關し、文部科学大臣又は文化庁長官に意見を述べること。

三 文部科学大臣又は文化庁長官の諮問に應じて國語の改善及びその普及に關する事項を調査審議すること。

四 前号に規定する事項に關し、文部科学大臣、關係各大臣又は文化庁長官に意見を述べること。

五 著作權法(昭和四十五年法律第四十八号)、万国著作權條約の実施に伴う著作權法の特例に關する法律(昭和三十一年法律第八十八号)第五條第四項、著作權に關する仲介業務に關する法律(昭和十四年法律第六十七号)第三條第四項、文化財保護法第八十四條及び文化功勞者年金法(昭和二十六年法律第百二十五号)第二條第二項の規定によりその権限に屬させられた事項を處理すること。

2 文化審議会の委員その他の職員で政令で定めるものは、文部科学大臣が任命する。

3 前二項に定めるもののほか、文化審議会の組織及び委員その他の職員その他文化審議会に關し必要な事項については、政令で定める。

(宗教法人審議会)

第三十條 宗教法人審議会については、宗教法人法(昭和二十六年法律第百二十一号)の定めるところによる。

第三節 特別の機関

(日本芸術院)

第三十一條 文化庁に、日本芸術院を置く。

2 日本芸術院は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 芸術上の功績顯著な芸術家の優遇に關すること。

二 芸術の發達に寄与する活動を行い、並びに芸術に關する重要事項を審議し、及びこれに關し、文部科学大臣又は文化庁長官に意見を述べること。

3 日本芸術院の長及び會員は、政令で定めるところにより、文部科学大臣が任命する。

4 日本芸術院の會員には、予算の範囲内で、文部科学大臣の定めるところにより、年金を支給することが出来る。

5 日本芸術院の組織、會員その他の職員及び運営については、政令で定める。

第五章 雜則

第三十二條 文化庁に政令の規定により置かれる施設等機關で政令で定めるものの長は、文部科学大臣が任命する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)の施行の日から施行する。ただし、附則第四項の規定は、公布の日から施行する。

(所掌事務の特例)

2 文部科学省は、第三條の任務を達成するため、第四條各号に掲げる事務のほか、当分の間、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の職業に關する教科の教科用圖書並びに盲学校、聾学校及び養護学校の教科用圖書の編修及び改訂に關する事務をつかさどる。

(文化審議会の所掌事務の特例)

3 文化審議会は、第二十九條に定める事務をつかさどるほか、当分の間、文化財保護法第百十六條第二項の規定によりその権限に屬させられた事項を處理する。

(經過措置)

4 第十一條第一項の規定による宇宙開発委員會の委員長及び委員の任命のために必要な行為は、この法律の施行前においても行うことができる。この場合において、当該必要な行為は、内閣總理大臣が行うものとする。

5 文部科学大臣は、第十一條第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の日に、この法律の施行の日の前日において現に從前の總理府の宇宙開発委員會の委員である者のうちから、兩議院の同意を得ることなく、文部科学省の宇宙開発委員會の委員を任命することができる。この場合において、その委員の任期は、第十二條第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の日において引き続き從前の總理府の宇宙開発委員會の委員であるとした場合の任期の残任期間と同一の期間とする。

理由

中央省庁等改革の一環として、教育の振興及び生涯学習の推進を中核とした豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成、學術、スポーツ及び文化の振興並びに科学技術の総合的な振興を図るとともに、宗教に關する行政事務を適切に行うため、文部科学省を新たに設置することとし、その任務及び所掌事務並びに組織を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

厚生労働省設置法案

厚生労働省設置法

目次

第一章 總則(第一條)

第二章 厚生労働省の設置並びに任務及び所掌事務

第一節 厚生労働省の設置(第二條)

第二節 厚生労働省の任務及び所掌事務(第三條・第四條)

第三章 本省に置かれる職及び機関

第一節 特別な職(第五條)

第二節 審議会等(第六條・第十五條)

第三節 施設等機關(第十六條)

第四節 地方支分部局(第十七條・第二十四條)

第四章 外局

第一節 設置(第二十五條)

第二節 社会保険庁

第一款 任務及び所掌事務(第二十六條・第二十八條)

第二款 地方支分部局(第二十九條・第三十條)

第三節 中央労働委員會(第三十一條)

附則

第一章 總則

(目的)

第一條 この法律は、厚生労働省の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範圍の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的とする。

第二章 厚生労働省の設置並びに任務及び所掌事務

第一節 厚生労働省の設置

(設置)

第二條 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三條第二項の規定に基づいて、厚生労働省を設置する。

2 厚生労働省の長は、厚生労働大臣とする。

(任務)

第三條 厚生労働省は、国民生活の保障及び向上を図り、並びに經濟の發展に寄与するため、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進並びに労働条件その他の労働者の働く環境の整備及び職業の確保を図ることを任務とする。

2 厚生労働省は、前項のほか、引揚援護、戦傷病者、戦没者遺族、未帰還者留守家族等の援護及び旧陸海軍の残務の整理を行うことを任務とする。

(所掌事務)

第四条 厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 社会保障制度に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二 少子高齢社会への総合的な対応に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

三 疾病の予防及び治療に関する研究その他所掌事務に関する科学技術の研究及び開発に関すること。

四 原因の明らかでない公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じようとするおそれがある緊急の事態への対処に関すること。

五 労働組合その他労働に関する団体に係る連絡調整に関すること。

六 労働者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利の保障に関すること。

七 労働関係の調整に関すること。

八 人口政策に関すること。

九 医療の普及及び向上に関すること。

十 医療の指導及び監督に関すること。

十一 医療機関の整備に関すること。

十二 医師及び歯科医師に関すること。

十三 保健婦、助産婦、看護婦、歯科衛生士、診療放射線技師、歯科技工士、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士その他医療関係者に関すること。

十四 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師に関すること。

十五 医薬品、医薬部外品、医療用具その他衛生用品の研究及び開発並びに生産、流通及び消費の増進、改善及び調整並びに化粧品の研究及び開発に関すること。

十六 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具その他衛生用品の製造業、輸入販売業、販売業及び賃貸業(化粧品にあつては、研究及び

開発に係る部分に限る。)の発達、改善及び調整に関すること。

十七 国民の健康の増進及び栄養の改善並びに生活習慣病に関すること。

十八 衛生教育に関すること。

十九 感染症の発生及びまん延の防止並びに港及び飛行場における検疫に関すること。

二十 臓器の移植に関すること。

二十一 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病の予防及び治療に関すること。

二十二 原子爆弾被爆者に対する援護に関すること。

二十三 栄養士、調理師及び製菓衛生師に関すること。

二十四 建築物衛生の改善及び向上に関すること。

二十五 埋葬、火葬及び改葬並びに墓地及び納骨堂に関すること。

二十六 理容師、美容師及びクリーニング師に関すること。

二十七 理容所、美容所、興行場、旅館、公衆浴場その他の多数の者の集合する場所及びクリーニング所の衛生に関すること。

二十八 公衆衛生の向上及び増進並びに国民生活の安定の観点からの環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律(昭和三十二年法律第六十四号)第一条第一項各号に掲げる営業の発達、改善及び調整に関すること。

二十九 水道に関すること。

三十 国立病院、国立療養所及び国立高度専門医療センターにおける医療の提供並びに研究及び研修に関すること。

三十一 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具その他衛生用品の品質、有効性及び安全性の確保に関すること。

三十二 麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚せい剤に関する取締りに関すること。

三十三 毒物及び劇物の取締りに関すること。

三十四 採血業の監督及び献血の推進その他の

血液製剤の安定的な供給の確保に関すること。

三十五 人の健康を損なうおそれのある化学物質に対して環境衛生上の観点からする評価及び製造、輸入、使用その他の取扱いの規制に関すること。

三十六 有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること。

三十七 薬剤師に関すること。

三十八 飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止に関すること。

三十九 販売の用に供する食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第一条第一項、第二項、第四項若しくは第五項に規定する食品、添加物、器具若しくは容器包装又は同法第二十九条第一項に規定するおもちゃ(第十六条第二項において「食品等」という。)の取締りに関すること。

四十 第三号、第四号及び第九号から前号までに掲げるもののほか、公衆衛生の向上及び増進に関するもの。

四十一 労働契約、賃金の支払、最低賃金、労働時間、休息、災害補償その他の労働条件に関すること。

四十二 労働能率の増進に関すること。

四十三 児童の使用の禁止に関すること。

四十四 産業安全(鉱山における保安を除く。)に関すること。

四十五 労働衛生に関すること(労働者についてのじん肺管理区分の決定に関するものを除く。)

四十六 労働基準監督官が司法警察員として行う職務に関すること。

四十七 政府が管掌する労働者災害補償保険事業に関すること。

四十八 勤労者の財産形成の促進に関すること。

四十九 中小企業退職金共済法(昭和三十四年

法律第六十号)の規定による退職金共済に関すること。

五十 労働者の保護及び福利厚生に関すること。

五十一 労働金庫の事業に関すること。

五十二 雇用対策法(昭和四十一年法律第二百三十二号)第四条第一項に規定する雇用対策基本計画の策定及び推進に関すること。

五十三 労働力需給の調整に関すること。

五十四 政府が行う職業紹介及び職業指導に関すること。

五十五 職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督に関すること。

五十六 高齢者の雇用の確保及び促進並びに就業の機会の確保に関すること。

五十七 障害者の雇用の促進その他の職業生活における自立の促進に関すること。

五十八 地域雇用開発等促進法(昭和六十二年法律第二十三号)第二条第一項第一号に規定する地域雇用開発に関すること。

五十九 失業対策その他雇用機会の確保に関すること。

六十 雇用の改善に関すること。

六十一 政府が管掌する雇用保険事業に関すること。

六十二 第五十二号から前号までに掲げるもののほか、職業の安定に関すること。

六十三 公共職業訓練に関すること。

六十四 技能検定に関すること。

六十五 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第四条第二項に規定する事業主その他の関係者による職業能力の開発及び向上の促進並びに労働者の自発的な職業能力の開発及び向上に関すること(他省の所掌に属するものを除く。)

六十六 勤労青少年の福祉の増進に関すること。

六十七 雇用の分野における男女の均等な機会

及び待遇の確保にすること。
六十八 育児又は家族介護を行う労働者の福祉の増進その他の労働者の家族問題に関すること。
六十九 短時間労働者の福祉の増進に関すること。
七十 家内労働者の福祉の増進に関すること。
七十一 家族労働問題及び家事使用人に関すること。
七十二 女性労働者の特性に係る労働問題に関すること。
七十三 労働に関する女性の地位の向上その他の労働に関する女性問題に関すること。
七十四 児童の心身の育成及び発達に関すること。
七十五 児童の保育及び養護並びに虐待の防止に関すること。
七十六 児童の福祉のための文化の向上に関すること。
七十七 前三号に掲げるもののほか、児童、児童のある家庭及び妊産婦その他母性の福祉の増進に関すること。
七十八 福祉に欠ける母子及び寡婦の福祉の増進に関すること。
七十九 児童の保健の向上に関すること。
八十 妊産婦その他母性の保健の向上に関すること。
八十一 社会福祉に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。
八十二 生活困窮者その他保護を要する者に対する必要な保護に関すること。
八十三 被災者の応急救助に関すること。
八十四 消費生活協同組合の事業に関すること。
八十五 社会福祉士及び介護福祉士に関すること。
八十六 第八十一号から前号までに掲げるもののほか、国民生活の保護及び指導に関すること。

八十七 障害者の福祉の増進に関すること。
八十八 障害者の保健の向上に関すること。
八十九 精神保健福祉士に関すること。
九十 老人の福祉の増進に関すること。
九十一 老人の保健の向上に関すること。
九十二 地域における保健及び社会福祉の向上及び増進に関すること。
九十三 介護保険事業に関すること。
九十四 健康保険事業に関すること。
九十五 政府が管掌する船員保険事業に関すること。
九十六 国民健康保険事業に関すること。
九十七 医療保険制度の調整に関すること。
九十八 政府が管掌する厚生年金保険事業に関すること。
九十九 政府が管掌する国民年金事業に関すること。
百 厚生年金基金、厚生年金基金連合会、国民年金基金、国民年金基金連合会及び石炭鉱業年金基金の事業に関すること。
百一 年金制度の調整に関すること。
百二 社会保険労務士に関すること。
百三 引揚援護に関すること。
百四 戦傷病者、戦没者遺族、未帰還者留守家族及びこれらに類する者の援護に関すること。
百五 旧陸海軍の残務の整理に関すること。
百六 人口動態統計及び毎月勤労統計調査に関すること。
百七 所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関すること。
百八 所掌事務に係る資源の有効な利用の確保に関すること。
百九 所掌事務に係る国際協力に関すること。
百十 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。
百十一 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき厚生労働省に属させられた事務

2 前項の規定にかかわらず、同項第六号、第七号、第四十一号、第四十三号から第四十五号まで、第四十八号から第五十号まで、第五十三号から第五十五号まで、第五十八号、第五十九号、第六十二号、第六十六号、第六十七号、第六十八号(育児又は家族介護を行う労働者の福祉の増進に係る部分に限る。)、第七十二号及び第七十三号に掲げる事務のうち船員のみに係るものについては、厚生労働省の所掌事務としな
い。
第三章 本省に置かれる職及び機関
第一節 特別な職
(厚生労働審議会)
第五條 厚生労働省に、厚生労働審議会一人を置く。
2 厚生労働審議官は、命を受けて、厚生労働省の所掌事務に係る重要な政策に関する事務を総括整理する。
第二節 審議会等
(設置)
第六條 本省に、次の審議会等を置く。
社会保険審議会
厚生科学審議会
労働政策審議会
医道審議会
薬事・食品衛生審議会
2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより厚生労働省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。
中央最低賃金審議会
労働保険審査会
中央社会保険医療協議会
社会保険審査会
(社会保障審議会)
第七條 社会保障審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 厚生労働大臣の諮問に応じて社会保障に関する重要事項を調査審議すること。
二 厚生労働大臣又は関係各大臣の諮問に応じ

て人口問題に関する重要事項を調査審議すること。
三 前二号に規定する重要事項に関し、厚生労働大臣又は関係行政機関に意見を述べること。
四 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)、麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二十八号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二十三号)、知的障害者福祉法(昭和三十三年法律第三十七号)、老人福祉法(昭和五十七年法律第三十三号)、老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)、介護保険法(平成九年法律第二十三号)、介護保険法施行法(平成九年法律第二十四号)、健康保険法(大正十一年法律第七十号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、健康保険法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第七十七号)、国民健康保険法(昭和三十三年法律第七十九号)、国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成七年法律第五十三号)、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第五十五号)及び国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
2 前項に定めるもののほか、社会保障審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他社会保険審議会に関し必要な事項については、政令で定める。
(厚生科学審議会)
第八條 厚生科学審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 厚生労働大臣の諮問に応じて次に掲げる重要事項を調査審議すること。
イ 疾病の予防及び治療に関する研究その他所掌事務に関する科学技術に関する重要事項

ロ 公衆衛生に関する重要事項

- 二 前号ロに掲げる重要事項に関し、厚生労働大臣又は関係行政機関に意見を述べること。
- 三 厚生労働大臣又は文部科学大臣の諮問に応じて保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師の学校又は養成所若しくは養成施設の指定又は認定に関する重要事項を調査審議すること。
- 四 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)、結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)、検疫法(昭和二十六年法律第二百一十一号)、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律及び地域保健法(昭和二十二年法律第百一十一号)の規定によりその権限に属せられた事項を処理すること。

- 2 前項に定めるもののほか、厚生科学審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他厚生科学審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

(労働政策審議会)

第九条 労働政策審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 厚生労働大臣の諮問に応じて労働政策に関する重要事項を調査審議すること。
- 二 厚生労働大臣又は経済産業大臣の諮問に応じてじん肺に関する予防、健康管理その他に関する重要事項を調査審議すること。
- 三 前三号に規定する重要事項に関し、厚生労働大臣又は関係行政機関に意見を述べること。
- 四 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法(平成四年法律第九十号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、労働災害

防止団体法(昭和三十九年法律第百十八号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)、勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)、中小企業退職金共済法、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律(平成十年法律第四十六号)、職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)、高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十八年法律第六十八号)、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)、建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)、港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)、介護労働者の雇用の改善等に関する法律(平成四年法律第六十三号)、看護婦等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)、林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十八号)、職業能力開発促進法、勤労青少年福祉法(昭和四十五年法律第九十八号)、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)、短時間労働者の雇用の改善等に関する法律(平成五年法律第七十八号)及び家内労働法(昭和四十五年法律第六十号)の規定によりその権限に属せられた事項を処理すること。

- 2 前項に定めるもののほか、労働政策審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他労働政策審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

労働政策審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

(医道審議会)

- 第十条 医道審議会は、医療法、医師法(昭和十三年法律第二百一十一号)、歯科医師法(昭和二十三年法律第二百一十一号)、保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二百一十一号)、理学療法士及び作業療法士法(昭和四十年法律第百三十七号)、看護婦等の人材確保の促進に関する法律、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百一十七号)、死体解剖保存法(昭和二十四年法律第二百一十四号)、外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律(昭和六十二年法律第二十九号)及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定によりその権限に属せられた事項を処理すること。
- 2 前項に定めるもののほか、医道審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他医道審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

- (薬事・食品衛生審議会)
- 第十一条 薬事・食品衛生審議会は、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法(昭和五十四年法律第五十五号)、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和四十八年法律第百十二号)及び食品衛生法の規定によりその権限に属せられた事項を処理すること。

2 前項に定めるもののほか、薬事・食品衛生審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他薬事・食品衛生審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

(中央最低賃金審議会)

- 第十二条 中央最低賃金審議会については、最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)これに基づく命令を含む。)及び労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)の定めるところによる。

(労働保険審査会)

- 第十三条 労働保険審査会については、労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和三十一年法律第百二十六号)これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

(中央社会保険医療協議会)

- 第十四条 中央社会保険医療協議会については、社会保険医療協議会法(昭和二十五年法律第四十七号)及び老人保健法並びにこれらに基づく命令の定めるところによる。

(社会保険審査会)

- 第十五条 社会保険審査会については、社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第百二十六号)これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

第三節 施設等機関

- 第十六条 本省に、次の表の上欄に掲げる施設等機関を置き、その所掌事務は、それぞれ同表の下欄に記載するとおりとする。

名	称	所	掌	務
検疫所		港及び飛行場における検疫及び防疫を行うこと。		
国立病院		医療を行い、併せて医療の向上に寄与すること。		
国立療養所		特殊の療養を要する者に対して、医療を行い、併せて医療の向上に寄与すること。		
国立高度専門医療センター		特定の疾患その他の事項に関し、診断及び治療、調査及び研究並びに技術者の研修を行うこと。		

2 厚生労働大臣は、前項に定める所掌事務のほか、検疫所に、販売の用に供し、又は営業上使用する食品等の輸入に際しての検査及び指導を行わせることができる。

3 厚生労働大臣は、検疫所の所掌事務を分掌させるため、所要の地に、検疫所の支所又は出張所を設けることができる。

4 検疫所並びにその支所及び出張所の名称、位置及び内部組織は、厚生労働省令で定める。

5 国立病院及び国立療養所の名称、位置及び組織は、厚生労働省令で定める。

6 国立高度専門医療センターの名称及び所掌事務は政令で、その位置及び組織は厚生労働省令で定める。

7 国立病院又は国立療養所は、厚生労働省令で定めるところにより、その業務に支障がない限り、その建物の一部、設備、器械及び器具を、当該国立病院又は国立療養所に勤務しない医師又は歯科医師の診療又は研究のために利用させることができる。

第四節 地方支分部局

(設置)
第十七条 本省に、次の地方支分部局を置く。

地方厚生局
都道府県労働局
(地方厚生局)

第十八条 地方厚生局は、厚生労働省の所掌事務のうち、第四条第一項第四号、第十号、第十二号から第十四号まで、第十六号、第十七号、第十九号、第二十二号、第二十三号、第二十六号、第二十八号、第三十号から第三十三号まで、第三十七号から第四十号まで、第七十四号(第二十八条に定める事務に係る部分を除く。)、第七十五号、第七十七号、第七十九号、第八十一号、第八十二号、第八十四号、第八十五号、第八十七号から第九十号まで、第九十一号(第二十九条第三項に定める事務に係る部分を除く。)、第九十三号、第九十四号(健康保険組合の指導及び監督に関する事務に係る部分に

限る。)、第九十六号(国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の指導及び監督に関する事務に係る部分に限る。)、第百号、第百四号及び第百十一号に掲げる事務を分掌する。

2 地方厚生局の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、政令で定める。

(地方厚生支局)
第十九条 地方厚生支局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、地方厚生支局を置く。

2 地方厚生支局の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

3 地方厚生支局の所掌事務及び内部組織は、厚生労働省令で定める。

(地方麻薬取締支所)
第二十条 厚生労働大臣は、沖縄県を管轄区域に含む地方厚生支局の所掌事務の一部を分掌させるため、当分の間、地方麻薬取締支所を置くことができる。

2 地方麻薬取締支所の名称及び位置は、政令で定める。

3 地方麻薬取締支所の所掌事務及び内部組織は、厚生労働省令で定める。

(都道府県労働局)
第二十一条 都道府県労働局は、厚生労働省の所掌事務のうち、第四条第一項第四十一号から第四十七号まで、第五十号、第五十三号から第六十二号まで、第六十六号から第七十三号まで、第百二号、第百六号及び第百十一号に掲げる事務を分掌する。

2 都道府県労働局の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

3 都道府県労働局の内部組織は、厚生労働省令で定める。

(労働基準監督署)
第二十二条 都道府県労働局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、労働基準監督署を置く。

2 労働基準監督署の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、厚生労働省令で定め

る。

(公共職業安定所)
第二十三条 都道府県労働局の所掌事務(前条第一項の規定により労働基準監督署に分掌された事務を除く。の一部を分掌させるため、所要の地に、公共職業安定所を置く。

2 公共職業安定所の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、厚生労働省令で定める。

(公共職業安定所の出張所)
第二十四条 厚生労働大臣は、公共職業安定所の所掌事務の全部又は一部を分掌させるため、所要の地に、公共職業安定所の出張所を置くことができる。

2 公共職業安定所の出張所の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、厚生労働省令で定める。

第四章 外局
第一節 設置
第二十五条 国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて、厚生労働省に、社会保険庁を置く。

2 前項に定めるもののほか、国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて厚生労働省に置かれる外局は、中央労働委員会とする。

第二節 社会保険庁

第一款 任務及び所掌事務
(長官)
第二十六条 社会保険庁の長は、社会保険庁長官とする。

(任務)
第二十七条 社会保険庁は、政府が管掌する健康保険事業、船員保険事業、厚生年金保険事業及び国民年金事業並びに児童手当事業のうち拠出金の徴収に関する部分を適正に運営することを任務とする。

(所掌事務)
第二十八条 社会保険庁は、前条の任務を達成するため、第四条第一項第七十四号(児童手当法

(昭和四十八年法律第七十三号)の規定による拠出金の徴収に関する部分に限る。)に掲げる事務、同項第九十四号、第九十五号、第九十八号及び第九十九号に掲げる事業(政府が管掌するものに限る。)の実施に関する事務並びに同項第百二号及び第百九号から第百十一号までに掲げる事務をつかさどる。

第二款 地方支分部局

(地方社会保険事務局)
第二十九条 社会保険庁に、地方支分部局として、政令で定める数の範囲内において、地方社会保険事務局を置く。

2 地方社会保険事務局は、社会保険庁の所掌事務を分掌する。

3 厚生労働大臣は、前項に定める事務のほか、地方社会保険事務局に、厚生労働省の所掌事務のうち医療保険の医療(老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費に係る療養、特定療養費に係る療養及び老人訪問看護療養費に係る指定老人訪問看護を含む。)に関する指導及び監督に関する事務並びに社会保険診療報酬支払基金の指導及び監督に関する事務(老人保健関係業務、退職者医療関係業務及び介護保険関係業務に関するものを除く。)を分掌させることができる。

4 地方社会保険事務局は、前項に定める事務については、厚生労働省の内部部局として置かれる局で当該事務を所掌するものの局長の指揮監督を受けるものとする。

5 地方社会保険事務局の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、厚生労働省令で定める。

(社会保険事務所)
第三十条 地方社会保険事務局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、社会保険事務所を置く。

2 社会保険事務所は、厚生労働省令で定め

三十 農地の権利移動その他農地関係の調整に
関すること。
三十一 農業構造の改善に關すること。
三十二 農業者年金に關すること。
三十三 農業災害補償、森林保険並びに漁船損
害等補償、漁船乗組員給与保険及び漁業災害
補償に關すること。
三十四 農林水産業及び食品産業その他の所掌
に係る事業の振興のための金融上の措置に關
する企画及び立案並びに助成に關すること。
三十五 農林漁業金融公庫、農林中央金庫、農
業信用基金協会、漁業信用基金協会、農林漁
業信用基金及び農水産業協同組合貯金保険機
構の業務の監督に關すること。
三十六 農林漁業団体職員共済年金制度に關
すること。
三十七 農住組合の設立及び業務に關するこ
と。
三十八 農山漁村及び中山間地域等(食料・農
業・農村基本法(平成十一年法律第 号)
第三十五条第一項に規定する中山間地域等を
いう。以下同じ。)の振興に關する総合的な政
策の企画及び立案並びに推進に關すること。
三十九 豪雪地帯(豪雪地帯対策特別措置法(昭
和三十七年法律第七十二号)第二条第一項の
豪雪地帯をいう。)の雪害防除及び振興に關す
る総合的な政策の企画及び立案並びに推進に
關すること。
四十 農業振興地域整備計画その他農山漁村の
総合的な振興計画の作成及び実施についての
指導及び助成に關すること。
四十一 中山間地域等における農業の生産条件
に關する不利を補正するための支援に關する
こと。
四十二 土地、水その他の資源の農業上の利用
の確保に關すること。
四十三 農地の転用に關すること。
四十四 農業水利に關すること。
四十五 交換分合の指導及び助成に關するこ
と。

と。
四十六 土地改良事業(かんがい排水、区画整
理、干拓、農地又はその保全若しくは利用上
必要な施設若しくは農業用施設の災害復旧そ
の他土地の農業上の利用を維持及び増進する
のに必要な事業をいう。)に關すること。
四十七 農地の保全に係る海岸の整備、利用、
保全その他の管理に關すること。
四十八 農地の保全に係る地すべり防止に關す
る事業に關すること並びに農地の保全に係る
ばた山の崩壊の防止に關する事業の助成及び
監督に關すること。
四十九 農山漁村に滞在しつつ行う農林漁業の
体験その他の農山漁村と都市との地域間交流
に關すること。
五十 市民農園の整備の促進に關すること。
五十一 主要食糧の生産、集荷、消費その他需
給の調整に關すること。
五十二 主要食糧の輸入に係る納付金の徴収そ
の他輸入の調整に關すること。
五十三 主要食糧の流通及び加工に關する事業
の発達、改善及び調整に關すること。
五十四 主要食糧の買入れ及び売渡しの価格の
決定並びに主要食糧の価格の安定に關するこ
と。
五十五 主要食糧を主な原料とする飲食料品
(酒類を除く。)の生産、流通及び消費の増
進、改善及び調整に關すること。
五十六 農産物等(農産物価格安定法(昭和二十
八年法律第二百二十五号)第二条第一項に規
定する農産物をいう。)及び輸入飼料の買入
れ、保管及び売渡しの実施に關すること。
五十七 農産物検査法(昭和二十六年法律第百
四十四号)の規定による農産物の検査の実施
に關すること。
五十八 森林資源の確保及び総合的な利用に關
すること。
五十九 林野の造林及び治水、林道の開設及び
改良その他の森林の整備に關すること。

六十 森林の経営の監督及び助成に關するこ
と。
六十一 保安林に關すること。
六十二 森林病害虫の駆除及び予防その他の森
林の保護に關すること。
六十三 林野の保全に係る地すべり防止に關す
る事業に關すること並びに林野の保全に係る
ばた山の崩壊の防止に關する事業の助成及び
監督に關すること。
六十四 国土緑化の推進に關すること。
六十五 木材その他の林産物及び加工炭の生
産、流通及び消費の増進、改善及び調整に關
すること。
六十六 林業経営の改善及び安定に關するこ
と。
六十七 林業技術の改良及び発達並びに普及交
換に關すること並びに林業改善資金の貸付け
についての助成に關すること。
六十八 林業構造の改善に關すること。
六十九 国有林野の管理経営に關すること。
七十 水産資源の保存及び管理に關すること。
七十一 漁業の指導及び監督に關すること。
七十二 外国人が行う漁業及び水産動植物の採
捕の規制に關すること。
七十三 遠洋漁業及び沖合漁業に係る漁場の維
持及び開発に關すること。
七十四 沿岸漁業に係る漁場の保全及び持続的
な養殖生産の確保に關すること。
七十五 栽培漁業の促進その他海洋水産資源の
開発の促進に關すること。
七十六 遊漁船業の発達、改善及び調整に關す
ること。
七十七 水産物の生産、流通及び消費の増進、
改善及び調整に關すること。
七十八 水産業専用物品及び水の生産、流通及
び消費の増進、改善及び調整並びに水産用石
油類その他水産業専用物品以外の水産用資材
並びに冷凍及び冷蔵に關すること(水産用資
材にあつては、経済産業省の所掌に屬するも
のを除く。)

七十九 水産業経営の改善及び安定に關するこ
と。
八十 水産に關する技術の改良及び発達並びに
普及交換に關すること並びに沿岸漁業改善資
金の貸付けについての助成に關すること。
八十一 北方領土問題対策協会の行う資金の貸
付けに關すること。
八十二 沿岸漁業の構造改善に關すること。
八十三 漁船の建造の調整、登録及び検査に關
すること。
八十四 漁港の修築、維持管理及び災害復旧そ
の他漁港に關すること。
八十五 漁港の区域に係る海岸の整備、利用、
保全その他の管理に關すること。
八十六 農林水産業に係る保護増殖事業(絶滅
のおそれのある野生動物植物の種の保存に關す
る法律(平成四年法律第七十五号)第六条第二
項第五号に規定する保護増殖事業をいう。)に
關すること。
八十七 政令で定める文教研修施設において、
近代的な農業経営に關する学理及び技術の教
授、水産に關する学理及び技術の教授及び研
究並びに所掌事務に關する研修を行うこと。
八十八 農林水産技術についての試験及び研究
に關すること。
八十九 前各号に掲げるもののほか、法律(法
律に基づく命令を含む。)に基づき農林水産省
に屬せられた事務
第三章 本省に置かれる職及び機関
第一節 特別な職
第五條 農林水産省に、農林水産審議官一人を置
く。
2 農林水産審議官は、命を受けて、農林水産省
の所掌事務に係る重要な政策に關する事務を総
括整理する。
第二節 審議會等
第六條 本省に、農業資材審議會を置く。

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより農林水産省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次の表の上欄に掲げる

審議会等		法	律
食料・農業・農村政策審議会	食料・農業・農村基本法		
獣医事審議会	獣医師法(昭和二十四年法律第八十六号)		
農林漁業保険審査会	農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)		

(農業資材審議会)

第七号 農業資材審議会は、農薬取締法(昭和二十三年法律第八十一号)、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)、農業機械化促進法(昭和二十八年法律第二百五十二号)及び種苗法(平成十年法律第八十三号)の規定によりその権限に属せられた事項を処理する。

2 農業資材審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他農業資材審議会に關し必要な事項については、政令で定める。

第三節 施設等機関

(設置)

第八号 本省に、次の施設等機関を置く。

植物防疫所

動物防疫所

2 前項に定めるもののほか、当分の間、本省に那覇植物防疫事務所を置く。

(植物防疫所)

第九号 植物防疫所は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 輸出入植物又は輸入病菌害虫の検査及び取締り並びに病菌害虫の調査及び研究

二 植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)第二十三条第一項の規定による発生予防事業の実施

三 植物防疫法第二十二條に規定する指定有害動植物の防除に必要な薬剤(薬剤として用い

ものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律(これらに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

ることが出来る物を含む。)及び防除用具の保管

2 農林水産大臣は、植物防疫所の所掌事務の全部又は一部を分掌させるため、所要の地に、植物防疫所の支所又は出張所を設けることができる。

3 植物防疫所の名称、位置、管轄区域及び内部組織並びに支所又は出張所の名称、位置、所掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定める。

(那覇植物防疫事務所)

第十号 那覇植物防疫事務所は、前条第一項各号に掲げる事務をつかさどる。

2 農林水産大臣は、那覇植物防疫事務所の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、那覇植物防疫事務所の出張所を設けることができる。

3 那覇植物防疫事務所の位置、管轄区域及び内部組織並びに出張所の名称、位置、所掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定める。

(動物防疫所)

第十一号 動物防疫所は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 輸出入動物その他の物に対する家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第八十六号)の規定による輸出入検査及びこれに基づく処置

二 輸出入動物に対する狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)の規定に基づく

検査

三 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第一百四十四号)の規定による輸入動物に対する検査及びこれに基づく措置

四 輸出入動物の健康検査

五 動物用生物学的製剤及び予防用具の保管、配布、譲与及び貸付け

六 委託を受けて動物その他の物に対する検査又は消毒を行うこと。

2 農林水産大臣は、動物防疫所の所掌事務の全部又は一部を分掌させるため、所要の地に、動物防疫所の支所又は出張所を設けることができる。

3 動物防疫所の位置及び内部組織並びに支所又は出張所の名称、位置、所掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定める。

第四節 特別の機関

(農林水産技術会議)

第十二号 本省に、農林水産技術会議(次条から第十八条までにおいて「会議」という。)を置く。

第十三号 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 農林水産業及び食品産業その他の所掌に係る事業並びに農林漁業従事者の生活に関する試験及び研究の基本的な計画の企画及び立案に関すること。

二 農林水産省の試験研究機関の行う試験及び研究に関する事務の調整に関すること。

三 農林水産省の試験研究機関の行う試験及び研究と農林水産省の所掌事務のうち本省及び外局の内部部に係るものとの連絡調整に関すること。

四 農林水産省の試験研究機関の行う試験及び研究の状況及び成果の調査に関すること。

五 農林水産省の試験研究機関の運営の指導に関すること。

六 都道府県その他の者の行う農林水産業及び食品産業その他の所掌に係る事業並びに農林

漁業従事者の生活に関する試験及び研究の助成に関すること。

七 生物系特定産業技術研究推進機構の監督に關すること。

八 農林水産業及び食品産業その他の所掌に係る事業並びに農林漁業従事者の生活に関する試験及び研究を行う者の資質の向上に関すること。

九 農林水産省の本省の試験研究機関の行う試験及び研究に関する事務の総括に關すること。

第十四号 会議は、会長及び委員六人をもって組織する。

2 会長及び委員は、農林水産業及び食品産業その他の所掌に係る事業並びに農林漁業従事者の生活に関する試験及び研究に關し学識経験のある者又は農林水産省の職員のうちから、農林水産大臣が任命する。

3 会長及び委員の任期は、四年とする。

4 会長及び委員は、再任されることが出来る。

第十五号 会議の事務を処理させるため、會議に事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置く。

第十六号 第十二条から前条までに規定するもののほか、會議の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

第五節 地方支分部局

(設置)

第十七号 本省に、次の地方支分部局を置く。

地方農政局

北海道統計情報事務所

(地方農政局)

第十八号 地方農政局は、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一 第四条第三号から第十号まで、第十三号、第十四号、第十六号から第十八号まで、第十九号(病虫害の防除及び家畜の衛生に係るものに限る。)、第二十号(獣医療に係るものに限る。)、第二十一号、第二十三号、第二十五

号から第二十八号まで、第三十号、第三十一号、第三十四号（助成に係るものに限る。）、第三十五号（農業信用基金協会の業務の監督に係るものに限る。）、第三十七号、第四十号から第五十号まで及び第八十九号に掲げる事務

二 農林水産業及びこれに従事する者に関する統計その他農林水産省の所掌事務に係る統計の作成及び提供並びにその作成に必要な調査に関すること。

三 農林水産省の所掌事務に係る調査資料その他の情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提供に関すること。

2 地方農政局は、前項に規定するもののほか、食糧事務所の所掌事務のうち食品の生産及び流通の改善及び調整のために行う調査その他の事務につき必要な指示を行う事務を分掌する。

3 地方農政局の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、政令で定める。

（統計情報事務所及び地方農政局又は統計情報事務所の出張所）

第十九条 地方農政局の所掌事務のうち、前条第一項第二号及び第三号に掲げる事務を分掌させるため、所要の地に、地方農政局の統計情報事務所を置く。

2 統計情報事務所の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

3 統計情報事務所の内部組織は、農林水産省令で定める。

4 農林水産大臣は、第一項の事務の一部を分掌させるため、所要の地に、地方農政局又は統計情報事務所の出張所を置くことができる。

5 地方農政局又は統計情報事務所の出張所の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定める。

（事務所若しくは事業所又はこれらの支所）

第二十条 農林水産大臣は、地方農政局の所掌事務（第十八条第一項第二号及び第三号に掲げる事務を除く。）の一部を分掌させるため、所要の

地に、地方農政局の事務所若しくは事業所又はこれらの支所を置くことができる。

2 地方農政局の事務所若しくは事業所又はこれらの支所の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定める。

（北海道統計情報事務所）

第二十一条 北海道統計情報事務所は、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一 農林水産業及びこれに従事する者に関する統計その他農林水産省の所掌事務に係る統計の作成及び提供並びにその作成に必要な調査に関すること。

二 農林水産省の所掌事務に係る調査資料その他の情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提供に関すること。

2 北海道統計情報事務所の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

3 北海道統計情報事務所の内部組織は、農林水産省令で定める。

（北海道統計情報事務所の出張所）

第二十二条 農林水産大臣は、北海道統計情報事務所の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、北海道統計情報事務所の出張所を置くことができる。

2 北海道統計情報事務所の出張所の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定める。

第四章 外局

第一節 設置

第二十三条 国家行政組織法第三十二条第二項の規定に基づいて、農林水産省に、次の外局を置く。

食糧庁
林野庁
水産庁

第二節 食糧庁

第一款 任務及び所掌事務

第二十四条 食糧庁の長は、食糧庁長官とする。

（任務）

第二十五条 食糧庁は、主要食糧の需給及び価格の安定並びに主要食糧を主な原料とする飲食物品の安定供給の確保を図ることを任務とする。

（所掌事務）

第二十六条 食糧庁は、前条の任務を達成するため、第四号第四号、第五号、第九号から第十二号まで、第三十四号、第五十一号から第五十七号まで、第八十七号及び第八十九号に掲げる事務をつかさどる。

第二款 地方支分部局

（食糧事務所）

第二十七条 食糧庁に、地方支分部局として、食糧事務所を置く。

2 食糧事務所は、食糧庁の所掌事務の全部又は一部を分掌する。

3 農林水産大臣は、前項の事務のほか、食糧事務所に、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌させることができる。

一 食品の生産及び流通の改善及び調整のために行う調査その他の事務

二 農林産物の検査に関する事務

三 大豆なたね交付金暫定措置法（昭和三十六年法律第二百一十一号）の規定による交付金の交付に関する事務

4 食糧事務所は、前項各号に掲げる事務については、農林水産省の内部部局として置かれる局で当該事務を所掌するものの局長、林野庁長官又は水産庁長官の指揮監督を受けるものとする。

5 食糧事務所の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

6 食糧事務所の所掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定める。

（支所）

第二十八条 農林水産大臣は、食糧事務所の所掌事務を分掌させるため、所要の地に、食糧事務所の支所を置くことができる。

2 食糧事務所の支所の名称、位置、管轄区域及

び内部組織は、農林水産省令で定める。

第三節 林野庁

第一款 任務及び所掌事務

（長官）

第二十九条 林野庁の長は、林野庁長官とする。

（任務）

第三十条 林野庁は、森林の保続培養、林産物の安定供給の確保、林業の発展、林業者の福祉の増進及び国有林事業の適切な運営を図ることを任務とする。

（所掌事務）

第三十一条 林野庁は、前条の任務を達成するため、第四号第二号、第三号（業務及び会計の検査に係るものを除く。）、第四号、第五号、第九号から第十二号まで、第三十三号、第三十四号、第三十五号（農林漁業信用基金の業務の監督業務及び会計の検査を除く。）に係るものに限る。）、第四十号、第四十九号、第五十八号から第六十九号まで及び第八十六号から第八十九号までに掲げる事務をつかさどる。

第二款 審議会等

（林政審議会）

第三十二条 別に法律で定めるところにより農林水産省に置かれる審議会等で林野庁に置かれるものは、林政審議会とする。

2 林政審議会については、林業基本法（昭和十九年法律第六十一号）これに基づく命令を含む。の定めるところによる。

第三款 地方支分部局

（森林管理局）

第三十三条 林野庁に、地方支分部局として、森林管理局を置く。

2 森林管理局は、林野庁の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一 管理経営計画の樹立その他の国有林野の管理経営を行うこと。

二 民有林野の造林及び森林の経営の指導並びに森林治水事業の実施に関すること。

三 林野の保全に係る地すべり防止に関する事

第二章 経済産業省の設置並びに任務及び所掌事務

第一節 経済産業省の設置

(設置)

第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項の規定に基づいて、経済産業省を設置する。

2 経済産業省の長は、経済産業大臣とする。

(任務)

第三条 経済産業省は、民間の経済活力の向上及び対外経済関係の円滑な発展を中心とする経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保を図ることを任務とする。

(所掌事務)

第四条 経済産業省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 経済構造改革の推進に関すること。
二 民間の経済活力の向上を図る観点から必要な経済財政諮問会議において行われる経済全般の運営の基本方針の審議に係る企画及び立案への参画に関し、所掌に係る政策の企画を行うこと。

三 産業構造の改善に関すること。

四 企業間関係その他の産業組織の改善に関すること。

五 市場における経済取引に係る準則の整備に関すること。

六 工業所有権及びこれに類するものの保護及び利用に関すること。

七 民間における技術の開発に係る環境の整備に関すること。

八 第三号から前号までに掲げるもののほか、業種に普遍的な産業政策に関すること。

九 産業立地に関すること。

十 工業用水道事業の助成及び監督に関すること。

十一 地域における商工業一般の振興に関すること。

ること。

十二 地域振興整備公団の行う業務に関すること。

十三 通商に関する政策及び手続に関すること。

十四 通商に関する協定又は取決めの実施(通商経済上の経済協力に係るものを含む)に関すること。

十五 通商経済上の国際協力(経済協力を含む)に関すること。

十六 輸出及び輸入の増進、改善及び調整に関すること。

十七 通商政策上の関税に関する事務その他の関税に関する事務のうち所掌に係るものに関すること。

十八 通商に伴う外国為替の管理及び調整に関すること。

十九 貿易保険に関すること。

二十 条約に基づいて日本国に駐留する外国軍隊、日本国に在留する外国人及びこれらに類する者に対する物資の供給及び役務の提供に関すること(防衛庁の所掌に属するものを除く)。

二十一 第十三号から前号までに掲げるもののほか、通商に関すること。

二十二 鉱工業の科学技術に関する総合的な政策に関すること。

二十三 鉱工業の科学技術に関する研究及び開発の技術指導及び助成並びにその成果の普及に関すること。

二十四 鉱工業の科学技術に関する研究及び開発並びに企業化の促進に必要な施設及び設備の整備に関すること。

二十五 前三号に掲げるもののほか、鉱工業の科学技術の進歩及び改良並びにこれらに関する事業の発達、改善及び調整に関すること。

二十六 地質の調査及びこれに関連する業務を行うこと。

二十七 工業標準の整備及び普及その他の工業

標準化に関すること。

二十八 計量の標準の整備及び適正な計量の実施の確保に関すること。

二十九 所掌に係る産業公害の防止対策の促進に関すること。

三十 所掌事務に係る資源の有効な利用の確保に関すること。

三十一 商工業の発達及び改善に関する基本に関すること。

三十二 所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関すること。

三十三 次に掲げる物資の輸出、輸入、生産、流通及び消費(生糸及び繭短繊維の生産、流通及び消費並びに農林畜水産業専用物品の流通及び消費を除く)の増進、改善及び調整に関すること(航空機の修理については、航空機製造事業者の行うものに限る)。

鉄鋼、非鉄金属、化学工業品、機械器具、鋳造品、鍛造品、繊維工業品、雑貨工業品、鉱物及びその製品並びにこれらに類するもの(油脂製品、化粧品、農水産機械器具、産業車両、陸用内燃機関、航空機、銃砲、医療用機械器具及び木竹製品並びに土木建築材料(木材を除く)を含む、化学肥料、飲食料品、農薬、鉄道車両、鉄道信号保安装置、自動車用代燃装置、原皮、原毛皮、国土交通省がその生産を所掌する軽車両、船舶、船舶用機関及び船舶用品並びに農林水産省がその生産を所掌する農機具を除く)。

三十四 工業塩の流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

三十五 化学肥料(炭酸カルシウムを除く)の輸出、輸入及び生産の増進、改善及び調整に関すること。

三十六 鉄道車両、鉄道信号保安装置、自動車用代燃装置並びに国土交通省がその生産を所掌する軽車両、船舶、船舶用機関及び船舶用品の輸出及び輸入の増進、改善及び調整に関すること。

すること。

三十七 化学物質の管理に関する所掌に係る事務に関すること。

三十八 アルコール専売に関すること。

三十九 自転車競走及び小型自動車競走の施行に関すること。

四十 機械類信用保険に関すること。

四十一 宇宙の開発に関する大規模な技術開発であって、鉱工業の発達及び改善を図るものに関すること。

四十二 デザインに関する指導及び奨励並びにその盗用の防止に関すること。

四十三 物資の流通(輸送、保管及び保険を含む)の効率化及び適正化に関する所掌に係る事務に関すること。

四十四 商品市場における取引及び商品投資の監督に関する事務のうち所掌に係るものに関すること。

四十五 通商に関する参考品及びこれに類するものの収集及び展示紹介に関すること。

四十六 所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関すること。

四十七 情報処理の促進に関すること。

四十八 情報通信の高度化に関する事務のうち情報処理に係るものに関すること。

四十九 鉱物資源及びエネルギーに関する総合的な政策に関すること。

五十 省エネルギー及び新エネルギーに関する政策に関すること。

五十一 石油、可燃性天然ガス、石炭、亜炭その他の鉱物及びこれに類するもの並びにこれらの製品の安定的かつ効率的な供給の確保に関すること。

五十二 石油パイプライン事業の発達、改善及び調整に関すること。

五十三 鉱害の賠償に関すること。

五十四 電気、ガス及び熱の安定的かつ効率的な供給の確保に関すること。

五十五 電源開発に関する基本的な政策の企画

及び立案並びに推進に関すること。
五十六 エネルギーに関する原子力政策に関すること。
五十七 エネルギーとしての利用に関する原子力の技術開発に関すること。
五十八 原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに発電用原子力施設に関する規制その他これらの事業及び施設に関する安全の確保に関すること。
五十九 エネルギーとしての利用に関する原子力の安全の確保に関すること。
六十 火薬類の取締り、高圧ガスの保安、鉱山における保安その他の所掌に係る保安(以下「産業保安」という。)の確保に関すること。
六十一 弁理士に関すること。
六十二 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)第四条に規定する事務
六十三 所掌事務に係る国際協力に関すること。
六十四 政令で定める文教研修施設において、鉱山における保安に関する技術及び実務の教授並びに所掌事務に関する研修を行うこと。
六十五 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき経済産業省に属させられた事務

2 経済産業大臣は、塩の輸出及び輸入の基本的事項については財務大臣に、米麦その他の主要食糧及び飼料の輸出及び輸入の基本的事項については農林水産大臣に協議しなければならない。
第三章 本省に置かれる職及び機関
第一節 特別な職
(経済産業審議会)
第五条 経済産業省に、経済産業審議会一人を置く。

2 経済産業審議官は、命を受けて、経済産業省の所掌事務に係る重要な政策に関する事務を総括整理する。

第二節 審議会等
(設置)
第六条 本省に、次の審議会等を置く。
産業構造審議会
消費経済審議会
2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより経済産業省に置かれる審議会等では本省に置かれるものは、次のとおりとする。
日本工業標準調査会
計量行政審議会
(産業構造審議会)
第七条 産業構造審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 経済産業大臣の諮問に応じて産業構造の改善に関する重要事項その他の民間の経済活力の向上及び対外経済関係の円滑な発展を中心とする経済及び産業の発展に関する重要事項(次号から第四号までに規定する重要事項を除く。)を調査審議すること。
二 経済産業大臣又は関係各大臣の諮問に応じて割賦販売、ローン提携販売、割賦購入あっせん及び前払式特定取引に関する重要事項を調査審議すること。
三 経済産業大臣又は農林水産大臣の諮問に応じて商品市場における取引に関する重要事項(商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二条第二項に規定する商品及び同条第三項に規定する商品指数に係る重要事項に限る。)を調査審議すること。
四 経済産業大臣又は関係各大臣の諮問に応じて消費生活用製品の安全性並びに訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引及び特定継続的役務提供に関する重要事項を調査審議すること。
五 前各号に規定する重要事項に関し、それぞれ当該各号に規定する大臣(第一号に規定する重要事項のうち貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)の運用に関するものに関しは、財務大臣を含む。)に意見を述べるこ

と。
六 工場立地法(昭和三十四年法律第二十四号)、工業再配置促進法(昭和四十七年法律第七十三号)、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律(平成二年法律第七十一号)、(伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和四十九年法律第五十七号)、航空機工業振興法(昭和三十三年法律第二百五十号)、自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九十九号)及び小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二百八十八号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
2 前項に定めるもののほか、産業構造審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他産業構造審議会に關し必要な事項については、政令で定める。
(消費経済審議会)
第八条 消費経済審議会は、割賦販売法(昭和三十一年法律第五十九号)、訪問販売等に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)、家庭用品品質表示法(昭和三十七年法律第四号)及び消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。
2 前項に定めるもののほか、消費経済審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他消費経済審議会に關し必要な事項については、政令で定める。
(日本工業標準調査会)
第九条 日本工業標準調査会については、工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。
(計量行政審議会)
第十条 計量行政審議会については、計量法(平成四年法律第五十一号)これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。
第三節 施設等機関
(計量教育所)
第十一条 別に法律で定めるところにより経済産業省に置かれる施設等機関で本省に置かれるものは、計量教育所とする。
2 計量教育所については、計量法(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。
第四節 地方支分部局
(経済産業局)
第十二条 本省に、地方支分部局として、経済産業局を置く。
2 経済産業局は、経済産業省の所掌事務(第四十一条第二号、第十三号、第十四号、第四十九号及び第六十四号に掲げる事務並びに鉱山における保安の確保に関する事務を除く。)を分掌する。
3 経済産業局は、前項の規定により分掌する事務のうち、第十七条、第二十六条又は中小企業庁設置法(昭和四十四年法律第六号)に規定するものについては、それぞれ資源エネルギー庁長官、特許庁長官又は中小企業庁長官の指揮監督を受けるものとする。
4 経済産業局の名称、位置、管轄区域及び内部組織は政令で定める。
(支局、通商事務所、アルコール事務所又は石炭事務所)
第十三条 経済産業大臣は、経済産業局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、経済産業局の支局、通商事務所、アルコール事務所又は石炭事務所を置くことができる。
2 経済産業局の支局、通商事務所、アルコール事務所又は石炭事務所の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、経済産業省令で定める。
第四章 外局
第一節 設置
第十四条 国家行政組織法(第三号)第二項の規定に基づいて、経済産業省に、次の外局を置く。
資源エネルギー庁
特許庁
2 前項に定めるもののほか、国家行政組織法(第三号)第二項の規定に基づいて経済産業省に置か

と。
六 工場立地法(昭和三十四年法律第二十四号)、工業再配置促進法(昭和四十七年法律第七十三号)、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律(平成二年法律第七十一号)、(伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和四十九年法律第五十七号)、航空機工業振興法(昭和三十三年法律第二百五十号)、自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九十九号)及び小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二百八十八号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
2 前項に定めるもののほか、産業構造審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他産業構造審議会に關し必要な事項については、政令で定める。
(消費経済審議会)
第八条 消費経済審議会は、割賦販売法(昭和三十一年法律第五十九号)、訪問販売等に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)、家庭用品品質表示法(昭和三十七年法律第四号)及び消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。
2 前項に定めるもののほか、消費経済審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他消費経済審議会に關し必要な事項については、政令で定める。
(日本工業標準調査会)
第九条 日本工業標準調査会については、工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。
(計量行政審議会)
第十条 計量行政審議会については、計量法(平成四年法律第五十一号)これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。
第三節 施設等機関
(計量教育所)
第十一条 別に法律で定めるところにより経済産業省に置かれる施設等機関で本省に置かれるものは、計量教育所とする。
2 計量教育所については、計量法(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。
第四節 地方支分部局
(経済産業局)
第十二条 本省に、地方支分部局として、経済産業局を置く。
2 経済産業局は、経済産業省の所掌事務(第四十一条第二号、第十三号、第十四号、第四十九号及び第六十四号に掲げる事務並びに鉱山における保安の確保に関する事務を除く。)を分掌する。
3 経済産業局は、前項の規定により分掌する事務のうち、第十七条、第二十六条又は中小企業庁設置法(昭和四十四年法律第六号)に規定するものについては、それぞれ資源エネルギー庁長官、特許庁長官又は中小企業庁長官の指揮監督を受けるものとする。
4 経済産業局の名称、位置、管轄区域及び内部組織は政令で定める。
(支局、通商事務所、アルコール事務所又は石炭事務所)
第十三条 経済産業大臣は、経済産業局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、経済産業局の支局、通商事務所、アルコール事務所又は石炭事務所を置くことができる。
2 経済産業局の支局、通商事務所、アルコール事務所又は石炭事務所の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、経済産業省令で定める。
第四章 外局
第一節 設置
第十四条 国家行政組織法(第三号)第二項の規定に基づいて、経済産業省に、次の外局を置く。
資源エネルギー庁
特許庁
2 前項に定めるもののほか、国家行政組織法(第三号)第二項の規定に基づいて経済産業省に置か

と。
六 工場立地法(昭和三十四年法律第二十四号)、工業再配置促進法(昭和四十七年法律第七十三号)、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律(平成二年法律第七十一号)、(伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和四十九年法律第五十七号)、航空機工業振興法(昭和三十三年法律第二百五十号)、自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九十九号)及び小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二百八十八号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
2 前項に定めるもののほか、産業構造審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他産業構造審議会に關し必要な事項については、政令で定める。
(消費経済審議会)
第八条 消費経済審議会は、割賦販売法(昭和三十一年法律第五十九号)、訪問販売等に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)、家庭用品品質表示法(昭和三十七年法律第四号)及び消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。
2 前項に定めるもののほか、消費経済審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他消費経済審議会に關し必要な事項については、政令で定める。
(日本工業標準調査会)
第九条 日本工業標準調査会については、工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。
(計量行政審議会)
第十条 計量行政審議会については、計量法(平成四年法律第五十一号)これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。
第三節 施設等機関
(計量教育所)
第十一条 別に法律で定めるところにより経済産業省に置かれる施設等機関で本省に置かれるものは、計量教育所とする。
2 計量教育所については、計量法(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。
第四節 地方支分部局
(経済産業局)
第十二条 本省に、地方支分部局として、経済産業局を置く。
2 経済産業局は、経済産業省の所掌事務(第四十一条第二号、第十三号、第十四号、第四十九号及び第六十四号に掲げる事務並びに鉱山における保安の確保に関する事務を除く。)を分掌する。
3 経済産業局は、前項の規定により分掌する事務のうち、第十七条、第二十六条又は中小企業庁設置法(昭和四十四年法律第六号)に規定するものについては、それぞれ資源エネルギー庁長官、特許庁長官又は中小企業庁長官の指揮監督を受けるものとする。
4 経済産業局の名称、位置、管轄区域及び内部組織は政令で定める。
(支局、通商事務所、アルコール事務所又は石炭事務所)
第十三条 経済産業大臣は、経済産業局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、経済産業局の支局、通商事務所、アルコール事務所又は石炭事務所を置くことができる。
2 経済産業局の支局、通商事務所、アルコール事務所又は石炭事務所の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、経済産業省令で定める。
第四章 外局
第一節 設置
第十四条 国家行政組織法(第三号)第二項の規定に基づいて、経済産業省に、次の外局を置く。
資源エネルギー庁
特許庁
2 前項に定めるもののほか、国家行政組織法(第三号)第二項の規定に基づいて経済産業省に置か

と。
六 工場立地法(昭和三十四年法律第二十四号)、工業再配置促進法(昭和四十七年法律第七十三号)、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律(平成二年法律第七十一号)、(伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和四十九年法律第五十七号)、航空機工業振興法(昭和三十三年法律第二百五十号)、自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九十九号)及び小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二百八十八号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
2 前項に定めるもののほか、産業構造審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他産業構造審議会に關し必要な事項については、政令で定める。
(消費経済審議会)
第八条 消費経済審議会は、割賦販売法(昭和三十一年法律第五十九号)、訪問販売等に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)、家庭用品品質表示法(昭和三十七年法律第四号)及び消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。
2 前項に定めるもののほか、消費経済審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他消費経済審議会に關し必要な事項については、政令で定める。
(日本工業標準調査会)
第九条 日本工業標準調査会については、工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。
(計量行政審議会)
第十条 計量行政審議会については、計量法(平成四年法律第五十一号)これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。
第三節 施設等機関
(計量教育所)
第十一条 別に法律で定めるところにより経済産業省に置かれる施設等機関で本省に置かれるものは、計量教育所とする。
2 計量教育所については、計量法(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。
第四節 地方支分部局
(経済産業局)
第十二条 本省に、地方支分部局として、経済産業局を置く。
2 経済産業局は、経済産業省の所掌事務(第四十一条第二号、第十三号、第十四号、第四十九号及び第六十四号に掲げる事務並びに鉱山における保安の確保に関する事務を除く。)を分掌する。
3 経済産業局は、前項の規定により分掌する事務のうち、第十七条、第二十六条又は中小企業庁設置法(昭和四十四年法律第六号)に規定するものについては、それぞれ資源エネルギー庁長官、特許庁長官又は中小企業庁長官の指揮監督を受けるものとする。
4 経済産業局の名称、位置、管轄区域及び内部組織は政令で定める。
(支局、通商事務所、アルコール事務所又は石炭事務所)
第十三条 経済産業大臣は、経済産業局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、経済産業局の支局、通商事務所、アルコール事務所又は石炭事務所を置くことができる。
2 経済産業局の支局、通商事務所、アルコール事務所又は石炭事務所の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、経済産業省令で定める。
第四章 外局
第一節 設置
第十四条 国家行政組織法(第三号)第二項の規定に基づいて、経済産業省に、次の外局を置く。
資源エネルギー庁
特許庁
2 前項に定めるもののほか、国家行政組織法(第三号)第二項の規定に基づいて経済産業省に置か

れる外局は、中小企業庁とする。

第二節 資源エネルギー庁

第一款 任務及び所掌事務

(長官)

第十五条 資源エネルギー庁の長は、資源エネルギー庁長官とする。

(任務)

第十六条 資源エネルギー庁は、鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びにこれらの適正な利用の推進を図ること並びに産業保安を確保することを任務とする。

(所掌事務)

第十七条 資源エネルギー庁は、前条の任務を達成するため、第四条第一項第十五号、第十七号、第二十八号から第三十号まで、第三十二号、第三十三号、第四十三号、第四十六号、第四十九号から第六十号まで、第六十三号及び第六十五号に掲げる事務をつかさどる。

第二款 審議会等

(設置)

第十八条 資源エネルギー庁に、総合資源エネルギー調査会を置く。

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより経済産業省に置かれる審議会等で資源エネルギー庁に置かれるものは、石炭鉱業審議会とする。

(総合資源エネルギー調査会)

第十九条 総合資源エネルギー調査会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 経済産業大臣の諮問に応じて鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びにこれらの適正な利用の推進に関する総合的な施策に関する重要事項(次号に規定する重要事項を除く。)並びに高圧ガス及び火薬類の保安に関する重要事項を調査審議すること。

二 経済産業大臣又は関係各大臣の諮問に応じて石油の割当て又は配給その他石油需給適正化法(昭和四十八年法律第百二十二号)の運用

に関する重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する重要事項に関し、それぞれ当該各号に規定する大臣に意見を述べること。

四 石油及び可燃性天然ガス資源開発法(昭和二十七年法律第百六十二号)、石油業法(昭和三十一年法律第百二十八号)、石油備蓄法(昭和五十年法律第九十六号)、揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第八十八号)、電源開発促進法(昭和二十七年法律第百八十三号)及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号)の規定によりその権限に属せられた事項を処理すること。

2 総合資源エネルギー調査会の委員その他の職員で政令で定めるものは、経済産業大臣が任命する。

3 前二項に定めるもののほか、総合資源エネルギー調査会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他総合資源エネルギー調査会に関し必要な事項については、政令で定める。

(石炭鉱業審議会)

第二十条 石炭鉱業審議会については、石炭鉱業構造調整臨時措置法(昭和三十年法律第百五十六号)これに基づく命令を含む。の定めるところによる。

第三款 特別の機関

(原子力安全・保安院)

第二十一条 資源エネルギー庁に、原子力安全・保安院を置く。

2 原子力安全・保安院は、原子力その他のエネルギーに係る安全及び産業保安の確保を図るための機関とする。

3 原子力安全・保安院は、第四条第一項第五十八号から第六十号まで、第六十三号及び第六十五号に掲げる事務をつかさどる。

4 原子力安全・保安院の長は、原子力安全・保安院長とする。

5 原子力安全・保安院の職員(原子力安全・保

安院長を除く。)の任免は、原子力安全・保安院長が行う。

6 原子力安全・保安院の位置及び内部組織は、政令で定める。

(鉱山保安監督部等)

第二十二条 原子力安全・保安院に、鉱山保安監督部を置く。

2 前項に定めるもののほか、当分の間、原子力安全・保安院に、那覇鉱山保安監督事務所を置く。

3 鉱山保安監督部及び那覇鉱山保安監督事務所は、原子力安全・保安院の所掌事務のうち、鉱山における保安の確保に関する事務を分掌する。

4 鉱山保安監督部の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

5 鉱山保安監督部の内部組織は、経済産業省令で定める。

6 那覇鉱山保安監督事務所の位置及び管轄区域は、政令で定める。

7 那覇鉱山保安監督事務所の内部組織は、経済産業省令で定める。

(鉱山保安監督部の支部又は鉱山保安監督署)

第二十三条 経済産業大臣は、鉱山保安監督部の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、鉱山保安監督部の支部又は鉱山保安監督署を置くことができる。

2 鉱山保安監督部の支部又は鉱山保安監督署の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、経済産業省令で定める。

第三節 特許庁

(長官)

第二十四条 特許庁の長は、特許庁長官とする。

(任務)

第二十五条 特許庁は、発明、実用新案、意匠及び商標に関する事務を行うことを通じて、経済及び産業の発展を図ることを任務とする。

(所掌事務)

第二十六条 特許庁は、前条の任務を達成するた

め、工業所有権に関する出願書類の方式審査、工業所有権の登録、工業所有権に関する審査、審判及び指導その他の工業所有権の保護及び利用に関する事務並びに第四条第一項第七号、第六十一号、第六十三号及び第六十四号に掲げる事務をつかさどる。

第四節 中小企業庁

第二十七条 中小企業庁については、中小企業庁設置法の定めるところによる。

第五章 雑則

(職員)

第二十八条 資源エネルギー庁に政令の規定により置かれる審議会等の委員その他の職員で政令で定めるものは、経済産業大臣が任命する。

附則

1 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)の施行の日から施行する。

2 当分の間、他の法令において「鉱山保安監督部」又は「鉱山保安監督部長」とあるのは、それぞれ那覇鉱山保安監督事務所又は那覇鉱山保安監督事務所長を含むものとする。

理由

中央省庁等改革の一環として、民間の経済活力の向上及び対外経済関係の円滑な発展を中心とする経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保を図るため、経済産業省を新たに設置することとし、その任務及び所掌事務並びに組織を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国土交通省設置法案

国土交通省設置法

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 国土交通省の設置並びに任務及び所掌事務

第一節 国土交通省の設置(第一条)

第二節 国土交通省の任務及び所掌事務(第三條・第四條)

第三章 本省に置かれる職及び機関

第一節 特別な職(第五條)

第二節 審議会等

第一款 設置(第六條)

第二款 国土審議会(第七條・第十二條)

第三款 社会資本整備審議会(第十三條)

第四款 交通政策審議会(第十四條)

第五款 運輸審議会(第十五條・第二十六條)

第三節 特別の機関(第二十七條・第二十九條)

第四節 地方支分部局(第三十條・第四十條)

第四章 外局

第一節 設置(第四十一條)

第二節 船員労働委員会(第四十二條・第四十四條)

第三節 気象庁

第一款 任務及び所掌事務(第四十五條・第四十七條)

第二款 地方支分部局(第四十八條・第五十一條)

第四節 海上保安庁(第五十二條)

第五節 海難審判庁(第五十三條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国土交通省の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的とする。

第二章 国土交通省の設置並びに任務及び所掌事務

第一節 国土交通省の設置

(設置)

第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三條第二項の規定に基づいて、国土

交通省を設置する。

2 国土交通省の長は、国土交通大臣とする。

第二節 国土交通省の任務及び所掌事務(任務)

第三条 国土交通省は、国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全、そのための社会資本の整合的な整備、交通政策の推進、気象業務の健全な発達並びに海上の安全及び治安の確保を図ることを任務とする。

第四条 国土交通省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国土計画その他の国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二 国土の利用、開発及び保全に関する基本的な政策に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

三 社会資本の総合的かつ効率的な整備の推進(公共事業の入札及び契約の改善を含む。)に関すること。

四 総合的な交通体系の整備に関すること。

五 都市交通その他の地域的な交通に関する基本的な計画及び地域における交通調整に関すること。

六 土地の使用及び取用に関すること。

七 公共用地取得制度に関すること。

八 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)の規定による土地の先買い及び土地開発公社に関する事務を行うこと。

九 国が行う土地の測量、地図の調製及びこれらに関連する業務に関すること。

十 測量業の発達、改善及び調整その他土地の測量及び地図の調製に関すること。

十一 建設業(浄化槽工事業を含む。)の発達、改善及び調整並びに建設工事の請負契約の適正化に関すること。

十二 公共工事の前払金保証事業の発達、改善及び調整に関すること。

十三 不動産業の発達、改善及び調整並びに不動産取引の円滑化及び適正化に関すること。

十四 宅地の供給、造成、改良及び管理に関すること。

十五 海洋の汚染及び海上災害の防止に関すること。

十六 宇宙の開発に関する大規模な技術開発であつて、測量その他の国土の管理、航空保安業務の高度化その他の交通の発達及び改善並びに気象業務に係るものに関すること。

十七 貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する所掌に係る事務に関すること。

十八 倉庫業その他の保管事業の発達、改善及び調整に関すること。

十九 貨物運送取扱事業及び通運計算事業の発達、改善及び調整に関すること。

二十 石油パイプライン事業の発達、改善及び調整に関すること。

二十一 観光地及び観光施設の改善その他の観光の振興に関すること。

二十二 旅行業、旅行業者代理業、通訳案内業その他の所掌に係る観光事業の発達、改善及び調整に関すること。

二十三 ホテル及び旅館の登録に関すること。

二十四 首都圏その他の各大都市圏、東北地方その他の各地方及び北海道のそれぞれの整備及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二十五 総合的かつ計画的に実施すべき特定の地域の整備及び開発のための大規模事業に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

二十六 北海道総合開発計画に基づく事業に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整及び北海道総合開発計画に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。

二十七 総合的かつ計画的に実施すべき特定の地域の整備及び開発のための大規模事業に係る政令で定める事業(北海道総合開発計画に基づくものを除く。)に関する関係行政機関の経費の見積りの方針及び配分計画の調整に関すること。

二十八 地域振興整備公団の行う業務に関すること。

二十九 日本政策投資銀行の行う業務のうち北海道及び東北地方における政令で定めるものに関すること。

三十 地価対策その他土地に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

三十一 国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)の規定による土地利用基本計画、土地取引の規制その他土地利用の調整に関すること。

三十二 農住組合の設立及び業務に関すること。

三十三 地価の公示に関すること。

三十四 不動産の鑑定評価に関すること。

三十五 国土調査に関すること。

三十六 水資源開発基本計画その他の水の需給に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

三十七 水源地域対策の企画及び立案並びに推進に関すること。

三十八 大都市の機能の改善に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

三十九 首都圏の既成市街地及び近畿圏の既成都市区域への産業及び人口の過度の集中の防止並びに首都圏及び近畿圏の近郊緑地保全区域における近郊緑地の保全に関すること。

四十 国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全を図る観点からの、地方の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

四十一 豪雪地帯(豪雪地帯対策特別措置法(昭

和三十三年法律第七十三号(第二条第一項に規定する豪雪地帯をいう。)の雪害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。

四十二 北方領土隣接地域(北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に關する法律(昭和五十七年法律第八十五号)第二条第二項に規定する北方領土隣接地域をいう。)の振興及び住民の生活の安定に關する政策の企画及び立案並びに推進に關すること。

四十三 アイヌの伝統及びアイヌ文化に關する知識の普及及び啓発に關すること。

四十四 災害が発生した地域及び災害危険区域からの住居の集約的移転を促進する事業の援助及び助成に關すること。

四十五 都市計画及び都市計画事業に關すること。

四十六 土地区画整理事業、市街地再開発事業、民間都市開発事業その他市街地の整備改善に關すること。

四十七 駐車場及び自動車庫に關すること。

四十八 都市開発資金の貸付けに關する法律(昭和四十二年法律第二十号)の規定による資金の貸付けに關すること。

四十九 都市公園その他の公共空地及び保勝地の整備及び管理(皇居外苑、新宿御苑及び京都御苑にあつては、これらの整備に限る。)に關すること。

五十 都市における緑地の保全及び緑化の推進に關すること。

五十一 市民農園の整備の促進に關すること。

五十二 屋外広告物に關すること。

五十三 古都(明日香村を含む。)における歴史的風土の保存に關する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。

五十四 下水道に關すること。

五十五 河川、水流及び水面の整備、利用、保全その他の管理に關すること。

五十六 水資源の開発又は利用のための施設の整備及び管理に關すること。

五十七 流域における治水及び水利に關する施策の企画及び立案並びに推進に關すること。

五十八 公有水面の埋立て及び干拓に關すること。

五十九 運河に關すること。

六十 砂防に關すること。

六十一 地すべり、ぼた山及び急傾斜地の崩壊並びに雪崩による災害の防止に關すること。

六十二 海岸の整備、利用、保全その他の管理に關すること。

六十三 水防に關すること。

六十四 公共土木施設の災害復旧事業に關する関係行政機関の事務の連絡調整に關すること。

六十五 道路の整備、利用、保全その他の管理(これに關する環境対策及び交通安全対策を含む。)に關すること。

六十六 有料道路に關する事業に關すること。

六十七 住宅その他の附帯施設を含む。)の供給、建設、改良及び管理並びにその居住環境の整備に關すること。

六十八 住宅金融公庫の行う資金の融通及び住宅融資保険に關すること。

六十九 被災地における土地及び建物の権利の保全に關すること。

七十 建築物(浄化槽を含む。)に關する基準に關すること。

七十一 建築士に關すること。

七十二 建築物の質の向上その他建築の発達及び改善に關すること。

七十三 鉄道、軌道及び索道の整備並びにこれらの整備及び運行に關する環境対策に關すること。

七十四 鉄道、軌道及び索道による運送並びにこれらの事業の発達、改善及び調整に關すること。

七十五 鉄道、軌道及び索道の安全の確保及び運転事故に關すること。

七十六 鉄道、軌道及び索道の用に供する車両、信号保安装置その他の陸運機器の製造、流通及び消費の増進、改善及び調整並びにこれらの陸運機器の製造に關する事業の発達、改善及び調整に關すること。

七十七 道路運送及び道路運送事業の発達、改善及び調整に關すること。

七十八 自動車ターミナルに關すること。

七十九 自動車の登録及び自動車抵当に關すること。

八十 道路運送及び道路運送車両の安全の確保、道路運送車両による公害の防止その他の道路運送車両に係る環境の保全並びに道路運送車両の使用に關すること。

八十一 自動車の整備事業の発達、改善及び調整に關すること。

八十二 軽車両及び自動車用代燃装置の製造、流通及び消費の増進、改善及び調整並びにこれらの製造に關する事業の発達、改善及び調整に關すること。

八十三 道路運送車両並びにその使用及び整備に必要な機械器具及び物資の流通及び消費の増進、改善及び調整に關すること。

八十四 自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済に關すること。

八十五 政府の管掌する自動車損害賠償責任再保険事業、自動車損害賠償責任共済保険事業及び自動車損害賠償保障事業に關すること。

八十六 水上運送及び水上運送事業の発達、改善及び調整に關すること。

八十七 港湾運送及び港湾運送事業の発達、改善及び調整に關すること。

八十八 油濁損害賠償保障契約及び油による汚染損害の補償のための国際基金に關すること。

八十九 海事思想の普及及び宣伝に關すること。

九十 船舶のトン数の測度及び登録に關すること。

九十一 船舶の安全の確保並びに船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に關すること。

九十二 造船に關する事業の発達、改善及び調整に關すること。

九十三 船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に關すること。

九十四 実用船用原子炉及び外国原子力船に設置された原子炉に關する規制に關すること。

九十五 モーターボート競走に關すること。

九十六 船員の労働組合及び労働関係の調整に關すること。

九十七 船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境、福利厚生及び災害補償、船内規律並びに船員手帳に關すること。

九十八 船員の失業対策及び船員の職業の紹介、職業の指導、職業の補導その他船員の労働の需給調整に關すること。

九十九 船員の教育及び養成、海技従事者の免許、船舶船員の資格及び定員並びに水先に關すること。

百 船舶の航行の安全の確保及び海洋の汚染の防止に係る外国船舶の監督に關すること。

百一 港湾の整備、利用、保全及び管理に關すること。

百二 航路の整備、保全及び管理に關すること。

百三 国が行う海洋の汚染の防除に關する業務に關すること。

百四 航空運送及び航空に關する事業(航空機及びその装備品の生産(修理については、航空機製造事業者の行うものに限る。)に關するものを除く。)の発達、改善及び調整に關すること。

百五 航空機の登録及び航空機抵当に關すること。

百六 航空機の安全の確保及び航空機の航行に起因する障害の防止並びに航空機の航行の安

全の確保に関すること。

百七 航空機及びその装備品の修理及び改造(航空運送事業者又は航空機使用事業者の行う自家修理及びこれに準ずるものに限る。)並びに流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

百八 航空従事者の教育及び養成並びに航空従事者に関する証明に関すること。

百九 飛行場及び航空保安施設の設置及び管理並びに飛行場の設置及び管理に関連する環境対策に関すること。

百十 航空路、航空交通管制、飛行計画及び航空機の運航に関する情報の提供に関すること。

百十一 航空機に関する事故の調査に関すること。

百十二 官公庁施設の整備(官公庁施設の建設等に関する法律(昭和二十六年法律第八十一号)第九条の二第一項各号に掲げるものに限る。)並びに官公庁施設に関する基準の設定、指導及び監督に関すること。

百十三 地方公共団体その他政令で定める公共的団体からの委託に基づき、建設工事又は建設工事の設計若しくは工事管理を行うこと。

百十四 所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関すること。

百十五 所掌事務に関する情報化に関すること。

百十六 所掌事務に係る資源の有効な利用の確保に関すること。

百十七 交通安全基本計画(交通安全対策基本法(昭和四十五年法律第十号)第二十二條第一項に規定する交通安全基本計画をいう。)に係る事項の実施に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

百十八 気象業務に関する基本的な計画の作成及び推進に関すること。

百十九 気象、地震(地震及び火山現象を除く。)及び水象の予報及び警報並びに気象通信

に関すること。

百二十 気象、地震、地動、地球磁気、地球電気及び水象並びにこれらに関連する輻射に関する観測並びに気象、地震及び水象に関する情報に関すること。

百二十一 気象測器その他の測器に関すること。

百二十二 海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号)第五条に規定する事務

百二十三 海難審判法(昭和二十二年法律第三十五号)第八条の三に規定する事務

百二十四 建設技術、運輸技術及び気象業務に関連する技術に関する研究及び開発並びにこれらの助成並びに建設技術、運輸技術及び気象業務に関連する技術に関する指導及び普及に関すること。

百二十五 所掌事務に係る国際協力に関すること。

百二十六 地震工学に関する研修生(外国人研修生を含む。)の研修並びに政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する養成及び研修を行うこと。

百二十七 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づき)命令を含む。)に基づき国土交通省に属させられた事務

第三章 本省に置かれる職及び機関

第一節 特別な職

第五条 国土交通省に、技監一人及び国土交通審議官二人を置く。

2 技監は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に係る技術を統理する。

3 国土交通審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に係る重要な政策に関する事務を統括整理する。

第二節 審議会等

第一款 設置

第六条 本省に、次の審議会等を置く。

国土審議会
社会資本整備審議会

交通政策審議会
運輸審議会

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより国土交通省に置かれる審議会等である。

名	称	法	律
中央建設工事紛争審査会	建設業法(昭和二十四年法律第百号)		
中央建設業審議会	建設業法		
土地鑑定委員会	地価公示法(昭和四十四年法律第四十九号)		
国土開発幹線自動車道建設会議	国土開発幹線自動車道建設法(昭和三十一年法律第六十八号)		
中央建築士審査会	建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)		
航空事故調査委員会	航空事故調査委員会設置法(昭和四十八年法律第百十三号)		

第二款 国土審議会

(所掌事務)
第七条 国土審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国土交通大臣の諮問に応じて国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な政策について調査審議すること。

二 国土総合開発法(昭和二十五年法律第二百五号)、国土利用計画法、首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)、首都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第百一号)、近畿圏整備法(昭和三十八年法律第百二十九号)、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭和三十九年法律第百四十五号)、近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和四十二年法律第百三十三号)、中部圏開発整備法(昭和四十一年法律第百一号)、中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律(昭和四十二年法律第百三十三号)、東北開発促進法(昭和三十一年法律第百十号)、九州地方開発促進法(昭和三十四年法律第六十号)、四国地方開発促進法(昭和三十五年法律第六十三号)、北陸地方

本省に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律(これらに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

開発促進法(昭和三十五年法律第百七十一号)、中国地方開発促進法(昭和三十五年法律第百七十二号)、北海道開発法(昭和二十五年法律第百二十六号)、土地基本法(平成元年法律第八十四号)、地価公示法、国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)、国土調査促進特別措置法(昭和三十七年法律第百四十三号)、水資源開発促進法(昭和三十一年法律第二百十七号)、低開発地域工業開発促進法(昭和三十一年法律第百十六号)、新産業都市建設促進法(昭和三十七年法律第百十七号)、工業整備特別地域整備促進法(昭和三十九年法律第百四十六号)及び豪雪地帯対策特別措置法の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(組織)

第八条 国土審議会は、次に掲げる者につき国土交通大臣が任命する委員三十人以内で組織する。

一 衆議院議員のうちから衆議院が指名する者 六人

二 参議院議員のうちから参議院が指名する者 四人

- 三 学識経験を有する者 二十人以上
- 2 前項第三号に掲げる者につき任命される委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることが出来る。
- 4 委員は、非常勤とする。
- (会長)

第九條 国土審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、国土審議会を代表する。

3 国土審議会は、あらかじめ、会長に事故があるときにその職務を代理する委員を定めておかなければならない。

(特別委員)

第十條 特別の事項を調査審議させるため、国土審議会に特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、国会議員、当該特別の事項に係る地方公共団体の長及び議会の議長並びに当該特別の事項に学識経験を有する者のうちから、国土交通大臣が任命する。

3 特別委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 第八條第四項の規定は、特別委員に準用する。

(資料提出の要求等)

第十一條 国土審議会は、その所掌事務を処理するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(政令への委任)

第十二條 この款に定めるもののほか、国土審議会の組織及び所掌事務その他国土審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

第三款 社会資本整備審議会

第十三條 社会資本整備審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国土交通大臣の諮問に応じて不動産、宅地、住宅、建築、建築士及び官公庁施設に関する重要事項を調査審議すること。

二 前号に規定する重要事項に關し、関係行政機関(不動産及び宅地に関する事項にあつては国土交通大臣、官公庁施設に関する事項にあつては関係国家机关)に意見を述べること。

三 公共用地の取得に関する特別措置法(昭和三十六年法律第五十号)、建設業法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)、都市計画法(昭和四十二年法律第七号)、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和四十一年法律第一号)、明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法(昭和五十五年法律第六十号)、河川法(昭和三十三年法律第六十七号)、治山治水緊急措置法(昭和三十三年法律第二十一号)、道路法(昭和二十七年法律第八十号)、住宅建設計画法(昭和四十一年法律第九十号)、住宅地区改良法(昭和三十一年法律第八十四号)第二十九條第三項の規定によりその例によることとされる官営住宅法の一部を改正する法律(平成八年法律第五十五号)の規定による改正前の官営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第二十二号)及び建築基準法(昭和二十五年法律第二十二号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2 前項に定めるもののほか、社会資本整備審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他社会資本整備審議会に關し必要な事項については、政令で定める。

第四款 交通政策審議会

第十四條 交通政策審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国土交通大臣の諮問に応じて交通政策に関する重要事項を調査審議すること。

二 前号に規定する重要事項に關し、関係各大臣に意見を述べること。

三 観光基本法(昭和三十三年法律第七号)、全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法律第七十一号)、本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法(昭和五十六年法律第七十二号)、内航海運業法(昭和二十七年法律第五十一号)、造船法(昭和二十五年法律第二十九号)、臨時船舶建造調整法(昭和二十八年法律第四十九号)、造船業基盤整備事業協会法(昭和五十二年法律第三十三号)、船舶職員法(昭和二十六年法律第四十九号)、水先法(昭和二十四年法律第二十一号)、港灣法(昭和二十五年法律第二十八号)、港灣整備促進法(昭和二十八年法律第七十号)、港灣整備緊急措置法(昭和三十六年法律第二十四号)、広域臨海環境整備センター法(昭和五十六年法律第七十六号)、気象業務法(昭和二十七年法律第六十五号)及び海上交通安全法(昭和四十七年法律第五十五号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2 前項に定めるもののほか、交通政策審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他交通政策審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

第五款 運輸審議会

第十五條 運輸審議会は、鉄道事業法(昭和六十二年法律第九十二号)、軌道法(大正十年法律第七十六号)、道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十七号)、海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)、内航海運業法、内航海運組合法(昭和三十一年法律第六十二号)、港灣運送事業法(昭和二十六年法律第六十一号)、港灣法、航空法(昭和二十七年法律第三十一号)及び郵便物運送委託法(昭和二十四年法律第二十八号)の規定により同審議会に諮ること

を要する事項のうち国土交通大臣の行う処分に係るものを処理する。

2 国土交通大臣は、前項に規定する事項に係る国土交通大臣又はその地方支分部局の長の行う処分についての行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立てに対する決定等をする場合には、運輸審議会に諮らなければならない。

3 第一項に規定する事項に係る処分及び前項に規定する決定等(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二條第四号に規定する不利益処分以下「不利益処分」という。)を除く。のうち、運輸審議会が軽微なものと認めるものについては、国土交通大臣は、運輸審議会に諮らないでこれを行うことができる。

4 運輸審議会は、第一項に規定する事項に係る処分及び第二項に規定する決定等(職権により、又は利害関係人の申請に基づき、国土交通大臣に対し、必要な勧告をすることができ

(組織)

第十六條 運輸審議会は、委員六人をもって組織する。

第十七條 運輸審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、運輸審議会を代表する。

3 運輸審議会は、あらかじめ、会長に事故があるときにその職務を代理する委員を定めておかなければならない。

(委員の任命)

第十八條 委員は、年齢三十五年以上の者で広い経験と高い識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、国土交通大臣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、国土交通大臣は、前項の規定にかかわらず、委

を要する事項のうち国土交通大臣の行う処分に係るものを処理する。

2 国土交通大臣は、前項に規定する事項に係る国土交通大臣又はその地方支分部局の長の行う処分についての行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立てに対する決定等をする場合には、運輸審議会に諮らなければならない。

調査及び調整その他当該施策の推進に関すること。

五 飛行場に関する国の直轄の土木施設の整備及び災害復旧に関すること。

2 北海道開発局は、前項各号に掲げる事務のほか、農林水産省の所掌事務のうち、北海道の区域に係る次に掲げる事務をつかさどる。

一 公共事業費（政令で定めるものを除く。）の支弁に係る国の直轄事業の実施に関すること。

二 委託に基づき、前号に掲げる事業の実施に伴い必要を生じた工事を行うこと。

三 公共事業費（政令で定めるものを除く。）の支弁に係る事業の助成及びこれに伴う監督に關すること。

3 北海道開発局は、前項各号に掲げる事務については、農林水産大臣のみの指揮監督を受けるものとする。

4 第二項第三号に掲げる事務については、北海道開発局を農林水産省の地方支分部局と、北海道開発局の長その他の職員を農林水産省の地方支分部局の長その他の職員とみなして、その事務の処理に関する法令の規定を適用する。

5 北海道開発局の位置及び組織は、政令で定める。

（開発建設部）

第三十四条 国土交通大臣は、北海道開発局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、開発建設部を置くことができる。

2 開発建設部の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、国土交通省令で定める。

（地方運輸局）

第三十五条 地方運輸局は、国土交通省の所掌事務のうち、第四号第五号、第十五号、第十七号から第十九号まで、第二十一号から第二十三号まで、第四十七号（自動車車庫に係るものに限る。）、第七十三号から第九十三号まで、第九十五号から第百号まで、第百十四号、第百十六号及び第百二十七号に掲げる事務を分掌する。

2 地方運輸局の名称、位置、管轄区域及び組織は、政令で定める。

（海運監理部）

第三十六条 政令で定める地方運輸局の所掌事務（第四号第十五号、第十八号、第八十六号から第九十三号まで、第九十五号から第百号まで、第百十四号及び第百二十七号に掲げる事務並びにこれらの事務に係る同条第五号、第十七号、第十九号、第二十一号及び第二十二号に掲げる事務であつて、当該地方運輸局の管轄区域の全域にわたる調査並びに企画及びその実施の調整その他の政令で定める事務以外のものに限る。）のうち、政令で定める区域に係るものを分掌させるため、所要の地に、海運監理部を置く。

2 海運監理部の名称及び位置は、政令で定める。

3 海運監理部の内部組織は、国土交通省令で定める。

（陸運支局若しくは海運支局又は陸運支局若しくは海運支局の事務所）

第三十七条 国土交通大臣は、地方運輸局又は海運監理部の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、陸運支局又は海運支局を置くことができる。

2 陸運支局の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

3 陸運支局の所掌事務及び内部組織は、国土交通省令で定める。

（海運支局）

4 海運支局の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、国土交通省令で定める。

5 国土交通大臣は、陸運支局又は海運支局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、陸運支局又は海運支局の事務所を置くことができる。

（陸運支局）

6 陸運支局又は海運支局の事務所の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、国土交通省令で定める。

務のうち、第四号第四号、第百六号から第百八号まで、第百九号（飛行場に関する国の直轄の土木施設の整備及び災害復旧に係るものを除く。）、第百十号（航空路、航空交通管制（航空路管制及び進入管制に限る。）及び飛行計画の承認に係るものを除く。）、第百十一号（航空事故調査委員会が行う航空事故調査に対する援助に係るものに限る。）、第百十四号及び第百二十七号に掲げる事務を分掌する。

2 地方航空局の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、政令で定める。

（地方航空局の事務所）

第三十九条 国土交通大臣は、地方航空局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、地方航空局の事務所を置くことができる。

2 地方航空局の事務所の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、国土交通省令で定める。

（航空交通管制部）

第四十条 航空交通管制部は、国土交通省の所掌事務のうち、第四号第四号（航空交通管制（航空路管制及び進入管制に限る。）及び飛行計画の承認に係るものに限る。）及び第百二十七号に掲げる事務を分掌する。

2 航空交通管制部の名称及び位置は、政令で定める。

（航空交通管制部）

3 航空交通管制部の管轄区域は、国土交通省令で定める。

4 航空交通管制部に、政令で定めるところにより、次長を置くことができる。

（前項に定めるもののほか、航空交通管制部の内部組織は、国土交通省令で定める。）

6 国土交通大臣は、必要がある場合は、航空交通管制部の所掌事務の一部を地方航空局の事務所に分掌させることができる。

（第四章 外局）

労働委員会を置く。

2 国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて、国土交通省に、気象庁を置く。

3 前二項に定めるもののほか、国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて国土交通省に置かれる外局は、次のとおりとする。

海上保安庁
海難審判庁

（任務）

第四十二条 船員労働委員会は、船員が団結することを擁護し、労働関係の公正な調整を図り、及び船員の労働環境の改善、福利厚生の実施、職業の安定その他船員の保護を図ることを任務とする。

（所掌事務）

第四十三条 船員労働委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

（一）船員の労働組合の資格審査及びこれに係る再審査に関すること。

二 船員の労働関係に係る不当労働行為に関する調査、審問、事実認定、命令及び再審査に関すること。

三 船員の労働争議のあっせん、調停及び仲裁に関すること。

（四）前三号に定めるもののほか、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）、地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第二百八十九号）、船員法（昭和二十二年法律第百号）、船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）、勤労青少年福祉法（昭和四十五年法律第九十八号）、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百二十三号）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）及び船員

職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)並びにこれらに基づく命令の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

五 最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、国土交通大臣の諮問に応じて最低賃金に関する重要事項(船員に係るものに限り)を調査審議すること。

六 前号に規定する重要事項に関し、国土交通大臣に意見を述べる。

七 国土交通大臣の諮問に応じて賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第三十四号)の施行又は改正に関する事項(船員に係るものに限り)を調査審議すること。

(組織)

第四十四条 船員労働委員会は、船員中央労働委員会及び船員地方労働委員会とする。

二 前項に定めるもののほか、船員労働委員会の組織については、労働組合法(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

第三節 気象庁

第一款 任務及び所掌事務

(長官) 第四十五条 気象庁の長は、気象庁長官とする。

(任務) 第四十六条 気象庁は、気象業務の健全な発達を図ることを任務とする。

(所掌事務)

第四十七条 気象庁は、前条の任務を達成するため、第四十八条、第百十八号から第百二十一号まで及び第百二十四号から第百二十七号までに掲げる事務をつかさどる。

第二款 地方支分部局

(設置)

第四十八条 気象庁に、次の地方支分部局を置く。

- 管区気象台
- 海洋気象台

二 前項に定めるもののほか、当分の間、気象庁

に、地方支分部局として、沖縄気象台を置く。(管区気象台等)

第四十九条 管区気象台等(管区気象台及び沖縄気象台をいう。以下同じ。)は、気象庁の所掌事務のうち、第四十条第百十九号、第百二十号地球磁気及び地球電気に関するものを除く、第百二十一号及び第百二十七号に掲げる事務(海洋気象台の所掌に属するものを除く)を分掌する。

二 管区気象台の名称及び位置は、政令で定める。

三 管区気象台の管轄区域は、国土交通省令で定める。

四 管区気象台に、政令で定める数の範囲内において、国土交通省令で定めるところにより、部を置くことができる。

五 前項に定めるもののほか、管区気象台の内部組織は、国土交通省令で定める。

六 沖縄気象台の位置は、政令で定める。

七 沖縄気象台の管轄区域及び内部組織は、国土交通省令で定める。

八 国土交通大臣は、特に必要がある場合は、管区気象台等の所掌事務の一部を海洋気象台に分掌させることができる。

(地方気象台) 管区気象台等の測候所若しくは出張所又は地方気象台若しくは測候所の出張所。

第五十条 国土交通大臣は、管区気象台等の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、政令で定める数の範囲内において、地方気象台を置くことができる。

二 地方気象台の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、国土交通省令で定める。

三 国土交通大臣は、管区気象台等の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、管区気象台等の測候所又は出張所を置くことができる。

四 管区気象台等の測候所及び出張所の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、国土交通省令で定める。

五 国土交通大臣は、地方気象台又は測候所の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、地方気象台又は測候所の出張所を置くことができる。

六 地方気象台又は測候所の出張所の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、国土交通省令で定める。

(海洋気象台) 第五十一条 海洋気象台は、気象庁の所掌事務のうち、第四十条第百二十七号に掲げる事務及び次に掲げる事務を分掌する。

一 海上気象及び海水象(海洋に関する水象をいう。以下同じ。)の予報及び警報(津波の予報及び警報を除く)に関すること。

二 海上気象及び海水象並びにこれらに関連する幅射に関する観測並びに海上気象及び海水象に関する情報に関すること。

三 前二号に掲げる事項に関する気象通信に関すること。

四 海上気象及び海水象に関する気象測器に関すること。

二 海洋気象台の名称及び位置は、政令で定める。

三 海洋気象台の管轄区域及び内部組織は、国土

交通省令で定める。

四 国土交通大臣は、特に必要がある場合は、海洋気象台の所掌事務の一部を管区気象台等に分掌させることができる。

第四節 海上保安庁

第五十二条 海上保安庁については、海上保安庁法(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

第五節 海難審判庁

第五十三条 海難審判庁については、海難審判法(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)の施行の日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

(所掌事務の特例)

第二条 国土交通省は、第三条の任務を達成するため、第四十条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期 限

事 務

平成十四年三月三十一日

特殊土壌地帯(特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十八号)第二条第一項に規定する特殊土じよう地帯をいう。以下同じ。)の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

平成十五年三月三十一日

離島振興計画(離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域をいう。以下同じ。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

平成十五年三月三十一日

奄美群島(奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第一条に規定する奄美群島をいう。)の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

期	限	法
平成十六年三月三十一日		奄美群島振興開発計画（奄美群島振興開発特別措置法第二条第一項に規定する奄美群島振興開発計画をいう。）に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。
		奄美群島振興開発基金の行う業務に関すること。
		小笠原諸島（小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島をいう。）の総合的な振興及び開発に関すること。
		振興山村（山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項に規定する振興山村をいう。）以下の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
平成十七年三月三十一日		半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十一年法律第六十二号）第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。）以下の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

2 国土交通省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号及び前項の表の下欄に掲げる事務のほか、当分の間、日本国有鉄道の改革に関する事務をつかさどる。

（国土交通審議官の設置期間の特例）

第三条 第五条第一項の国土交通審議官のうち一人は、当分の間、置かれるものとする。

（審議会等の設置の特例）

第四条 平成十六年三月三十一日までの間、奄美群島振興開発特別措置法の定めるところにより国土交通省に置かれる奄美群島振興開発審議会

は、本省に置く。

2 平成十六年三月三十一日までの間、小笠原諸島振興開発特別措置法の定めるところにより国土交通省に置かれる小笠原諸島振興開発審議会

は、本省に置く。

（国土審議会の所掌事務の特例）

第五条 国土審議会は、第七条各号に掲げる事務をつかさどるほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる法律の規定によりその権限に属せられた事項を処理する。

期	限	法
平成十四年三月三十一日		特殊土壌地帯の災害の防除及び振興臨時措置法
平成十五年三月三十一日		離島振興法
平成十七年三月三十一日		山村振興法 半島振興法

（国土審議会の委員の任命のために必要な行為に関する経過措置）

第六条 第八条第一項の規定による国土審議会の委員の任命のために必要な行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

（社会資本整備審議会の所掌事務の特例）

第七条 社会資本整備審議会は、第十三条第一項各号に掲げる事務をつかさどるほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる法律の規定によりその権限に属せられた事項を処理する。

期	限	法
平成十五年三月三十一日		奥地等産業開発道路整備臨時措置法（昭和三十九年法律第百十五号）
平成十九年三月三十一日		国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律（昭和五十二年法律第七十一号）

（地方支分部局の所掌事務の特例）

第八条 地方整備局は、第三十一条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、国土交通省の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる事務（北海道の区域に係るものを除く。）を分掌する。

期	限	事
平成十四年三月三十一日		特殊土壌地帯の災害の防除及び振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務
平成十五年三月三十一日		離島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務
平成十七年三月三十一日		振興山村の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務 半島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務

2 北海道開発局は、第三十三条第一項各号及び

第二項各号に掲げる事務のほか、前項の表の上欄に掲げる日までの間、国土交通省の所掌事務のうち、それぞれ北海道の区域に係る同表の下欄に掲げる事務を分掌する。

理由

中央省庁等改革の一環として、国土の総合的な体系的な利用、開発及び保全、そのための社会資本の総合的な整備、交通政策の推進、気象業務の健全な発達並びに海上の安全及び治安の確保を図るため、国土交通省を新たに設置することとし、その任務及び所掌事務並びに組織を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

環境省設置法案

環境省設置法

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 環境省の設置並びに任務及び所掌事務

等

第一節 環境省の設置（第二条）

第二節 環境省の任務及び所掌事務（第三条、第四条）

第三節 環境省の長（第五条）

第三章 環境省に置かれる機関

第一節 審議会等（第六条、第八条）

第二節 特別の機関（第九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、環境省の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的とする。

第二章 環境省の設置並びに任務及び所掌事務等

第一節 環境省の設置

（設置）

第一条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百

二十号)第三条第二項の規定に基づいて、環境省を設置する。

第二節 環境省の任務及び所掌事務

(任務)

第三条 環境省は、地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護及び整備その他の環境の保全(良好な環境の創出を含む。以下単に「環境の保全」という。)を図ることを任務とする。

(所掌事務)

第四条 環境省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
二 環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

三 地球環境保全、公害の防止並びに自然環境の保護及び整備(以下この号において「地球環境保全等」という。)に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整並びに地球環境保全等に関する関係行政機関の試験研究機関の経費(大学及び大学共同利用機関の所掌に係るものを除く。)及び関係行政機関の試験研究委託費の配分計画に関すること。

四 公害防止計画(環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十七条第一項に規定する計画をいう。)の策定の指示及び同意に関すること。

五 国土利用計画(国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第四条に規定する計画をいう。)のうち同条に規定する全国計画の作成に関すること(環境の保全に関する基本的な政策に係るものに限る。)

六 特定有害廃棄物等(特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成四年法律第百八号)に規定する特定有害廃棄物等をいう。)の輸出、輸入、運搬及び処分(輸出入)の輸送、貿易管理に関するものを除く。

七 南極地域の環境の保護に関すること。

八 環境基準(環境基本法第十六条第一項に規定する基準をいう。)の設定に関すること。

九 公害の防止のための規制に関すること。

十 公害に係る健康被害の補償及び予防に関すること。

十一 公害の防止のための事業に要する費用の事業者負担に関する制度に関すること。

十二 自然環境が優れた状態を維持している地域における当該自然環境の保全に関すること。

十三 自然公園及び温泉の保護及び整備並びにこれらに関する事業の振興に関すること。

十四 景勝地及び休養地並びに公園(都市計画上の公園を除く。)の整備に関すること。

十五 皇居外苑、京都御苑及び新宿御苑並びに千鳥ヶ淵戦没者墓苑の維持及び管理に関すること。

十六 野生動物植物の種の保存、野生鳥獣の保護及び狩猟の適正化その他生物の多様性の確保に関すること。

十七 人の飼養に係る動物の保護並びに当該動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止に関すること。

十八 自然環境の健全な利用のための活動の増進に関すること。

十九 廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)に規定する廃棄物をいう。)の排出の抑制及び適正な処理(浄化槽によるし尿及び雑排水の処理を含む。)並びに清掃に関すること。

二十 前各号に掲げるもののほか、専ら環境の保全を目的とする事務及び事業に関すること。

二十一 環境の保全の観点からの次に掲げる事務及び事業に関する基準、方針、方針、計画その他これらに類するもの(策定並びに当該観点からのこれらの事務及び事業に関する規制その他これに類するもの(ホ、ヌ及びハ)にあっては当該規制の実施、ヘにあっては当該整備に関する援助、チにあっては当該監視及び測定の実施、ルにあっては当該把握された化学物質の量の集計及びその結果の公表、ヨにあっては環境影響評価に関する審査)に関すること。

イ 温室効果ガス(大気を構成する気体であつて、地表からの赤外線を吸収し、及びこれを放射する性質を有するものをいう。)の排出の抑制

ロ オゾン層の保護

ハ 海洋汚染の防止

ニ 工場における公害の防止のための組織の整備

ホ 工場立地の規制

ヘ 公害の防止のための施設及び設備の整備

ト 下水道その他の施設による排水の処理

チ 放射性物質に係る環境の状況の把握のための監視及び測定

リ 森林及び緑地の保全

ヌ 化学物質の審査及び製造、輸入、使用その他の取扱いの規制

ル 事業活動に伴い事業所において環境に排出される化学物質の量及び事業活動に係る廃棄物の処理を事業所の外において行うことに伴い当該事業所の外に移動する化学物質の量の把握並びに化学物質の管理の改善の促進

ヲ 農薬の登録及び使用の規制

ワ 資源の再利用の促進

カ 河川及び湖沼の保全

ヨ 環境影響評価
タイからヨまでに掲げるもののほか、その目的及び機能の一部に環境の保全が含まれる事務及び事業

2 環境大臣は、環境の保全に関する基本的な政策の推進のため特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、環境の保全に関する基本的な政策に関する重要事項について勧告し、及びその勧告に基づいて執った措置について報告を求めることができる。

第三章 環境省に置かれる機関

第一節 審議会等

(設置)

第六条 別に法律で定めるところにより環境省に置かれる審議会等は、次のとおりとする。

中央環境審議会
公害健康被害補償不服審査会
(中央環境審議会)

第七条 中央環境審議会については、環境基本法(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

(公害健康被害補償不服審査会)

第八条 公害健康被害補償等に関する法律(昭和四十八年法律第十一号。これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

第二節 特別の機関

(公害対策会議)

第九条 別に法律で定めるところにより環境省に置かれる特別の機関は、公害対策会議とする。

2 公害対策会議については、環境基本法(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

附則

この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)の施行の日から施行する。

理由

中央省庁等改革の一環として、環境の保全を図るため、環境省を新たに設置することとし、その任務及び所掌事務並びに組織を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律案

中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律

目次

- 第一章 金融庁関係(第一条―第三条)
- 第二章 総理府設置法等の廃止(第四条)
- 第三章 内閣関係(第五条)
- 第四章 内閣府関係(第六條―第三十條)
- 第五章 総務省関係(第三十一條―第四十四條)
- 第六章 法務省関係(第四十五條―第五十一條)
- 第七章 外務省関係(第五十二條)
- 第八章 財務省関係(第五十三條―第六十五條)
- 第九章 文部科学省関係(第六十六條―第七十九條)
- 第十章 厚生労働省関係(第八十條―第一百十條)
- 第十一章 農林水産省関係(第一百一十條―第一百二十六條)
- 第十二章 経済産業省関係(第一百二十七條―第一百四十二條)
- 第十三章 国土交通省関係(第一百四十三條―第一百七十九條)
- 第十四章 環境省関係(第一百八十條―第一百八十五條)

附則

第一章 金融庁関係

(金融再生委員会設置法の一部改正)

第一条 金融再生委員会設置法(平成十年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

目次中「金融監督庁を」を「金融庁」に、「証券取引等監視委員会(第二十一條―第三十二條)を」を「審議会等(第二十一條―第三十四條)に」、「第三十三條―第三十六條を」を「第三十五條―第三十八條に改める。

第三十條中「金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する調査を」を「国内金融に関する制度等の調査に」、「破綻」を「破綻」に改める。

第四十條第一号中「金融破綻処理制度及び金融

危機管理に関する調査を」を「国内金融に関する制度の調査」に改め、同号の次に次の一号を加える。

- 一の二 第三号から第五号まで、第七号、第八号、第十一号、第十三号から第十七号まで、第十九号、第二十一号、第二十二号、第二十四号から第二十六号まで、第二十八号及び第二十九号に規定する者の行う国際業務に関する制度の調査、企画及び立案をすること。
- 第四十條第六号の次に次の三号を加える。
- 六の二 日本銀行の国内金融業務の適正な運営の確保にすること。
- 六の三 準備預金制度にすること。
- 六の四 金融機関の金利を調整すること。
- 第四十條第九号中「平成七年法律第五十號」を削り、同号を同条第九号の二とし、同条第八号の次に次の一号を加える。
- 九 保険契約者保護機構(保険業法(平成七年法律第五十號)に規定する保険契約者保護機構をいう)の設立の認可及び監督にすること。
- 第四十條第十二号中「昭和二十三年法律第二十五號」を削り、同号を同条第十二号の二とし、同条第十一号の次に次の一号を加える。
- 十一 投資者保護基金(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五號)に規定する投資者保護基金をいう)の設立の認可及び監督にすること。
- 第四十條第二十号の次に次の五号を加える。
- 二十の二 有価証券の発行に関する届出書又は発行登録書等、有価証券の公開買付けに関する届出書等、株券等の大量保有の状況に関する報告書及び有価証券に関する報告書についての審査及び処分に関すること。
- 二十の三 企業会計の基準の設定に関すること。
- 二十の四 企業資本その他企業の財務に関すること。

ること。

二十の五 公認会計士、会計士補、監査法人及び日本公認会計士協会の監督に関すること。

二十の六 社債等の登録に関すること。

第四十條第三十一号の次に次の二号を加える。

三十一の二 国民貯蓄計画を樹立し、国民貯蓄を奨励すること。

三十一の三 勤労者の貯蓄に係る勤労者財産形成政策基本方針の策定にすること。

第十五條第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

「第二節 金融監督庁」を「第二節 金融庁」に改める。

第十六條中「金融監督庁」を「金融庁」に改める。

第十七條第一項中「金融監督庁」を「金融庁」は、国内金融に関する制度等の調査、企画及び立案(金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する調査、企画及び立案を除く)を「するほか」に改め、同条第二項中「金融監督庁」を「金融庁」に、「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改め、同条に次の一項を加える。

3 金融庁長官は、金融庁の所掌事務について、金融再生委員会を経由し、内閣総理大臣に対し、案をそなえて、国家行政組織法第十二條第一項の命令を発することを求めることができる。

第十八條中「金融監督庁」を「金融庁」に、「第四十條第三号」を「第四十條第一号及び第二号の二に掲げる事務(金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する調査、企画及び立案を除く)並びに同条第三号」に改める。

第十九條中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に、「金融監督庁」を「金融庁」に改める。

第二十條中「金融監督庁」を「金融庁」に改める。

「第二款 証券取引等監視委員会」を「第二

款 審議会等」に改める。

第三十六條を第三十八條とし、第三十三條から第三十五條までを二条ずつ繰り下げる。

第二章第二節第二款第三十二條を第三十四條とする。

第三十一條(見出しを含む)中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改め、同条を第三十三條とする。

第三十條中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改め、同条を第三十二條とする。

第二十九條第一項中「金融監督庁長官又は大蔵大臣」を「金融庁長官」に改め、同条第二項中「金融監督庁長官並びに大蔵大臣」を「金融庁長官」に改め、同条第三項中「金融監督庁長官又は大蔵大臣」を「金融庁長官」に改め、同条を第三十一條とする。

第二十八條を第三十條とし、第二十二條から第二十七條までを二条ずつ繰り下げる。

第二十一條の見出しを「(証券取引等監視委員会)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とし、同条を第二十二條とし、第二章第二節第二款同条の前に次の二条を加える。

(設置)
第二十一條 金融庁に、次の審議会等を置く。

金融審議会
証券取引等監視委員会
(金融審議会)

第二十二條 金融審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 金融再生委員会、金融庁長官又は大蔵大臣の諮問に応じて国内金融に関する制度等の改善に関する事項その他の国内金融等に関する重要事項を調査審議すること。

二 前号に規定する重要事項に関し、金融再生委員会、金融庁長官又は大蔵大臣に意見を述べること。

2 前項に定めるもののほか、金融審議会の組織及び委員その他の職員その他金融審議会に

関し必要な事項については、政令で定める。

(大蔵省設置法の一部改正)

第二条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百十四号)の一部を次のように改正する。

第三条中(第三号及び第五号に掲げる事項に關する行政事務にあつては、金融再生委員会の所管に係るものを除く。)を削り、同条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号を第五号とする。

第四条第六十号中「日本銀行券の」の下に「種類、様式及び」を加え、「樹立する」を「定める」に改める。

第四条第七十七号を次のように改める。

七十七 国の財務、通貨及び外国為替に關する国の行政事務及び事業を遂行する観点から行う金融破綻処理制度及び金融危機管理に關する調査、企画及び立案をすること。

第四条第七十八号を削り、同条第七十七号の二を同条第七十八号とする。

第四条第七十九号から第八十八号までを次のように改める。

七十九から八十七まで 削除

八十八 日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保に關すること(金融再生委員会の所掌に屬するものを除く。)

第四条第九十七号及び第九十八号を次のように改める。

九十七及び九十八 削除

第四条第二百一十号から第二百四十号までを次のように改める。

百二から百四まで 削除

第五条第三十五号を次のように改める。

三十五 削除

第五号第三十七号を次のように改める。

三十七 削除

第五号第四十四号から第四十八号までを次のように改める。

四十四から四十八まで 削除

(中央省庁等改革基本法の一部改正)

第三条 中央省庁等改革基本法(平成十年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第十条第六項第一号中(第二十条第八号に定めるところにより財務省が担うものを除く。)を削る。

別表第二(財務省の項)主要な任務の欄中、金融破綻処理制度ないし金融危機管理に關する企画立案を削り、同表の備考中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第二章 総理府設置法等の廃止

第四条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)

二 法務省設置法(昭和二十二年法律第九十三号)

三 外務省設置法(昭和二十六年法律第二百八十三号)

四 大蔵省設置法

五 文部省設置法(昭和二十四年法律第四百四十六号)

六 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五百一十一号)

七 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第五百三十三号)

八 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)

九 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五百十七号)

十 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)

十一 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)

十二 建設省設置法(昭和二十三年法律第一百十三号)

十三 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百

六十一号)

十四 總務庁設置法(昭和五十八年法律第七十九号)

十五 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)

十六 科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)

十七 環境庁設置法(昭和四十六年法律第八十八号)

十八 沖縄開発庁設置法(昭和四十七年法律第二十九号)

十九 国土庁設置法(昭和四十九年法律第九十八号)

二十 社会保障制度審議会設置法(昭和二十三年法律第二百六十八号)

二十一 科学技術会議設置法(昭和三十四年法律第四号)

二十二 宇宙開発委員会設置法(昭和四十三年法律第四十号)

二十三 総合エネルギー調査会設置法(昭和四十年法律第三十八号)

二十四 雇用審議会設置法(昭和三十一年法律第六十一号)

二十五 工業技術院設置法(昭和二十三年法律第二百七号)

第三章 内閣関係

(安全保障會議設置法の一部改正)

第五条 安全保障會議設置法(昭和六十一年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第三号中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改め、同条第七号を次のように改める。

七 内閣府設置法(平成十一年法律第九号)第十九条第二項に規定する経済財政政策担当大臣が置かれている場合にあつては、経済財政政策担当大臣

第九条中「内閣審議官がつかさどる」を「内閣官房副長官補が掌理する」に改める。

第四章 内閣府関係

(宮内庁法の一部改正)

第八条 宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第一条中、内閣総理大臣の管理に屬しを削り、「掌り」をつかさどりに改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

内閣府に、内閣総理大臣の管理に屬する機関として、宮内庁を置く。

第三条を次のように改める。

第三条 宮内庁に、その所掌事務を遂行するため、長官官房並びに侍從職、皇太后宮職、東宮職及び式部職(以下「侍從職等」という。)を置くほか、政令の定めるところにより、必要な部を置くことができる。

2 長官官房及び部の所掌事務の範囲は、政令で定める。

3 長官官房、侍從職等及び部には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令で定める。

第八条第三項を第七項とし、第二項の次に次の四項を加える。

3 長官は、宮内庁の事務を統括し、職員の仕事について統督する。

4 長官は、宮内庁の所掌事務について、内閣総理大臣に対し、案をそなえて、内閣府令を発することを求めることができる。

5 長官は、宮内庁の所掌事務について、公示を必要とする場合においては、告示を発することができる。

6 長官は、宮内庁の所掌事務について、命令又は示達するため、所掌の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができる。

第九条第一項中「及び宮内庁長官秘書官一人」を削り、同条第三項を第六項とし、第二項の次に次の三項を加える。

3 宮内庁には、特に必要がある場合において、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

4 宮内庁に、宮内庁長官秘書官を置く。

5 宮内庁長官秘書官の定数は、政令で定める。

第十四条第二項及び第三項中「総理府令」を「内閣府令」に改め、同条を第十七条とする。

第十三条の次に次の二条を加える。

第十四条 宮内庁には、特に必要がある場合においては、長官官房、侍従職等及び部の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で部長に準ずるものを置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

2 宮内庁には、特に必要がある場合においては、前項の職のつかさどる職務の全部又は一部を助ける職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

第十五条 部、課及び課に準ずる室に、それぞれ部長、課長及び室長を置く。

2 長官官房には、長を置くことができるものとし、その設置及び職務は、政令で定める。

3 部には、次長を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

4 長官官房、侍従職等又は部には、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課(課に準ずる室を含む。)の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、政令で定める。

第十六条 宮内庁には、その所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な

事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。

2 宮内庁には、その所掌事務の範囲内で、政令の定めるところにより、文教研修施設(これに類する施設を含む。)及び作業施設を置くことができる。

本則に次の一条を加える。

第十八条 内閣府設置法(平成十一年法律第百五十六号)及び第五十七条の規定は、宮内庁について、同法第五十八条第四項の規定は長官について準用する。

2 内閣府設置法第七條第四項の規定は、前項において準用する同法第五十八條第四項の命令について準用する。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

(臨時金利調整法の一部改正)

第七條 臨時金利調整法(昭和二十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項中「金利調整審議会(以下審議会という。)」を「金融審議会」に改める。

第六條第一項中「審議会は、金融再生委員会の所轄に属し、」を「金融審議会は」に改め、同条第二項を削る。

第七條から第十二條までを削る。

(公認会計士法の一部改正)

第八條 公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第三十五條中「公認会計士制度の運営に関する重要事項、及び公認会計士特例試験等に関する法律(昭和二十九年法律第百二十三号)に規定する公認会計士特例試験」を削る。

第三十六條第二項中「関係行政機関の職員及び」を削り、「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改める。

第三十八條第二項中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改める。

第四十條第三項中「公認会計士制度の運営

に関する議事を除く外」を削る。

第四十二條を次のように改める。

(政令への委任)

第四十二條 第三十五條から第四十條までに規定するもののほか、公認会計士審査会の所掌事務及び委員その他の職員その他公認会計士審査会に關し必要な事項は、政令で定める。

(地方制度調査会設置法の一部改正)

第九條 地方制度調査会設置法(昭和二十七年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第二條中「国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八條の規定に基づき、総理府」を「内閣府」に改める。

第三條第一項中「五十人」を「三十人」に改める。

(青少年問題協議会及び地方青少年問題協議会設置法の一部改正)

第十條 青少年問題協議会及び地方青少年問題協議会設置法(昭和二十八年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

地方青少年問題協議会法

第一條から第四條までを削り、第五條の前の見出しを削り、同条に見出しとして「設置」を付し、同条を第一條とする。

第六條に見出しとして「(所掌事務)」を付し、同条を第二條とする。

第七條に見出しとして「(組織)」を付し、同条を第三條とする。

第八條に見出しとして「(相互の連絡)」を付し、同条を第四條とする。

第九條を第五條とする。

第十條の見出し中「政令又は」を削り、同条中「外」を「ほか」に改め、「審議会又は及び」それぞれ、政令又は」を削り、同条を第六條とする。

(警察法の一部改正)

第十一條 警察法(昭和二十九年法律第百六十二

号)の一部を次のように改正する。

第五條の見出し中「権限」を「所掌事務」に改め、同條第一項中「行うこと」の下に「により、個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持すること」を加え、同條第二項中「遂行する」を「達成する」に改め、同條第一号中「諸制度」を「制度」に改め、「立案」に改め、同條中第十八號を第十九號とし、第九號から第十七號までを一号ずつ繰り下げ、第八號の次に次の一号を加える。

九 所掌事務に係る国際協力に関すること。

第五條第二項に次の一号を加える。

二十 前各号に掲げるもののほか、他の法律(これに基づく命令を含む。)の規定に基づき警察庁の権限に属せられた事務

第五條第三項中「国家公安委員会」の下に「第一項の任務を達成するため」を加える。

第十條第一項中「総理府令」を「内閣府令」に改める。

第十二條中「権限に属する事務に關し、法令」を「所掌事務に關し、法律、政令又は内閣府令」に、「基いて」を「基づいて」に改める。

第十七條の見出しを「(所掌事務)」に改める。

第二十七條第四項、第二十八條第四項及び第二十九條第五項中「総理府令」を「内閣府令」に改める。

第三十條第一項中「から第九號まで、第十一號から第十三號まで及び第十六號から第十八號まで」を「から第十號まで、第十二號から第十四號まで及び第十七號から第二十號まで」に改める。

第三十二條第四項中「総理府令」を「内閣府令」に改める。

第三十三條第一項中「第五條第二項第十二号」を「第五條第二項第十三号」に改め、同條第三項中「総理府令」を「内閣府令」に改める。

第三十四條第四項を削る。

第五十七條第一項中「総理府令」を「内閣府令」に改める。

(防衛庁設置法の一部改正)

第十二條 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

目次中 第三款 施設等機関(第十七條)第二

第四款 職員(第三十三條)第三十八

十條)を「第二款 審議会等(第十六條の

第三十二條)を「第三款 施設等機関(第十七

第五款 職員(第三十三條)第三

第二十條

第三十二條)に改める。

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この法律は、防衛庁の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務等を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的とする。

第二条 中国軍行政組織法(昭和二十三年法律第二百一十号)第三條第二項の規定に基いて、総理府を「内閣府設置法(平成十一年法律第百一十号)第四十九條第三項の規定に基づいて、内閣府」に改める。

第四条第二項中「行なう」を「適切に行う」に改める。

第五条及び第六條を次のように改める。

(防衛庁の所掌事務)

第五条 防衛庁の所掌事務は、次のとおりとする。

一 防衛及び警備に関すること。

二 自衛隊(自衛隊法第二條第一項に規定する自衛隊をいう。以下同じ。)の行動に関すること。

三 陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の組織、定員、編成、装備及び配置に関すること。

四 前三号の事務に必要な情報の収集整理に関すること。

五 職員の人事に関すること。

六 職員の補充に関すること。

七 礼式及び服制に関すること。

八 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の規定による若年定年退職者給付金に関すること。

九 所掌事務の遂行に必要な教育訓練に関すること。

十 職員の保健衛生に関すること。

十一 経費及び収入の予算及び決算並びに会計及び会計の監査に関すること。

十二 所掌事務に係る施設の取得及び管理に関すること。

十三 所掌事務に係る装備品、船舶、航空機及び食糧その他の需品(以下「装備品等」という。)の調達、補給及び管理並びに役務の調達に関すること。

十四 装備品等の研究開発に関すること。

十五 前号の研究開発に関連する技術的調査研究、設計、試作及び試験の委託に基づく実施に関すること。

十六 自衛隊法第五條第一項の規定による漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償に関すること。

十七 防衛に関する知識の普及及び宣伝を行うこと。

十八 所掌事務の遂行に必要な調査及び研究を行うこと。

十九 条約に基づいて日本国にある外国軍隊(以下この条において「駐留軍」という。)の使用に供する施設及び区域の決定、取得及び提供並びに駐留軍に提供した施設及び区域の使用条件の変更及び返還に関すること。

二十 沖縄県の区域内における位置境界不明

地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法(昭和五十二年法律第四十号)第二條第三項に規定する駐留軍用地等に係る各筆の土地の位置境界の明確化及びこれに関連する措置に関すること。

二十一 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和四十九年法律第一号)第三條から第九條までの規定による措置に関すること。

二十二 駐留軍のための物品及び役務(工事及び労務を除く。)の調達並びに駐留軍から返還された物品の管理、返還及び処分に関すること。

二十三 相互防衛援助協定の実施に係る円資金の提供並びに不動産、備品、需品及び役務(労務を除く。)の調達、提供及び管理に関すること。

二十四 駐留軍及び相互防衛援助協定に規定するアメリカ合衆国政府の責務を本邦において遂行する同国政府の職員(以下「駐留軍等」という。)による又はそのための物品及び役務の調達に関する契約から生ずる紛争の処理に関すること。

二十五 駐留軍等及び諸機関(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(以下「合衆国軍協定」という。))第十五條第一項(α)に規定する諸機関をいう。)のために労務に服する者の雇入れ、提供、解雇、労務管理、給与及び福利厚生に関すること。

二十六 特別調達資金(特別調達資金設置令(昭和二十六年政令第三十五号)第一條に規定する特別調達資金をいう。)の経理に関すること。

二十七 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国に

あるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律(昭和二十七年法律第二百四十三号)第一條の規定による漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償に関すること。

二十八 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和四十九年法律第一号)第三條から第九條までの規定による措置に関すること。

二十九 相互防衛援助協定の実施に係る円資金の提供並びに不動産、備品、需品及び役務(労務を除く。)の調達、提供及び管理に関すること。

三十 合衆国軍協定第十八條第五項(α)の規定により同項の他の規定の適用を受けない損害の賠償の請求についてのあつせんその他必要な援助に関すること。

三十一 防衛大学校、防衛医科大学校その他政令で定める文教研修施設において教育訓練及び研究を行うこと。

三十二 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づき命令を含む。)に基づき防衛庁に属させられた事務

第六條 削除

第九條(見出しを含む。)中「参事官」を「防衛参事官」に改める。

第十條第三号中「資料及び」を削り、同条第四号中「第十号」を「第十一号」に改め、同条第五号中「第七号の二、第八号、第九号、第十一号から第十三号まで及び第二十八号」を「第八号から第十号まで、第十二号から第十四号まで及び第十六号」に改め、同条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 第五條第十三号に掲げる事務(前号に掲げる事務を除く。)のうち、自衛隊の任務遂行に必要な装備品等及び役務で長官の定め

るものの調達に関する契約に係る原価計算及び原価監査に関すること。

第十一條第一項中「国家行政組織法第七條第五項を、内閣府設置法第五十三條第五項に改め、同條第三項中「参事官」を「防衛参事官」に改める。

第十四條第四項中「国家行政組織法第十九條第三項を、内閣府設置法第六十三條第四項に改める。

第二章第二節中第四款を第五款とし、第三款を第四款とし、第二款を第三款とし、第一款の次に次の一款を加える。

第二款 審議会等

(防衛施設中央審議会)

第十六條の二 別に法律で定めるところにより防衛庁に置かれる審議会等で本庁に置かれるものは、防衛施設中央審議会とする。

2 防衛施設中央審議会については、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和二十七年法律第四十号。これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

第十七條第五項、第十八條第七項、第二十八條の二第四項及び第三十條第五項中「総理府令」を「内閣府令」に改める。

第三十一條を次のように改める。

(契約本部)

第三十一條 本庁に、契約本部を置く。

2 契約本部は、第十條第六号に規定する装備品等及び役務の調達に関する契約に関する事務(原価計算及び原価監査を除く。)を行う機関とする。

3 契約本部の内部組織は、政令で定める。

4 契約本部の位置は、内閣府令で定める。

第三十二條第一項中「調達実施本部」を「契約

本部」に改め、同條第二項中「総理府令」を「内閣府令」に改め、同項を同條第四項とし、同條第一項の次に次の二項を加える。

2 長官は、内閣府令で定めるところにより、前項の事務のほか、地方機関に、第十條第六号に掲げる事務の一部を分掌させることができる。

3 地方機関は、前項の事務については、本庁に置かれる長官官房又は局で当該事務を所掌するものの官房長又は局長の指揮監督を受けるものとする。

第三十九條中「国家行政組織法第三條第三項ただし書」を「内閣府設置法第四十九條第三項」に改める。

第四十條第二項中「国家行政組織法第十二條第一項」を「内閣府設置法第七條第三項」に改める。

第四十一條を次のように改める。

(防衛施設庁の任務)

第四十一條 防衛施設庁は、防衛施設(第五條第十一號の所掌事務に係る施設及び同條第九號の駐留軍の使用に供する施設及び区域をいう。)を取得し、その安定的な運用の確保を図ることを任務とする。

2 前項に定めるもののほか、防衛施設庁は、相互防衛援助協定の規定に基づくアメリカ合衆国政府の責務の本邦における遂行に伴う事務で他の行政機関の所掌に属しないものを適切に行うことを任務とする。

第四十二條中「防衛施設庁は」の下に、「前條の任務を達成するため」を加え、「第八號から第十一號まで及び第十五號から第四十號まで」を「第九號から第十二號まで、第十六號及び第十九號から第三十二號まで」に改める。

第四十三條から第五十一條までを次のように改める。

第四十三條から第五十一條まで 削除
第五十六條第二項中「総理府令」を「内閣府令」

に改める。

第六十一條第一項中「第五條第二十二號又は第三十五號から第三十八號まで」を「第五條第二十四號又は第二十五號」に改め、同條第三項を削る。

附則中第十五項を第十八項とし、第二項から

期 限	事 務
平成十四年六月十九日	沖縄県における駐留軍用地の返還に関する法律(平成七年法律第百二號)第五條の規定による返還実施計画の策定及び同法第七條及び第八條の規定による措置に関すること。
平成十五年五月十六日	駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第百五十八號)の規定による特別給付金に関すること。

3 防衛施設庁は、第四十一條の任務を達成するため、第四十二條に規定する事務のほか、前項の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

(職員的身分取扱の特例)

4 第六十一條の規定の適用については、平成十五年五月十六日までの間、同條第一項中「第五條第二十四號又は第二十五號に掲げる事務」とあるのは、「第五條第二十四號に掲げる事務又は同條第二十五號に掲げる事務若しくは駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第百五十八號)の規定による特別給付金に関する事務」とする。

(自衛隊法の一部改正)

第十三條 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五號)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「及び防衛政務次官」を、「防衛庁副長官及び防衛政務官」に、「参事官」を「防衛参事官」に、「調達実施本部」を「契約本部」に、「第五條第二十二號又は第三十五號から第三十八號まで」を「第五條第二十四號又は第二十五號」に改め、同條第五項中「防衛政務次官」を「防衛庁副長官、防衛政務官」に改める。

第十四項までを三項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の三項を加える。

(所掌事務の特例)

2 防衛庁は、第五條各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期 限	事 務
平成十四年六月十九日	沖縄県における駐留軍用地の返還に関する法律(平成七年法律第百二號)第五條の規定による返還実施計画の策定及び同法第七條及び第八條の規定による措置に関すること。
平成十五年五月十六日	駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第百五十八號)の規定による特別給付金に関すること。

第四十九條の見出し中「及び公正審査会」を削り、同條第六項を削り、同條第七項中「並びに公正審査会の組織及び運営」を削り、同項を同條第六項とし、同條第八項を同條第七項とする。

附則中第三十項を第三十一項とし、第十六項から第二十九項までを一項ずつ繰り下げ、第十五項の次に次の一項を加える。

16 第二條の規定の適用については、平成十五年五月十六日までの間、同條第一項中「第五條第二十四號又は第二十五號に掲げる事務」とあるのは、「第五條第二十四號に掲げる事務又は同條第二十五號に掲げる事務若しくは駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第百五十八號)の規定による特別給付金に関する事務」とする。

(自動車損害賠償保障法の一部改正)

第十四條 自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七號)の一部を次のように改正する。

第三十二條を次のように改める。

第三十三條 削除

第三十三條第一項及び第二項中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改め、同條第三項中

「前条に規定するもののほか」を削り、「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改める。

第三十四条から第三十九条までを次のように改める。

第三十四条 削除

(委員)

第三十五条 審議会の委員は、政令で定めるところにより、内閣総理大臣が国土交通大臣の同意を得て、任命する。

第三十六条から第三十八条まで 削除

(政令への委任)

第三十九条 第三十一条、第三十三条及び第三十五条に規定するもののほか、審議会の組織及び委員その他の職員その他審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

第五十三条から第七十条までを次のように改める。

第五十三条から第七十条まで 削除

(原子力基本法の一部改正)

第十五条 原子力基本法(昭和三十年法律第百八十六号)の一部を次のように改正する。

第四条中「総理府」を「内閣府」に改める。

(原子力委員会及び原子力安全委員会設置法の一部改正)

第十六条 原子力委員会及び原子力安全委員会設置法(昭和三十年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「総理府」を「内閣府」に改める。

第二条第二号中「総合調整」を「調整」に改め、

同条第五号中「試験研究」を「試験及び研究」に改め、同条第六号中「養成訓練」を「養成及び訓練」に、「教授研究」を「教授及び研究」に改める。

第四条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

第五条の見出し及び同条第一項中「委員」を「委員長及び委員」に改め、同条第二項及び第三項中「委員」を「委員長又は委員」に改め、同条第四項を削る。

第六条の見出し中「委員」を「委員長及び委員」に改め、同条第一項中「委員の」を「委員長及び委員の」に改め、「補欠の」の下に「委員長又は」を加え、同条第二項中「委員」を「委員長及び委員」に改め、同条第三項中「委員は」を「委員長及び委員は」に、「新たに委員」を「後任者」に改める。

第七条の見出しを「委員長及び委員の罷免」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「委員」を「委員長若しくは委員」に改め、同項を同条とする。

第八条第四項中「第四条第三項」を「第四条第二項」に改める。

第九条の見出しを含む。及び第十条(見出しを含む)中「委員」を「委員長及び委員」に改める。

第十一条第一項中「常勤の委員」を「委員長及び常勤の委員」に、「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。

第十五条第二項中「第四条第二項及び第三項」を「第四条」に改める。

第十七条第一項中「及び関係行政機関の職員」を削り、同条第三項中「学識経験のある者のうちから任命される」を削り、同条第四項中「前項の」を削る。

第二十一条を次のように改める。

(事務局)

第二十一条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長及び必要の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

4 事務局の内部組織は、政令で定める。

第二十三条を次のように改める。

第二十三条 削除

(選挙制度審議会設置法の一部改正)

第十七条 選挙制度審議会設置法(昭和三十六年

法律第百十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「総理府」を「内閣府」に改める。

第三条を次のように改める。

第三条 削除

第四条第一項中「三十人」を「二十七人」に改める。

(災害対策基本法の一部改正)

第十八条 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「総理府」を「内閣府」に改め、同条第二項中「次の各号」を「次に」に改め、同条第四号を同条第七号とし、同条第三号の次に次の二号を加える。

四 前号に規定する重要事項に關し、内閣総理大臣に意見を述べること。

五 内閣府設置法(平成十一年法律第...号)第九条第一項に規定する特命担当大臣(同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第七号又は第八号に掲げる事項に關する事務及びこれに關連する同条第三項に規定する事務を掌理するものに限る。以下「防災担当大臣」という。がその掌理する事務について行ふ諮問に應じて防災に關する重要事項を審議すること。

六 防災担当大臣が命を受けて掌理する事務に係る前号の重要事項に關し、当該防災担当大臣に意見を述べること。

第十一条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項第五号の防災担当大臣の諮問に應じて中央防災会議が行う答申は、当該諮問事項に係る事務を掌理する防災担当大臣に対し行ふものとし、当該防災担当大臣が置かれていないときは、内閣総理大臣に対し行ふものとする。

第十二条第五項を次のように改める。

委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 防災担当大臣

二 防災担当大臣以外の國務大臣、指定公共機関の代表者及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

第十二条第八項及び第九項を次のように改める。

8 中央防災会議に、幹事を置き、内閣官房の職員又は指定行政機関の長(國務大臣を除く。若しくはその職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

9 幹事は、中央防災会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

第十二条第十項を削り、同条第十一項を同条第十項とする。

第二十四条第一項中「国家行政組織法第八条の三」を「内閣府設置法第四十条第二項」に、「総理府」を「内閣府」に改める。

第二十五条第四項に後段として次のように加える。

非常災害対策副本部長が二人以上置かれてある場合にあつては、あらかじめ非常災害対策副本部長が定めた順序で、その職務を代理する。

第二十五条第五項中「職員は、」の下に「内閣官房若しくは」を加える。

第二十八条の二第一項中「国家行政組織法第八条の三」を「内閣府設置法第四十条第二項」に、「総理府」を「内閣府」に改める。

一 緊急災害対策本部長及び緊急災害対策副本部長以外のすべての国務大臣

二 内閣危機管理監

三 副大臣又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者

第二十八条の三第七項中「職員は、の下に」内閣官房若しくはを加える。

(消費者保護基本法の一部改正)

第十九条 消費者保護基本法(昭和四十三年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「総理府を」内閣府に改める。

第十九条第三項中「関係行政機関の長を」内閣官房長官、関係行政機関の長及び内閣府設置法(平成十一年法律第 号)第九条第一項に規定する特命担当大臣に改め、同条第七項を削り、同条第八項を同条第七項とする。

第二十条中「経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)第八条を」内閣府設置法第三十八條に改める。

(交通安全対策基本法の一部改正)

第二十条 交通安全対策基本法(昭和四十五年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「総理府を」内閣府に改める。

第十五条第三項中「指定行政機関の長を」内閣官房長官、指定行政機関の長及び内閣府設置法(平成十一年法律第 号)第九条第一項に規定する特命担当大臣に改め、同条第五項中「総務庁を」内閣府に、「運輸省を」国土交通省に改める。

(沖縄振興開発特別措置法の一部改正)

第二十一条 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第五十二条第一項中「沖縄開発庁を」内閣府に改める。

に改める。

第五十三条第一項中「三十人」を「二十人」に改め、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、同項第六号中「十一人」を「十四人」に改め、同号を同項第五号とし、同条第二項中「前項第四号から第六号まで」を「前項第三号から第五号まで」に改める。

(国民生活安定緊急措置法の一部改正)

第二十二條 国民生活安定緊急措置法(昭和四十八年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。

第二十七條を次のように改める。

(国民生活審議会への諮問等)

第二十七條 国民生活審議会(以下「審議会」という。)は、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、生活関連物資等の割当て又は配給その他この法律の運用に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、内閣総理大臣又は関係各大臣に対し、意見を述べることが出来る。

(大規模地震対策特別措置法の一部改正)

第二十三條 大規模地震対策特別措置法(昭和五十二年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項中「国家行政組織法第八條の三」を「内閣府設置法(平成十一年法律第 号)第四十條第二項に、「総理府を」内閣府に改める。

第十一條第五項に後段として次のように加える。

地震災害警戒副本部長が二人以上置かれて

いる場合にあつては、あらかじめ本部長が定めた順序で、その職務を代理する。

第十一條第六項を次のように改める。

6 地震災害警戒本部員は、次に掲げる者をも

つて充てる。

一 本部長及び地震災害警戒副本部長以外のすべての国務大臣

二 内閣危機管理監

三 内閣府副大臣又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者

第十一條第七項中「職員は、の下に」内閣官房若しくはを加える。

(国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部改正)

第二十四條 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「総理府を」内閣府に改める。

第五條第六項中「及び関係行政機関の長を」関係行政機関の長及び内閣府設置法(平成十一年法律第 号)第九条第一項に規定する特命担当大臣に改める。

(国会等の移転に関する法律の一部改正)

第二十五條 国会等の移転に関する法律(平成四年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第十二條中「総理府を」内閣府に改める。

(衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部改正)

第二十六條 衆議院議員選挙区画定審議会設置法(平成六年法律第三号)の一部を次のように改正する。

第一條中「総理府を」内閣府に改める。

第五條の見出しを「(国会への報告)」に改め、同條第一項を削り、同條第二項を同條とする。

(高齢社会対策基本法の一部改正)

第二十七條 高齢社会対策基本法(平成七年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第十六條第三項中「関係行政機関の長を」内閣官房長官、関係行政機関の長及び内閣府設置法(平成十一年法律第 号)第九条第一項に規定する特命担当大臣に改め、同條第七項を削り、同條第八項を同條第七項とする。

(金融再生委員会設置法の一部改正)

第二十八條 金融再生委員会設置法の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金融庁設置法

目次を次のように改める。

第一章 総則(第一條)

第二章 金融庁の設置並びに任務及び所掌事務等

第一節 金融庁の設置(第二條)

第二節 金融庁の任務及び所掌事務等(第三條、第五條)

第三章 審議会等(第六條、第二十三條)

第四章 雑則(第二十四條)

附則

第一條中「金融再生委員会の所掌事務の範囲及び権限を明確に」を「金融庁の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を」に、「遂行するに足る」を「遂行するため必要に」に改める。

「第二章 金融再生委員会」を「第二章 金融再生委員会」を「第二章 金融再生委員会」に改める。

第二條 内閣府設置法(平成十一年法律第 号)第四十九條第三項の規定に基づいて、内閣府の外局として、金融庁を設置する。

2 金融庁の長は、金融庁長官(以下「長官」という。)とする。

の款名並びに同章第三節の節名を削る。

第二条の次に次の節名を付する。

第二節 金融庁の任務及び所掌事務等
第三条及び第四条を次のように改める。

(任務)

第三条 金融庁は、我が国の金融の機能の安定を確保し、預金者、保険契約者、有価証券の投資者その他これらに準ずる者の保護を図るとともに、金融の円滑を図ることを任務とする。

(所掌事務)

第四条 金融庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国内金融に関する制度の企画及び立案に関すること。

二 二号イからキまでに掲げる者の行う国際業務に関する制度の企画及び立案に関すること。

三 次に掲げる者の検査その他の監督に関すること。

イ 銀行業、信託業(担保付社債に関する信託事業を含む。)又は無尽業を営む者

ロ 銀行持株会社

ハ 信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合、農林中央金庫その他の預金又は貯金の受入れを業とする民間事業者

ニ 信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会

ホ 生命保険業又は損害保険業を営む者

ヘ 保険持株会社

ト 船主相互保険組合

チ 火災共済協同組合及び中小企業等協同組合(昭和二十四年法律第八十一号)

組合法(昭和二十四年法律第八十一号)

第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会

リ 証券業を営む者

ヌ 証券金融会社

ル 証券投資信託委託業を営む者

ヲ 証券投資法人

ワ 証券取引所

カ 証券業協会

ヨ 投資顧問業(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)第二条第二項に規定する投資顧問業をいう。)を営む者

タ 金融先物取引業を営む者

レ 金融先物取引所

ソ 貸金業を営む者

ツ 特定金融会社等(金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律(平成十一年法律第三十二号)第二条第三項に規定する特定金融会社等をいう。)

ネ 抵当証券業を営む者

ナ 抵当証券保管機構

ラ 特定目的会社(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五十五号)第二条第二項に規定する特定目的会社をいう。)

ム 商品投資販売業を営む者

ウ 特定債権等譲受業又は小口債権販売業を営む者

キ 不動産特定共同事業を営む者

ク 預金保険機構及び農水産業協同組合貯金保険機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。

五 預金保険機構による資金援助に係る金融機関の合併等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第五十九条第二項に規定する合併等をいう。)の適格性の認定及びあつせんを行うこと。

六 農水産業協同組合貯金保険機構による資金援助に係る農水産業協同組合の合併等(農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八

年法律第五十三号)第六十一条第二項に規定する合併等をいう。)の適格性の認定及びあつせんを行うこと。

七 保険契約者保護機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。

八 保険契約者保護機構による資金援助に係る保険契約の移転等(保険業法(平成七年法律第五十五号)第二百六十条第一項に規定する保険契約の移転等をいう。)の適格性の認定及び保険契約の引受けの適格性の認定を行うこと。

九 投資者保護基金の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。

十 投資者保護基金による返還資金融資に係る適格性の認定を行うこと。

十一 日本銀行の国内金融業務の適正な運営の確保に関すること。

十二 準備預金制度に関すること。

十三 金融機関の金利の調整に関すること。

十四 損害保険料率算出団体の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。

十五 自動車損害賠償責任共済に関すること。

十六 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二章から第三章の三までの規定による有価証券届出書、有価証券報告書その他の書類の審査及び処分に関すること。

十七 企業会計の基準の設定その他企業の財務に関すること。

十八 公認会計士、会計士補及び監査法人に関すること。

十九 株式、社債その他の有価証券の保管、振替及び登録に関すること。

二十 前払式証券の規制に関すること。

二十一 金融に係る知識の普及に関すること。

二十二 勤労者の貯蓄に係る勤労者財産形成

政策基本方針の策定に関すること。

二十三 証券取引及び金融先物取引に係る犯罪事件の調査に関すること。

二十四 所掌事務に係る国際協力に関すること。

二十五 政令で定める文政研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。

二十六 金融の円滑化を図るための環境の整備に関する基本的な政策に関する企画及び立案並びに推進に関すること。

二十七 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき金融庁に属せられた事務

第十五条の見出しを「関係行政機関との協力」に改め、同条第一項中「金融再生委員会」は、その「長官は、金融庁の長」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 長官及び金融関連業者(金融庁の所掌に係る金融業に類似し、又は密接に関連する事業を営む者をいう。)に対する検査を所掌する行政機関の長は、効率的な検査の実施のため、意見の交換を図るとともに、それぞれの求めに応じ、それぞれの職員に協力させることができる。

第十五条を第五条とし、同条の次に次の章名を付する。

第三章 審議会等

第十八条から第二十条までを削る。

第二十一条に次の一項を加え、同条を第六条とする。

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより金融庁に置かれる審議会等は、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律(これらに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

名 称	法 律
自動車損害賠償責任保険 審議会	自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)
公認会計士審査会	公認会計士法(昭和二十三年法律第三号)

第二十二條第一項中「金融再生委員会、金融庁長官又は大蔵大臣」を「内閣総理大臣、長官又は財務大臣」に改め、同項に次の五号を加える。

三 内閣総理大臣又は長官の諮問に応じて責任保険(自動車損害賠償保障法第五条に規定する責任保険をいう。)に関する重要事項を調査審議すること。

四 前号に規定する重要事項に関し、関係各大臣又は長官に意見を述べること。

五 金融機関の金利に関し、内閣総理大臣、長官、財務大臣又は日本銀行の政策委員会(日本銀行法(平成九年法律第八十九号)第十四条に規定する政策委員会をいう。)に意見を述べること。

六 内閣総理大臣又は長官の諮問に応じて公認会計士制度に関する重要事項を調査審議すること。

七 臨時金利調整法(昭和二十二年法律第八十一号)第二條第三項及び第六條の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

第二十二條第二項中「前項を」前二項に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加え、同条を第七條とする。

2 金融審議会の委員その他の職員で政令で定めるものは、内閣総理大臣が任命する。

第二十三條中「は、第四條第十一号、第十六号、第十七号及び第二十一号から第二十三号までに掲げる事務に係る法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき」を「(以下「委員会」という。)は、証券取引法、外国証券業者に関する法律

(昭和四十六年法律第五号)及び金融先物取引法(昭和六十二年法律第七十七号)の規定により」に、「に係る事務並びに同条第三十二号に掲げる事務をつかさどる」を「を処理する」に改め、同条を第八條とする。

第二十四條中「証券取引等監視委員会」を「委員会」に改め、同条を第九條とする。

第二十五條第一項中「証券取引等監視委員会」を「委員会」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条を第十條とし、同条の次に次の一條を加える。

(委員長)
第十一條 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

第二十六條を第十二條とし、第二十七條を第十三條とし、同条の次に次の四條を加える。

(委員長及び委員の身分保障)
第十四條 委員長及び委員は、委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められた場合又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められた場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

(委員長及び委員の罷免)
第十五條 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条に該当する場合は、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(委員長及び委員の職務等)
第十六條 委員長及び委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職

を退いた後も同様とする。

2 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 委員長及び委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

(委員長及び委員の給与)
第十七條 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

第二十八條を削る。

第二十九條中「証券取引等監視委員会」を「委員会」に改め、同条を第十八條とする。

第三十條第一項中「証券取引等監視委員会」を「委員会」に改め、同条を第十九條とする。

第三十一條第一項中「証券取引等監視委員会」を「委員会」に改め、同条を第二十條とする。

第三十二條中「証券取引等監視委員会」を「委員会」に改め、同条を第二十一條とする。

第三十三條を削る。

第三十四條中「証券取引等監視委員会」を「委員会」に改め、同条を第二十二條とし、同条の次に次の一條及び一章を加える。

(政令への委任)
第二十三條 第八條から前条までに規定するもののほか、委員会の所掌事務その他委員会に

関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 雑則
(官房及び局の数等)

第二十四條 金融庁は、内閣府設置法第五十三條第三項に規定する庁とする。

2 内閣府設置法第五十三條第三項の規定に基づき金融庁に置かれる官房及び局の数は、三以内とする。

第三十五條から第三十八條までを削る。

附則第二條を次のように改める。

第二條 削除
附則第八條を次のように改める。

(所掌事務の特例)
第八條 金融庁は、第三條の任務を達成するため、第四條各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

一 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第三十二号)の規定に基づく事務

二 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第四十三号)の規定に基づく事務

附則に次の八條を加える。

(株価算定委員会)

第九條 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の規定に基づく株価算定委員会の事務が終了する日として政令で定める日までの間、金融庁に株価算定委員会を置く。

2 株価算定委員会は、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第四十條の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(組織)

第十條 株価算定委員会は、委員五人をもって組織する。

2 委員は、非常勤とする。

(委員長)
第十一條 株価算定委員会に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、株価算定委員会を代表する。

3 株価算定委員会は、あらかじめ、委員長に事故があるときにその職務を代理する委員を定めておかねばならない。

(委員の任命)

第十二条 委員は、法務、金融、会計等に関し優れた識見と経験を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

(委員の任期)

第十三条 委員の任期は、附則第九条第一項の政令で定める日までとする。

(関係行政機関との協力)

第十四条 株価算定委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、金融庁長官を通じて、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(運用規定)

第十五条 第十二条第二項及び第三項、第十四条、第十五条並びに第十六条第一項及び第二項の規定は、株価算定委員会の委員について準用する。この場合において、第十四条中「委員会」とあるのは、「株価算定委員会」と読み替えるものとする。

(政令への委任)

第十六条 附則第九条から前条までに規定するもののほか、株価算定委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第二十九条 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第二十一条中「総理府」を「内閣府」に改める。

(男女共同参画社会基本法の一部改正)

第三十条 男女共同参画社会基本法(平成十一年

法律第 号)の一部を次のように改正する。

目次中「男女共同参画審議会(第二十一条―第二十六条)」を「男女共同参画会議(第二十一条―第二十八条)」に改める。

第三章を次のように改める。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以上をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

議長は、会務を総理する。

議長は、次に掲げる者をもって充てる。

議長は、次に掲げる者をもって充てる。

議長は、次に掲げる者をもって充てる。

議長は、次に掲げる者をもって充てる。

議長は、次に掲げる者をもって充てる。

議長は、次に掲げる者をもって充てる。

議長は、次に掲げる者をもって充てる。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であつてはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の四未満であつてはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることとができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 総務省関係

(恩給法の一部改正)

第三十一条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)

の一部を次のように改正する。

第二十條第二項第二号中、「政務次官」を削る。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)

第三十二条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「組織及び権限」を「設置、任務及び所掌事務並びに組織等」に改める。

「第一節 組織及び権限」を「第一節 設置、任務及び所掌事務並びに組織等」に改める。

第二十七条第一項中「この法律の目的を達成するため」を「国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三條第二項の規定に基づいて、第一條の目的を達成することを任務とする」に改め、同条第二項中「内閣総理大臣」を「総務大臣」に改める。

第二十七條の二各号列記以外の部分を次のように改める。

公正取引委員会は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

第二十七條の二第五号を次のように改める。

五 所掌事務に係る国際協力に関すること。

第三十五條第五項中「昭和二十三年法律第二十号」第七條第二項、第五項及び第六項並びに第十九條を「第七條第二項、第四項及び第五項並びに第二十一条第五項を除く。」に改め、同項の次に次の一項を加える。

第四項の規定に基づき置かれる官房及び局の数は、三以内とする。

第三十五條の二第四項中「総理府令」を「総務省令」に改める。

第三十五條の三を削る。

第三十五條の三を削る。

第三十五條の三を削る。

第三十五條の三を削る。

第三十五條の三を削る。

第三十五條の三を削る。

第三十五條の三を削る。

第三十五條の三を削る。

第三十五條の三を削る。

第三十五條の三を削る。

第三十五條の三を削る。

第三十五條の三を削る。

第二百五十条の七第一項中「総理府」を「総務省」に改める。

第二百五十条の九第一項、第三項、第四項、第八項から第十一項まで及び第十五項中「内閣総理大臣」を「総務大臣」に改める。

第二百五十一條第二項、第三項第三号及び第七号並びに第四項中「自治大臣」を「総務大臣」に改め、同条第五項中「内閣総理大臣」及び「自治大臣」を「総務大臣」に改める。

(国家公務員法の一部改正)

第三十四條 国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第五号の二の次に次の一号を加える。

五の三 内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣情報官

第二条第三項第七号を次のように改める。

七 副大臣及び法律で國務大臣をもつてその長に充てることと定められている各庁の副長官

第二条第三項第七号の次に次の一号を加える。

七の二 政務官

第二条第三項第八号を次のように改める。

八 内閣総理大臣秘書官及び國務大臣秘書官並びに特別職たる機関の長の秘書官のうち人事院規則で指定するもの

第五十五條第一項中「別段の定め」を「別段の定め」に改め、「並びに」の下に「宮内庁長官及び」を加え、「但し」を「ただし」に改める。

(消防組織法の一部改正)

第三十五條 消防組織法(昭和二十二年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「に基づき、自治省」を「に基づいて、総務省」に改める。

第四条中「消防庁は」の下に、「前項の任務を達成するため」を加え、同条第一号中「研究」を

「企画」に改め、同条第三号中「放火及び失火」を「火災」に、「確立」を「企画及び立案」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 火災の調査に係る技術の向上及び火災の調査員の訓練に関する事項

第四条第五号中「の研究及び立案」を削り、同条第九号中「試験研究」を「試験及び研究」に改め、同条第十七号から第十八号の二までを削り、同条第十六号中「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和三十一年法律第百七号)の施行」を「消防団員等の公務災害補償等」に改め、同条を同条第十八号とし、同条第十五号中「の研究及び立案」を削り、同条を同条第十七号とし、同条第十四号の二中「市町村の消防が行う」及び「の研究及び立案」を削り、同条を同条第十六号とし、同条第十三号中「市町村の」及び「の研究及び立案」を削り、同条を同条第十四号とし、同条第十二号中「危険物取扱者試験及び消防設備士試験の基準の作成」を「危険物取扱者及び消防設備士」に改め、同条を同条第十三号とし、同条第十一号の二中「消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第二条第七項に規定する危険物の判定に係る試験の方法の研究及び立案」を「危険物の判定の方法及び保安の確保」に改め、同条を同条第十二号とし、同条第十九号中「非常勤消防団員が退職した場合における報償の実施」を「消防に関する表彰及び報償」に改め、同条第二十五号中「その権限に属する」を「消防庁に属させられた」に改め、同条を同条第二十六号とし、同条第二十四号を同条第二十五号とし、同条第二十三号を同条第二十四号とし、同条第二十二号中「の施行」を「第二条第二号に規定する石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止並びに災害の復旧」に改め、同条を同条第二十三号とし、同条第二十一号中「石油パイプライン事業法(昭和四十七年法

律第百五号)第五条第二項第二号に規定する事業用施設を「石油パイプライン事業の用に供する施設」に改め、同条を同条第二十二号とし、同条第二十号中「で消防に係るものを削り、同条を同条第二十一号とし、同条第十九号の次に次の一号を加える。

二十 消防の応援に関する事項

第四条に第一項として次の一項を加える。

消防庁は、消防に関する制度の企画及び立案、消防に關し広域的に対応する必要がある事務その他の消防に関する事務を行うことにより、国民の生命、身体及び財産の保護を図ることを任務とする。

(日本学術会議法の一部改正)

第三十六條 日本学術会議法(昭和二十三年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項、第六條の二第二項及び第十六條第三項中「内閣総理大臣」を「総務大臣」に改める。

(簡易生命保険法の一部改正)

第三十七條 簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第九十條を次のように改める。

第九十條 削除

第九十五條を次のように改める。

第九十五條 削除

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正) 第三十八條 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第六号の次に次の一号を加える。

六の二 内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣情報官

第一条第七号の次に次の一号を加える。

七の二 副大臣及び法律で國務大臣をもつてその長に充てることと定められている各庁の副長官(別表第一において「副長官」という。)

第一条第八号を次のように改める。

八 政務官

別表第一官職名の欄中「内閣官房副長官」を「内閣官房副長官」に、「政務次官」を「政務官」に、「金融再生委員会委員」を「内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣情報官」に改める。

(公職選挙法の一部改正)

第三十九條 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第五条の二第二十八項中「自治省」を「総務省」に改める。

第八十九條第一項第一号中「及び政務次官」を「副大臣(法律で國務大臣をもつてその長に充てることと定められている各庁の副長官を含む。及び政務官)」に改める。

(電波法の一部改正)

第四十條 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第九十九條の二中「その事務に関する事項を調査審議し、郵政大臣に必要な勧告をし、並びにこの法律に基づく郵政大臣又は地方電気通信監理局長若しくは沖繩郵政管理事務所長の処分並びに放送法、をこの法律及び放送法の規定によりその権限に属させられた事項を処理し、並びに」に、「郵政大臣の」を「総務大臣の」に、「郵政省」を「総務省」に改める。

第九十九條の三第一項及び第二項、第九十九條の七並びに第九十九條の八中「郵政大臣」を「総務大臣」に改める。

第九十九條の十第三項中「外」を「ほか」に、「郵政省令」を「総務省令」に改める。

(地方税法の一部改正)

第四十一條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第三百八十八條の二を削る。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第四十二條 地方公務員等共済組合法(昭和三十

七年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「地方公務員共済組合審議会(第百二十二条[第百二十五条]を削除」に改める。

「第八章 地方公務員共済組合審議会」を「第八章 削除」に改める。

第百二十二条から第百二十五条までを次のように改める。

第百二十二条から第百二十五条まで 削除
(公害等調整委員会設置法の一部改正)

第四十三条 公害等調整委員会設置法(昭和四十七年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「所掌事務の範囲及び権限を明確に」を「設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を」に、「に足る」を「ため必要な」に改める。

第二条中「総理府」を「総務省」に改める。

第三条中「一般公益等との調整を図ることをその主たる」と「一般公益又は農業、林業その他の産業との調整を図るほか、土地その他の物又は地上権その他の権利の収用又は使用に関する手続に寄与すること」を「に改める。

第四条を次のように改める。

(所掌事務)

第四条 委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 公害に係る紛争のあっせん、調停、仲裁及び裁定に関すること。

二 鉱区禁止地域の指定に関すること。

三 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)その他の法律及び鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和二十五年法律第二百九十二号)の定めるところにより不服の裁定を行うこと。

四 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十七条第二項又は第百三十一条第一項の意見を述べること。

五 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき委員会に属させられた事務

第十八条第二項中「内閣総理大臣」を「総務大臣」に改める。

(簡易生命保険法の一部を改正する法律の一部改正)

第四十四条 簡易生命保険法の一部を改正する法律(平成二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

附則第六條第六項中「簡易生命保険審査会」は、新保険法第九十條第二項を「郵政審議会」は、総務省設置法(平成十一年法律第 号)第十八條第一項及び同條第二項に基づく政令」に改める。

第六章 法務省関係

(検察庁法の一部改正)

第四十五条 検察庁法(昭和二十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二十三條第四項中「総理府」を「法務省」に改め、「検察官、法務省の官吏」を削り、「及び日本学士院会員」を、「日本学士院会員及び学識経験者」に改める。

(司法試験法の一部改正)

第四十六条 司法試験法(昭和二十四年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第十二條を次のように改める。

(司法試験管理委員会)

第十二條 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三條第二項の規定に基づいて、法務大臣の所轄の下に司法試験管理委員会を置く。

第十二條の次に次の二條を加える。

(任務)

第十二條の二 司法試験管理委員会は、司法試験に関する事項を適正に管理することを任務とする。

(所掌事務)

第十二條の三 司法試験管理委員会は、前条の任務を達成するため、司法試験に関する事務をつかさどる。

第十三條第四項中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

(犯罪者予防更生法の一部改正)

第四十七条 犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条を次のように改める。

(政令への委任)

第十一条 第三条から前条までに規定するもののほか、審査会の委員その他の職員その他審査会に關し必要な事項は、政令で定める。

(弁護士法の一部改正)

第四十八条 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第三十條第一項中、「内閣危機管理監の下に」を「内閣官房副長官補、内閣広報官、内閣情報官を加え、「政務次官」を、「副大臣(法律で國務大臣をもつてその長に充てることと定められてゐる各庁の副長官を含む)、「政務官」に改める。

(公安調査庁設置法の一部改正)

第四十九条 公安調査庁設置法(昭和二十七年法律第二百四十一号)の一部を次のように改正する。

第一条から第四条までを次のように改める。

(目的)

第一条 この法律は、公安調査庁の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的とする。

(設置)

第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三條第二項の規定に基づいて、

法務省の外局として、公安調査庁を設置する。

2 公安調査庁の長は、公安調査庁長官とする。

(任務)

第三条 公安調査庁は、破壊活動防止法(昭和二十七年法律第二百四十号)の規定による破壊的団体の規制に関する調査及び処分請求を行い、もつて、公共の安全の確保を図ることを任務とする。

(所掌事務)

第四条 公安調査庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 破壊的団体の規制に関する調査に関すること。

二 破壊的団体に対する処分の請求に関すること。

三 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき公安調査庁に属させられた事務

第十一条及び第十二條を次のように改める。

(公安調査局)

第十一条 公安調査庁に、地方支分部局として、公安調査局を置く。

2 公安調査局は、公安調査庁の所掌事務のうち、第四條第一号に掲げる事務を分掌する。

3 公安調査局の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

4 公安調査局に、政令で定める数の範囲内において、法務省令で定めるところにより、部を置くことができる。

5 前項に定めるもののほか、公安調査局の内部組織は、法務省令で定める。

(公安調査事務所)

第十二條 公安調査局の所掌事務を分掌させるため、所要の地に、政令で定める数の範囲内

において、公安調査事務所を置く。

2 公安調査事務所の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、法務省令で定める。
第十四条第三項を削る。

(公安審査委員会設置法の一部改正)

第五十条 公安審査委員会設置法(昭和二十七年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この法律は、公安審査委員会の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的とする。

第一条の次に次の二条を加える。

(設置)

第一条の二 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項の規定に基づいて、法務省の外局として、公安審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第一条の三 委員会は、破壊活動防止法(昭和二十七年法律第二百四十号)の規定により公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体の規制に関し適正な審査及び決定を行うことを任務とする。

第二条を次のように改める。

(所掌事務)

第二条 委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 破壊的団体に対する規制に関する審査を行うこと。

二 破壊的団体に対する活動制限の処分を行うこと。

三 破壊的団体に対する解散の指定を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、法律(法律

に基づく命令を含む。)に基づき委員会に属させられた事務

第十四条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

(人権擁護施設推進法の一部改正)

第五十一条 人権擁護施設推進法(平成八年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項及び第三項中、「文部大臣、総務庁長官を」と、文部科学大臣、総務大臣に改める。

第七章 外務省関係

(外務公務員法の一部改正)

第五十二条 外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第四十六条の二を削る。

第八章 財務省関係

(関税定率法の一部改正)

第五十三条 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十二條を次のように改める。

第二十一条 削除

(財政法の一部改正)

第五十四条 財政法(昭和二十二年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第八條を削る。

(国有財産法の一部改正)

第五十五条 国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第九条の二の前の見出しを(国有財産地方審議会)に改め、同条中「大蔵省に国有財産中央審議会(以下「中央審議会」という。)を」とを削り、「財務局」とに「を(財務局」とに改める。

第九条の三第一項及び第二項を削り、同条第三項中「応じ、」を「応じて」に改め、「必要と認める事項をを削り、「建議するを」意見を述べる」ことができる」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項を同条第二項とする。

第九条の四を次のように改める。

第九条の四 前条に定めるもののほか、地方審議会の組織及び委員その他の職員その他地方審議会に關し必要な事項については、政令で定める。

第九条の五及び第九条の六を削る。

(外国為替及び外国貿易法の一部改正)

第五十六条 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百一十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六章の三 外国為替等審議会第五

十五條の十・第五十五條の十一」を「第六章の三 削除」に改める。

第六章の三を次のように改める。

第六章の三 削除

第五十五条の十及び第五十五条の十一 (旧軍港市轉換法の一部改正)

第五十七条 旧軍港市轉換法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第六條第二項中「十六人」を「十五人」に改め、

同条第三項第三号中「大蔵省、通商産業省、運輸省及び建設省の職員を(財務省、経済産業省及び国土交通省の職員)に改め、同条第四項中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

(資金運用部資金法の一部改正)

第五十八条 資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第八條から第十一條までを次のように改める。

第八條から第十一條まで 削除

第十一條の二を削る。

第十四條を次のように改める。

第十四條 削除

(税理士法の一部改正)

第五十九条 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五章の二 税理士審査会(第四十八

條の二・第四十八條の十)」を削る。

第五章の二を削る。

(連合国財産補償法の一部改正)

第六十條 連合国財産補償法(昭和二十六年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第二十條第一項中「大蔵省」を「財務省」に改める。

(酒税法の一部改正)

第六十一条 酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 酒類審議会(第三十七條・第三十九條)」を「第七章 削除」に改める。

第七章を次のように改める。

第三十七條から第三十九條まで 削除

(関税法の一部改正)

第六十二条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第九十二條を次のように改める。

第九十二條 削除

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第六十三条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百一十八号)の一部を次のように改正する。

第八章 国家公務員共済組合審議会

目次中「第九章 罰則(第百一十條・第百一十一條)」を「第八章 罰則(第百一十條・第百一十一條)」に改める。

第九章を削る。

第九章中第百一十二條を第百一十一條とし、第百一十三條を第百一十二條とし、第百一十三條の二を第百一十三條とする。

第九章を第八章とし、第十章を第九章とする。

(国税通則法の一部改正)

第六十四条 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第六十六号の一部を次のように改正する。

第七十八條第二項中「大蔵大臣を「財務大臣」に改め、同条第五項中「大蔵省令」を「財務省令」に改める。

第百條を次のように改める。

第百條 削除

(地震保険に関する法律の一部改正)

第六十五條 地震保険に関する法律(昭和四十一年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「大蔵省」を「財務省」に改め、同条第二項中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

第九章 文部科学省関係

(学校教育法の一部改正)

第六十六條 学校教育法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第六十九條の三及び第六十九條の四を削る。

(国立学校設置法の一部改正)

第六十七條 国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「この法律により」を「文部科学省に」に改め、同条第二項中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

第三條第三項、第四條第二項、第五條、第六條の二及び第七條中「文部省令」を「文部科学省令」に改める。

第七條の二第二項中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

第七條の三第一項ただし書、第二項第二号及び第三号並びに第三項第一号中「文部省令」を「文部科学省令」に改め、同条第四項中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

第七條の四第一項第三号、第七條の六、第七條の八並びに第七條の九第三項及び第四項中「文部省令」を「文部科学省令」に改める。

第九條の五第一号中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

第十條、第十三條及び附則第五項中「文部省

令」を「文部科学省令」に改める。

(私立学校法の一部改正)

第六十八條 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十九号)の一部を次のように改正する。

第十八條から第二十四條までを次のように改める。

第十八條から第二十四條まで 削除

(文化財保護法の一部改正)

第六十九條 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「文化財保護審議会(第八十四條―第八十四條の四)」を「文化審議会への諮問(第八十四條)」に改める。

第五章の四の章名を次のように改める。

第五條の四 文化審議会への諮問

第八十四條を削る。

第八十四條の二の見出し中「審議会」を「文化審議会」に改め、同条第一項中「審議会」を「文化審議会」に改め、同条第二項中「審議会」を「文化審議会」に改め、同条を第八十四條とする。

第八十四條の三及び第八十四條の四を削る。

第八十六條第二項中「文化財保護審議会においては」を「文化審議会は」に、「第一條の規定による輸出及び移出の許可、同法第二條を」第二條第一項に、「取消」を「取消し」に改め、「その他重要美術品等の保存に関する重要事項を削り、」且つ、これらの事項を「及びこれ」に改める。

(文化功労者年金法の一部改正)

第七十條 文化功労者年金法(昭和二十六年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第二條を次のように改める。

(文化功労者の決定)

第二條 文化功労者は、文部科学大臣が決定する。

2 文部科学大臣は、前項の規定により文化功労者を決定しようとするときは、候補者の選

考を文化審議会に諮問し、その選考した者のうちからこれを決定しなければならない。

第三條から第七條までを削り、第八條を第三條とする。

(宗教法人法の一部改正)

第七十一條 宗教法人法(昭和二十六年法律第二百十六号)の一部を次のように改正する。

第七十一條第一項中「文部省」を「文部科学省」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 宗教法人審議会は、この法律の規定によりその権限に属せられた事項を処理する。

第七十一條第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 宗教法人審議会は、所轄庁がこの法律の規定による権限(前項に規定する事項に係るものに限る。)を行使するに際し留意すべき事項に關し、文部科学大臣に意見を述べることが出来る。

第七十二條第二項中「文化庁長官の申出により、文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

第七十四條第二項中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

第七十五條第三項中「文部大臣が大蔵大臣」を「文部科学大臣が財務大臣」に改める。

第七十七條中「除く外」を「除くほか」に、「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

(ユネスコ活動に関する法律の一部改正)

第七十二條 ユネスコ活動に関する法律(昭和二十七年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「我が国を我が国に」としてを「として、文部科学省に」に、「設置する」を「置く」に改め、同条第二項を削る。

第六條第一項中「関係大臣」を「関係各大臣」に、「左の各号」を「次に」に改め、同条第二項中「関係大臣」を「関係各大臣」に、「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

第九條第一項中「左の」を「次の」に、「文部大

臣」を「文部科学大臣」に改める。

第十一條中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

第十二條第二項中「基き、文部大臣」を「基き、文部科学大臣」に改める。

第十三條第三項中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

第十八條第一項中「文部省」を「文部科学省」に改める。

(日本学士院法の一部改正)

第七十三條 日本学士院法(昭和三十一年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第九條中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

(放射線障害防止の技術的基準に関する法律の一部改正)

第七十四條 放射線障害防止の技術的基準に関する法律(昭和三十三年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第四條中「科学技術庁」を「文部科学省」に改める。

第五條を次のように改める。

(審議会の所掌事務)

第五條 審議会は、この法律の規定によりその権限に属せられた事項を処理する。

2 審議会は、前項に規定する事項に關し、関係行政機関の長に意見を述べることが出来る。

第七條第一項中「三十人」を「二十人」に改め、同条第二項中「関係行政機関の職員及び」を削り、「内閣総理大臣」を「文部科学大臣」に改め、同条第四項中「(関係行政機関の職員のうちから任命された委員を除く。）」を削り、同条第五項中「前項の」を削る。

(原子力損害の賠償に関する法律の一部改正)

第七十五條 原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「科学技術庁を」を「文部科学省」に改める。

（大学の運営に関する臨時措置法の一部改正）
第七十六條 大学の運営に関する臨時措置法（昭和四十四年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

（技術士法の一部改正）

第七十七條 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 技術士審議会（第四十八条—第五十三条）」を「第五章 削除」に改める。

第五章を次のように改める。

第五章 削除

第四十八條から第五十三條まで 削除

（生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律の一部改正）

第七十八條 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第十条を削り、第十一条を第十条とし、第十二条を第十一条とする。

（地震防災対策特別措置法の一部改正）

第七十九條 地震防災対策特別措置法（平成七年法律百十一号）の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「総理府を」を「文部科学省」に改める。

第八條第一項中「科学技術庁長官を」を「文部科学大臣」に改め、同条第三項中「内閣総理大臣」を「文部科学大臣」に改め、同条第四項中「科学技術庁を」を「文部科学省」に改める。

第九條第二項及び第十條第三項中「内閣総理大臣を」を「文部科学大臣」に改める。

第十章 厚生労働省関係

（労働関係調整法の一部改正）

第八十條 労働関係調整法（昭和二十一年法律第

二十五号）の一部を次のように改正する。

第八條の二第一項中「行ふ」を「行う」に、「労働大臣を」を「厚生労働大臣」に改め、同条第二項中「労働大臣を」を「厚生労働大臣」に改める。

（労働基準法の一部改正）

第八十一條 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第九十七條の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第九十七條 削除

第九十八條に見出しとして「（地方労働基準審議会）」を付し、同条第一項中「及び改正」及び「労働省に中央労働基準審議会を」を削り、同条第二項中「中央労働基準審議会を」を「地方労働基準審議会を」に、「以下この項において同じ。」の施行及び改正を（の施行）に改め、

「労働災害防止団体系（昭和三十九年法律第百十八号）に基づきその権限に属する事項並びに炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和四十二年法律第九十二号）の施行に関する重要事項を、地方労働基準審議会は賃金の支払の確保等に関する法律、労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法、労働安全衛生法、作業環境測定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の施行及び改正に関する事項を削り、同条第三項中「中央労働基準審議会及び地方労働基準審議会（以下「労働基準審議会」という。）は、中央労働基準審議会にあつては労働大臣、地方労働基準審議会にあつては労働大臣の、地方労働基準審議会にあつては労働大臣の、労働基準審議会を」に改め、同条第四項中「労働基準審議会を」を「地方労働基準審議会を」に、「各」を「各」に改め、同条第五項中「労働基準審議会を」を「地方労働基準審議会を」に改める。

（労働者災害補償保険法の一部改正）

第八十二條 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第四條を次のように改める。

第四條 削除

（職業安定法の一部改正）

第八十三條 職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第八條第一項中「政府を」を「公共職業安定所」に、「事項を行わせるために」を「業務を行い」に、「公共職業安定所を設置を」を「機関」とに改め、同条第二項及び第四項を削る。

第十二條第一項中「労働省に中央職業安定審議会を」を削り、同条第二項中「労働大臣を」を「厚生労働大臣」に改め、同条第三項中「中央職業安定審議会は高年齢者等の雇用の安定等に関する法律、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）、労働者派遣法、港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用の改善の促進の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）、介護労働者の雇用の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）、看護婦等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）及び林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）の施行並びに駐留軍関係離職者対策に関する重要事項その他他の法律に基づきその権限に属せられた事項を削り、同条第四項中「中央職業安定審議会を」を「労働大臣の諮問に、」を削り、同条第八項中「中央職業安定審議会の委員は、労働大臣が任命し、地方職業安定審議会及び地区職業安定審議会を」を「職業安定審議会」に改め、同条第九項から第十二項までを削る。

（児童福祉法の一部改正）

第八十四條 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「児童福祉審議会を」を「児童福祉審議会等」に改める。

第一章第二節の節名を次のように改める。

第二節 児童福祉審議会等

第八條第二項中「前項の」を「児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する」に、「第六條第二項を」を「第六條第一項」に改め、同条第三項中「第一項を」を「前項」に改め、同条第四項中「中央児童福祉審議会は、厚生大臣の、第二項を」を「第一項に改め、同条第五項中「第二項ただし書を」を「第一項ただし書」に、「第八項及び」を「第七項及び」に、「第二項を」を「第一項」に、「第六條第三項を」を「第六條第二項」に改め、同条第六項中「中央児童福祉審議会を」を削り、同条第七項中「児童福祉審議会を」を「社会保障審議会及び児童福祉審議会」に改め、同条第八項中「中央児童福祉審議会を」を「社会保障審議会」に改め、同条第一項を削る。

第九條第一項中「中央児童福祉審議会は、委員五十五人以内で、都道府県児童福祉審議会及び市町村児童福祉審議会を」を「児童福祉審議会」に改め、同条第三項中「厚生大臣を削る。

（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の一部改正）

第八十五條 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）の一部を次のように改正する。

第十三條を次のように改める。

第十三條 削除

（食品衛生法の一部改正）

第八十六條 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 食品衛生調査会」を「第七章 削除」に改める。

第七章を次のように改める。

第七章 削除

第二十五條 削除

第二十九條第一項中「第二十五條を」を「第二十四條」に、「厚生大臣を」を「厚生労働大臣」に改める。

(医師法の一部改正)

第八十七号 医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第五章の章名を次のように改める。

第五章 医師試験委員

第二十五条及び第二十六条を次のように改める。

第二十五条及び第二十六条 削除

(医療法の一部改正)

第八十八号 医療法(昭和二十三年法律第二百五十号)の一部を次のように改正する。

第七十一条の二第二項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

(労働組合法の一部改正)

第八十九号 労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「使用者を」を「労働委員会を」に改め、「労働委員会を設置する」を削る。

第十九条の二を次のように改める。

(中央労働委員会)

第十九条の二 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三十二条第二項の規定に基づいて、厚生労働大臣の所轄の下に、中央労働委員会を置く。

2 中央労働委員会は、労働者が団結することを擁護し、及び労働関係の公正な調整を図ることを任務とする。

3 中央労働委員会は、前項の任務を達成するため、第五号、第十一号、第十八号、第二十六号及び第二十七号の規定による事務、労働争議のあつせん、調停及び仲裁に関する事務並びに労働関係調整法第三十五条の二及び第三十五条の三の規定による事務その他法律(法律に基づき命令を含む。)に基づき中央労働委員会に属せられた事務をつかさどる。

第十九条の三第二項及び第三項、第十九条の十第二項及び第三項並びに第十九条の十一第一

項中「労働大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

第十九条の十三第一項中「労働大臣」を「厚生労働大臣」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第三項中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第四項中「第十九条の三第一項」を「第十九条の二、第十九条の三第一項」に、「第四項後段」を「第四項(第十九条の二の準用に係る部分及び」に改め、「第十九条の二中労働大臣」とあるのは「運輸大臣」とを削り、「運輸大臣」と、「を」を「国土交通大臣」と、「に」を「労働大臣」とあるのは「運輸大臣」と、前条第一項を「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、前条第二項を「運輸大臣」と、第二十五条第二項を「国土交通大臣」と、第二十五条第一項に改める。

第二十五条の見出しを「(中央労働委員会の管轄等)」に改め、同条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

(身体障害者福祉法の一部改正)

第九十条 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 身体障害者福祉審議会」第六号「第八号」を「第二節 削除」に、「第二十五条」を「第二十五条の二」に改める。

第一章第二節を次のように改める。

第二節 削除

第六号から第八号まで 削除

第二十五条に次の一項を加える。

5 社会保障審議会は、この条に規定する業務の運営について必要があると認めるときは、国又は地方公共団体の機関に対し、勧告をすることが出来る。

第二章中第二十五条の次に次の一項を加える。

(芸能、出版物等の推薦等)

第二十五条の二 社会保障審議会は、身体障害者の福祉を図るため、芸能、出版物等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは

販売する者等に対し、必要な勧告をすることができる。

(社会保険医療協議会法の一部改正)

第九十一条 社会保険医療協議会法(昭和二十五年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「厚生省」を「厚生労働省」に改める。

第二条第一項中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ九第二項の規定による定め、同法第四十三条ノ十七第二項の規定による基準、同法第四十四条第二項第一号の規定による定め及び船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第二十八条ノ四第二項の規定による定めに関する事項

第二条第一項第二号中「(大正十一年法律第七十号)を削り、同項第三号中「(昭和十四年法律第七十三号)を削り、」厚生省令」を「厚生労働省令」に改め、同条第二項中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

第三条第二項、第三項及び第六項から第八項まで並びに第七條第二項中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

第八条中「厚生省令」を「厚生労働省令」に改める。

(社会福祉事業法の一部改正)

第九十二条 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「社会福祉審議会」を「地方社会福祉審議会」に、「第八十三号の三」を「第八十三条の四」に改める。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 地方社会福祉審議会

第六号の見出しを「(地方社会福祉審議会)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項中「中央社会福祉審議会

は厚生大臣の、」を削り、「都道府県知事」を「都道府県知事」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削る。

第七号第一項中「中央社会福祉審議会」は委員二十五人以内、地方社会福祉審議会を「地方社会福祉審議会」に改め、同条第二項中「社会福祉審議会」を「地方社会福祉審議会」に改める。

第八条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第九条中「社会福祉審議会」を「地方社会福祉審議会」に改める。

第十条第一項及び第二項を削り、同条第三項を同条第一項とし、同条第四項を同条第二項とする。

第十二条中「社会福祉審議会」を「地方社会福祉審議会」に改める。

第九章中第八十三条の三を第八十三条の四とし、第八十三条の二を第八十三条の三とし、同条の前に次の一項を加える。

(芸能、出版物等の推薦等)

第八十三条の二 社会保障審議会は、社会福祉の増進を図るため、芸能、出版物等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすること

ができる。

(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正)

第九十三条 社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

第十九条中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

第二十二号第一項及び第二項中「且つ」を「かつ」に、「内閣総理大臣」を「厚生労働大臣」に改め、同条第三項中「内閣総理大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

第二十五条及び第二十九号第二号中「内閣総

理大臣を「厚生労働大臣」に改める。

第三十条中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

（労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正）

第九十四条 労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「労働大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

第二十七條、第三十一條及び第三十五條第一項第二号中「内閣総理大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

第三十六條中「労働大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

（環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正）

第九十五条 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律（昭和三十一年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第五十八條中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り上げ、同条第六項中「中央環境衛生適正化審議会」は関係各行政機関に、「及び中央環境衛生適正化審議会」を「及び厚生科学審議会」に改め、同項を同条第五項とする。

第五十九條中「中央環境衛生適正化審議会」の組織及び運営に必要事項は政令で定める。

第六十一條中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「又は環境衛生適正化審議会」を「厚生科学審議会又は都道府県環境衛生適正化審議会」に改める。

（駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部改正）
第九十六条 駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第三條中「総理府」を「厚生労働省」に改める。

第五條第二項中「内閣官房長官」を「厚生労働大臣」に改め、同条第三項及び第五項中「内閣総理大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

（最低賃金法の一部改正）

第九十七條 最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第二十六條中「労働省」を「厚生労働省」に改める。

第二十七條第一項中「ほか、労働大臣又は」を「ほか、地方最低賃金審議会にあつては、」に、「事項を労働大臣又は」を「事項を」に改め、同条第二項中「最低賃金審議会」を「地方最低賃金審議会」に改め、「労働大臣又は」を削る。

第二十八條第二項及び第三項を削る。

第二十九條の見出しを「（委員）」に改め、同条第一項中「労働大臣」を「厚生労働大臣」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「及び特別委員」を削り、同項を同条第四項とする。

第三十一條第四項中「第二十八條第二項及び第三項」を削り、「第四項及び第五項」を「及び第四項」に改め、同条第五項中「行なう」を行うに、「労働省令」を「厚生労働省令」に、「きく」を「聴く」に改める。

第四十一條第二項から第四項までを削る。

第四十二條第三項中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「第二十八條第三項、第二十九條第五項及び前条第三項の規定は前項の特別委員について、」を削り、「最低賃金専門部会について、」を、「最低賃金専門部会について」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

（中小企業退職金共済法の一部改正）

第九十八條 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）の一部を次のように改正する。

第八十八條を次のように改める。

第八十八條 削除

（じん肺法の一部改正）

第九十九條 じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 じん肺審議会（第二十四条、第三十一條）」を「第三章 削除」に改める。

第三章を次のように改める。

第二十四條から第三十一條まで 削除

（障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正）

第一百條 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 障害者雇用審議会（第七十二條、第七十七條）」を「第五章 削除」に改める。

第五章を次のように改める。

第七十二條から第七十七條まで 削除

（薬事法の一部改正）

第一百條 薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 薬事審議会」を「地方薬事審議会」に改める。

第二章の章名を次のように改める。

（母子保健法の一部改正）

第一百三条 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第七條の見出しを「（都道府県児童福祉審議会等の権限）」に改め、同条中「中央児童福祉審議会」を削り、「第八條第四項」を「第八條第三項」に、「同条第二項ただし書」を「同条第一項ただし書」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改め、「中央児童福祉審議会」は厚生大臣の「を」削る。

（職業能力開発促進法の一部改正）

第一百四條 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 中央職業能力開発審議会等（第九十五條、第九十七條）」を「第七章 削除」に、「第九十七條の二」を「第九十七條」に改める。

第七章の章名を次のように改める。

第九十五條及び第九十六條を次のように改める。

第八章の章名を削り、第九十七條の前に次の章名を付する。

第八章 雑則

（柔道整復師法の一部改正）

第一百五條 柔道整復師法（昭和四十五年法律第九号）の一部を次のように改正する。

議会は及び労働大臣又はを削る。

第二十一条の前の見出しを「(地方家内労働審議会等の組織)」に改め、同条第二項中「中央家内労働審議会又はを削り、同条第二項中「中央家内労働審議会」を「労働政策審議会」に改める。

第二十三条中「中央家内労働審議会」を「労働政策審議会」に改める。

障害者基本法の一部改正

第一百七条 障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「障害者施策推進協議会(第二十七条―第三十条)」を「地方障害者施策推進協議会(第二十七号)」に改める。

第四章の章名を次のように改める。

第四章 地方障害者施策推進協議会

第四十中第二十七号から第二十九号までを削り、第三十条の見出しを削り、同条を第二十七号とする。

(労働者財産形成促進法の一部改正)

第一百八条 労働者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第十四条を次のように改める。

第十四条 削除

(老人保健法の一部改正)

第九十九条 老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第三十条第二項中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部改正)

第一百十條 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 原子爆弾被爆者医療審議会(第三章―第五章)」を「第二章 削除」に改める。

第二章を次のように改める。

第二章 削除

第三条から第五条まで 削除

第十一章 農林水産省関係

(農業災害補償法の一部改正)

第一百十一條 農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第一百四十四條第二項中「ほか、主務大臣の諮問に応じて前条第二項各号に掲げる事項を調査審議する」を削る。

(獣医師法の一部改正)

第一百十二條 獣医師法(昭和二十四年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五條第一項中「二十五人」を「二十人」に改める。

(漁業法の一部改正)

第一百十三條 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 漁業調整委員会及び中央漁業調整審議会」を「第六章 漁業調整委員会等」に、「第四節 中央漁業調整審議会(第一百十二條―第一百十四條)」を「第四節 削除」に改める。

「第六章 漁業調整委員会及び中央漁業調整審議会」を「第六章 漁業調整委員会等」に改める。

第六章第四節を次のように改める。

第四節 削除

第一百十二條から第一百十四條まで 削除

第一百十九條中「本章」を「この章」に、「外」を「ほか」に改め、「及び中央漁業調整審議会」を削る。

(漁港法の一部改正)

第一百四十四條 漁港法(昭和二十五年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「漁港審議会」を「沿岸漁業等振興審議会」に改める。

「第三章 漁港審議会」を「第三章 沿岸漁業等振興審議会」に改める。

第七條から第十二條までを次のように改める。

第七條から第十二條まで 削除

第十三條の見出しを「(調査等)」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「漁港審議会」を「沿岸漁業等振興審議会」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項中「漁港審議会」を「沿岸漁業等振興審議会」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「第三項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十五條及び第十六條を次のように改める。

第十五條及び第十六條 削除

(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部改正)

第一百五條 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 農林物資規格調査会(第三條―第六條)」を「第二章 削除」に改める。

第二章を次のように改める。

第二章 削除

第三條から第六條まで 削除

(森林法の一部改正)

第一百十六條 森林法(昭和二十八年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「森林審議会」を「都道府県森林審議会」に改める。

「第五章 森林審議会」を「第五章 都道府県森林審議会」に改める。

第六十八條第一項中「農林水産省に中央森林審議会又は及び」を削り、同条第二項中「中央森林審議会又は及び」を削り、同条第三項中「中央森林審議会及び」を削る。

第六十九條の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第六十九條、削除

第七十一條第一項中「中央森林審議会及び」及び「それぞれ第六十九條第一項の委員又は」を削る。

第七十二條を次のように改める。

第七十二條 削除

第七十三條中「外」を「ほか」に改め、「中央森林審議会及び」を削る。

(水産資源保護法の一部改正)

第一百七七條 水産資源保護法(昭和二十六年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三十四條を次のように改める。

第三十四條 削除

(農業機械化促進法の一部改正)

第一百八條 農業機械化促進法(昭和二十八年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一章の二」を「第二章」に、「第二章 農機具の検査(第六條―第十四條の三)」を「第三章 農機具の検査(第六條―第十五條)」に改め、「第三章 農業機械化審議会(第十五條)」を削る。

第三章を削り、第二章中第十四條の三を第十五條とし、同章を第三章とし、第一章の二を第二章とする。

(輸出水産物の振興に関する法律の一部改正)

第一百十九條 輸出水産物の振興に関する法律(昭和二十九年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第三十一條から第三十三條の六までを次のように改める。

第三十一條から第三十三條の六まで 削除

(酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の一部改正)

第一百二十條 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和二十九年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第二十六條の見出しを「(都道府県生乳取引調停審議会)」に改め、同条第一項を削り、同条第

二項中「都道府県生乳取引調停審議会」の下に「(以下「調停審議会」という。)」を加え、同項を同条第二項とし、同条第三項中「中央生乳取引調停審議会は農林水産大臣の、都道府県生乳取引調停審議会は」を「調停審議会は」に改め、「それぞれ」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「中央生乳取引調停審議会及び都道府県生乳取引調停審議会(以下「調停審議会」という。)」を「調停審議会」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「中央生乳取引調停審議会にあつては農林水産大臣が、都道府県生乳取引調停審議会にあつては」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「中から中央生乳取引調停審議会にあつては農林水産大臣が、都道府県生乳取引調停審議会にあつては」を削り、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項中「中央生乳取引調停審議会にあつては政令、都道府県生乳取引調停審議会にあつては」を削り、同項を同条第十項とする。

(果樹農業振興特別措置法の一部改正)

第二百一十一條 果樹農業振興特別措置法(昭和三十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十三条」を「第八条」に、「第十四条」を「第九条」に改める。

第九条から第十三条までを削る。

第十四条中「第八条」を「前条」に改め、第六章中同条を第九条とする。

(沿岸漁業等振興法の一部改正)

第二百一十二條 沿岸漁業等振興法(昭和三十八年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中、「内閣総理大臣」を削り、同条第二項中「内閣総理大臣」を削り、同条に次の一項を加える。

第二類第七号 行政改革に関する特別委員會議録第三号(その二) 平成十一年五月十九日

3 審議会は、前二項に規定するもののほか、

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)、漁港法(昭和二十五年法律第三十七号)、漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)、水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)、海洋水産資源開発促進法(昭和四十六年法律第六十号)、沿岸漁場整備開発法(昭和四十九年法律第四十九号)、漁業再建整備特別措置法(昭和五十一年法律第四十三号)、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号)及び持続的養殖生産確保法(平成十一年法律第 号)の規定によりその権限に属せられた事項を処理する。

第十四条第一項中「十五人」を「三十人」に改め、同条第二項中「学識経験のある者」の下に「及び漁業の従事者の代表者」を加え、「の申出により、内閣総理大臣」を削り、同条第四項中「の申出により、内閣総理大臣」を削る。

第十六条中「組織」の下に「所掌事務」を加える。

(甘味資源特別措置法の一部改正)

第二百一十三條 甘味資源特別措置法(昭和三十九年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「甘味資源審議会及び都道府県甘味資源作物生産振興審議会(第二十九条―第三十五条)」を「都道府県甘味資源作物生産振興審議会(第三十五条)」に改める。

第六章の章名を削り、第二十一条から第三十四条までを次のように改める。

第二十一条から第三十四条まで 削除

第三十五条の見出しを削り、同条の前に次の章名を付する。

第六章 都道府県甘味資源作物生産振興審議会

(林業基本法の一部改正)

第二百一十四條 林業基本法(昭和三十九年法律第一百六十一号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中、「内閣総理大臣」を削り、同条第二項中「内閣総理大臣」を削り、同条に次の一項を加える。

3 審議会は、前二項に規定するもののほか、

森林病虫害等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)、国有林野の管理経営に関する法律(昭和二十六年法律第二百四十六号)、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)、保安林整備臨時措置法(昭和二十九年法律第八十四号)、治山治水緊急措置法(昭和三十五年法律第二十一号)、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法(昭和五十四年法律第五十一号)、森林の保健機能の増進に関する特別措置法(平成元年法律第七十一号)及び林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)の規定によりその権限に属せられた事項を処理する。

第二十四条第一項中「十五人」を「三十人」に改め、同条第二項及び第四項中「の申出により、内閣総理大臣」を削る。

第二十六条中「組織」の下に「所掌事務」を加える。

(食品流通構造改善促進法の一部改正)

第二百一十五條 食品流通構造改善促進法(平成三年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 食品流通審議会(第二十二條―第二十五条)」を「第四章 削除」に改める。

第四章を次のように改める。

第四章 削除

第二十二條から第二十五条まで 削除

(食料・農業・農村基本法の一部改正)

第二百一十六條 食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第四十条第一項中「及び他の法令」及び「内閣総理大臣」を削り、同条第二項中「内閣総理大

臣」を削り、同条に次の一項を加える。

3 審議会は、前二項に規定するもののほか、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)、家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)、飼料需給安定法(昭和二十七年法律第三百五十六号)、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和二十九年法律第八十二号)、果樹農業振興特別措置法(昭和三十六年法律第十五号)、畜産物の価格安定等に関する法律(昭和三十六年法律第八十三号)、砂糖の価格安定等に関する法律(昭和四十年法律第九号)、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律第一百一十二号)、農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)、卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)、肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和六十二年法律第九十八号)、食品流通構造改善促進法(平成三年法律第五十九号)及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第一百三十三号)の規定によりその権限に属せられた事項を処理する。

第四十一条第一項中「十五人」を「三十人」に改め、同条第二項及び第四項中「の申出により、内閣総理大臣」を削る。

第四十三条中「組織」の下に「所掌事務」を加える。

第十二章 経済産業省関係

(中小企業庁設置法の一部改正)

第二百一十七條 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(設置及び長官)

第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第一百十号)第三條第二項の規定に基づいて、経済産業省の外局として、中小企業庁を置く。

2 中小企業庁の長は、中小企業庁長官とする。

第四条を第六条とする。

第三条の見出しを「(所掌事務等)」に改め、同条第一項を次のように改める。

中小企業庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 中小企業の育成及び発展を図るための基本となる方策の企画及び立案に関すること。

二 中小企業の経営方法の改善、技術の向上その他の経営の向上に関すること。

三 中小企業の新たな事業の創出に関すること。

四 中小企業に係る取引の適正化に関すること。

五 中小企業の事業活動の機会の確保に関すること。

六 中小企業の経営の安定に関すること。

七 中小企業に対する円滑な資金の供給に関すること。

八 中小企業の経営に関する診断、指導及び助言並びに研修に関すること。

九 中小企業の交流又は連携及び中小企業による組織に関すること。

十 中小企業の経営に関する相談並びに中小企業に関する行政に関する苦情若しくは意見の申出又は照会につき、必要な処理をし、又はそのあつせんをすること。

十一 前各号に掲げるもののほか、中小企業に関し他の行政機関の所掌に属しない事務に関すること。

十二 所掌事務に係る国際協力に関すること。

十三 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき中小企業庁に属せられた事務

本則中第三条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(中小企業政策審議会)

第五条 別に法律で定めるところにより経済産業省に置かれる審議会等で中小企業庁に置かれるものは、中小企業政策審議会とする。

2 中小企業政策審議会については、中小企業基本法昭和三十三年法律第五十四号。これに基づき命令を含む。)の定めるところによる。

第二条の次に次の一条を加える。

(任務)

第三条 中小企業庁は、第一条の目的を達成することを任務とする。

(鉱山保安法の一部改正)

第二百二十八条 鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第三十二条及び第三十三条を次のように改める。

第三十二条及び第三十三条 削除

第三十九条から第五十一条までを次のように改める。

(鉱山保安協議会)

第三十九条 原子力安全・保安院に中央鉱山保安協議会(以下「中央協議会」という。)を、鉱山保安監督部に地方鉱山保安協議会(以下「地方協議会」という。)を置く。

第四十条 経済産業大臣は、第六条第二項、第七條第一項、第八條第一項若しくは第二項、第九條、第十條第一項、第十二條の二第二項若しくは第三項、第十四條第五項(第十五條第五項において準用する場合を含む。)、第十五條第一項、第十六條第一項、第十八條、第十九條第一項、第二項若しくは第四項、第二十三條第一項、第二十三條の二第二項若しくは第三十三條の規定による省令の制定若しくは改廃を行うとき、又は第二十四條の規定によ

る命令をするときは、中央協議会の議に付さなければならない。

2 鉱山保安監督部長は、第十条第四項又は第二十三條第一項の規定による認可の基準を定めるときは、地方協議会の議に付さなければならない。

第四十一条 中央協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 前条第一項の規定によりその権限に属せられた事項を処理すること。

二 保安技術職員の国家試験を行うこと。

三 経済産業大臣の諮問に応じて保安に関する重要事項を調査審議すること。

四 前号に規定する重要事項に関し、経済産業大臣に意見を述べること。

五 労働災害防止団体法(昭和三十九年法律第八十八号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、金属鉱業等鉱害対策特別措置法(昭和四十八年法律第二十八号)及び深海底鉱業暫定措置法(昭和五十七年法律第六十四号)の規定によりその権限に属せられた事項を処理すること。

2 地方協議会は、前条第二項の規定によりその権限に属せられた事項を処理するほか、鉱山保安監督部長の諮問に応じて保安に関する重要事項について調査審議し、かつ、鉱山保安監督部長に意見を述べることができる。

第四十二条 中央協議会及び地方協議会は、それぞれ委員四十二人以内をもつて組織する。

2 前条第一項第二号に掲げる事務を行い、又は同項第三号若しくは第四号に掲げる事務のうち保安技術職員の資格に関する専門的事項に係るものを行うため必要があるときは、中央協議会に臨時委員を置くことができる。

第四十三条 中央協議会及び地方協議会の委員は、学識経験のある者、鉱業権者を代表する者及び鉱山労働者を代表する者について、

各々同数を、中央協議会にあつては経済産業大臣が、地方協議会にあつては鉱山保安監督部長が任命する。

2 前項の中央協議会の委員のうちには、次に掲げる資格を有する者を含まなければならない。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学若しくは高等専門学校、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学若しくは旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を卒業した者又は人事院がこれと同等以上の学力及び技能があると認めた者であること。

二 二十年以上鉱業又は鉱業に関する研究に従事したこと。

三 三十歳以上であること。

3 臨時委員は、前項の資格を有する者のうちから、経済産業大臣が任命する。

第四十四条 中央協議会及び地方協議会の委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第四十五条 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

第四十六条 中央協議会及び地方協議会に、それぞれ会長を置き、学識経験のある者である委員のうちから、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

第四十七条 中央協議会に、第四十一条第一項第二号に掲げる事務並びに同項第三号及び第四号に掲げる事務のうち保安技術職員の資格に関する専門的事項に係るものを分掌させるため、鉱山保安試験審査分科会(以下「審査分科会」という。)を置く。

2 中央協議会に、前項の事務以外の事務をつかさどらせるため、必要な分科会を置くことができる。

3 地方協議会に、分科会を置くことができる。

第四十八條 審査分科会に属すべき委員は、第四十三條第二項の資格を有する中央協議会の委員のうちから、経済産業大臣が指名する。

2 審査分科会に属すべき臨時委員は、経済産業大臣が指名する。

3 審査分科会に審査分科会長を置く。審査分科会長は、経済産業大臣が審査分科会に属する委員のうちから指名する。

4 中央協議会は、審査分科会の決議をもつて中央協議会の決議とする。ただし、別段の定めをした場合は、この限りでない。

5 第四十六條第二項及び第三項の規定は、審査分科会に準用する。この場合において、同条第二項中「会長」とあるのは「審査分科会長」と、同条第三項中「会長」とあるのは「審査分科会長」と、「あらかじめその」とあるのは「経済産業大臣の」と読み替えるものとする。

第四十九條 分科会（審査分科会を除く。以下この条において同じ。）に分科会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

2 分科会に属すべき委員は、会長が指名する。

第五十條 中央協議会の委員及び臨時委員並びに地方協議会の委員に対しては、手当及び旅費を支給することができる。

第五十一條 関係行政機関の職員は、会長の承認を受けて、中央協議会（審査分科会を除く。）又は地方協議会に出席し、意見を述べることができる。

（工業標準化法の一部改正）
第二百二十九條 工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「工業技術院」を「経済産業省」

に改める。

第四條第一項中「二百四十人」を「三十人」に改め、同条第二項中「及び関係各庁の職員」を削り、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める。

第七條第三項中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める。

（貿易保険法の一部改正）
第二百三十條 貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十三章 貿易保険審議会（第五十四条、第五十八條）」を削る。

第十三章を削る。

（商品取引所法の一部改正）
第二百三十一條 商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 商品取引所審議会（第三百三十七條、第三百三十九條）」を「第五章 削除」に改める。

「第五章 商品取引所審議会」を「第五章 削除」に改める。

第三百三十七條から第三百四十二條までを次のように改める。

第三百三十七條から第三百四十二條まで 削除

第三百四十二條の二を削る。

（鉱業法の一部改正）
第二百三十二條 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第二百六十五條中「通商産業局」を「経済産業局」に改める。

第二百六十八條、第二百六十七條第二項及び第七十條中「通商産業局長」を「経済産業局長」に改める。

（電源開発促進法の一部改正）
第二百三十三條 電源開発促進法（昭和二十七年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七條を、第十二條に、第三章 電源開発調整審議会（第八條、第十二條）」を「第二章 電源開発株式会社（第十三條、第四十一條）」に改める。

「第二章 電源開発株式会社（第十三條、第四十一條）」に改める。

「第二章 電源開発調整審議会」を削る。

第八條から第十條までを次のように改める。

第八條から第十條まで 削除

第十一條中「審議会は、その所掌事務を」を「総合資源エネルギー調査会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項」に改める。

第十二條を次のように改める。

第十二條 削除

（石炭鉱業構造調整臨時措置法の一部改正）
第二百三十四條 石炭鉱業構造調整臨時措置法（昭和三十年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。

第六十九條中「通商産業省」を「経済産業省」に改める。

第七十條の見出しを「（所掌事務）」に改め、同条中「この法律を」を「この法律の規定に」、調査審議するほかを「を」を「に」、通商産業大臣を「経済産業大臣」に改め、同条に次の一項を加える。

2 審議会は、前項に規定するもののほか、臨時石炭鉱害復旧法（昭和二十七年法律第二百九十五号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

第七十一條第一項中「四十五人」を「三十人」に改める。

第七十二條第一項中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改め、同条第二項中「関係行政機関の職員及び」を削り、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改め、同条第三項中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める。

第七十六條中「通商産業省令」を「経済産業省令」に改める。

（中小企業団体の組織に関する法律の一部改正）
第二百三十五條 中小企業団体の組織に関する法律

（昭和三十一年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「中小企業安定審議会並びに中小企業分野等調整審議会」を「中小企業政策審議会」に改める。

第三章第八節の節名を次のように改める。

第八節 中小企業政策審議会及び都道府県中小企業調整審議会

第七十二條を次のように改める。

（中小企業政策審議会への諮問）

第七十二條 主務大臣は、第五十八條又は第五十七條の規定による命令をしようとするときは、中小企業政策審議会に諮問しなければならない。

第七十三條から第八十條までを次のように改める。

第七十三條から第八十條まで 削除

第八十條の二を削る。

（割賦販売法の一部改正）
第二百三十六條 割賦販売法（昭和三十六年法律第一百五十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 割賦販売審議会（第三十六條、第四十二條）」を「第四章 割則（第三十六條、第四十二條）」に改める。

「第四章 割則（第三十六條、第四十二條）」を「第四章 割則（第三十六條、第四十二條）」に改める。

「第四章 割則販売審議会」を「第四章 割則」に改める。

第三十八條を次のように改める。

（消費経済審議会への諮問）
第三十八條 主務大臣は、第二條第四項若しくは第五項、第四條の三第一項、第二十九條の四及び第三十條の六において準用する場合を含む。）第七條、第十一條第一号、第十五條第一項第二号（第三十五條の三の三において準用する場合を含む。）第三十條の四第四項第一号、第三十條の五第二項、第三十三條の

二 第二項第二号若しくは第三十五条の三の二第一号に規定する政令の制定若しくは改廃の立案をし、又は第九条の割合若しくは期間を定めようとするときは、消費経済審議会に諮問しなければならない。

第三十七条から第四十二条までを次のように改める。

第三十七条から第四十二条まで 削除

第五章 雑則を削る。

第六章 罰則を「第五章 罰則」に改める。

(中小企業基本法の一部改正)

第百三十七條 中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十八條中「通商産業省を「経済産業省」に改める。

第二十九條の見出しを、「(所掌事務)」に改め、同条第一項中「内閣総理大臣、通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改め、同条第二項中「内閣総理大臣、通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改め、同条に次の一項を加える。

3 審議会は、前二項に規定するもののほか、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)、中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十一年法律第百八十五号)、中小企業指導法(昭和三十八年法律第百四十七号)、小規模企業共済法(昭和四十年法律第百二二号)、下請中小企業振興法(昭和四十五年法律第百四十五号)、中小小売商業振興法(昭和四十八年法律第百一十号)、中小企業の事業活動の機会確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律(昭和五十二年法律第七十四号)、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)、中小企業流通業務効率化促進法(平成四年法律第六十五号)、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法

律(平成五年法律第五十一号)、中小企業の創造的・事業活動の促進に関する臨時措置法(平成七年法律第四十七号)、特定産業集積の活性化に関する臨時措置法(平成九年法律第二十八号)、小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律(平成十年法律第百四十七号)及び中小企業経営革新支援法(平成十一年法律第十八号)の規定によりその権限に属せられた事項を処理する。

第三十條第二項及び第四項中「通商産業大臣の申出により、内閣総理大臣」を「経済産業大臣」に改める。

(電気事業法の一部改正)

第百二十八條 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 電気事業審議会 第九十三條」を「第六章 削除」に改める。

第六章 削除

第九十三條から第九十九條まで 削除

(石油需給適正化法の一部改正)

第百三十九條 石油需給適正化法(昭和四十八年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第十三條を次のように改める。

第十三條 削除

(伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部改正)

第百四十條 伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和四十九年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二十條を次のように改める。

第二十條 削除

(中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律の一部改正)

第百四十一條 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法

律(昭和五十二年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第十二條を次のように改める。

第十二條 削除

(計量法の一部改正)

第百四十二條 計量法(平成四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第百五十六條第一項中「通商産業省」を「経済産業省」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 審議会は、この法律の規定によりその権限に属せられた事項を処理する。

第百五十六條第三項中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「三十人」を「十九人」に改め、同条第四項中「通商産業省令」を「経済産業省令」に改める。

第百六十六條第一項中「通商産業省の本省を「経済産業省」に改め、同条第二項中「通商産業省を「経済産業省」に改め、同条第三項中「通商産業省令」を「経済産業省令」に改める。

第十三章 国土交通省関係

(海難審判法の一部改正)

第百四十三條 海難審判法(昭和二十二年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

第八條を次のように改める。

第八條 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第三條第二項の規定に基づいて、国土交通大臣の所轄の下に、海難審判庁を置く。

第八條の次に次の二條を加える。

第八條の二 海難審判庁は、海難の原因を明らかにし、もつてその発生の防止に寄与することを任務とする。

第八條の三 海難審判庁は、前條の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 審判の請求に係る海難の調査を行うこと。

二 審判を行うこと。

三 裁決を執行すること。

四 海事補佐人の監督に関すること。

五 前各号に掲げるもののほか、海難の審判に関すること。

第九條第四項中「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

第九條の二第二項中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第十四條の二第三項中「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

(海上保安庁法の一部改正)

第百四十四條 海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「運輸大臣」を「国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第三條第二項の規定に基づいて、国土交通大臣」に改める。

第二條第一項中「をつかさどる」を「を行うことにより、海上の安全及び治安の確保を図る」に改める。

第三條を次のように改める。

第三條 削除

第五條各号列記以外の部分を次のように改める。

海上保安庁は、第二條第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

第五條第十号及び第十一号を次のように改める。

十 船舶交通がふくそうする海域における船舶交通の安全の確保に関すること。

十一 海洋の汚染及び海上災害の防止に関すること。

第五條中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号から第十七号までを一号ずつ繰り上げ、第十七号の二を第十七号とし、第二十一号を削り、第二十二号を第二十一号とし、第二十三号を第二十二号とし、第二十四号を第二十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十四 所掌事務に係る国際協力に関すること。

と。

め、同条第二項中「内閣総理大臣」を「国土交通大臣、総務大臣又は農林水産大臣」に改める。

第八条第一項中「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に、「十五人」を「十一人」に改める。

(首都圏整備法の一部改正)

第百五十三條 首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「国土審議会」を「国土審議会の調査審議会等」に改める。

第二章 国土審議会を第二章 国土審議会の調査審議会等に改める。

第十八条の見出しを「(国土審議会の調査審議会等)」に改め、同条中「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(国土開発幹線自動車道建設法の一部改正)

第百五十四條 国土開発幹線自動車道建設法(昭和三十一年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条及び第十二条を次のように改める。

(会議の設置)

第十一条 この法律及び高速自動車国道法(昭和三十一年法律第七十九号)によりその権限に属せられた事項を処理するため、国土交通省に国土開発幹線自動車道建設会議(以下「会議」という。)を置く。

第十二条 削除

第十三条第一項中「審議会」を「会議」に改め、「会長及び」を削り、「三十一人」を「二十人」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 衆議院議員のうちから衆議院の指名した者 六人

二 参議院議員のうちから参議院の指名した者 四人

三 学識経験がある者のうちから国土交通大臣が任命する者 十人以内

3 会議に、会長を置き、委員の互選により選

任する。

第十三条第四項中「前項第十三号」を「第二項第三号」に改め、同条第五項中「会長及び」を削る。

第十四条中「審議会」を「会議」に、「きく」を「聴く」に改める。

第十五条及び第十六条中「審議会」を「会議」に改める。

(東北開発促進法の一部改正)

第百五十五條 東北開発促進法(昭和三十一年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを「(国土審議会の調査審議会等)」に改め、同条中「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(九州地方開発促進法の一部改正)

第百五十六條 九州地方開発促進法(昭和三十四年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを「(国土審議会の調査審議会等)」に改め、同条中「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(四国地方開発促進法の一部改正)

第百五十七條 四国地方開発促進法(昭和三十五年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを「(国土審議会の調査審議会等)」に改め、同条中「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(北陸地方開発促進法の一部改正)

第百五十八條 北陸地方開発促進法(昭和三十五年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを「(国土審議会の調査審議会等)」に改め、同条中「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(中国地方開発促進法の一部改正)

第百五十九條 中国地方開発促進法(昭和三十五年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを「(国土審議会の調査審議会等)」に改め、同条中「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(公共用地の取得に関する特別措置法の一部改正)

第百六十條 公共用地の取得に関する特別措置法(昭和三十一年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十号」を「第四十八号」に改める。

第四十八條及び第四十九條を削り、第五十條中「審議会の組織及び運営に關し必要な事項その他を削り、同条を第四十八條とする。

(低開発地域工業開発促進法の一部改正)

第百六十一條 低開発地域工業開発促進法(昭和三十六年法律第二百十六号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「(国土審議会の調査審議会等)」に改め、同条中「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(水資源開発促進法の一部改正)

第百六十二條 水資源開発促進法(昭和三十六年法律第二百十七号)の一部を次のように改正する。

第六條の前の見出しを「(国土審議会の調査審議会等)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「審議会は、内閣総理大臣を、国土審議会は、国土交通大臣」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「審議会」を「国土審議会」に、「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 関係行政機関の長は、第一項に規定する重要事項について、国土審議会の会議に出席して、意見を述べることが出来る。

第七條から第十條までを次のように改める。

第七條から第十條まで 削除

(豪雪地帯対策特別措置法の一部改正)

第百六十三條 豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十

十七年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを「(国土審議会の調査審議会等)」に改め、同条第二項中「内閣総理大臣」を「国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣」に、「内閣総理大臣又は」を「国土交通大臣、総務大臣若しくは農林水産大臣又はこれらの大臣以外の」に改める。

(新産業都市建設促進法の一部改正)

第百六十四條 新産業都市建設促進法(昭和三十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第十二條の見出しを「(国土審議会の調査審議会等)」に改め、同条中「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(観光基本法の一部改正)

第百六十五條 観光基本法(昭和三十八年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五條」を「第五條の二」に改め、「第五章 観光政策審議会(第十八条 第二十二條)」を削る。

第一章中第五條の次に次の一條を加える。

(交通政策審議会への諮問等)

第五條の二 交通政策審議会は、国土交通大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に關する重要事項を調査審議する。

2 交通政策審議会は、前項に規定する事項に關し、国土交通大臣又は関係各大臣に意見を述べることが出来る。

3 交通政策審議会は、前二項に規定する事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に對し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

第五章を削る。

(近畿圏整備法の一部改正)

第百六十六條 近畿圏整備法(昭和三十一年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「国土審議会」を「国土審議会の調査審議等」に改める。

第三章 国土審議会を第三章 国土審議会の調査審議等に改める。

第六條の見出しを「国土審議会の調査審議等」に改め、同条中「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に改める。

（工業整備特別地域整備促進法の一部改正）

第六十七條 工業整備特別地域整備促進法（昭和三十九年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第五條の見出しを「国土審議会の調査審議等」に改め、同条中「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に改める。

（河川法の一部改正）

第六十八條 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「河川審議会及び」を「社会資本整備審議会の調査審議等及び」に改める。

第五章 河川審議会及び都道府県河川審議会を第五章 社会資本整備審議会の調査審議等及び都道府県河川審議会に改める。

第八十條の見出しを「社会資本整備審議会の調査審議等」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「審議会は、この法律によりその権限に属せられた事項を調査審議するほか、建設大臣」を「社会資本整備審議会は、国土交通大臣」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「審議会」を「社会資本整備審議会」に改め、同項を同条第二項とする。

第八十一條から第八十五條までを次のように改める。

第八十一條から第八十五條まで 削除

（山村振興法の一部改正）

第六十九條 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二十二條の見出しを「国土審議会の調査審議等」に改め、同条第一項中「内閣総理大臣」又

は「国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣又はこれら以外の大臣」に改め、同条第二項中「内閣総理大臣又は」を「国土交通大臣、総務大臣若しくは農林水産大臣又はこれら以外の大臣」に改める。

（古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法の一部改正）

第七十條 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第十六條の前の見出しを「社会資本整備審議会の調査審議等」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「審議会は、この法律の規定によりその権限に属せられた事項を処理するほか、内閣総理大臣」を「社会資本整備審議会は、国土交通大臣」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「審議会」を「社会資本整備審議会」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「審議会」を「社会資本整備審議会」に改め、同項を同条第四項中「審議会は、その所掌事務を遂行するを」社会資本整備審議会は、この法律及び明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）の規定によりその権限に属せられた事項を処理する」に改め、同項を同条第三項とする。

第十七條を次のように改める。

第十七條 削除

（中部圏開発整備法の一部改正）

第七十一條 中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

目次中「国土審議会」を「国土審議会の調査審議等」に改める。

第三章 国土審議会を第三章 国土審議会の調査審議等に改める。

第六條の見出しを「国土審議会の調査審議等」に改め、同条中「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に改める。

（船舶災害防止活動の促進に関する法律の一部改正）

第七十二條 船舶災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第六十三條の見出し中「の権限を」への諮問等」に改め、同条中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

（小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律の一部改正）

第七十三條 小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律（昭和四十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

（地価公示法の一部改正）

第七十五條 地価公示法（昭和四十四年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十六條」を「第二十六條の二」に改める。

第十二條の見出しを「（設置等）」に改め、同条中「昭和三十八年法律第五十二号」の下に「不動産鑑定士特別試験及び不動産鑑定士補特別試験に関する法律（昭和四十五年法律第十五号）第十二條において準用する場合を含む。」を加え、「行なわせる」を「行わせる」に、「国土庁」を「国土交通省」に改め、同条に次の一項を加える。

2 委員会は、その所掌事務を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方公共団体に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

第十三條を次のように改める。

第十三條 削除

第十五條第一項から第三項まで及び第八項中「国土庁長官」を「国土交通大臣」に改める。

第十八條第三項中「国土庁長官」を「国土交通大臣」に、「行なつて」を「行つて」に改める。

第五章中第二十六條の次に次の一項を加える。

（国土審議会の調査審議等）

第二十八條の二 国土審議会は、国土交通大臣の諮問に応じ、不動産の鑑定評価に関する重要事項を調査審議する。

2 国土審議会は、前項に規定する重要事項について、国土交通大臣に意見を述べることが出来る。

（小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正）

第七十八條 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

（昭和三十九年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に、「国土庁」を「国土交通省」に改め、同条第二項中「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第十二条第二項中「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第七項中「特別委員」を「臨時委員」に改め、同条第八項中「特別委員」を「臨時委員」に改め、同条第九項及び第十項中「特別委員」を「臨時委員」に改める。

(航空事故調査委員会設置法の一部改正)
第七十七号 航空事故調査委員会設置法(昭和四十八年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「運輸省」を「国土交通省」に改める。
第六条第一項中「行なう」を「行う」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第二項及び第三項中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第八条第一項中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第二項中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「きいたうえ」を「聴いた上」に改める。

第十条第三項中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「行なつて」を「行つて」に改める。

第十二条第二項中「きいて、運輸大臣」を「聴いて、国土交通大臣」に改める。

第十四条第四項中「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

(半島振興法の一部改正)
第七十八号 半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第十八条の見出しを「(国土審議会の調査審議等)」に改め、同条第一項中「内閣総理大臣」を「国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣」に改め、同条第二項中「内閣総理大臣又は」を「国土交通大臣、総務大臣若しくは農林水産大臣又はこれらの大臣以外の」に改める。

(土地基本法の一部改正)

第七十九号 土地基本法(平成元年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。
目次中「土地政策審議会(第十九条・第二十条)」を「国土審議会の調査審議等(第十九条)」に改める。

第三章 土地政策審議会を「第三章 国土審議会の調査審議等」に改める。

第十九条の見出しを「(国土審議会の調査審議等)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「審議会は、この法律、国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)、国土調査促進特別措置法(昭和三十七年法律第百四十三号)及び国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、内閣総理大臣を、国土審議会は、国土交通大臣に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「審議会」を「国土審議会」に、「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「審議会」を「国土審議会」に改め、同項を同条第三項とする。

第十四章 環境省関係

(自然環境保全法の一部改正)
第八十号 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「及び自然環境保全審議会」を削る。
第二章 自然環境保全基本方針及び自然環境保全審議会を「第二章 自然環境保全基本方針」に改める。

第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

(動物の保護及び管理に関する法律の一部改正)
第八十一号 動物の保護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第十二条を次のように改める。
第十二条 削除

(瀬戸内海環境保全特別措置法の一部改正)

第八十二号 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第二十三条を次のように改める。

第二十三条 削除

(公害健康被害の補償等に関する法律の一部改正)

第八十三号 公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

第三十一条中「環境庁長官」を「環境大臣」に改める。

第三十三号、第三十七号及び第三十三号第三項中「内閣総理大臣」を「環境大臣」に改める。
(水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部改正)

第八十四号 水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法(昭和五十二年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

(環境基本法の一部改正)

第八十五号 環境基本法(平成五年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項中「環境庁」を「環境省」に改め、「(以下この条及び次条において「審議会」という。)」を削り、同条第二項中「審議会」を「中央環境審議会」に改め、第二号を削り、同条第三号中「環境庁長官」を「環境大臣」に改め、同項を同条第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 鳥獣保護及び狩猟ニ関スル法律(大正七十七年法律第三十二号)、自然公園法(昭和三十三年法律第百六十一号)、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和四十五年法律第百三十九号)、自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)、動物の保護及び管

理に関する法律(昭和四十八年法律第百五号)、瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第百十一号)及び絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)によりその権限に属させられた事項を処理すること。

第四十一条第二項第四号を削る。

第四十一条第三項中「審議会」を「中央環境審議会」に、「内閣総理大臣、環境庁長官」を「環境大臣」に改め、同条に次の一項を加える。

4 前二項に定めるもののほか、中央環境審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他中央環境審議会に關し必要な事項については、政令で定める。

第四十二条を次のように改める。

第四十二条 削除

第四十五号第一項中「総理府」を「環境省」に改める。

第四十六号第一項中「内閣総理大臣」を「環境大臣」に改め、同条第三項中「関係行政機関の長のうちから」を「内閣官房長官、関係行政機関の長及び内閣府設置法(平成十一年法律第九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣のうちから、環境大臣の申出により」に改め、同条第五項中「内閣総理大臣」を「環境大臣」に改め、同条第七項を削り、同条第八項を同条第七項とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条から第三条までの規定並びに次条及び附則第三十一条から第三十八条までの規定 内閣法の一部を改正する法律の施行前の

日で別に法律で定める日

二 附則第十條第一項及び第五項、第十四條第三項、第二十三條、第二十八條並びに第三十條の規定 公布の日

(金融再生委員会設置法の一部改正に伴う経過措置)

第二條 第一條の規定の施行の際現に従前の金融監督庁の職員である者は、別に辞令を發せられない限り、同一の勤務条件をもって、金融再生委員会に置かれる金融庁の相当の職員となるものとする。

(職員の身分引継ぎ)

第三條 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省(以下この条において「従前の府省」という。)の職員(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八條の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。)である者は、別に辞令を發せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省(以下この条において「新府省」という。)又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

(防衛施設中央審議会に関する経過措置)

第四條 この法律の施行の際現に従前の総理府に置かれた防衛庁の防衛施設中央審議会(以下この条において「旧防衛施設中央審議会」という。)の委員である者は、この法律の施行の日、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安

第二類第七号

行政改革に関する特別委員會議録第三号(その二) 平成十一年五月十九日

全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和二十七年法律第四十号。以下この条において「駐留軍用地特措法」という。)第三十一條第二項の規定により、内閣府に置かれる防衛

庁の防衛施設中央審議会(以下この条において「新防衛施設中央審議会」という。)の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、駐留軍用地特措法第三十一條第三項の規定にかかわらず、同日における旧防衛施設中央審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2 この法律の施行の際現に旧防衛施設中央審議会の会長である者は、この法律の施行の日、駐留軍用地特措法第三十一條第六項の規定により、新防衛施設中央審議会の会長として互選されたものとみなす。

(中央更生保護審査会に関する経過措置)

第五條 この法律の施行の際現に従前の法務省の中央更生保護審査会の委員長又は委員である者は、それぞれこの法律の施行の日、犯罪者予防更生法第五條第一項の規定により、法務省の中央更生保護審査会の委員長又は委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同法第六條の規定にかかわらず、同日における従前の法務省の中央更生保護審査会の委員長又は委員としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

(人権擁護推進審議会に関する経過措置)

第六條 この法律の施行の際現に従前の法務省の人権擁護推進審議会の委員である者は、この法律の施行の日、人権擁護施策推進法第四條第二項の規定により、法務省の人権擁護推進審議会の委員として任命されたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に従前の法務省の人権

擁護推進審議会の会長である者は、この法律の施行の日、人権擁護施策推進法第四條第四項の規定により、法務省の人権擁護推進審議会の会長として定められたものとみなす。

(運輸省設置法の廃止に伴う経過措置)

第七條 この法律の施行の際現に第四條の規定による廃止前の運輸省設置法第九條第一項の規定により運輸省の運輸審議会の委員として任命されている者は、この法律の施行の日、国土交通省設置法(平成十一年法律第 号)第十八條第一項の規定により、国土交通省の運輸審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同法第十九條第一項の規定にかかわらず、同日における従前の運輸省の運輸審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(自治省設置法の廃止に伴う経過措置)

第八條 この法律の施行の際現に従前の自治省の地方財政審議会の委員である者は、この法律の施行の日、総務省設置法(平成十一年法律第 号)第十二條第一項の規定により、総務省の地方財政審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同法第十三條第一項の規定にかかわらず、同日における従前の自治省の地方財政審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(公認会計士法の一部改正に伴う経過措置)

第九條 この法律の施行の際現に従前の金融再生委員会に置かれた金融庁の公認会計士審査会(以下この条において「旧公認会計士審査会」という。)の委員又は試験委員である者は、それぞれこの法律の施行の日、第八條の規定による改正後の公認会計士法(以下この条において「新公認会計士法」という。)第三十六條第二項又は第三十八條第二項の規定により、内閣府に置かれる金融庁の公認会計士審査会(以下この条において「新公認会計士審査会」という。)の委員又は試験委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる委員の任期は、新公認会計士法第三十六條第三項の規定にかかわらず、同日における旧公認会計士審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2 この法律の施行の際現に旧公認会計士審査会の会長である者は、この法律の施行の日、新公認会計士法第三十七條第一項の規定により、新公認会計士審査会の会長として決定されたものとみなす。

(原子力委員会及び原子力安全委員会設置法の一部改正に伴う経過措置)

第十條 第十六條の規定による改正後の原子力委員会及び原子力安全委員会設置法(以下この条において「新両委員会設置法」という。)第五條第一項の規定による原子力委員会の委員長及び委員の任命のために必要な行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

2 内閣総理大臣は、新両委員会設置法第五條第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の日以前において現に従前の総理府の原子力委員会の委員である者のうちから、両議院の同意を得ることなく、内閣府の原子力委員会の委員を任命することができ、この場合において、その委員の任期は、新両委員会設置法第六條第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の日において引き続き従前の総理府の原子力委員会の委員であったとした場合の任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に従前の総理府の原子力安全委員会の委員である者は、この法律の施

行の日に、新両委員会設置法第二十二條において準用する新両委員会設置法第五條第一項の規定により、内閣府の原子力安全委員会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新両委員会設置法第二十二條において準用する新両委員会設置法第六條第一項の規定にかかわらず、同日における従前の総理府の原子力安全委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

4 この法律の施行の際現に従前の総理府の原子力安全委員会の委員長である者は、この法律の施行の日に、新両委員会設置法第十五條第一項の規定により、内閣府の原子力安全委員会の委員長に定められたものとみなす。

5 この法律の施行の日の前日において現に学識経験のある者のうちから任命された原子力安全委員会の原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員である者の任期は、第十六條の規定による改正前の原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第十七條第三項(同法第二十條において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、その日に満了する。

(国会等の移転に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十一條 この法律の施行の際現に従前の総理府の国会等移転審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十五條の規定による改正後の国会等の移転に関する法律(以下この条において「新国会等移転法」という。)第十五條第二項の規定により、内閣府の国会等移転審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新国会等移転法第十五條第五項の規定にかかわらず、同日における従前の総理府の国会等移転審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2 この法律の施行の際現に従前の総理府の国会

等移転審議会の会長である者は、この法律の施行の日に、新国会等移転法第十六條第一項の規定により、内閣府の国会等移転審議会の会長として定められたものとみなす。

3 この法律の施行の際現に従前の総理府の国会等移転審議会の専門委員である者は、この法律の施行の日に、新国会等移転法第十七條第二項の規定により、内閣府の国会等移転審議会の専門委員として任命されたものとみなす。

(衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部改正に伴う経過措置)

第十二條 この法律の施行の際現に従前の総理府の衆議院議員選挙区画定審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十六條の規定による改正後の衆議院議員選挙区画定審議会設置法(以下この条において「新選挙区画定審議会法」という。)第六條第二項の規定により、内閣府の衆議院議員選挙区画定審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新選挙区画定審議会法第六條第五項の規定にかかわらず、同日における従前の総理府の衆議院議員選挙区画定審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2 この法律の施行の際現に従前の総理府の衆議院議員選挙区画定審議会の会長である者は、この法律の施行の日に、新選挙区画定審議会法第七條第一項の規定により、内閣府の衆議院議員選挙区画定審議会の会長として定められたものとみなす。

(金融再生委員会設置法の一部改正に伴う経過措置)

第十三條 この法律の施行の際現に従前の金融再生委員会に置かれた金融庁の証券取引等監視委員会(以下この条において「旧証券取引等監視委員会」という。)の委員長又は委員である者は、それぞれこの法律の施行の日に、第二十八條の規定による改正後の金融庁設置法(以下この条

において「新金融庁設置法」という。)第十二條第一項の規定により、内閣府に置かれる金融庁の証券取引等監視委員会の委員長又は委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新金融庁設置法第十三條第一項の規定にかかわらず、同日における旧証券取引等監視委員会の委員長又は委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2 この法律の施行の際現に従前の金融再生委員会の株価算定委員会の委員である者は、この法律の施行の日に、新金融庁設置法附則第十二條の規定により、内閣府に置かれる金融庁の株価算定委員会(以下この条において「新株価算定委員会」という。)の委員として任命されたものとみなす。

において「新金融庁設置法」という。)第十二條第一項の規定により、内閣府に置かれる金融庁の証券取引等監視委員会の委員長又は委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新金融庁設置法第十三條第一項の規定にかかわらず、同日における旧証券取引等監視委員会の委員長又は委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2 この法律の施行の際現に従前の金融再生委員会の株価算定委員会の委員である者は、この法律の施行の日に、新金融庁設置法附則第十二條の規定により、内閣府に置かれる金融庁の株価算定委員会(以下この条において「新株価算定委員会」という。)の委員として任命されたものとみなす。

3 この法律の施行の際現に従前の金融再生委員会の株価算定委員会の委員長である者は、この法律の施行の日に、新金融庁設置法附則第十二條の規定により、新金融庁設置法附則第十二條第一項の規定により、新株価算定委員会の委員長として定められたものとみなす。

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十四條 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下この条において「情報公開法」という。)の施行の日がこの法律の施行の日である場合には、この法律の施行の際現に従前の総理府の情報公開審査会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十九條の規定による改正後の情報公開法(以下この条において「新情報公開法」という。)第二十三條第一項の規定により、内閣府の情報公開審査会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第四項の規定にかかわらず、同日における従前の総理府の情報公開審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2 情報公開法の施行の日がこの法律の施行の日

前である場合には、この法律の施行の際現に従前の総理府の情報公開審査会の会長である者は、この法律の施行の日に、新情報公開法第二十四條第一項の規定により、内閣府の情報公開審査会の会長に定められたものとみなす。

3 情報公開法の施行の日がこの法律の施行の日以後である場合には、新情報公開法第二十三條第一項の規定による情報公開審査会の委員の任命のために必要な行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

(地方自治法の一部改正に伴う経過措置)

第十五條 この法律の施行の際現に従前の総理府の国地方係争処理委員会の委員である者は、この法律の施行の日に、第三十三條の規定による改正後の地方自治法(以下この条において「新地方自治法」という。)第二百五十條の九第一項の規定により、総務省の国地方係争処理委員会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第五項の規定にかかわらず、同日における従前の総理府の国地方係争処理委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2 この法律の施行の際現に従前の総理府の国地方係争処理委員会の委員長である者は、この法律の施行の日に、新地方自治法第二百五十條の十第一項の規定により、総務省の国地方係争処理委員会の委員長として定められたものとみなす。

(電波法の一部改正に伴う経過措置)

第十六條 この法律の施行の際現に従前の郵政省の電波監理審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第四十條の規定による改正後の電波法(以下この条において「新電波法」という。)第九十九條の三第二項又は第二項の規定により、総務省の電波監理審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新

電波法の一部改正に伴う経過措置)

この法律の施行の際現に従前の郵政省の電波監理審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第四十條の規定による改正後の電波法(以下この条において「新電波法」という。)第九十九條の三第二項又は第二項の規定により、総務省の電波監理審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新

電波法の一部改正に伴う経過措置)

電波法第九十九条の五第一項の規定にかかわらず、同日における従前の郵政省の電波監理審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2 この法律の施行の際現に従前の郵政省の電波監理審議会の会長である者は、この法律の施行の日に、新電波法第九十九条の二の二第二項の規定により総務省の電波監理審議会の会長として選任されたものとみなす。

3 この法律の施行の際現に第四十条の規定による改正前の電波法第九十九条の二の二第四項に規定する会長の職務を代行する者である者は、この法律の施行の日に、新電波法第九十九条の二の二第四項に規定する会長の職務を代行する者として定められたものとみなす。

(宗教法人法の一部改正に伴う経過措置)

第十七条 この法律の施行の際現に従前の文部省の宗教法人審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第七十一条の規定による改正後の宗教法人法(以下この条において「新宗教法人法」という。)第七十二条第二項の規定により、文部科学省の宗教法人審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新宗教法人法第七十三条第一項の規定にかかわらず、同日における従前の文部省の宗教法人審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2 この法律の施行の際現に従前の文部省の宗教法人審議会の会長である者は、この法律の施行の日に、前項の規定により任命されたものとみなされる委員のうちから互選されたものとみなし、かつ、新宗教法人法第七十四条第二項の規定により、文部科学省の宗教法人審議会の会長として任命されたものとみなす。

(社会保険医療協議会法の一部改正に伴う経過措置)

第十八条 この法律の施行の際現に従前の厚生省

の中央社会保険医療協議会の委員又は専門委員である者は、それぞれこの法律の施行の日に、第九十一条の規定による改正後の社会保険医療協議会法(以下この条において「新社会保険医療協議会法」という。)第三条第三項の規定により、厚生労働省の中央社会保険医療協議会の委員又は専門委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる委員の任期は、新社会保険医療協議会法第四十一条の規定にかかわらず、同日における従前の厚生省の中央社会保険医療協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2 この法律の施行の際現に従前の厚生省の中央社会保険医療協議会の会長である者は、この法律の施行の日に、新社会保険医療協議会法第五十一条の規定により、厚生労働省の中央社会保険医療協議会の会長として選挙されたものとみなす。

(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 この法律の施行の際現に従前の厚生省の社会保険審査会の委員長又は委員である者は、それぞれこの法律の施行の日に、第九十三条の規定による改正後の社会保険審査官及び社会保険審査会法(以下この条において「新審査会法」という。)第二十一条第一項の規定により、厚生労働省の社会保険審査会の委員長又は委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新審査会法第二十三条第一項の規定にかかわらず、同日における従前の厚生省の社会保険審査会の委員長又は委員としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

2 この法律の施行の際現に第九十三条の規定による改正前の社会保険審査官及び社会保険審査会法第三十条第一項又は第二項の規定により指名されている者は、それぞれこの法律の施行の

日に、新審査会法第三十条第一項又は第二項の規定により指名されたものとみなす。

(労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正に伴う経過措置)

第二十条 この法律の施行の際現に従前の労働省の労働保険審査会の委員である者は、この法律の施行の日に、第九十四条の規定による改正後の労働保険審査官及び労働保険審査会法(以下この条において「新労働法」という。)第二十七条第一項の規定により、厚生労働省の労働保険審査会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新労働法第二十八条第一項の規定にかかわらず、同日における従前の労働省の労働保険審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2 この法律の施行の際現に従前の労働省の労働保険審査会の会長である者は、この法律の施行の日に、新労働法第三十二条第一項の規定により、厚生労働省の労働保険審査会の会長として定められたものとみなす。

3 この法律の施行の際現に第九十四条の規定による改正前の労働保険審査官及び労働保険審査会法第三十六条の規定により指名されている者は、この法律の施行の日に、新労働法第三十六条の規定により指名されたものとみなす。

(建設業法の一部改正に伴う経過措置)

第二十一条 この法律の施行の際現に従前の建設省の中央建設工事紛争審査会の委員である者は、この法律の施行の日に、第四百四十五条の規定による改正後の建設業法(以下この条において「新建設業法」という。)第二十五条の二第二項の規定により、国土交通省の中央建設工事紛争審査会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新建設業法第二十五条の三第一項の規定にかかわらず、同日における従前の建設省の中央建設工事紛争審査会の委員とし

ての任期の残任期間と同一の期間とする。

2 この法律の施行の際現に従前の建設省の中央建設工事紛争審査会の会長である者は、この法律の施行の日に、新建設業法第二十五条の二第三項の規定により、国土交通省の中央建設工事紛争審査会の会長として選任されたものとみなす。

3 この法律の施行の際現に従前の建設省の中央建設工事紛争審査会の特別委員である者は、この法律の施行の日に、新建設業法第二十五条の七第三項の規定により準用される新建設業法第二十五条の二第二項の規定により、国土交通省の中央建設工事紛争審査会の特別委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新建設業法第二十五条の七第二項の規定にかかわらず、同日における従前の建設省の中央建設工事紛争審査会の特別委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(建築士法の一部改正に伴う経過措置)

第二十二条 この法律の施行の際現に従前の建設省の中央建築士審査会の委員又は試験委員である者は、それぞれこの法律の施行の日に、第四百四十七条の規定による改正後の建築士法(以下この条において「新建築士法」という。)第二十九条第三項の規定により、国土交通省の中央建築士審査会の委員又は試験委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる委員の任期は、新建築士法第三十条第一項の規定にかかわらず、同日における従前の建設省の中央建築士審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2 この法律の施行の際現に従前の建設省の中央建築士審査会の会長である者は、この法律の施行の日に、新建築士法第三十一条第一項の規定により、国土交通省の中央建築士審査会の会長に定められたものとみなす。

(国土開発幹線自動車道建設法の一部改正に伴う経過措置)

第二十三条 第百五十四条の規定による改正後の国土開発幹線自動車道建設法第十三条第二項第一号及び第二号の規定による国土開発幹線自動車道建設法の委員の指名は、この法律の施行前においても行うことができる。

(地価公示法の一部改正に伴う経過措置)

第二十四条 この法律の施行の際現に従前の国土庁の土地鑑定委員会の委員である者は、この法律の施行の日に、第百七十五条の規定による改正後の地価公示法(以下この条において「新地価公示法」という。)第十五条第一項の規定により、国土交通省の土地鑑定委員会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第五項の規定にかかわらず、同日における従前の国土庁の土地鑑定委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2 この法律の施行の際現に従前の国土庁の土地鑑定委員会の委員長である者は、この法律の施行の日に、新地価公示法第十六条第一項の規定により、国土交通省の土地鑑定委員会の委員長に定められたものとみなす。

(小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二十五条 この法律の施行の際現に従前の国土庁の小笠原諸島振興開発審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第百七十六条の規定による改正後の小笠原諸島振興開発特別措置法(以下この条において「新小笠原諸島振興開発特別措置法」という。)第十二条第二項の規定により、国土交通省の小笠原諸島振興開発審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第三項の規定にかかわらず、同日における従前の国土庁の小笠原諸島振興開発審議会の委員としての任期の残任期間と同一の

の期間とする。

2 この法律の施行の際現に従前の国土庁の小笠原諸島振興開発審議会の会長である者は、この法律の施行の日に、新小笠原諸島振興開発特別措置法第十二条第五項の規定により、国土交通省の小笠原諸島振興開発審議会の会長に定められたものとみなす。

3 この法律の施行の際現に従前の国土庁の小笠原諸島振興開発審議会の特別委員である者は、この法律の施行の日に、新小笠原諸島振興開発特別措置法第十二条第八項の規定により、国土交通省の小笠原諸島振興開発審議会の臨時委員として任命されたものとみなす。

(航空事故調査委員会設置法の一部改正に伴う経過措置)

第二十六条 この法律の施行の際現に従前の運輸省の航空事故調査委員会の委員長又は委員である者は、それぞれこの法律の施行の日に、第百七十七条の規定による改正後の航空事故調査委員会設置法(以下この条において「新航空事故調査委員会設置法」という。)第六条第一項の規定により、国土交通省の航空事故調査委員会の委員長又は委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新航空事故調査委員会設置法第七条第一項の規定にかかわらず、同日における従前の運輸省の航空事故調査委員会の委員長又は委員としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

2 この法律の施行の際現に従前の運輸省の航空事故調査委員会の専門委員である者は、この法律の施行の日に、新航空事故調査委員会設置法第十二条第二項の規定により、国土交通省の航空事故調査委員会の専門委員として任命されたものとみなす。

(公害健康被害の補償等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十七条 この法律の施行の際現に従前の環境

庁の公害健康被害補償不服審査会の委員である者は、この法律の施行の日に、第百八十三条の規定による改正後の公害健康被害の補償等に関する法律(以下この条において「新公害健康被害補償法」という。)第百三十三条第一項の規定により、環境省の公害健康被害補償不服審査会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新公害健康被害補償法第百三十四条第一項の規定にかかわらず、同日における従前の環境庁の公害健康被害補償不服審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2 この法律の施行の際現に従前の環境庁の公害健康被害補償不服審査会の会長である者は、この法律の施行の日に、新公害健康被害補償法第百三十八条第一項の規定により、環境省の公害健康被害補償不服審査会の会長に定められたものとみなす。

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

- 一 社会保障制度審議会
- 二 科学技術会議
- 三 金利調整審議会
- 四 電源開発調整審議会
- 五 地方制度調査会
- 六 青少年問題審議会
- 七 自動車損害賠償責任保険審議会
- 八 原子力委員会
- 九 選挙制度審議会
- 十 沖縄振興開発審議会
- 十一 男女共同参画審議会
- 十二 地方公務員共済組合審議会
- 十三 関税率審議会

- 十四 財政制度審議会
- 十五 国有財産中央審議会
- 十六 外国為替等審議会
- 十七 資金運用審議会
- 十八 税理士審査会
- 十九 中央酒類審議会及び地方酒類審議会
- 二十 関税等不服審査会
- 二十一 国家公務員共済組合審議会
- 二十二 国税審査会
- 二十三 宇宙開発委員会
- 二十四 文化功労者選考審査会
- 二十五 放射線審議会
- 二十六 技術士審議会
- 二十七 雇用審議会
- 二十八 中央最低賃金審議会
- 二十九 じん肺審議会
- 三十 障害者雇用審議会
- 三十一 中央職業能力開発審議会
- 三十二 中央漁業調整審議会
- 三十三 漁港審議会
- 三十四 中央森林審議会
- 三十五 輸出水産振興審議会
- 三十六 総合エネルギー調査会
- 三十七 鉱山保安試験審査会
- 三十八 中央鉱山保安協議会
- 三十九 日本工業標準調査会
- 四十 貿易保険審議会
- 四十一 商品取引所審議会
- 四十二 石炭鉱業審議会
- 四十三 中小企業安定審議会
- 四十四 割賦販売審議会
- 四十五 電気事業審議会
- 四十六 伝統的工芸品産業審議会
- 四十七 国土審議会
- 四十八 中央建設業審議会
- 四十九 北海道開発審議会
- 五十 気象審議会
- 五十一 道路審議会
- 五十二 国土開発幹線自動車道建設審議会

五十三 公共用地審議会

五十四 水資源開発審議会

五十五 河川審議会

五十六 歴史的風土審議会

五十七 土地政策審議会

五十八 動物保護審議会

(恩給法の一部改正に伴う経過措置)

第二十九条 従前の規定による政務次官については、第三十一条の規定による改正後の恩給法第二十条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

(臨時金利調整法の一部改正)

第三十一条 臨時金利調整法の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第二項中「関し」の下に、「金融再生委員会」を加える。

第八條第一項第一号を次のように改める。

一 金融再生委員会が指名する職員一人

第八條第二項中「前項第四号乃至第六号」を「前項第四号から第六号まで」に、「大蔵大臣が」を「金融再生委員会が大蔵大臣の同意を得て」に、「当つてはを」を「当たつては」に改める。

第八條第三項中「第一項第四号乃至第六号」を「第一項第四号から第六号まで」に改める。

第十一條第二項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改める。

(臨時金利調整法の一部改正に伴う経過措置)

第三十二条 前条の規定の施行の際現に従前の大蔵省の金利調整審議会の委員(同条の規定による改正前の臨時金利調整法第八條第一項第四号から第六号までに掲げる委員に限る。)である者は、前条の規定の施行の日に、同条の規定によ

る改正後の臨時金利調整法(以下この条において「新臨時金利調整法」という。)第八條第二項の規定により、金融再生委員会の金利調整審議会(以下この条において「新金利調整審議会」という。)の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第三項の規定にかかわらず、同日における従前の大蔵省の金利調整審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2 前条の規定の施行の際現に従前の大蔵省の金利調整審議会の会長である者は、同条の規定の施行の日に、新臨時金利調整法第七條第二項の規定により、新金利調整審議会の会長として定められたものとみなす。

(公認会計士法の一部改正)

第三十二条 公認会計士法の一部を次のように改正する。

第三十五條中「大蔵省」を「金融庁」に改める。

第三十六條第二項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第三十八條第二項中「基き」を「基づき」に、「大蔵大臣」を「金融再生委員会」に改める。

(公認会計士法の一部改正に伴う経過措置)

第三十四條 前条の規定の施行の際現に従前の大蔵省の公認会計士審査会の委員又は試験委員である者は、それぞれ同条の規定の施行の日に、同条の規定による改正後の公認会計士法(以下この条において「新公認会計士法」という。)第三十六條第二項の規定により、金融再生委員会に置かれる金融庁の公認会計士審査会(以下この条において「新公認会計士審査会」という。)の委員又は試験委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる委員の任期は、新公認会計士法第三十六條第三項の規定にかかわらず、同日における従前の大蔵省の公認会計

士審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2 前条の規定の施行の際現に従前の大蔵省の公認会計士審査会の会長である者は、同条の規定の施行の日に、新公認会計士法第三十七條第一項の規定により、新公認会計士審査会の会長として決定されたものとみなす。

(国家行政組織法の一部改正)

第三十五条 国家行政組織法の一部を次のように改正する。

別表第一 総理府の項中「金融監督庁」を「金融庁」に改める。

(自動車損害賠償保障法の一部改正)

第三十六條 自動車損害賠償保障法の一部を次のように改正する。

第三十一条中「金融監督庁」を「金融庁」に改める。

第三十二条中「又は大蔵大臣」を削る。

第三十九條中「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に改める。

(自動車損害賠償保障法の一部改正に伴う経過措置)

第三十七條 前条の規定の施行の際現に従前の金融監督庁の自動車損害賠償責任保険審査会の委員(同条の規定による改正前の自動車損害賠償保障法第三十五條第二項の委員に限る。)である者は、前条の規定の施行の日に、同条の規定による改正後の自動車損害賠償保障法(以下この条において「新自動車損害賠償保障法」という。)第三十五條第二項の規定により、金融再生委員会に置かれる金融庁の自動車損害賠償責任保険審査会(以下この条において「新自動車損害賠償責任保険審査会」という。)の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第三項の規定にかかわらず、同日における従前の金融監督庁の自動車損害賠償責任保険審査会の委員として

の任期の残任期間と同一の期間とする。

2 前条の規定の施行の際現に従前の金融監督庁の自動車損害賠償責任保険審査会の会長である者は、同条の規定の施行の日に、新自動車損害賠償責任保険審査会の会長として定められたものとみなす。

(沖縄開発庁設置法の一部改正)

第三十八條 沖縄開発庁設置法の一部を次のように改正する。

第七條第二項中「金融監督庁」を「金融庁」に、「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改める。

(国有林野の管理経営に関する法律の一部改正)

第三十九條 国有林野の管理経営に関する法律(昭和二十六年法律第三十四十六号)の一部を次のように改正する。

第六條の四第一項中、「林業基本法(昭和三十九年法律第六十一号)第二十三條第一項に規定するもののほか」を削り、同条第二項中、「林業基本法第二十三條第二項に規定するもののほか」を削る。

(漁業再建整備特別措置法の一部改正)

第四十條 漁業再建整備特別措置法(昭和五十二年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第四條第五項中、「沿岸漁業等振興法第十三條第一項に規定するもののほか」を削り、同条第六項中、「沿岸漁業等振興法第十三條第二項に規定するもののほか」を削る。

理由 中央省庁等改革の一環として、国の行政組織関係法律に關し、総理府設置法等の廃止、審議会等の統廃合、内閣府及び各省に置かれる外局等に関する規定の整備等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

独立行政法人通則法案

独立行政法人通則法

目次

第一章 総則

第一節 通則(第一条―第十一条)

第二節 独立行政法人評価委員会(第十二条)

第三節 設立(第十三条―第十七条)

第二章 役員及び職員(第十八条―第二十六条)

第三章 業務運営

第一節 業務(第二十七条―第二十八条)

第二節 中期目標等(第二十九条―第三十五条)

第四章 財務及び会計(第三十六条―第五十条)

第五章 人事管理

第一節 特定独立行政法人(第五十一条―第六十条)

第二節 特定独立行政法人以外の独立行政法人(第六十一条―第六十三条)

第六章 雑則(第六十四条―第六十八条)

第七章 罰則(第六十九条―第七十二条)

附則

第一章 総則

第一節 通則

(目的等)

第一条 この法律は、独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる共通の事項を定め、各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律(以下「個別法」という。)と相まって、独立行政法人制度の確立並びに独立行政法人が公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする。

2 各独立行政法人の組織、運営及び管理については、個別法に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

(定義)

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2 この法律において「特定独立行政法人」とは、独立行政法人のうち、その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるものその他当該独立行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、その役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められるものとして個別法で定めるものをいう。

(業務の公共性、透明性及び自主性)
第三条 独立行政法人は、その行う事務及び事業が国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることにかんがみ、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならない。

2 独立行政法人は、この法律の定めるところによりその業務の内容を公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を国民に明らかにするよう努めなければならない。

3 この法律及び個別法の運用に当たっては、独立行政法人の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。

(名称)
第四条 各独立行政法人の名称は、個別法で定める。

(法人格)

第六条 独立行政法人は、法人とする。

(事務所)

第七条 各独立行政法人は、主たる事務所を個別法で定める地に置く。

2 独立行政法人は、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(財産的基礎)

第八条 独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。

2 政府は、その業務を確実に実施させるために必要があると認めるときは、個別法で定めるところにより、各独立行政法人に出資することができる。

(登記)

第九条 独立行政法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)
第十条 独立行政法人でない者は、その名称中に、独立行政法人という文字を用いてはならない。

(民法の準用)

第十一条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、独立行政法人について準用する。

第二節 独立行政法人評価委員会
(独立行政法人評価委員会)

第十二条 独立行政法人の主務省(当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省をいう。以下同じ。)に、その所管に係る独立行政法人に関する事務を処理させるため、独立行政法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 独立行政法人の業務の実績に関する評価に

関すること。

二 その他この法律又は個別法によりその権限に属せられた事項を処理すること。

3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他評価委員会に關し必要な事項については、政令で定める。

第三節 設立

(設立の手續)

第十三条 各独立行政法人の設立に関する手續については、個別法に特別の定めがある場合を除くほか、この節の定めるところによる。

(法人の長及び監事となるべき者)

第十四条 主務大臣は、独立行政法人の長(以下「法人の長」という。)となるべき者及び監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された法人の長又は監事となるべき者は、独立行政法人の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ法人の長又は監事に任命されたものとする。

3 第二十条第一項の規定は、第一項の法人の長となるべき者の指名について準用する。

(設立委員)

第十五条 主務大臣は、設立委員を命じて、独立行政法人の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、独立行政法人の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された法人の長となるべき者に引き継がなければならない。

(設立の登記)

第十六条 第十四条第一項の規定により指名された法人の長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第十七条 独立行政法人は、設立の登記をするこ

第二章 役員及び職員

(役員)

第十八条 各独立行政法人に、個別法で定めるところにより、役員として、法人の長一人及び監事を置く。

2 各独立行政法人には、前項に規定する役員のほか、個別法で定めるところにより、他の役員を置くことができる。

3 各独立行政法人の法人の長の名称、前項に規定する役員の名称及び定数並びに監事の定数は、個別法で定める。

(役員職務及び権限)
第十九条 法人の長は、独立行政法人を代表し、その業務を総理する。

2 個別法で定める役員(法人の長を除く)は、法人の長の定めるところにより、法人の長に事故があるときはその職務を代理し、法人の長の欠員のときはその職務を行う。

3 前条第二項の規定により置かれる役員の職務及び権限は、個別法で定める。

4 監事は、独立行政法人の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、法人の長又は主務大臣に意見を提出することができる。

(役員任命)

第二十条 法人の長は、次に掲げる者のうちから、主務大臣が任命する。

一 当該独立行政法人が行う事務及び事業に関して高度な知識及び経験を有する者
二 前号に掲げる者のほか、当該独立行政法人が行う事務及び事業を適正かつ効率的に運営することができる者

2 監事は、主務大臣が任命する。

3 第十八条第二項の規定により置かれる役員は、第一項各号に掲げる者のうちから、法人の長が任命する。

4 法人の長は、前項の規定により役員を任命したときは、遅滞なく、主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

(役員任期)

第二十一条 役員の任期は、個別法で定める。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員欠格事項)

第二十二条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることができない。

(役員解任)

第二十三条 主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その役員を解任することができる。
一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
二 職務上の義務違反があるとき。

3 前項に規定するもののほか、主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員(監事を除く)の職務の執行が適当でないため当該独立行政法人の業務の実績が悪化した場合であつて、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないとき、その役員を解任することができる。

4 法人の長は、前二項の規定によりその任命に係る役員を解任したときは、遅滞なく、主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

(代表権の制限)

第二十四条 独立行政法人と法人の長その他の代表権を有する役員との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が当該独立行政法人を代表する。

(代理人の選任)

第二十五条 法人の長その他の代表権を有する役員は、当該独立行政法人の代表権を有しない役員又は職員のうちから、当該独立行政法人の業務の一部に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員任命)

第二十六条 独立行政法人の職員は、法人の長が任命する。

第三章 業務運営

第一節 業務

第二十七条 各独立行政法人の業務の範囲は、個別法で定める。

(業務方法書)

第二十八条 独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令(当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。以下同じ)で定める。

3 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

第二節 中期目標等

第二十九条 主務大臣は、三年以上五年以下の期間において独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という)を定め、これを当該独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 中期目標の期間(前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ)。

二 業務運営の効率化に関する事項
三 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
四 財務内容の改善に関する事項
五 その他業務運営に関する重要事項

3 主務大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

(中期計画)

第三十条 独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という)を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
二 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
三 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画
四 短期借入金金の限度額
五 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
六 剰余金の使途
七 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

3 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 主務大臣は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認め

るときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

5 独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

(年度計画)

第三十一条 独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、主務省令で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画(次項において「年度計画」という。)を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 独立行政法人の最初の事業年度の年度計画については、前項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「その成立後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)
第三十二条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該独立行政法人及び政令で定める審議会(以下「審議会」という。)に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項(同項後段の規定による勧告をした場合にあつては、その通知に係る事項及びその勧告の内容)を公表しなければならない。

を公表しなければならない。

5 審議会は、第三項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、当該評価委員会に対し、意見を述べるることができる。

(中期目標に係る事業報告書)

第三十三条 独立行政法人は、中期目標の期間の終了後三月以内に、主務省令で定めるところにより、当該中期目標に係る事業報告書を主務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

(中期目標に係る業務の実績に関する評価)

第三十四条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 第三十二条第三項から第五項までの規定は、第一項の評価について準用する。

(中期目標の期間の終了時の検討)

第三十五条 主務大臣は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他の組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 主務大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 審議会は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができる。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第三十六条 独立行政法人の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

2 独立行政法人の最初の事業年度は、前項の規定にかかわらず、その成立の日(以下「成立日」という。)に始まり、翌年の三月三十一日(一月一日から三月三十一日まで)の間に成立した独立行政法人にあつては、その年の三月三十一日に終わるものとする。

(企業会計原則)

第三十七条 独立行政法人の会計は、主務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

(財務諸表等)

第三十八条 独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見(次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人にあつては、監事及び会計監査人の意見。以下同じ。)を付加しなければならない。

3 主務大臣は、第一項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 独立行政法人は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに第二項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(会計監査人の監査)

第三十九条 独立行政法人(その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。)は、財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

(会計監査人の選任)

第四十条 会計監査人は、主務大臣が選任する。

(会計監査人の資格)

第四十一条 株式会社等の監査等に関する商法の特別に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)第四十条(第二項第二号を除く。)の規定は、第三十九条の会計監査人について準用する。この場合において、同法第四十条第二項第一号中「第二条」とあるのは、「独立行政法人通則法第三十九条」と読み替えるものとする。

(会計監査人の任期)

第四十二条 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度の財務諸表についての主務大臣の第三十八条第一項の承認の時までとする。

(会計監査人の解任)

第四十三条 主務大臣は、会計監査人が次の各号の一に該当するときは、その会計監査人を解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

二 会計監査人たるにふさわしくない非行があつたとき。

三 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(利益及び損失の処理)

第四十四条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

2 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 独立行政法人は、第一項に規定する残余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。)の同条第二項第六号の剰余金の使途に充てることができる。

4 主務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

5 第一項の規定による積立金の処分については、個別法で定める。

(借入金等)

第四十五条 独立行政法人は、中期計画の第三十条第二項第四号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金を行うことができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして主務大臣の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金を行うことができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、主務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 主務大臣は、第一項ただし書又は第二項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

5 独立行政法人は、個別法に別段の定めがある場合を除くほか、長期借入金及び債券発行をする

ことができる。

(財源措置)

第四十六条 政府は、予算の範囲内において、独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

(余剰金の運用)

第四十七条 独立行政法人は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余剰金を運用してはならない。

一 国債、地方債、政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)その他主務大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第四十八条 独立行政法人は、主務省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。ただし、中期計画において第三十条第二項第五号の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて当該重要な財産を譲渡し、又は担保に供するときは、この限りでない。

2 主務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

(会計規程)

第四十九条 独立行政法人は、業務開始の際、会計に関する事項について規程を定め、これを主務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(主務省令への委任)

第五十条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、独立行政法人の財務及び会計に關し必要な事項は、主務省令で定める。

第五章 人事管理

第一節 特定独立行政法人

(役員及び職員(の身分))

第五十一条 特定独立行政法人の役員及び職員は、国家公務員とする。

(役員(の報酬等))

第五十二条 特定独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当(以下「報酬等」という。)は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該特定独立行政法人の業務の実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人員費の見積りその他の事情を考慮して定めなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第五十三条 主務大臣は、前条第二項の規定による届出があつたときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けるときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、主務大臣に対し、意見を申し出ることができる。

(役員の服務)

第五十四条 特定独立行政法人の役員(以下この条から第五十六条までにおいて単に「役員」という。)は、職務上知ることのできた秘密を漏らすてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 役員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 役員(非常勤の者を除く。次項において同

じ。)は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

4 役員は、離職後二年間は、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業(以下「営利企業」という。)の地位で、その離職前五年間に在職していた特定独立行政法人又は人事院規則で定める国の機関と密接な関係にあるものに就くことを承諾し、又は就いてはならない。ただし、人事院規則の定めるところにより、任命権者の申出により人事院の承認を得た場合は、この限りでない。

(役員の災害補償)

第五十五条 役員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償及び公務上の災害又は通勤による災害を受けた役員に対する福祉事業については、特定独立行政法人の職員の例による。

(役員に係る労働者災害補償保険法の適用除外)

第五十六条 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の規定は、役員には適用しない。

(職員の給与)

第五十七条 特定独立行政法人の職員の給与は、その職務の内容と責任に応ずるものであり、かつ、職員が発揮した能力が考慮されるものでなければならない。

2 特定独立行政法人は、その職員の給与の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の給与の支給の基準は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の適用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、当該特定独立行政法人の業務の実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人員費の見積りその他の事情を考慮して定めなければならない。

(職員の勤務時間等)

第五十八條 特定独立行政法人は、その職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇について規程を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 前項の規程は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)の適用を受ける国家公務員の勤務条件その他の事情を考慮したものでなければならぬ。

(職員に係る他の法律の適用除外等)
第五十九條 次に掲げる法律の規定は、特定独立行政法人の職員(以下この条において単に「職員」という。)には適用しない。

一 労働者災害補償保険法の規定

二 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百一十号)第十八條、第二十八條(第一項前段を除く。)、第二十九條から第三十二條まで、第六十二條から第七十條まで、第七十二條第二項及び第三項、第七十五條第二項並びに第六十六條の規定

三 国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)の規定

四 一般職の職員の給与に関する法律の規定

五 国家公務員の職階制に関する法律(昭和二十五年法律第八十号)の規定

六 国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号)第五條第二項、第八條及び第十一條の規定

七 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の規定

2 職員に関する国家公務員法の適用については、同法第二条第六項中「政府」とあるのは、「独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人以下(特定独立行政法人」という。))と、同条第七項中「政府又はその機関」とあるのは、「特定独立行政法人」と、同法第六十條第一項中「場合には、人事院の承認を得て」とあるのは「場合には」と、」により人事院の承認を得て」とあるのは「により」と、同法第七十二條第一項中「その所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、同法第七十八條第四項中「官制」とあるのは「組織」と、同法第八十條第四項中「給与準則」とあるのは「独立行政法人通則法第五十七條第二項に規定する給与の支給の基準」と、同法第八十一條の二第二項各号中「人事院規則」とあるのは「特定独立行政法人の長」と、同法第八十一條の三第二項中「ときは、人事院の承認を得て」とあるのは「ときは」と、同法第九十條第二項中「所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、同法第九十條の三第二項中「官制」とあるのは「特定独立行政法人」と、同法第九十三條第三項中「所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務し、又は勤務していた特定独立行政法人の長」と、同法第九十四條中「内閣総理大臣及びその職員の所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」とする。

3 職員に関する国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭和四十五年法律第七十七号)第五條及び第六條第三項の規定の適用については、同法第五條第一項中「俸給、扶養手当、調整手当、研究員調整手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の百以内」とあるのは「給与」と、同条第二項中「人事院規則(派遣職員が検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の適用を受ける職員である場合にあつては、同法第三條第一項に規定する準則)」とあるのは「独立行政法人通則法第五十七條第二項に規定する給与の支給の基準」と、同法第六條第三項中「国」とあるのは「独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人」とする。

4 職員に関する労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第十二條第三項第四号及び第三十九條第七項の規定の適用については、同法第十二條第三項第四号中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号)第三条第一項」と、同法第十二條とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第二号」と、同法第三十九條第七項中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号)第三条第一項」と、同法第三十九條とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第二号」とする。

5 職員に関する船員法(昭和二十二年法律第九号)第七十四條第四項の規定の適用については、同項中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号)第三条第一項」と、同条第二号とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第二号」とする。

6 特定独立行政法人は、政令で定めるところにより、毎事業年度、常時勤務に服することとを要するその職員(国家公務員法第七十九條又は第八十二條の規定による休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるものを含む。次項において「常勤職員」という。)の数を主務大臣に報告しなければならない。

2 政府は、毎年、国会に対し、特定独立行政法人の常勤職員の数を報告しなければならない。

第二節 特定独立行政法人以外の独立行政法人
政治家
(役員)の兼職禁止

第八十一條 特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員(非常勤の者を除く)は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(準用)

第六十二條 第五十二條及び第五十三條の規定は、特定独立行政法人以外の独立行政法人の職員の報酬等について準用する。この場合において、第五十二條第三項中「実績及び中期計画の第三十條第二項第三号の人員費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。

(職員の給与等)

第六十三條 特定独立行政法人以外の独立行政法人の職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない。

2 特定独立行政法人以外の独立行政法人は、その職員の給与及び退職手当の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の給与及び退職手当の支給の基準は、当該独立行政法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものであるように定めなければならない。

第六章 雑則

(報告及び検査)

第六十四條 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、独立行政法人に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、独立行政法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合

には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(違法行為等の是正)

第六十五條 主務大臣は、独立行政法人又はその役員若しくは職員が行つたこの法律、個別法若しくは他の法令に違反し、又は違反するおそれがあるとき、又は当該独立行政法人に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 独立行政法人は、前項の規定による主務大臣の求めがあつたときは、速やかに当該行為の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を主務大臣に報告しなければならない。

(解散)

第六十六條 独立行政法人の解散については、別に法律で定める。

(財務大臣との協議)

第六十七條 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第二十九條第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。

二 第三十條第一項、第四十五條第一項ただし書若しくは第二項ただし書又は第四十八條第一項の規定による認可をしようとするとき。

三 第四十四條第三項の規定による承認をしようとするとき。

四 第四十七條第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

(主務大臣等)

第六十八條 この法律における主務大臣、主務省及び主務省令は、個別法で定める。

第七章 罰則

第六十九條 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第五十四條第一項の規定に違反して秘密を

漏らした者

二 第五十四條第四項の規定に違反して営利企

業の地位に就いた者

第七十條 第六十四條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合に、その違反行為をした独立行政法人の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第七十一條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした独立行政法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 この法律の規定により主務大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 この法律の規定により公表をしなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 第九條第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

五 第三十條第四項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

六 第三十三條の規定による事業報告書の提出をせず、又は事業報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして事業報告書を提出したとき。

七 第三十八條第四項の規定に違反して財務諸表、事業報告書、決算報告書若しくは監事の意見を記載した書面を備置かず、又は閲覧に供しなかったとき。

八 第四十七條の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

九 第六十條第一項又は第六十五條第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第七十二條 第十条の規定に違反した者は、十

万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)の施行の日から施行する。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にその名称中に独立行政法人という文字を用いている者については、第十条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

中央省庁等改革の一環として、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行なふことが必要であるものを効率的かつ効果的に行なふため、独立行政法人の制度を設け、その運営の基本その他の制度の基本となる共通の事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に關する法律案

独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に關する法律

(国家公務員法の一部改正)

第一条 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

第二条 第三項に次の一号を加える。

十七 独立行政法人通則法(平成十一年法律第 号)第二條第二項に規定する特定

独立行政法人(以下「特定独立行政法人」という。)の役員

第三百三條第二項中「国の機関」の下に「又は特定独立行政法人」を加え、「つく」を「就く」に、「ついで」を「就いて」に改め、同條第九項中「国の機関」の下に「又は特定独立行政法人」を加える。

第三百八條の六第三項中「国営企業労働関係法」を「国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に關する法律」に、「第二條第二号」を「第二條第四号」に改める。

(最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正)

第二条 最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第四十七條第一項中「公務員」の下に「特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第 号)第二條第二項に規定する特定独立行政法人をいう。次項において同じ。の役員若しくは職員」を加え、同條第二項中「公務員」の下に「特定独立行政法人の役員若しくは職員」を加える。

(政治資金規正法の一部改正)

第三条 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第二十二條の九第一項中「又は地方公共団体の公務員」を「若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第 号)第二條第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。の職員」に改め、同條第二項中「又は地方公共団体の公務員」を「若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人の職員」に改め、「当該公務員」の下に「又は職員」を加える。

第二十六條の四第四号中「又は地方公共団体の公務員」を「若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人の職員」に改め、「当該公務員」の下に「又は職員」を加える。

(一)一般職の職員の給与に関する法律の一部改正
第四十条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十一条の七第三項中「の適用を受ける職員」の下に、「独立行政法人通則法平成十一年法律第 号」第二項に規定する特定独立行政法人の職員を加える。

(公職選挙法の一部改正)

第五条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第八十九条第一項中「又は地方公共団体の公務員を若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第 号)第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ)の役員若しくは職員に改め、同項ただし書中「公務員」の下に「(特定独立行政法人の役員及び職員を含む。次条及び第百三十三条第三項において同じ。)」を加え、同条第三項中「又はを若しくはに改め、」公務員」の下に「又は特定独立行政法人の役員若しくは職員を加える。

第二百三十六条の二第一項第一号中「又はを若しくはに改め、」公務員」の下に「又は特定独立行政法人の役員若しくは職員を加える。

第二百二十六条中「公務員」の下に、「特定独立行政法人の役員若しくは職員を加える。

第二百三十九条の二第二項中「公務員」の下に、「特定独立行政法人の役員又は職員」を加える。

第二百五十一条の四第一項中「地方公共団体の公務員」の下に、「特定独立行政法人の役員又は職員」を加える。

(地方税法の一部改正)

第六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第一号中「国」を「国、独立行政法人(その資本の金額若しくは出資金額の全部が国により出資されることが法律におい

て定められているもの又はこれに類するものであつて、その実施している業務のすべてが国から引き継がれたものとして総務大臣が指定したものに限り、以下「非課税独立行政法人」という。に改める。

第七十二条の四第一項中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 非課税独立行政法人

第七十三条の三第一項、第百四十六条第一項及び第百七十九条中「国」を「国及び非課税独立行政法人」に改める。

第二百九十六条第一項第一号中「国」を「国、非課税独立行政法人」に改める。

第三百四十八条第六項中「前二項を」前三項に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 市町村は、非課税独立行政法人が所有する固定資産当該固定資産を所有する非課税独立行政法人以外の者が使用しているものその他の政令で定めるものを除く。に對しては、固定資産税を課することができない。

第四百四十三条、第五百八十六条第一項及び第六百九十九条の四第一項中「国」を「国及び非課税独立行政法人」に改める。

第七百一条の三十四第一項中「国及び」の下に「非課税独立行政法人並びに」を、「公共法人」の下に「(独立行政法人であるものを除く。)」を加える。

第七百二条の二第一項及び第七百四十四条中「国」を「国及び非課税独立行政法人」に改める。

(行政書士法の一部改正)
第七條 行政書士法(昭和二十六年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「期間」の下に「及び特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第 号)第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ)の役員又は職員として行政事務に相当する事務を担当した期間」

を加え、これを削る。

第五条第五号中「公務員」の下に「(特定独立行政法人の役員又は職員を含む。)」を加える。

(国家公務員災害補償法の一部改正)

第八条 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「人事院が指定する国の機関(以下「実施機関」という。))を「実施機関(人事院が指定する国の機関及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第 号)第二項に規定する特定独立行政法人(以下「特定独立行政法人」という。))をいう。以下同じ。に、「責に」を「責めに」に改める。

第四条第三項第五号中「国」を「国(職員が特定独立行政法人に在職していた期間にあつては、当該特定独立行政法人)に改める。

第五条第一項中「国」を「国(職員が特定独立行政法人に在職中に公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に於ては、当該特定独立行政法人。以下同じ。))が、」に、「行なつた」を行つたに改める。

第二十六条第二項中「旅費を」を「旅費(実施機関である特定独立行政法人が出頭を命じた場合に於ては、当該特定独立行政法人が支給する旅費)を」に改める。

第九条 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

(国家公務員退職手当法の一部改正)

第二条第一項中「国家公務員」の下に「独立行政法人通則法平成十一年法律第 号」第二項に規定する特定独立行政法人(以下「特定独立行政法人」という。))の役員を除く。を加える。

第七条第四項中「国営企業労働関係法を」を「国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に改める。

第十条第四項及び第五項中「国」を「国又は特

定独立行政法人」に改める。

第十二条の二第一項中「各省各庁の長(を」を「各省各庁の長等(に改め、」規定する各省各庁の長」の下に「及び特定独立行政法人の長」を加え、同条第三項、第四項、第七項及び第八項中「各省各庁の長」を「各省各庁の長等」に改める。

第十二条の三第一項中「禁錮を」禁錮」に、「各省各庁の長を」各省各庁の長等」に改める。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第十条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十一年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「以下同じ。の下に」に、「独立行政法人(独立行政法人通則法平成十一年法律第 号)第二項に規定する

独立行政法人であつて当該独立行政法人に対する国の出資の状況及び関与、当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案してこの項の規定を適用することが適當であるものとして政令で定めるものに限る。以下同じ。を加え、同項ただし書中「国」を「国、独立行政法人」に改める。

(国有資産等所在市町村交付金法の一部改正)
第十一条 国有資産等所在市町村交付金法(昭和三十一年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

4 国は、独立行政法人に出資した固定資産のうち、当該独立行政法人が当該年度において固定資産税を課されるべきものについては、第一項の規定にかかわらず、当該年度分の市町村交付金を交付しない。

(国家公務員災害補償法の一部改正)

第十二条 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第三項中「国」を「国(職員が独立行政法人通則法(平成十一年法律第 号)第

独立行政法人が訴訟を提起しようとするとき、又は独立行政法人若しくはその行政庁が訴訟に参加しようとするときは、当該独立行

〔六条 国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。
第一条中「国家公務員」を「国家公務員等」に、

3 独立行政法人を所管する各省各庁の長は、当該独立行政法人の長に対し、当該独立行政法人の職員の住宅事情に関する資料の提出を

百二十号)第七十九条又は第八十二条の規定(他の法令のこれらに相当する規定を含む。)による休職又は停職の処分を受

けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない国家公務員で政令で定めるものを含むものとし、臨時に使用される者その他の政令で定める者を含むものとする。

ロ 特定独立行政法人(独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下この号、第十二条第一項及び第四十一条第二項において同じ。)以外の独立行政法人に常時勤務することを要する者(特定独立行政法人以外の独立行政法人に常時勤務することを要しない者で政令で定めるものを含むものとし、臨時に使用される者その他の政令で定める者を含むものとする。)

第三十条第一項中「所属の職員」の下に「及びその所管する独立行政法人の職員」を加える。

第三十一条第一項中「所属の職員」の下に「及び当該各省各庁の所管する独立行政法人の職員」を加える。

第三十二条の見出しを「(職員及び施設の提供)」に改め、同条第一項中「各省各庁の長」の下に「又は特定独立行政法人の長」を、「使用される者」の下に「又は当該特定独立行政法人に使用される者」を加える。

第三十三条第一号中「除く」の下に「、独立行政法人の役員(非常勤の者を除く)」を加える。

第三十七条第一項中「各省各庁」の下に「又は独立行政法人」を加える。

第六十九条中「前条ただし書」を「前条第一項ただし書」に改める。

第九十九条第三項第一号中「(昭和四十九年法律第百十八号)」を削り、同条第五項中「国営企業労働関係法」を「国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に、「第三条」を「第四条第二項若しくは労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)第二条に改め、をいう」の下に「以下この条において同じ」を、「組合員」の下に「(独立行政法人の職員である組合員を除く)」を加え、同条に次の二項を加える。

6 独立行政法人の職員(専従職員を除く。)である組合員に係る第二項に規定する費用については、同項中「国の負担金」とあるのは、「独立行政法人の負担金」として、同項の規定を適用する。

7 独立行政法人の職員であつて専従職員である組合員に係る第二項に規定する費用については、同項中「並びに国の負担金」とあるのは、「職員団体の負担金並びに独立行政法人の負担金」と、同項第一号から第二号までの規定中「国の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」と、同項第三号中「国の負担金」とあるのは「独立行政法人の負担金」と、同項第四号中「国の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」と、同項第五号中「国の負担金」とあるのは「独立行政法人の負担金」として、同項の規定を適用する。

第二百一条第一項中「又はを、独立行政法人又ははに改め、同条第五項の下に「から第七項まで」を加え、同条第四項中「国を、国、独立行政法人」に改める。

第二百一十二条中「国を、国又は独立行政法人」に改める。

第二百二十四条の二第二項中「又は職員団体を、独立行政法人又は職員団体を」に改め、同条第五項の下に「から第七項まで」を加える。

第二百五条第一項中、同条第五項中「第三条」とあるのは、第三条若しくは労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)第二条」とを削り、同条第二項を削る。

り、同条第二項を削る。

第二百一十六条の二第四項中「第六十八條の二ただし書を「第六十八條の二第一項ただし書」に、「同条ただし書を「同項ただし書」に改める。

附則第十四条の三第五項中「国を、国、独立行政法人」に改める。

附則第二十条の三第二項中「第二百二十五条第一項を「第二百二十五条」に改める。

(所得税法の一部改正)

第十八条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表投資者保護基金の項の次に次のように加える。

独立行政法人(その資本の金額若しくは出資金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの又はこれに類するものとして、財務大臣が指定をしたものに限り。)

独立行政法人通則法(平成十一年法律第号)及び同法第一条第一項(目的等)に規定する個別法

(法人税法の一部改正)

第十九条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中小企業金融公庫の項の次に次のように加える。

独立行政法人(その資本の金額若しくは出資金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの又はこれに類するものとして、財務大臣が指定をしたものに限り。)

独立行政法人通則法(平成十一年法律第号)及び同法第一条第一項(目的等)に規定する個別法

(印紙税法の一部改正)

第二十条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二帝都高度交通営団の項の次に次のように加える。

独立行政法人(その資本の金額若しくは出資金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの又はこれに類するものとして、財務大臣が指定をしたものに限り。)

独立行政法人通則法(平成十一年法律第号)及び同法第一条第一項(目的等)に規定する個別法

(登録免許税法の一部改正)

第二十一条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一帝都高度交通営団の項の次に次のように加える。

独立行政法人(その資本の金額又は出資金額の全部が国又は地方公共団体の所有に属しているものとして財務大臣が指定をしたものに限り。)

独立行政法人通則法(平成十一年法律第号)及び同法第一条第一項(目的等)に規定する個別法

(消費税法の一部改正)

第二十二条 消費税法(昭和六十二年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表投資者保護基金の項の次に次のように加える。

独立行政法人(所得税法別表第一の独立行政法人の項に規定するものに限り。)

独立行政法人通則法(平成十一年法律第号)及び同法第一条第一項(目的等)に規定する個別法

(労働関係調整法の一部改正)

第二十三条 労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第八条の二第四項中「国営企業労働関係法を「国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に、「国営企業担当使用者委員を「国営企業等担当使用者委員」に、「国営企業担当労働者委員を「国営企業等担当労働者委員」に改める。

第八条の三「作製」を「作成」に、「国営企業担当使用者委員を「国営企業等担当使用者委員」に、「国営企業担当労働者委員を「国営企業等担当労働者委員」に改める。

(国営企業労働関係法の一部改正)

第二十四条 国営企業労働関係法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律

第一条中「国営企業」の下に「及び特定独立行政法人」を加える。

第二条第二号中「国営企業」の下に「又は特定独立行政法人」を加え、同号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 特定独立行政法人 独立行政法人通則法(平成十一年法律第 号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。

三 国営企業等 国営企業及び特定独立行政法人をいう。

第三条第一項中「国営企業労働関係法を「国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に改め、同条第二項中「四人」を「六人」に改める。

第四条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 国営企業等は、職を新設し、変更し、又は廃止したときは、速やかにその旨を委員会に

通知しなければならない。

第七條第一項及び第二項、第八條から第十條まで、第十二條第一項並びに第十七條中国営企業を「国営企業等」に改める。

第二十五條の見出しを「(国営企業等担当委員)」に改め、同条中「四人」を「六人」に、「国営企業担当公益委員を「国営企業等担当公益委員」に、「国営企業」を「国営企業又は特定独立行政法人」に、「国営企業担当使用者委員を「国営企業等担当使用者委員」に改め、「国営企業等担当労働者委員を「国営企業等担当労働者委員」に改める。

第二十六條第一項中「国営企業」を「国営企業等」に改め、同条第二項中「国営企業担当公益委員、国営企業担当使用者委員若しくは国営企業担当労働者委員を「国営企業等担当公益委員、国営企業等担当使用者委員若しくは国営企業等担当労働者委員」に改める。

第二十九條第一項中「国営企業」を「国営企業等」に、「同条第二項中「国営企業担当公益委員」を「国営企業等担当公益委員」に、「国営企業」を「国営企業等」に、「国営企業担当使用者委員を「国営企業等担当使用者委員」に、「国営企業担当労働者委員を「国営企業等担当労働者委員」に改める。

第三十四條第二項中「国営企業担当公益委員」を「国営企業等担当公益委員」に改め、「三人」の下に「若しくは五人」を加える。

第三十五條中「委員会」を「国営企業とその職員との間に発生した紛争に係る委員会」に改め、同条に次の一項を加える。

2 特定独立行政法人とその職員との間に発生した紛争に係る委員会の裁定に対しては、当事者は、双方とも最終的決定としてこれに服従しなければならない。また、政府は、特定独立行政法人が当該裁定を実施した結果、その事務及び事業の実施に著しい支障が生ずることのないように、できる限り努力しなければならない。

ならない。

第三十九條中「及び大蔵大臣を、財務大臣」に改め、「二の企業に関するものに限る。」の下に「及び特定独立行政法人を所管する大臣当該調停又は仲裁に係る特定独立行政法人を所管する大臣に限る。」を加える。

第四十條第三項中「国営企業」を「国営企業等」に改める。

附則第三項中「国営企業」を「国営企業等」に改める。

(労働組合法の一部改正)

第二十五條 労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第十九條の三第一項中「十二人」を「十五人」に改め、同条第二項中「四人」を「六人」に、「国営企業労働関係法を「国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に、「第十九條の十第一項を「以下この項及び第十九條の十第一項に改め、「同じ」の下に「又は特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第 号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下この項、第十九條の四第二項第三号及び第十九條の十第一項において同じ。」を加え、「同法第二条第二号」を「国営企業の国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律第二条第四号」に改め、「という。」の下に「又は特定独立行政法人の同号に規定する職員(以下この章において「特定独立行政法人職員」という。)を加え、同条第五項中「六人を「七人」に改める。

第十九條の四第二項に次の一号を加える。

三 特定独立行政法人の役員、特定独立行政法人職員又は特定独立行政法人職員が結成し、若しくは加入する労働組合の組合員若しくは役員

第十九條の七第四項中「五人」を「六人」に改め、同条第五項中「六人」を「七人」に、「五人」を「六人」に改める。

第十九條の十第一項中「紛争」の下に、「特定

独立行政法人とその特定独立行政法人職員との間に発生した紛争」を加える。

第十九條の十二第四項中「そのうち六人以上」を「そのうち七人以上」に改める。

第十九條の十三第一項中「国営企業職員」の下に「及び特定独立行政法人職員」を加え、同条第四項中「六人」を「七人」に改め、「国営企業職員」の下に「及び特定独立行政法人職員」を、「(国営企業職員)の下に「又は特定独立行政法人職員」を加える。

第二十四條第二項中「国営企業職員」の下に「及び特定独立行政法人職員」を加える。

第二十五條第一項中、「国営企業職員」の下に「及び特定独立行政法人職員」を、「(国営企業職員)の下に「又は特定独立行政法人職員」を加える。

(社会保険労務士法の一部改正)

第二十六條 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第五條第八号中「公務員」の下に「(独立行政法人通則法(平成十一年法律第 号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人(以下「特定独立行政法人」という。)の役員又は職員を含む。))」を加える。

第八條第四号中「国又はを」を「国若しくは」に改め、「公務員」の下に「又は特定独立行政法人の役員若しくは職員」を加え、同条第五号中「期間の下に」及び「特定独立行政法人の役員又は職員として行政事務に相当する事務に従事した期間」を加える。

別表第二第八号中「厚生省又は労働省」を「厚生労働省」に改め、「期間」の下に「及び厚生労働大臣が所管する特定独立行政法人の役員又は職員として行政事務に相当する事務に従事した期間」を加える。

(児童手当法の一部改正)

第二十七條 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十七條第一項の表中「定める国家公務員」の

下に「独立行政法人通則法(平成十一年法律第二号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人に勤務する者を除く。」を加える。

(勤労者財産形成促進法の一部改正)

第二十八条 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第十五条第四項中「組合職員等」を削り、「第百二十五条第一項を第二条第一項第一号に掲げる者、同法第百二十五条に改め、」をいう。

(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正)

第二十九条 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第五十二条第九項中「前二項を」第八項及び第九項に、「第七項を」第八項に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10 前二項の規定は、特定独立行政法人職員について準用する。この場合において、第八項中主務大臣等とあるのは、独立行政法人通則法(平成十一年法律第二号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人(以下この条において「特定独立行政法人」という。)の長と、給特法の適用を受ける国家公務員とあるのは、特定独立行政法人の職員(常時勤務することを要しない職員を除く。以下この条において同じ。)と、前項中「給特法の適用を受ける国家公務員」とあるのは、特定独立行政法人の職員と読み替えるものとする。

第五十二条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「前三項を」第三項から第五項までに改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 前三項の規定は、独立行政法人通則法(平成十一年法律第二号)第二条第二項に規

定する特定独立行政法人の職員(常時勤務することを要しない職員を除く。第十項において「特定独立行政法人職員」という。)について準用する。この場合において、第三項中「国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第四十一号。以下この条において「給特法」という。))の適用を受ける国家公務員」とあるのは、独立行政法人通則法(平成十一年法律第二号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人(以下この条において「特定独立行政法人」という。)の職員と、「要しない国家公務員」とあるのは「要しない職員」と、「給特法第四条に規定する主務大臣又は政令の定めるところによりその委任を受けた者(以下「主務大臣等」という。))とあるのは当該職員の勤務する特定独立行政法人の長と、「当該国家公務員」とあるのは「当該職員」と、前項中「主務大臣等」とあるのは「特定独立行政法人の長」と、「国家公務員」とあるのは「職員」と読み替えるものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第二号)の施行の日から施行する。ただし、第二十三条中労働関係調整法(昭和二十五年法律第二号)の改正規定(「国営企業労働関係法」を「国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に改める部分を除く。及び第八條の三の改正規定、第二十四條中国営企業労働関係法第三條第二項、第二十五條、第二十六條第二項、第二十九條第二項及び第三十四條第二項の改正規定、第二十五條中労働組合法第十九條の三、第十九條の七及び第十九條の十二第四項の改正規定並びに第十九條の十三第四項の改正規定(「六人」を「七人」に改める部分に限る。))並びに次条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定は、別に法律で定める日から施行する。

(労働組合法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第二十四条の規定による改正後の国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律(以下「新国労法」という。))第三條第二項の規定の適用については、中央労働委員会の委員の数が第二十五條の規定による改正後の労働組合法第十九條の三第一項に規定する数に達する日(以下この条において「任命日」という。))の前日までは、新国労法第三條第二項中「六人」とあるのは、「四人」とする。

2 新国労法第二十五條の規定の適用については、任命日の前日までは、同条中「六人」とあるのは、「四人」とする。

3 中央労働委員会の委員の定数のうち第二十五條の規定による労働組合法第十九條の三第一項の規定の改正に伴い増加した数を充当するため新に行われる委員の任命のために必要な行為は、第二十五條の規定による改正後の労働組合法第十九條の三第二項の規定の例により、前条ただし書の法律で定める日以前においても行うことができる。この場合において、労働組合法第十九條第一項に規定する使用者委員の推薦は国営企業(新国労法第一條第一号に規定する国営企業をいう。以下同じ。))又は独立行政法人通則法(平成十一年法律第二号)の施行の際に同法第一條第一項に規定する個別法が成立している同法第二條第二項に規定する特定独立行政法人(以下「個別法が成立している特定独立行政法人」という。))を所管する大臣が、労働組合法第十九條第一項に規定する労働者委員の推薦は国営企業の新国労法第二條第四号に規定する職員が結成し、若しくは加入する労働組合又は個別法が成立している特定独立行政法人の職員となる者が結成し、若しくは加入する国家公務員法(第八條の三の規定により登録された職員団体が行うものとする。))

4 労働組合法第十九條の三第三項及び第四項の規定は、中央労働委員会の公益委員の定数のうち同条第一項の規定の改正に伴い増加した数を

充当するための公益委員の任命について準用する。

5 中央労働委員会の委員の定数のうち第二十五條の規定による労働組合法第十九條の三第一項の規定の改正に伴い増加した数を充当するため新たに任命された委員の任期は、同法第十九條の五第一項の規定にかかわらず、任命日から、その任命の際現に中央労働委員会の委員である者の任期満了の日までとする。

(社会保険労務士法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行前に従前の厚生省又は労働省の所掌事務に属する行政事務に従事した公務員に対する第二十八條の規定による改正後の社会保険労務士法別表第二第八号の適用については、当分の間、同号の免除資格者の欄の2中「厚生労働省」とあるのは、「厚生労働省又は従前の厚生省若しくは労働省」とする。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

(防衛庁の職員の給与等に関する法律等の一部改正)

第五条 次に掲げる法律の規定中「国営企業労働関係法」を「国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に改める。

一 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)第二十八條の二第五項

二 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第四百四十一号)第二條第一項

三 厚生労働省設置法(平成十一年法律第二号)第三十一條

(労働基準法の一部改正)

第六条 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十二條第三項第四号中「同条第六項」の下に「及び第七項」を加える。

第一百五條の三第一項中「国営企業労働関係法」

を「国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に改める。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)

第七条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の二第五項中「左に」を「次に」に、「基いて」を「基づいて」に、「但し」を「ただし」に改め、同項第六号中「国営企業労働関係法を」を「国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に改める。

(船員法の一部改正)

第八条 船員法(昭和二十二年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第七十四条第四項中「同条第六項の下に」及び第七項を加える。

(私立学校教職員共済法の一部改正)

第九条 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五条の表第六十九条の項中「前条ただし書」を「前条第一項ただし書」に改める。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第十条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「第百二十五条第一項」を「第百二十五条」に改める。

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の一部改正)

第十一条 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第二十八条中「国営企業労働関係法を」を「国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に、「第二条第二号」を「第二条第四号」に

改める。

(社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

第十二条 社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二十四条中「第百二十五条第一項」を「第百二十五条」に改める。

(国家公務員法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十三条 国家公務員法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第五条中国国家公務員退職手当法第二条第一項の改正規定を次のように改める。

第二条第一項中「国家公務員(の下に)国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された者及びこれらに準ずる他の法令の規定により採用された者並びに」を加える。

第九条中国国家公務員宿舎法第二条の改正規定を次のように改める。

第二条第二号イ中「免除された者」の下に「同法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者で政令で定める者」を加える。

第十五条のうち育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第五十二条第三項の改正規定中「加える」を「加え、同条第六項中「職員(の下に)国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の」を加え、同条第十項中「職員(の下に)国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の」を加える」に改める。

(地方公務員法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十四条 地方公務員法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第四条のうち、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第五十二条第六項の改正規定中「第五十二条第六項」を「第五十一条第七項」に、「第九項」を「第十項」に改め、同条第九項の改正規定中「同条第九項」を「同条第十項」に改める。

(国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正)

第十五条 国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「第六十八條の二ただし書」を「第六十八條の二第一項ただし書」に改め、同条第四項中「又は職員団体」を「独立行政法人又は職員団体」に改め、「同条第五項」の下に「から第七項まで」を加える。

理由

独立行政法人通則法の施行に伴い、国家公務員法その他の関係法律の規定の整備をすることともに、所要の経過措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十一年五月二十六日印刷

平成十一年五月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局